

中京大学 現代社会学部紀要

2016 第10巻 第2号

<論文>

- ラジオの島・奄美
——「あまみエフエム」から始まる島の自文化語り——
……………加藤 晴 明 (1)
- 「唄う島」奄美と音楽メディア事業
——島唄・新民謡・ポピュラー音楽のレーベルを軸に——
……………加藤 晴 明 (71)
- フランスは少子化対策の財源をどう確保したか
……………大岡 頼 光 (123)
- ハーバート・ブルーマーにおける相互作用の「内在性」について
——初期シカゴ学派の系譜にハーバート・ブルーマーはどのように連なるのか?——
……………芦 川 晋 (161)
- 原発災害からの生活復興とはなにか
——2015年調査の自由回答欄にみる福島県中通りの親子の生活と健康——
……………成 元 哲 (199)
牛 島 佳 代
松 谷 満

<実践報告>

- 地域包括ケアとソーシャルワーク
原稿執筆にあたって
……………伊 藤 葉 子 (269)
- 地域密着の実践から
……………近 藤 芳 江 (285)
- 個別の課題を地域課題に
……………中 川 学 (293)
- 在宅医療を支えるソーシャルワーク
……………杉 戸 順 子 (303)
-

ラジオの島・奄美

—— 「あまみエフエム」から始まる島の自文化語り ——

加 藤 晴 明

目次

1 節 あまみエフエムに託されたミッション

- あまみエフエム・麓憲吾というオンリー・ワン
- あまみエフエムに託されたミッション
- 開局にいたる経緯
- 美意識の原点としての「結」
- 麓氏の卓抜したリーダーシップ

2 節 あまみエフエムの個性

- 幾つもの個性が融合したラジオ局
- 個性1：島口・島文化発信ラジオ
- 補足：奄美の標準語教育と方言禁止について
- 個性2：〈奄美のうた〉の文化発信ラジオ
- 個性3：イベント発信ラジオ
- 奄美豪雨災害と島外とのつながり
- 補足：NHK が描いたあまみエフエム

3 節 ラジオの島：4局もある島ラジオ

- 島のラジオ局を支える奄美通信システム
- 日本発の公営型ラジオ・エフエムうけん
- エフエムうけんの番組構成

●エフエムせとうち：ラジオの島の難問を背負って

●エフエムたつごう：もうひとつの民間ラジオ局

4 節 小括：かたる・つながる・つくる・ひろがる

1 節 あまみエフエムに託されたミッション

●あまみエフエム・麓憲吾というオンリー・ワン

21 世紀に入り、奄美では新しいメディアの胎動が光る。そうしたメディアの生成と発展の代表格のひとつがあまみエフエムである。あまみエフエムの成功を機に、人口6万に満たない奄美大島で他にもコミュニティ FM が3局たちあがった。人口比で見れば、奄美は日本で一番コミュニティ FM が多い地域でもある。あまみエフエムは、〈島内のまなざし〉からみても地元で華々しく活躍する目立ったメディアではあるが、〈島外からのまなざし〉であるマスメディアや研究者からも高い注目を集めてきた。

NHK はこれまで数多くの奄美番組を制作してきたが、「関口知宏の Only1」という国内で活躍するオンリー・ワンな若者と出会うというシリーズ番組で、あまみエフエム代表の麓憲吾氏（1971～）に焦点を当てた番組を制作している。2回に分けて放送されたその番組では、麓氏が開いた奄美群島初のライブハウス ASIVI を舞台に、「NPO 法人デイ！」代表としてコミュニティ FM をたちあげた麓氏の活動に密着するかたちでそのオンリーワンぶりを紹介した（衛星放送：2010年9月18日前編、25日後編）。

麓氏は、「ムーブメント」をキーワードに自分の活動を語っている。番組では、かつて方言として学校から駆逐され、使うと方言札を下げさせられるほど抑圧された島口（※奄美固有の言語・奄美語）を、あまみエフエムのラジオ放送を通じて再び生活のなかに取り入れ、島口に息吹きを吹き込もうとする試みや、音楽で島を元気にする姿が描かれている。

島を代表する日刊新聞である南海日日新聞は、江戸時代の薩摩藩による奄美・沖縄侵攻（慶長戦争）400年にあたる2009年の元旦特集号で、「薩摩侵攻400年～奄美群島のあり方を問う」という鼎談を特集記事として掲載している。鼎談者のひとりである麓氏は、ここでも「ムーブメントになっていない」ことを強調している。

島に生きることはすごく大切なこと。…井の中の蛙でもいい。島にこだわるのが対外的な魅力だったり、いろんな力を生み出すことになると考え、島の人が島のことを知ることから始めたいと考えている。それをどうアレンジして外に出していけるのかをテーマに、島に特化したもの、島の人が喜ぶものをつくっていききたい。

僕は技術者でも技能者でもない。島が好きで島のことに携わりたいと考えて、ASIVIやラジオ局をつくってきた。ただ、「島を元気にするぞ」というパフォーマンスはしているが、ムーブメントを起こきれていない。意識をもって「島で生きる」人を増やしていきたい。（南海日日新聞、2009.1.1）

自身の活動の起点や立ち位置をめぐるこの語りは、その他の氏の語りのなかでも一貫している。麓氏は、その強いミッションからも、数ある島語りメディアのなかでも〈文化媒介者〉としての活躍や社会的評価という点で出色の位置にいてと言つて過言ではない。まさに誰もが認める奄美の文化再生ムーブメントのリーダーである。「ムーブメント」を強調し、島おこしのためのメディア実践を次々と仕掛ける彼のスタンスとメソッドは、奄美で生きるという不退転の覚悟でもある。

「シマッチュの、シマッチュによる、シマッチュのためのラジオ」は、あまみエフエムが掲げた最も重要なメッセージである。オリジナルストラップには、「シマッチュとは、島出身者だけではなく、島在住の方、島

を愛する方をさします」という但し書きも付いている。

今日の奄美は、紬産業の衰退、そして奄美群島開発特別措置法（いわゆる奄振）によってもたらされる土木事業費の減少によって、経済的な危機状況が続いている。格安航空機の就航や離島ブームによって観光客が増えつつあるが、群島全域で人口減少が続いている。また、奄美大島内においても、戦前から始まる奄美市名瀬地区への都市的人口集中と人口の島外流出は、シマと呼ばれてきた自然村集落の衰退をもたらし、島口・島唄・祭りといった奄美の伝統的な生活文化の危機を招いてきた。島唄は、生活世界から離脱しつつも「教室」という形での伝承が可能となってきたが、集落の踊りである八月踊りは唄い手（唄出し）の高齢化のなかで継承の危機に直面している。

こうした危機の島で、島に帰島し、在住する中で島の再生をいかに図っていくのか、その思いが麓氏や彼を支える若い仲間達である“チーム麓”の基本スタンスである。“チーム麓”と名付けたのは、フォーマルだけでなく、インフォーマルなつながりを通じて彼と喧々囂々と討議しつつ協働する仲間たちを総称してこう名付けてみた。対外的には麓氏だけが脚光を浴びることが多いが、そうした仲間との協働がなければ、これだけ注目されるメディア事業は生まれえない。

日本にコミュニティFMはたくさんある。しかし、その事業が地域の人びとの温かい社会的支持を得て、地域にインパクトをもつ公共財として承認されるような放送局は決して多くはない。ラジオ局の成功は、メディア事業への支持のひろがりにかかっているとんでも過言ではない。

チーム麓が目指したシマッチュのラジオは、そうした奄美の人達がひしひしと感じている危機に棹さすムーブメントを目指し、「島で生きていく」人を増やすことを目指す。それは雇用の場をつくることで、島で暮らし、自ら誇りをもって島を語っていく島の担い手を増やしていくプロジェクトでもある。こうした明確なミッションが共有されているからこそ、チーム麓とも言うべき仲間の輪が生まれ、あまみエフエムを卓越したコミュニ

ティ FM に押し上げてきたのである。

チーム麓というプロジェクトは、会社や NPO という法人の形態が主語なのではない。そうしたミッションを明確に掲げた麓氏をキーパーソンとした人のつながり（※奄美の言葉では「結い」）とその事業、つまりチーム麓事業が主語である。会社であるか NPO であるかは、戦術や手法の次元の問題にすぎない。チーム麓事業と言う場合の「事業」という語の意味内容は、ビジネスというよりもエンタープライズ（enterprise：大胆な企んでや冒険的な事業・企業）という訳語が似合っている。

もちろん、奄美の全てのメディアがこうした強いミッションを直接語っているわけではない。それぞれの立ち位置や手法のなかで島語りをしている。ただ、あまみエフエムのような強いミッションをもった島語りの文化装置が、先行する島の新聞や島のテレビとは別の流れから立ち上がってくるところに、今日の奄美のメディアの生成・発展のダイナミズムがある。

奄美群島初のラジオ局であるあまみエフエム最大の特徴は、こうした強いミッションが放送番組・活動に明確に体现されていることだ。島口の多用やゲストの選択、番組担当者の配置、流す曲など、すべてにわたって局のミッションが明快に具体化されている。その実践は、奄美の文化ナショナリズムあるいは文化のパトリオティズム（愛国心・愛郷心）と言ってもよいような強いメッセージ性を帯びている。全国各地のコミュニティ FM をまわっても、あまみエフエムほど強いメッセージ性とキャンペーン性をもったコミュニティ FM に出会ったことがない。

この強いメッセージ性が〈島外からのまなざし〉であるマスメディアや研究者をも魅了する。あまみエフエムについての研究論考も幾つも書かれているが、300 を超える日本のコミュニティ FM の中で、これほどマスメディアや研究の対象になった局もないだろう。¹⁾



写真：あまみエフエムの外観（撮影：加藤清明、2015.3.18）

※あまみエフエムは、名瀬の繁華街「屋仁川通り」の真ん中にある。

1階が、群島初のライブハウス「ASIVI」である。

※

※

※

以下では、あまみエフエムに焦点を当て、そのリーダーである麓憲吾氏を中心に奄美のメディア実践をチーム麓事業として描いていく。ただ、最初に強調したように、一人の卓抜したリーダーは重要ではあるが、かといって一人の力でメディアが立ちあがるわけでない。また一つのメディアが〈地域のメディア〉を代表するわけではない。一人の偉業や、一つのメディアの素晴らしさを強調しすぎることは、メディアの社会史を過度に単純化してしまう。

本稿でも、少なくない分量をつかってチーム麓事業の物語を描いていく。それほどに奄美のラジオの物語は価値があるからだ。

しかしラジオだけを取り上げて、確かに奄美のラジオの成功の物語は麓氏に集約されない。3節では、奄美のラジオを支える奄美通信システムという通常の島ではありえない出色の企業とその経営者である椋山廣市氏（1950～）を紹介する。彼がいなければ、奄美のコミュニティFMの今の姿はない。麓氏と椋山氏がいなくとも、コミュニティFMは時代の流れとして、きっと島でも誰かが開局しただろう。しかし、それは都会のコン

サルタント会社がデザインした、高価なしかしどこにでもあるミニ地域局のような平板なラジオ局になっていただろう。麓氏という強いミッションをもったリーダーと、椋山氏の高い技術力との両輪が、つまりソフトとハードの両輪が、奄美に日本出色のラジオ局を誕生させたのである。椋山氏の力量で低コストで開局が可能であったからこそ、麓氏のアイデア豊かな個性が開き、個性的で自由な事業デザインも可能となった。

沖縄本島も含めて南の島々にはコミュニティFMが多い。筆者は、そのほぼ全てを練りかえし訪ね歩いたが、地元で存在観をもっているラジオ局、共感をもって聴かれているラジオ局は多くはない。ラジオの島は、二人のリーダーの島への思いが結実した成果なのである。

また鹿児島県の職員として奄美にラジオが必要だということを政策として関わり、私的にも応援してきた方もいる。一人の成功物語の背景にある、そうした数々の人々の貢献や相乗的な関わりがあって地域のメディア事業が生成し発展する。〈地域のメディア学〉は、常にそうした多角的で螺旋的な胎動に留意していく必要がある。

本稿で〈地域メディアの総過程〉や〈表出の螺旋〉という表現を使っているのも、そうした表に出て称賛を浴びる〈文化媒介者〉に加えて、テレビや受賞という形で脚光を浴びるわけではないが、それぞれの立ち位置からの奄美語りの渦にも止目したいからである。椋山氏のような社会的貢献を意識している技術者・経営者、そしてチーム麓にかかわっている多様な協働者たち。そうした多種多様な人々のベクトルが集まり、メディアの生成と発展が厚みをもって展開していく。麓氏に代表される〈文化媒介者〉とは、そうしたベクトルを共有するような〈社会的想像力と実践の総体〉の代弁者として理解されるべきだろう。

奄美のコミュニティFMはいま日本のコミュニティFMの最先端モデルの一つである。以下ではその中核にいるあまみエフエムに焦点を当て、その個性や特性を抽出していく。

しかし3節以下では、できるだけ多様で多層な島のラジオメディアの生

成と発展も触れるようにしたつもりである。必ずしも十分に描ききれているとはいえないが、〈地域メディア総過程〉や〈表出の螺旋〉という表現は、島の中で、限られた資源を使い、身の丈に見合ったかたちで営むメディア実践の総体、社会的実践の総体の意味を込めて使っているつもりである。

●あまみエフエムに託されたミッション

奄美大島はもともとラジオ文化が希薄な島であった。山岳地形で電波状況が悪いためラジオが入らない地域も多く、ほとんどの島人にとって日常的にラジオを聴くという慣習が成立していたとはいえない。

少し前までは、島でラジオといえば、親子ラジオのことであった。親である送信所がNHKの放送を受信し、有線ケーブルを使って契約者の家庭のスピーカーに配信するラジオの共同聴取施設である。マイクによる自主放送も可能であることから、有線のラジオ放送局でもある。鹿児島から沖縄にかけてあったこうした簡易有線放送施設が親子ラジオである。（※奄美市名瀬地区にあった大洋無線については、別稿「奄美の地域メディアを俯瞰する：歴史・印刷メディア編」で紹介した。）

そうした有線ラジオの文化しかなかった奄美大島に、2007年5月1日、初めての民間ラジオ局FMいるかが開局した。それが、あまみエフエムである。コミュニティFMという小規模なラジオ局の許認可の制度ができ、日本初のコミュニティFMが函館市に開局したのが1992年であるから、それから15年あまりを経ての出来事である。

地元の新聞は、「あまみエフエムが開局 島ンチュの、島ンチュによる、島ンチュのためのラジオ 初日は島唄、番組紹介、祝福コメント」の見出しのもとで開局日の様子を次のように伝えている。

「あまみエフエム」（愛称・ディ！ウェイヴ）を運営するのは特定
非営利法人「ディ！」（麓憲吾理事長）。構想から五年を経て活動趣旨
に賛同する支援会員・団体も六百人を超え、地域に密着した住民参加
型ラジオの開局に漕ぎ着けた。…同法人は「奄美で暮らす人が、もっ
と奄美のことを知るための手段、奄美での生活を便利にするための情
報源、奄美を島内外へ発信するメディアと位置付け、「住民参加型」の
放送を展開する予定。麓代表は「人と人をつなげる道具になればいい」
などと語った。（南海日日新聞、2007.5.2）

あまみエフエムの個性は、麓憲吾氏という卓抜したリーダーの思想や活
動と重なり合う。麓氏は、コラム「日本の離島・我ンキヤ（私たち）の中
心」（2010）や、コラム内容を映像クリップ化したあまみエフエム紹介ビ
デオで、あまみエフエムの設立にいたる経緯や設立の理念について自ら
語っている（※2009：京都の大学での特別ゲスト授業に際して作成したも
の）。

ここ奄美では鹿児島本土からのメディアが聞こえてくるわけですが、
鹿児島とは文化も言葉も異なりですね、中央メディアから流れてくる
新しい情報に感化されて新しい情報が正しくて、島のもっている
古いものが間違っているという、地方・離島のコンプレックスみたい
なものがずっとあったんですけど…。ここ近年島唄とか奄美出身の
アーティストがだんだん注目されるようになり地元もだんだんアイデ
ンティティで湧き出てきまして、自分たちの誇りを感じれるような
ツールがあればなと思って、そこで島の人が島のことを知るというこ
とから始めるというところで、奄美にもラジオ局があればなあと
思って今から7年前、資金ゼロ、ノウハウゼロから、平成19年5月1日

に5年かけて開局することができました。(あまみエフエム紹介DVD)

麓氏は、われわれのインタビューでも、「島の人が島のことを知ることから始めるツールがあればな」がラジオが必要だと考える切っ掛けだったと述べている。氏が、島の音楽イベントを東京で開催した2002年のことである。自身の所有経営するライブハウスなどで音楽イベントをやりながら、店という閉じた空間ではなく、コミュニケーションがひろがる手段として考えたのがラジオであった(取材:2008.08.03、2014.01.26他)。

こうした語りからも、奄美アイデンティティを醸成していくためのメディア、そのために、「自分たちの文化に誇りを感じられるようなツール」「島の人が島のことを知るためのツール」としてラジオが選ばれていることがわかる。

将来の夢は、喜界島・徳之島・沖永良部島・与論島、それぞれにコミュニティFMがたちあがって行って、奄美群島ネットワークがたちあがって、島々の島自慢だとか、僕たちの島はかっこいいよとかね、それぞれのアイデンティティが高まれば良いと思っています。島の暮らし、島がかっこいい、楽しい、と思えるような地元感化ができればなあとと思っています。これから育つ子供達にも、島で生まれたこと、暮らしていることに、自信と誇りが生まれればなあと考えております。(あまみエフエム紹介DVDより)

麓氏はよく「島がかっこいい」というフレーズを使う。それは、島を出て行った人、島にコンプレックスを抱いている人への、都会での体験をふまえた麓氏のメッセージでもある。

もちろん、日本の多くのコミュニティFMの中には、地域を元気にするためという目標を掲げて、地元の青年会議所や商工会議所、あるいは地元の企業家が集まって始めた局も少なくない。個人で始めた場合でも、「地域のために」を掲げている。だが、日本のコミュニティFMのなかで、これほど明確に郷土愛（パトリオティズム）を打ち出し、自分達の文化を発信すること、自分たちの文化的アイデンティティの啓発を目指したラジオで、しかも地域のなかで大きな存在感と承認を得ているラジオ局は少ない。

コミュニティFMにはそれぞれ個性があるが、あまみエフエムの個性を一言で表現するとすれば、「文化ムーブメントとしてのラジオ」、あるいは「ラジオを使った奄美アイデンティティの文化復興活動」である。あまみの文化ルネッサンス・ムーブメントでもある。²⁾

後に番組内容について述べるように、島口、島唄、島のことを知るための番組や、島の音楽など、地域の固有文化の発信にこれほどこだわっているラジオもない。

コミュニティFMでは、地元の地域名やイベントが繰り返され発話されるが、あまみエフエムを聴いているとすぐに気がつくのは、「あまみ」という発話や奄美に関する内容が極めて多いことである。街頭スピーカー放送風の朝のゴミ出しの放送から始まって、ずっと奄美を感じさせる放送が続く。コミュニティFMの多くも地域の地名やイベントを連呼するが、あまみエフエムの放送空間や音世界自体が、奄美らしい空間となっている。つまり、日々のラジオ局の活動や放送自体が強いメッセージをもった島語りとしてデザインされているからでもある。

ラジオは〈間接話法のメディア〉である。確かに魅力的なパーソナリティはいるが、多くの場合には、彼らが強いメッセージ性をもっているわけではなく、聞き上手やアレンジ上手であることが多い。またラジオは人と人、情報と情報をつなぐ〈結節点のメディア〉である。いろいろな人がラジオという放送空間、放送局の空間に集い、つながり、自分のメッセージを語

る。ラジオはそうしたメッセージを引き出す媒介者であるという意味で〈間接話法のメディア〉なのである。あまみエフエムの番組には、奄美のさまざまな論客や奄美研究者や音楽アーティスト、そして奄美に来島した多彩な人々が番組に出演している。まさに、奄美を語る人々の〈結節点〉であり、プラットフォームとなっているメディアである。

こうして個々のパーソナリティなどの語りは間接話法だが、番組全体、活動全体を通じてあまみエフエム自体が、郷土愛という強いメッセージ性をもった〈直接話法のメディア〉ともなっているところにあまみエフエムの個性がある。つまり、「このラジオが何をやろうとしているのか」が明確にリスナーに届く。その点が強烈な個性となっているのである。

日本の多くのコミュニティ FM は、「地域のため」「町を元気にする」という開局の理念はあるが、かといって放送局の日々の活動自体に強いメッセージ性自体をもたないことが多い。さしさわりのない NHK のような放送、あるいは政治的な事項、戦争、基地、そうしたことにあまりかかわらない。沖縄のコミュニティ FM でも、ある意味では、自治体の意向に沿い、生活の事項からはみ出さないように気を遣っている局も少なくない。沖縄最大の基地問題を抱える町のコミュニティ FM は、相反する立場の関係者が多いので政治・基地・戦争の話はタブーとまで言い切る。そうしたラジオ局がある中で、あまみエフエムの局自体のもつ、あまみの文化の醸成をめざすという強いメッセージ性は異色である。そのこだわりは、単なる郷土愛やローカリズムの発露というよりも、奄美への文化ナショナリズム（文化的なパトリオティズ）・ムーブメントのそれである。

あまみエフエムのメッセージ性と放送空間の奄美らしさ、それは、インターネットでラジオを聴く奄美出身者にとっても、あるいは奄美好きな島外の人々、つまり〈奄美コンテクスト〉をもつ人々にとっても大きな魅力要素となっている。その明快さが、あまみエフエムに関心をもつマスメディアや訪問する研究者を惹きつけてやまないのだろう。



写真：あまみエフエムのスタジオ（撮影：加藤晴明、2014.6.29）

※島口が達者なパーソナリティの渡陽子さんは大人気だ。

●開局にいたる経緯

あまみエフエムの開局については、麓氏自身の語りや論考（麓憲吾、2003,2010,2014）や豊山宗洋論考（2012）によって丁寧に紹介されている。そうした論考も参考にしながら、改めてその経緯をまとめてみよう。

あまみエフエムのスタジオ・事務所の下階には、麓氏が立ち上げた奄美群島初のライブハウスである ROADHOUSE ASIVIがある。それを運営したり、音楽イベントの企画・音楽コンテンツの制作などを担う会社が麓氏の有限会社アーマイナープロジェクトである。この飲食業・イベント・音楽コンテンツの企画制作会社は、コミュニティFMが開局する10年前の1998年秋にスタートしている（法人登録は、2002年）。ライブハウスとコミュニティFMは、麓氏の島おこしプロジェクトの両輪でもある。スタッフは変動もあるが、徐々に増えて両方を合わせて20人以上になる。

○ 〈麓憲吾氏と NPO 法人ディ！・あまみエフエムの主な活躍〉

1989 年：麓氏東京に上る（東京でも音楽活動）

1994 年：麓氏島に帰る（帰島後も音楽活動）

1998 年：ライブハウス「ASIVI」開業

以下、NPO ディ！の活躍

2004.11.08：島おこしのための NPO 法人ディ発足

2007.05.01：コミュニティ FM あまみエフエム開局

2008.04.13：全労済文化フェスティバル「夜ネヤ、島ンチュ、リスベク
チュ！！」開催（新宿）

2009.05.01：奄美市と防災協定締結

2009.07.18-19：奄美皆既日食記念実行委員会オフィシャルイベント「夜
ネヤ、島ンチュ、リスベクチュ！！」（奄美パーク）開催

2010.01.04：エフエムうけん開局、提携放送を開始

2010.05.01：中継局 2 局（住用、笠利）増設

2010.05.16：全労済文化フェスティバル「夜ネヤ、島ンチュ、リスベク
チュ！！」（新宿）開催

2010.10.20：奄美豪雨災害の発生に伴い、20 日から 24 日まで災害情報を
放送

2011.05.01：サイマル放送開始

2013.10.20：復帰 60 周年イベント「夜ネヤ、島ンチュ、リスベクチュ！！」
（奄美パーク）開催

2016.11.01：第 40 回南海文化賞を受賞（南海日日新聞が優れた功績を残し
た人・団体に出す賞）

（※こうした経緯をみると、開局後 2～3 年後の、2009 年から 2010 年が飛
躍の年であったことがわかる。）

ライブハウス ASIVI については、奄美の音楽産業の論考で再度取り上
げることになるが、本稿との関係で焦点になるのは、なぜ、麓氏がライブ

ハウスの経営からラジオへ展開したのかというメディア事業の発展の経緯である。氏は2002年くらいから、“島にラジオがあればな”、“自分たちのメディア、奄美としてのメディアがあればな”と思い始めたという。

元ちとせの「わだつみの木」がヒットし、奄美や島唄が少しブームになっていた時期、麓氏は雑誌のインタビューに答えて、外からの一時的なブームではない、地に足の着いた奄美の内発的な盛り上がりの必要性和ラジオの可能性について語っている。

だから今、外側だけがブームになっている状態から、本当に奄美大島が自力的にブームになるには、全然時間がかかるんです。まだまだこれからなんだと思います。…僕、今、ラジオを作りたいんですよ。奄美にはないんです。鹿児島島のラジオはあるんですけど、リアリティが全然ない。……ラジオを作ったら島の中にちゃんとブームができて、面白くなるんじゃないかって思うんです。そしたら自分達の文化が自分達でかっこいいって感じれるようになるから、絶対。（麓憲吾、2003、140頁）

筆者らの取材にも、あまみエフエムの経緯について麓氏は次のように語る。

下のお店でイベントをやっていたんですけど、（営業的な魅力とは別に）このお店というのは凄く閉鎖的なんだな。ここでイベントを重ねることが島を変えることではないな。もっと発信しないと、伝えないと、という思いが強くなって…。島にもいろんな市民活動団体があるんですけど、みんなお店のように籠もっていて…、もっとコミュニケーションをとったり、活動の意味を伝えることで…。みんなに伝え

ることで、凄く変わっていくのにな。島の人が島のことを知ることから始めるツールとしてラジオがあればなと思ったんですよ。(取材：2008.03.05)

興味深いのは、島の文化への覚醒が、〈島外からのまなざし〉との接合のなかで生まれていることである。アマミノクロウサギの撮影をライフワークとしてきた写真家の浜田太氏もそうだし、多くの島唄の唄者もそうだが、島外での経験や〈島外からのまなざし〉を経て、奄美を知らなかった自身への問いかけがあり、それを起点にして〈島内のまなざし〉が深まっていき、それぞれの実践の成果に結びついている。

この島へのまなざしのUターンの回路について、豊山宗洋は「本土のフィルターを通して奄美をみる」という行動様式として総括している(豊山宗洋、2012、24頁)。確かに、麓氏はいろいろな機会に本土のアーティストとの交流のなかから島唄の価値を示唆されそれに気づかされたことを語っている。豊山は、そこから彼が「奄美の歴史と伝統文化そのものを基盤に自己を認識する」方向に発展させていく行動様式は、島唄という特定の部分にのみ価値を見出す島外者とは大きく異なっていることを強調する。

しかしこのとき島唄への視線は、本土のアーティストにとって価値ある側面に限られており、それは、「奄美の歴史と伝統文化そのものを基盤に自己を認識する」行動様式と同一視するわけにはいかない。筆者が麓の活動に注目するのは、彼が本土の人から島唄の価値への気づきを得たのち、島唄だけでなく島の生活、文化へと視野を広め、「島人に島人としての誇りを醸成する」ためには、「島の人が島のことを知るべきだ」という発想のもと具体的な活動を開始したからなのであ

る。（豊山宗洋、2012、26 頁）

豊山も指摘するように、麓氏のミッションは、「島人に島人としての誇りを醸成する」ということである。麓氏は、自ら書いたコラムでも次のようにコミュニティ FM 設立の目的を語っているが、その中でラジオが好きだからとか、理想の NPO 放送局が必要だからということではなく、より大きな目的のためのツールだったことを強調している。

私たちはコミュニティ FM を作ることは目的ではなかった。伝えたい物事があり、そのためのツールがコミュニティ FM である。伝えるべき物事がある限り、そのツールを維持していく覚悟である。先人たちが残してくれたシマ唄・島口などの文化・歴史・自然を受け継ぎ、また子ども子孫へ誇りをもって語り継ぐものとして…。中央メディアや鹿児島ローカルメディア、そして私たちあまみエフエムを通して、島の人々が己を知り、違いを知り、それを誇りに思えること、感じることでできるアイデンティティの形成に努めたいと思う。島内外にいる奄美大島出身者にとって、この日本の離島「奄美大島」は私たちのアイデンティティ、そして中心である。（麓憲吾、2010、126 頁）

朝日新聞の土曜特集記事である「フロントランナー」も、2012 年 8 月 18 日版であまみエフエムを特集し、麓氏の次のような言葉で記事を結んでいる。

災害にラジオがあったほうがいいでしょう。でも、局を立ち上げることが目的になってほしくない。日ごろからラジオで伝えたいことが

あるかどうか。都会や地域の放送局のやり方ではなく、前面に押し出した郷土愛を、地域の人がどれだけ受け止める度量があるかによると思います。(朝日新聞：2015.8.18)

ラジオを立ち上げるに際して、みんながとっつきやすい方法として NPO という手法があることを知ったという。京都で日本初の NPO ラジオ局・京都三条ラジオカフェが開局し、そこで活躍した大山一行が鹿児島県の大隅半島で、NPO 法人おおすみ半島コミュニティ FM ネットワークを立ち上げ、コミュニティ FM を開局した(2006～)。その大山らとの交流によって、申請書類など様々な手法を学ぶことができたという。

しかし重要なことは、麓氏たちが、書類や技術的なことは他のコミュニティ FM を参考にしつつも、そうした局と自分達の目指す局との違いを明確に認識していたことである。それらは「僕たちのモデルではない」、「自分達のオリジナルでいいや」という選択は、コミュニティ FM にとって実は極めて重要な立ち位置の選択であった。(※それぞれの固有な条件や独自のモデルの模索が大切だという認識は、コミュニティ FM という構造的な困難な事業において、魅力ある放送局をつくりあげるための必須要件でもあるからだ。)

こうした経緯からも、島のことを島の人達が知るための手段、島のことを伝える手段、島の人達のコミュニケーションの手段、一般的な言い方をすれば島おこしのための手段として位置づけられている。そして、そうした島のためという社会的承認を担保するために選ばれたのが、個人会社や株式会社ではなく NPO 法人という手法であった。NPO という選択について豊山は、次のように説明している。

一方、「復帰 50 周年夜ネヤ」のあと、麓に対して、一部で、イベン

ト開催は彼の売名行為にすぎないという批判が生じた。主催こそ奄美群島青年団連絡協議会であったが、企画制作および事務局は麓のアーマイナープロジェクトだったからだった。それゆえ麓は、コミュニティFMを運営するには従来の方式ではだめで、他の人から理解と協力を得られる体制を整える必要があると考えた。（豊山宗洋、2012、30頁）

この経緯は重要である。麓氏のミッションをもっとも有効に実現するために選ばれた手法がたまたまNPOだったのであり、そうすることで、島のためになるという公共財的なイメージをもってもらい、ラジオに理解と協力を得ることができると考えられたのである。そうして立ち上げられたNPO法人ディ！は、放送事業のためのNPOであり、島おこしの全てを託されたNPOである。

設立理念は以下の3点を謳っている。

- ・奄美大島とシマッチュが持っている地理的・文化的な素材／素質の価値をシマッチュ自身で再認識してもらうこと
- ・人と人とのつながり「結い」を大切にし、さらなるシマの価値を創造すること
- ・子供たち、孫たちの世代へ向けてシマの素晴らしさを伝えること

NPO法人ディ！は、コミュニティFM開局に先立つ3年前に法人立ち上げを行い、開局の1年前の2006年4月に事務局を立ち上げスタッフの雇用を開始している。最初は現在の半分の5名ほどの体制からスタートし、それを本業のライブハウスのスタッフが支えたりしながら、徐々に事業・スタッフを拡張している。スタッフは、地元出身者だけではなく、Iターン者も少なくない。麓氏が肩をたたいて発掘してきた現在総括部長を

務める丸太泰史（1974～）氏らの精鋭たちである。NPOの会員は、開局時2007年5月段階の会員数は636名、開局1周年時が978名、そして2周年で1,178名と1000名を超えた。2016年12月末段階で1698（企業団体433、個人1265）名である。

麓氏は、開局時にはすでにライブハウス事業や音楽イベントを通じて鹿児島放送局で紹介されるなど、島内ではある程度知られる存在になっていたが、コミュニティFMを通じてさらに社会的認知度が高まった。ライブハウスといういわば「水もの」の事業から、総務省の許認可事業である放送事業者への発展は、氏の社会的位置を向上させ、今や奄美群島を代表する若手リーダーへと押し上げたと言っても過言ではない。

●美意識の原点としての「結」

既に述べたように、麓氏にとってNPOは、奄美を活性化するための手段であり、決して「NPO主義者」ということではない。NPOの方が「島っぽい」と考えたという麓氏のセンスは、島の「結」の文化などから来ているのであり、その方が、島の人々がとっつきやすいと考えたからである。

奄美大島は、…少しばかりの狭い平地にシマ（集落）というコミュニティが…点在する。お互いが存在を把握認め合うことで治安や秩序が保たれ、相互扶助など共同体意識が強い、そのためNPO精神が無意識の中に宿っている。（麓憲吾、2010、215頁）

こうした発言からは、麓氏の立ち位置にあるものが、ある種の共同体主義やロマン主義につらなる美意識であることが見えてくる。こうした美意識は、麓氏の青年団活動への評価からも読み取ることができる。³⁾

「夜ネヤ〜」には、各集落の青年団の八月踊りや余興などのステージ披露も設けています。青年団は各集落で清掃作業、豊年祭、敬老会など、多くの地域行事・作業に関わり大切な役割を担っています。もちろん彼らのほとんどが一度島を出た経験をもち、そのおのおのが島に戻り、生まれ育った集落に暮らし、煩わしい人間関係や集落作業もありながら役割を担っています。そのような各青年団が奄美市名瀬生まれでそのような関わりのない街っ子の私は、とても遅しく思えました。…ある意味、その集落・コミュニティでの役割がアイデンティティを形成する一つの要素といえます。しかしながらその青年団のような価値観・活動を対外的に伝える術が少なく、…（麓憲吾、2014、59頁）

2014年のこの語りは、すでに2007年の開局直後の研究者のインタビューでも語られていて一貫している。

青年団とかかわる機会があるんですけども、小さい社会の中で、子供とかお年寄りとかがいる中で、そこと逃げずに向き合って、敬老会のことや集落活動をやりながら、面白さを作ってるっていうのは本当にたくましく感じて。僕なんか奄美の中でも町の生まれなんで、そういう青年団なんかと関わって、すごく価値観なんかが変わってきていてですね。田舎なりの潔さとかを目指していけば、オリジナルのスタイルみたいなのが、ローカルが本当にグローバルになっていく可能性っていうのがある。島のスタイルを作っていくにもそうした価値観でものづくりをしていきたいなあというのはすごくありますね。（金山智子、2008、13頁）

この二つの語りには、奄美の都会っ子である麓氏の美意識がよく現れていてあまみエフエムの原点を示す貴重な証言でもある。奄美の集落(シマ)

には余興文化が息づく。それは生活のなかで楽しさを自作自演する文化でもある。確かに、単純な農村共同体への憧憬は社会思想史的には共同体主義やロマン主義に属し、時にそれは国家統治を強化するイデオロギーとしても機能してきた。しかし、麓氏は集落（シマ）の生活に美しさだけを見ているわけではない。その煩わしさや大変さをわかったうえで、集落（シマ）という地において、その歴史に誇りをもち、そこに留まって、楽しさを自作自演していく生き方に「かっこよさ」=美的価値を置いているのである。

奄美人のアイデンティティや生活文化の原郷は集落（シマ）にある。あまみエフエムの番組でいえば、集落（シマ）の自慢話を過去に遡って聞き出す取材番組の「ナキャワキャ島じまん」はそうした美意識が強く反映した番組である。

その原郷も今日大きく変容しつつあり、人口減少が著しい。しかし、青年団活動に象徴されるように、生活の地である島の集落（シマ）に踏みとどまることこそが奄美の再生につながる。麓氏が最も重視しているのは、そうした住み続けることへのこだわりのようにも見える。奄美という“地に在る”ことへのこだわりは、あえて名づければ「在地主義」とでも言ってよいのかもしれない。「島に帰って来て欲しい」、「島の共同の暮らしのなかで、奄美をなんとかしようよ」、そうした地域の共同のあり方へのこだわりと通底するものとして選ばれたのが、NPO という仕組みだったように思われる。そういう意味では、麓氏の NPO 法人は、美意識的には「結」法人である。

表 1：奄美の外と中をめぐる〈まなざし〉の二重構造

まなざし I (島外からのフィルター)		
島外 (東京) からのまなざし	⇒	(自然・文化・歴史の島) 奄美
まなざし II (名瀬のフィルター)		
島内都会 (名瀬) のまなざし	⇒	青年団に象徴されるシマの社会文化

東京での体験を經由して、島にもどり、島の生活や文化の価値を発見し、それを伝播していく〈文化媒介者〉となる過程は、まなざしⅠを契機にしながままなざしのⅡへと転生していく生成と発展のプロセスでもある。

まなざしのⅠは、豊山が指摘したように、島唄といった都会の人の特定のフィルターから浮かび上がる奄美である。まなざしⅡは、その奄美の全てを引き受けて、名瀬という都会にあって、改めて奄美人であることの原因郷を求めたときに浮かび上がる集落（シマ）であり、「結」の文化である。奄美という地に在ることが島にとって最も重要なことであり、その美意識・価値観の準拠点が集落（シマ）の「結」の文化となる。

こうした島外経験や島外の人々との出会いを媒介にして、島人・島文化の足下を考えるようになり、そこから島文化の基層である集落（シマ）という原郷に向かう。このまなざしⅠからⅡへと転換していく二段階の回路は、麓氏だけではなく、島唄の唄者や奄美出身や一世・二世などの島語り人にしばしば共通する回路でもある。

まなざしⅠとⅡの違いは、旅ンチュのそれと島ンチュの違いでもあるだろう。このような在地主義ともいえる思考からすれば、たぶん観光客のような旅ンチュや、島応援団の内地ツチュがいくら増えても、そのままでは島の文化を醸成していくムーブメントや島を発展させていく力にはならないということになるのかもしれない。

「結」の文化と共振するようなラジオ、それは、個人事業と思われがちなメディア事業にソーシャルな支援をもたらす源ともなる。NPOの法人会員の一人は、会員になっている理由を、「あれは公共財…だから」、地元で事業している者として会員としてお付き合いすると述べている。つまりあまみエフエムは、NPO法人にしたことで、島の「結」の文化と連続する意味での「公共財」的な位置を獲得することに成功してきた。コミュニティFMは、地域の人々に支えられて初めて持続的経営が可能なソーシャルな事業である（加藤晴明、2007）。この会員の発言を聞くと、あまみエフエムが地域のなかでそうしたソーシャルな支持を広く獲得してきてい

ることがわかる。もちろん、そうした支持は会社という形式でも可能であるが、NPO 法人という選択がより一層それを可能にしたことは確かである。

●麓氏の卓抜したリーダーシップ

ただ、コミュニティ FM は、ソーシャルな事業ではあるが、法人の形態にかかわらず中心的な担い手の個人的属性を強く反映し、その資質に依存して事業が営まれる。出版にしろ、テレビにしろ、ラジオにしろ、小さなメディア事業とはそうした性格を帯びている。そもそもコミュニティ FM は、そうした属人性を備えることで個々の地域特性に対応したそれぞれの運営のあり方を開発してきている。

小規模独立メディアであるコミュニティ FM は、運営ノウハウが標準化されているケーブルテレビなどとは異なり、ある意味ではメディア事業の雛形が存在しない。会社形態であれ NPO 形態であれ、中心になる担い手の個性・アイデア・人柄といった属人的要素に左右されるメディアであり、そうでない限り運営はうまくいかないやっかいなメディアでもある。

そうした視点からみれば、あまみエフエムは、麓氏の個人企業ではないが、今日までのところ基本的にはチーム麓事業 (enterprise) であり、麓氏の資質の上に成立している事業である。資金調達の情報、コミュニティ FM によくみられる 20~数十社の地域企業を網羅したかたちでの出資による資金調達ではなく、麓氏と技術的な基盤を支えた奄美通信システムの社主が開局資金を準備した有限会社的な側面もっている。麓氏の本業としてのライブハウス、そして通信工事会社というサポート会社がちゃんとあったことも、あまみエフエムの立ち上げの成功の要素として忘れてはならない。後に述べるが、コミュニティ FM にとって、サポート事業者がいるかないかは、事業の実質的な成否に関わる極めて重要な持続要件なのである。

こうした開局の経緯からも、あまみエフエムはチーム麓事業という独特

の法人といってもよいのかもしれない。当然のことながら、あまみエフエムはチーム麓事業として、麓氏の個性が強く反映したひとつの〈自己メディア〉でもある。（※〈自己メディア〉とは、人はさまざまなメディアに託して自己に輪郭を与えていくという意味で筆者が提起した造語である。加藤晴明、2012）

繰り返すが、小規模独立メディアにおいて、こうした強いリーダーシップが重要なことはその事業形態が会社であろうとNPOであろうと変わらない。全国のコミュニティFMを担う、強烈な個性の事業者たち同様に、麓氏もまたその強い個性と卓抜した指導力を発揮しているプロジェクトリーダーなのである。⁴⁾

2 節 あまみエフエムの個性

●幾つもの個性が融合したラジオ局

現在日本には、300以上のコミュニティFMがある。基本は20ワット（例外的に50ワットもある。県域放送のMBCラジオは50キロワット）という出力の制約のなかで、それぞれの地域に根ざして活躍している放送局も多い。他方で、なんとなく開局し、なんとなくラジオ番組を流しているに過ぎない、地域からの支持をあまり得られない、盛り上がらない局もある。そうした多様なコミュニティFM局があるなかで、あまみエフエムは、出色の存在として注目されていることは既に指摘した。

あまみエフエムの放送の魅力要素を整理すると、以下のような個性が浮かび上がる。

1. 島口・島文化発信ラジオ
2. 〈奄美うた〉の文化発信ラジオ：充実した音楽アーティスト番組
3. イベント発信ラジオ

こうした個性にあえて付け加えるとすれば、「島外とのつながり」があ

げられる。とりわけ、島外メディアとのつながりは大きい。麓氏は、ライブハウス以来、数々の取材を受けてきている。そこから取材する側とのつながりが生まれてくる。またライブハウスは、地元の音楽ミュージシャンの結節点でもある。それは、東京のメジャー音楽産業とのつながりを生む。また、研究者のあまみエフエム詣も、島外とのつながりである。

チーム麓事業は、奄美という自然・文化・人の魅力を抱えた島を、劣等感から解放し、「おもしろく」「かっこよく」表現してきた。その実践を通じて、島のよさに気づき自分の島に誇りをもってもらい、ラジオはそうした「気づきの装置」(麓憲吾、2014、60頁)だという。島の文化を改めてラジオを通して〈メディア媒介的展開〉をすることで、新たな島のアイデンティティを醸成・再生していく。そうした明確な事業のミッションや戦略・戦術が、強いメッセージ性を生み、島内だけではなく、島外のメディアや研究者とのつながりを拡大してきたのである。

●個性 1：島口・島文化発信ラジオ

あまみエフエムの放送の中では、島、奄美という言葉の発話が非常に多い。どのコミュニティFMも自分たちのエリア内の地名を繰り返しかえし発話するが、あまみエフエムほど、地名・島文化など自己を指し示する語彙を発話するラジオもないだろう。麓氏の立ち上げたライブハウスのASIVI自体が、あしび(遊び)という島口であり、NPO法人のディもまた、「さあ」「レッツ」という意味の島口である。ディ・ウェイブを初めとして、島口とカタカナや英語を組み合わせた言葉あそびのセンスは、麓氏がめざす「島がかっこいい」ということの実践的な表現でもあろう。島口や島の文化重視のラジオ放送は、まさに「島人に島人としての誇りを醸成する」という麓氏のミッションそのものを反映している。

島口を使ったラジオということでは、沖縄のエフエムたまん(糸満市)が放送の3分の1程度を島口(沖縄語)で流していることでよく知られている。あまみエフエムの場合には、たんに島口(奄美語)が頻繁に登場す

るというだけではなく、島口が奄美の大切な文化資源であることを明確に主張していることである。この明快な文化ムーブメントという側面が、あまみエフエムが高く評価される要因にもなっている。

あまみエフエムでは、番組プログラムの名称に島口がふんだんに使われている。すでに改組された番組も含めて、少し列挙しておこう。朝の生ワイド番組が「スカンマーワイド！」で、スカンマーは、朝という意味であるから、モーニングワイドという意味になる。昼の生ワイド番組の「ヒマバン・ミショシーナ！」は、お昼ご飯食べましたか。夕方の生ワイド番組「ゆふいニングアワー」は、イブニングと奄美語のゆふい（夕方）を掛け合わせた語呂合わせ言葉である。「ナキャワキャ島自慢」は、あなた方と私たちの島自慢。「きゅーぬゆしぐとう」は、今日の教え・格言。「読みむんマンディー」は、たくさん読みもの、読み物がいっぱい。「キューヤヌーディ」は、今日は何の日の意味で、朝のコーナーとしてあったが、現在は「この日何の日気になる日」という名称になっている。「ヌーディ・カーディ」は、なんでもかんでも。「なちかしゃ、みくいば」は、懐かしい美しい声。「イモリーナ・イモリーナ」は、いらっしゃい、いらっしゃい。「あったんまドゥシ！」は、すぐにお友達となるの意味である。

奄美の文化にこだわった番組プログラム例を作表してみたのが表2である。直接に奄美文化に関係ない場合でも島口へのこだわりをみせる。例えば「オタクラジオ」などのサブカル番組の場合にも、アニメの台詞を島口バージョンで表現したりして奄美らしさにこだわっている。（※もちろん、どのコミュニティFMにも、それぞれの地域に焦点を合わせたすばらしい番組がたくさんある。そうしたことを前提にしつつ、表2では奄美の文化・歴史を意図的に前面に出した番組プログラムを過去番組も含めて列挙した。）

表2：あまみエフエムの島口・島文化・島の歴史に関わる番組

番組名	放送時間	内容
区長さんのゴミ出し情報	朝6:30~	街頭放送風のノスタルジックな声による放送
きゅうぬゆしぐとう	朝6:00代のコーナー	今日の島の格言を説明する。
英会話のOVA (過去番組)	朝・夕の生ワイドの中のコーナー	標準語と島口と英会話を組み合わせた人気番組であった。オバとジジネタに移行
オバとジジネタ	朝・夕の生ワイドの中のコーナー	時事ネタを島口で語る番組
読みむんまんてい	朝の生ワイド番組の中のコーナー	島を舞台にした文芸作品の朗読
奄美群島みんなのニュース	朝の生ワイド番組の中のコーナー	50年前の奄美の出来事を新聞から拾って読む番組
ナキヤワキヤ島自慢	朝の生ワイド番組の中のコーナー	島の各集落に取材して区長や年配者にかつての集落の歴史や自慢を取材する番組
月曜文学散歩	月曜日 21:00~30分	奄美にゆかりの文芸作品の朗読
放送ディ！学	水曜日 13:00~60分 (再放送2回)	奄美の民俗文化や自然などを専門家に学ぶ学校形式の番組
あの日・あの頃	土曜日 昼	軍政下の奄美を語る番組
シマグチ NEWS 島ゆむ TIME	日曜日 7:30~30分 (再放送2回)	数人で最近のニュースを島口で表現する
語り継ぐこと	8月の特別番組	奄美での戦争経験について語る番組

※あまみエフエム番組表より作成 (2016.11.15)

あまみエフエムの島口重視の放送について、一つ指摘しておかねばならないことは、その島口が、名瀬の放送スタジオから送り出される〈メディア媒介的展開〉による島口だということである。地元でしばしば語られるように、島口を聞いて出身集落が分かるくらいにシマジマ(集落ごと)の違いがあり、敬語もあるという。さらにいえば、奄美のような家系がかなり

明確な社会では出身階層による言葉の差異も想定される。そうした島口自体の差は、島内でもしばしばあまみエフエムで使われる島口への批評という形で耳にする。そのことは当然のことながら、あまみエフエムも自覚し、むしろそうした相対化される対象となることが、逆に島内のそれぞれの自分の集落（シマ）の独自の文化への気づきにつながっていると前向きに捉えている。

…島の自然・文化・歴史のことが島口で語られ始めました。私たち島トッチュ自身が関わっている島のおもしろさ、かっこよさなどが伝えられ、それがラジオ局の目的であった共感や拡がり生まれ始めます。一方、違和感も生まれました。「私の地域ではそのような島口は使いません！」とお電話を頂きます。これまでのメディアからは気づくことのなかった感覚です。おのおの地域の言葉や在り方の「違い」を放送により計り知ることができています。（麓憲吾、2014、61頁）

そもそも奄美大島の中心市街地である名瀬の島口は、トン普通語といわれ、一種の名瀬で標準語化された島口である。この構図は、沖縄那覇の島口も同様であり、ウチナーヤマトグチや琉球クレオール（※宗主国生まれに対して、植民地生まれの言語・文化・人に使われる語彙）といわれる。ヤマトグチ（日本語風）というよりも、名瀬という大島郡の郡都に標準化された島口ということであろう。現在あまみエフエムで中心的に島口を発話している人気女性パーソナリティの渡陽子氏は宇検村の集落出身である。もうひとりの女性は、喜界島出身である。男性パーソナリティでもある放送局長の丸太泰史氏は名瀬出身。つまり、あまみエフエムという局内の島口文化も合成化せざるをえない。今日の奄美文化は、島唄・言葉に加えて料理や紬などのクラフトも、〈メディア媒介的展開〉をすることで継承・創生されている。その意味では、あまみエフエムが継承し創生してい

る島口は、“あまみエフエム島口”として理解すれば済むことなのである。



写真：あまみエフエムのサテライトスタジオ（撮影：加藤晴明、2012.9.11）

※古い市場にできた駄菓子屋風のオープンなスタジオ

このスタジオが出来てから、市場はテナントが埋まり人気スポットに変わった。

文化は常に、正統性（オーセンティシティ）をめぐる葛藤を生み出す。島唄は、基本は個人唄であるから、その変容に関する批判は少ないが、それでも本物の島唄や唄の崩れ方をめぐる批評談義は絶えない。八月踊りもしかりである。奄美高校八月踊りがあり、古仁屋の若林教室の八月踊りがある。奄美の文化をめぐる、「あれは違う」という声はいたるところで聞く。しかし、文化とはそもそも外との交流のなかから移植され、創生されるものである。今日、集落(シマ)という生活の基盤が変容したなかで、習い事文化・教室文化として継承されるさまざまな奄美の文化は、〈メディア媒介的展開〉を遂げつつあるものとして理解される必要がある。

島口や島の文化、そしてメディアの役割についての背景を理解するために、奄美の島口の歴史について少し補足しておこう。

●補足：奄美の標準語教育と方言禁止について

沖縄や奄美では、戦前だけではなく、戦後も1975年くらいまで学校教育の場で方言の使用が禁止されて、厳しい標準語教育が行われた。そうした奄美群島の方言禁止については、西村浩子の詳細な研究がある。西村は、1994年から1998年まで奄美群島の各地の30歳以上の男女を対象にインタビューを行い、以下のような結果をまとめている（西村浩子、2001）。

- ①方言禁止の時代：大正年間（1912～）から昭和50年頃（～1975）まで
- ②方言禁止の場所：主に小学校。厳しい地域では学校外でも。学校では「方言をつかわないようにしよう」等の月または週の目標があった。
- ③方言使用者への罰：主に方言札を首に掛けたり、体罰・罰当番等があった。
- ④方言札について：方言札は、B5大くらいのものから10センチ×3センチくらいの小さなものまであり、戦前は木製、戦後は紙製が多く、書かれている文字は「私は方言を使いました」が多かった。首に掛けるほか、後に下げたりピンで胸や背中に留めた例もある。
- ⑤当時の意識：教師の指導は正しいと思われ、学校内での方言禁止は当然のことと受け止められていた。友人に渡す行為は、わざと方言を使わせることも含めて、一種の遊び感覚もあった。

方言禁止の背景について、西村は方言禁止と標準語教育を、マイノリティ文化への抑圧批判という単純な文脈ではなく、それぞれの時期の社会的状況と照らし合わせながら説明している。大正期は、出稼ぎの増加と都会での言葉の問題から方言を使わないように指導された（関東大震災の時には、「日本語」が話せないと外国人に間違われて迫害を受けたことなどから）。戦時体制下では、「国家的統一の教育、戦時体制の強化」が図られ、言葉の教育が大事と考えられた。「方言を使うは国の仇」という歌を朝会で歌わされたという。戦後の昭和期は、本土復帰後、集団就職の出稼ぎ人口の増加に伴って都会で生活するために言葉＝標準語が重視された。

これまでの調査の範囲で、小学校の方言禁止の背景として考えられることは、戦前・戦後を通して当時の社会の動きの中で生きた、島の人々の「感情」である。特にそれは、教員の、学力の向上を願い、本土に送り出す子供たちが就職先で困らないようにと願う、子供に対する思いと、復帰に対する熱意であった。(西村浩子、2012、177 頁)

また西村は、「子供たちは生活用語と学習用語が異なる二重言語生活をしており、授業中の発表もままならなかった。共通語の語彙を増やすことが学力の向上につながると考えていた。(喜界島、1927 生、女性)」という興味深いインタビューも紹介している。「民族の心の歴史であり、激しいビジネスの世界での生活の武器でもある標準語」を身につけることが島の国語教育の最優先の課題であり、復帰後は本土の教育水準に追いつきたいという教育関係者の強い思いがあったのだという。

こうした標準語教育に加えて、様々な理由で奄美でも標準語で暮らす家庭が増え、失われゆく言葉への危機感が強まる。西村が背景として指摘するのは、①島へのマスメディアの浸透による共通語の浸透 (NHK ラジオ放送の名瀬中継局の開局が 1951 年、テレビ放送が 1963 年)。②標準語教育世代が家庭で島口を使わない・使えない。③異なる島口の集落間の結婚の増大 (社会移動・人的交流) である。

西村は、こうした社会変容を背景にして、島口への危機感が生まれたのが、1975 年頃だと推定している。南海日日新聞の「シマゆむた大会」は 1975 年に第 1 回大会が開催された。ちなみに、奄美新人民謡大会 (新人大会) も 1975 年に開催され築地俊造が優勝している。その大会は、1980 年には奄美民謡大賞 (第 1 回大会) へと発展し第 1 回優勝者が坪山豊である。築地俊造が民放のテレビ番組で民謡日本一になるのが 1979 年、古仁屋で朝花会が発足するのが 1979 年、笠利でわらぶえ鳥唄クラブが発足するのが 1983 年である。また、和真一郎ら奄美出身の知識人たちのサロンである

「奄美を語る会」が鹿児島で発足したのが1981年である。まだ奄美関係者に限られていたのかもしれないが、島唄・島口・島の文化への関心の高まりや盛りあがりも、この1970年代から1980年代にかけてである。

こうした地域・地方文化への覚醒は、奄美の島口・島唄に言えることだけではなく、20世紀第3四半期において全国的に提起された思潮運動でもある。その流れは、21世紀になってさらに強化された。奄美でも、当然のことながら、島唄、島料理、島言葉への再評価の機運が台頭する。

奄美の方言の継承という問題は、本稿の守備範囲ではないが、日常使うことがなくなった方言にとって、それを意識的に使うことに価値やメリットを見出しにくい状況にはなっている。奄美のメディア関係者のなかにも、生活から離脱している以上、いずれはなくなると割り切る人もいる。西村は、「方言を使えることへの新しい価値付け」、方言への付加価値の創造やアイデンティティの創造・確認、地域・学校・行政の連携などのほか、マスメディアの有効利用を指摘している。「標準語」の浸透にマスメディアが拍車をかけたように、方言をマスメディアに乗せて普及を図る方策があるとし、島に放送局がないことが沖縄との違いだと指摘する。西村の論考の時期（2001年）にはすでに島にはケーブルテレビがあるので、西村が1992年に制度化されたコミュニティFMを知っていたか否かはわからないが、言葉をより生々しく放送できるローカルなラジオを想定したことは想像に難くない。

島にマスメディアがあること、マスメディアに乗せて島口を普及させること、島口に付加価値を付け、島のアイデンティティを醸成すること。それこそが、あまみエフエムを通じて麓氏が実現しようとしてきたものでもある。西村のこの論考が2001年、麓氏が「島にラジオがあればなあ」と思い始めたのが2002年頃である。研究世界と実務世界と両者の世界は異なっている、奄美におけるラジオ開局は社会状況を反映した奄美の欲望だったのかもしれない。実際、麓氏以外にも、島内でラジオ開局の検討は行われていた。奄美におけるラジオ局の開設は、チーム麓事業（エンター

プライズ)に仮託された“奄美の文化とメディアをめぐる島の社会的想像力”の帰結だったとさえいえるかもしれない。

●個性 2：〈奄美うた〉の文化発信ラジオ

あまみエフエムは、島口や島のコミュニティ再生、島のアイデンティティ再生のラジオとして知られているが、もう一つの顔がある。それは島発の音楽にこだわり続けている点である。放送で流す曲も、ほとんどが島アーティストのポピュラー音楽である。また島アーティストたちがそれぞれ番組をもっている。

あまみエフエムの音世界は、島口・島文化・島イベントについての語りだけではなく、島音楽によって構成されている。島の音楽メディアとして顔がある。これほど、音楽に強いコミュニティFMも少ない。音楽に強いというよりも、島に関係した音楽文化をとおして島内・島外に島の「おもしろさ・かっこよさ=文化的価値」を発信しつづけている。あまみエフエムの音楽系番組を作表したものが表3である。

表3：奄美関連アーティストによる音楽番組

アーティスト	番組名	放送時間
ヤマケン	The show must go on!	月 16:00~16:30
我那覇美奈	よりみち日記	火 16:00~16:30
カサリンチュ	ただいまカサリンチュです。	火 20:00~20:30
South Blow	風待ろまん	水 16:00~16:30
平田 輝	ガンガンレディオ!!	木 16:00~16:30
ゆーきゃん	夜分にすみません	木 22:00~22:30
中 孝介	拝みレディオ	金 16:00~16:15
ティダ	ドックサレしもれよ~	金 16:15~16:40
元ちとせ	Do you know me?	金 22:00~22:30
村松 健	夕すだみに Slow	土 16:00~17:00
	シマラガ Radio	土 22:00~22:30

※あまみエフエムのHPより：(2016.8.30) / 番組は全て再放送がある。

元ちとせ・中孝介・カサリンチュを始めとして、他のアーティストの何人もが、全国的にツアーを行うアーティストである。そうした島外でも活躍しているメジャーデビューの音楽アーティストが毎週番組をもっている。札幌などの大都市部にはたんさんの音楽系アーティストがいて、以前活躍したことのあるアーティストがコミュニティFMで番組をもつケースは多い。しかしこれだけ現役で活躍中のアーティストが、出身地とはいえ離島のコミュニティFMで番組をもっていることはあまり例がない。こうした歌の文化資源に恵まれていることも、あまみエフエムの個性の重要な一面である。

現在はライブハウス ASIVI を運営するアーマイナープロジェクトに移管されたが、NPO 法人は、最初はディ！レコードを事業としていた。（※奄美の音楽産業、地場のレーベルについては、別稿で再度触れる。）2005年9月7日に中孝介の「マテリア」、2005年12月24日に島唄漫談ユニットであるサーモン&ガーリックの「ハブマンショー」を出している。以後はアーマイナープロジェクトに移管され、島のポピュラー音楽とでもよべる様々なCDを出し続けてきた。

●個性3：イベント発信ラジオ

あまみエフエムの更なる個性は、キャンペーン力やイベント力の強さということだろう。島で行われる大きなイベントは、文化センター、名瀬公民館、奄美パークやりゅうゆう館などで開催されるが、そうしたイベントのキャンペーン、また行政からのさまざまなお知らせ・イベント告知のキャンペーンなど島人への呼びかけが多いことも大きな特徴である。行政の告知は、住民を限定にした、月一回、世帯単位での広報配布に限られる。新聞メディアは、購買者のみに対する文字による告知・広告に限られる。ケーブルテレビも、契約者のみを対象にした、お知らせ放送である。これに対して、ラジオは、ラジオを聴いている不特定多数（といっても島内なのでかなり限られるが）に対して繰り返し声による呼びかけの語りがあ

り、さらにゲストなどを招いて宣伝のための語りの場を設けることができる。あまみエフエムは、島最大のラジオとして、また島の人口の多くのをカバーするラジオとして、ラジオの情宣力を遺憾なく発揮している。情宣力という点では、島内の他のメディアを圧倒しているといえるかもしれない。

また自社による音楽イベントの中継や他のイベントの中継も多く、ラジオというメディアの特性でもある〈身軽さ〉・〈機動力〉が遺憾なく発揮されている。コミュニティFMにとっては活動が可視化されることがかなり重要であるが、そうした可視化という点も島のメディアの中で出色の存在であろう。ライブハウス ASIVI のイベントの強力な宣伝媒体にもなる。音楽イベントは、あまみエフエムが主催するものもあれば、アーマイナプロジェクトが主催するものもある。チーム麓事業の両輪が回転することで、相乗効果が発揮されている。音楽産業と連動して事業を展開しているケースもコミュニティFM局としては珍しい。こうした音楽やイベント、そして情宣力・広報力は、ライブハウス発のラジオ局の個性であり、元々ミュージシャンであった麓氏の事業の個性といえよう。

●奄美豪雨災害と島外とのつながり

あまみエフエムの個性について三つの点を指摘した。奄美という地域の文脈の中で、あまみエフエムがどのような立ち位置を選択し、それがどのようなミッションにもとづき活動し、いかなる機能を果たしてきたのかに関心をもってその特徴を抽出してきた。あまみエフエムが、日本の300以上あるコミュニティFMの中で、その掲げているミッションと地域のなかの評価において出色の存在だからである。逆にいえば、このモデルがどこでも当てはまるということではないのかもしれない。しかし、そこに、奄美の特殊性だけではない、コミュニティFMにとっての普遍的な要素もまた含まれている。その意味では、コミュニティFMのひとつの教科書であることは間違いない。

最初から好感をもって迎えられたあまみエフエムだが、地元での評価を飛躍的に高める転機となったのが、2010年10月奄美豪雨災害での活躍である。開局から3年半ほどして発生した南の島では珍しい集中豪雨による災害において、ラジオの力が遺憾なく発揮された。島のラジオが、営利事業としてだけではなく公共財として機能することを見つけた。それまで、ライブハウス（いわば飲食業）から始まる若者の事業というイメージがあった麓氏の事業が、社会のインフラとして役に立つことを見つけたことになる。コミュニティFMは、会社であれNPO法人であれ広く社会的評価・支持がある事業が持続し成長することは既にのべた。奄美豪雨災害は、結果としてその社会的評価を格段に高める転換点だったのである。

社会的評価の高さを推測させる、あまみエフエムの災害発生時の活躍に対する表彰を例示しておこう。

2010年12月：職業奉仕賞（奄美中央ロータリークラブ）

2010年12月：感謝状（関西奄美会）

2011年02月：第20回中央非常通信協議会表彰（総務省中央非常通信協議会）

2011年03月：感謝状（奄美市）

2011年04月：感謝状（友和会）

2011年06月：平成23年度土砂災害防止功労者表彰（国土交通省）

2011年10月：感謝状（大島支庁）

2011年11月：第62回南日本文化賞（南日本新聞社）

奄美豪雨での活躍の様子は、鹿児島県の民放である南日本放送（MBC）の報道番組（10月25日、NEWS NOW PM6:15～）のなかで6分間ほどの特集コーナーとして放送された。放送は、メインキャスターの「さて奄美市には島の方言で島の文化や生活情報を放送しているコミュニティFM、ディ！ウェーブがあります。」で始まり、災害に関する情報を提供しつつ紹介した。コーナーのタイトルは、「奄美豪雨災害 不眠不休のラジオディFMの奮闘」、そして特集の間、「“島民を繋いだ”不眠不休のラジオ

局」の小文字が左上に表示され、シーン展開に沿って次のようなテロップが続いている。

24時間生放送で災害情報を伝える／20日の午後から通常放送を災害放送に切り替えた／麓さんはずっと局で寝泊まりしている／パーソナリティとディレクターが交代／安心、安堵の時間を作りたい／東城小中学校の生徒へのメッセージが届いた／現在の中学生が小学生の時に歌った唄／番組出演者である名物おばあの声届けたい／連絡がとれた！／（おばあ）まあ～洪水だよ／（おばあ）公民館で二晩／（おばあ）山が崩れて泥まみれよ／ディレクター元井康介さん／住用町城集落／放送していた方が皆の役に立つんだったらそっちのほうがいい／差し入れにくる人たちが／応援メッセージもたくさん寄せられた／届いたメールは800通を超えた／地元のラジオ局でしかやれないことってたくさんあるなと／特別放送は24日午後8時まで続いた

もともと南日本放送は、災害の直前にあまみエフエムに第43回MBC賞を授与しているが、災害放送の直後にその活躍を県内に紹介したのである。すでに地域メディアは、地域内だけのメディアという側面だけではなく、〈島外からのまなざし〉と接合することを、〈マスメディアとの接合・共振の回路〉という言葉で指摘してきた。あまみエフエムの活躍もまた、この好例である。島内で活躍するだけでなく、ひろく島外との接合をもって活躍し、そのことが評価をより螺旋的に高めてきたともいえる。

こうした側面は、この災害放送とあまみエフエムの活躍を詳細に事例研究した古川柳子の研究でも指摘されている。あまみエフエムから鹿児島南日本放送への災害情報の提供は、鹿児島の放送局を超えて、さらに東京キー局との中継へと拡散している。

奄美大島内への災害放送と平行して、コミュニティ FM の電波が届かない地域への情報発信も行われた。麓は、20 日の 13 時過ぎにあまみエフエムに送られてきた住用地区の被害写真を、日頃から取材で連携があった鹿児島市の南日本放送の北原由美ディレクターに転送した。この写真によって奄美大島の水害の深刻さを知った北原は、南日本放送の報道部に伝達し、急遽奄美大島への取材体制が整えられた。系列の東京キー局 TBS にも連絡が入り、その夜の「ニュース 23」での中継準備が進められることになる。（古川柳子、2012、113 頁）

スタッフの一人と東京キー局との人的関係も指摘されている。

22 時、全国ネットの「報道ステーション（テレビ朝日系）」のトップ項目で、中原が「奄美市と災害協定を結んでいるあまみエフエムのパーソナリティ」として被害状況を電話中継した。中原は東京のテレビ・プロダクションでアシスタントディレクターの経験があり、知り合いだったプロデューサーの一人から連絡を受けたことがきっかけだった。（古川柳子、2012、114 頁）

この災害では、あまみエフエムの〈島内のまなざし〉が、全国放送という〈島外からのまなざし〉と接合・共振することで、災害がいち早く全国に認知された。それが奄美出身者・関心者からの応援や問い合わせにつながっている。遂に、あまみエフエム側も、インターネットでラジオ番組を配信していくようになる。こうした情報拡散のプロセスを古川は、次のように説明している。

本事例で興味深いのは、マスメディアへの被害状況の第一次情報が地域コミュニティ FM から発信されたことだ。この情報発信は、麓や中原の個人的ネットワークが基点となっており偶発的な要素も強い。だが、麓が被災写真を南日本放送の北原に送った背景には、取材を通して北原との信頼関係があったことに加え、南日本放送が地域メディアとの連携強化を目指しており、日常的な人的交流が築かれていた要素も無視できない（古川柳子、2012、118 頁）

古川のこうした指摘は、地域メディアが地域内で情報を地産地消するだけの存在ではなく、外部との接合やクロスメディア的展開によって開放的な関係をもつこともありえることの証しとして貴重である。もちろん、地元における〈島内のまなざし〉の中での評価と〈島外からのまなざし〉の評価にはズレもあるのかもしれない。しかし、あまみエフエムの日常放送の営みはどこまでも〈島内のまなざし〉のそれであり、そうした〈島外からのまなざし〉に左右されてあるわけでもない。日常放送が評価されているという基盤の上に、たまたま災害放送での活躍が加わったのである。災害とコミュニティ FM との結びつきは、コミュニティ FM 評価の物語として分かりやすいが、コミュニティ FM への評価は、どこまでも、日常放送としてのあり方を基本にして考えるべきだろう。そうした日常放送への評価は、南日本放送の災害報道の特集の最初に語られた、「島の方言で島の文化や生活情報を放送しているコミュニティ FM」という語りのなかにもよく現れている。

●補足：NHK が描いたあまみエフエム

コミュニティ FM は、物語性の強いメディアである。地域密着、コミュニティづくり、地域を元気づける、市民参加など、報道関係者を魅了するキーワードにこと欠かない。しばしば県域の放送局による番組によって地元の

コミュニティ FM のコーナーや特集番組が制作され、時には全国に放送される。そうした中でも、あまみエフエムは、島外のマスメディアによって最も取り上げられるコミュニティ FM の一つでもある。NHK の番組を例に、〈島外からのまなざし〉の中であまみエフエムがどう語られたかを見ておこう。

代表的な番組に、「関口知宏の Only1 ラジオよ 奄美の心を燃やせ」（2010年9月18日・25日）と「新日本風土記 奄美」（2016年1月15日）がある。

「関口知宏の Only1」では、やはり島口放送が大きく取り上げられ、麓氏が、ラジオを開局するに至った物語が説明される。内容的にはすでに紹介したあまみエフエムをめぐるストーリーと同様である。

番組の冒頭では、「島ツチュの島ツチュによる島ツチュのためのラジオ」 「徹底的に島に密着した放送」が語られる。この番組は、ユニークな生き方や活動をしている人に焦点を当てた番組であり、麓氏の語りや実践が随所に挿入されている。

ラジオは聞こえるが、鹿児島からのラジオだと情報にリアリティがないため、言葉のニュアンスも変わってしまう。都会に出て行ったことで島の豊かさに気づき、この文化の輝きを皆に伝えたいと思いラジオ開局へとつながる。カッコイイものの絶対的なものがそこにある。島のもものが古くて間違っていると感じていたが、都会に行って戻ったことで自分が住んでいるところのどこが悪いと感じた。音楽イベント（夜ネヤ、島ンチュ、レスベクチュ！）を始めたころは、奄美出身だといえないコンプレックスを持っていた。でも、今では島の中で島のために活動したいと思った。こうした語りにも、司会の関口は、「コンプレックスが誇りに変わる瞬間」と語る。

カサリンチュのイベントでは、「私も奄美で夢をかなえたい」という語りが紹介され。それに続いて麓氏が、「島を出ないと夢をかなえられないと思っていたがそうではない。井の中の蛙のにぎやかさを見に来て欲しい」と語る。

この番組を社会調査（テーマ「映像の中の奄美」）の実習で分析した中京大学の学生（当時3年生）は、一度都会に出て、その後島に戻ってきて、島の良さを再確認し島への愛着が増すという流れが、島人の通る道なのかもしれないと認識したうえで、次のように感想をまとめている。

この番組で描かれていたのは、人のために熱くなる。自分の故郷のために熱くなる人がこんなにもいる！！ということだと感じられる。それは、ごく自然に麓という男でたとえられていて、違和感を感じない。オリーワンでありながら、彼は島一熱い男だと表されているのだ。…この番組だけみれば麓という男は島のために一生懸命になる男であり、奄美という島は一生懸命になろうと思わせる島だということである。…“島”でなければ成功しないシナリオだったように思える。（林真美、2016、108～110頁）

「新日本風土記 奄美」では、祭り、儀式・風習、行事・相撲、祈り、先祖迎えのお供え、神様の迎え、神聖な場所、島唄、島口などのシーンを通じて、奄美が神・命・心の島、豊かな精神世界をもった島として描かれている。その島口の文化を代表するシーンにあまみエフエムが取り上げられる。「小さな島のラジオ局」でナレーションが次のように語る。

- ・ここは、島人による島人のためのラジオ局。地元の若者がはじめて8年になります。向かいは魚屋さん。なんでも放送のネタに。
- ・放送で使うのは、奄美の方言、島口。たとえば、子供達が郷土芸能を披露したニュースはこんな具合。
- ・ラジオ放送を始めた理由の一つは、失われつつある島口の魅力を伝えることにあります。奄美では、本土復帰後、子供たちが方言を使

うことを、昭和40年代まで、多くの小中学校で禁じていました。
・このままでは忘れられてしまう奄美伝統の暮らし。

NHKという〈島外からのまなざし〉の中でも、あまみエフエムは、島おこしの青年の物語、そして固有の文化が濃厚な島、苦難の歴史をもつ島で、島の文化である島口の継承に使命感をもって取り組む姿を描きだしている。麓氏らの語りという〈島内のまなざし〉と〈島外からのまなざし〉が自然なかで軌を一にしており物語にブレはない。これからもあまみエフエムをめぐる評価の軸は、こうした物語として描かれていくことになる。

3節 ラジオの島：4局もある島ラジオ

●島のラジオ局を支える奄美通信システム

奄美のラジオは、どうしてもあまみエフエムに代表されてしまう。しかし、あまみエフエムのように〈島外からのまなざし〉からも注目されるコミュニティFMの他に、奄美大島には別の個性をもったコミュニティFMが3局もある。沖縄島には18局（2016.12.31現在）もあるから、その6割ほどの面積の奄美大島に複数局があってもおかしくはないが、沖縄島は100万人を超える人口を抱えている。奄美大島の人口6万人を考えれば、四つのラジオ局は驚異的でもある。ともかくも、あまみエフエムがつくりだすラジオ空間以外のラジオ空間と接している島民がいるということを忘れてはならない。

表 4. 奄美大島のコミュニティ FM 一覧

ラジオ局名	開局	所在地	人口規模	パートナー（支援） 事業体
あまみエフエム	2007.05.01	奄美市	43,184	アーマイナー プロジェクト
エフエムうけん	2010.01.04	宇検村	1,718	宇検村
エフエムせとうち	2012.04.25	瀬戸内町	9,050	瀬戸内町・瀬戸内 ケーブルテレビ
エフエムたつごう	2014.05.24	龍郷町	5,809	奄美通信システム

※人口は、2015 国勢調査より

奄美大島に 4 局ものラジオ局が可能だった最も重要な背景は、島に電波機器を扱う専門の会社があったことである。そうした会社の存在もまた島の大きな文化資源である。笠利出身の椋山廣市氏が 1975 年に起業した電波関係の専門会社である株式会社奄美通信システム（通称、奄通・社員十数名）がそれである。会社の概要説明書には、「離島なればこそ活かせる通信専門技術力 41 年」のコピーが掲げられている。奄通は、1975 年に漁労船舶電子機器販売事業を扱う「有限会社 奄美無線サービス」としてスタートし、その後、陸上通信機器販売も開始し、1990 年に現在の社名に変更して今日に至っている。通信無線、防災無線、放送関係の送信所といった電波系施設の設置・メンテナンスの専門会社である。通常こうした企業は県庁所在地にあるが、鹿児島から遠距離にあり緊急時に鹿児島から人を派遣していたのでは対処しきれないロケーションから生まれた専門企業とってよいのかもしれない。高い山があり地形が複雑な奄美大島には NHK だけで 25 箇所、民放 17 箇所の中継所があり、また与論島にいたる放送電波の中継地ともなっている。そうした群島全体の中継所の設置や保守管理には地元の地形を知り尽くした地元の企業が必要なのである。ある鹿児島の民放関係者は、「椋山さんがいないとできない」と絶大な信頼をよせていた。奄美通信システムは、鹿児島の放送関係社にとっては、い

わば島の技術拠点のような役割を果たしている。当然、総務省と日常的で良好な関係を保たなければならない企業でもある。NHKからは電波功労賞という大きな賞ももらっている（取材：2011.03.07、2014.03.13）。

椋山氏がコミュニティFMにかかわるきっかけは、ラジオ局開局を考えていた麓憲吾氏が人を介して椋山氏を紹介されたことから始まる。あまみエフエムは、いわば出資も含めて、番組ソフト面に強い麓氏と技術面に強い椋山氏がチームを組むことで設立が可能となったと言ってもよい。コミュニティFMの開局にはしばしば県庁所在地などの有名コンサルタントが介在し、県域局のラジオ局をモデルにして高価で豪華な施設を作って始めることが少なくない。最近では開局の資金的ハードルがかなり低くなったとはいえ、地元、音響に詳しいアーマイナープロジェクトという会社と、開局申請に必要な電界調査などを実施できる電波に詳しい奄美通信システムという会社があったこと。その代表同士がコミュニティFMというラジオの開局にタッグを組んだこと。これが奄美でのコミュニティFM開局を資金と技術面で支えたのである。

あまみエフエムでの開局経験を活かして、椋山氏は、その後エフエムうけん、エフエムせとうち、エフエムたつごうの開局を主導していく。これら島内の三つのラジオ局は、椋山氏の事業企画とラジオを必要としていた自治体が連携することで誕生している。

防災無線の設営を業務としてきた椋山氏にとって、コミュニティFMの開局は技術・施設的にはそう時間のかかる仕事ではないという。ラジオという有効な情報手段を、防災無線の代わりに、あるいは併用して普及させ、「群島が電波でつながること」、それは技術者としての椋山氏自身の夢・ミッションでもある。人口の少ない経営が成り立たない島の場合、ラジオ局の設立と維持には自治体の協力が不可欠である。逆にいえば自治体の協力さえ得られれば可能な夢でもある。宇検村で実現した自治体が支援する小さなラジオ局は、「小規模自治体向けの公設型コミュニティFMモデル」であり、それが椋山モデルの雛形になっている。

私は防災無線でお世話になっているし、コミュニティ FM は商売にはしたくないという考えなんです。それで始めたのが宇検村です。こんなに便利な情報手段があるのだから。ビジネスにしたいとはまったく思っていない…。群島が一つにつながってくれば、一つの夢はありますけどね。自治体の考えが変わってくれば、実現可能な夢です。特に離島は経営ができないから、役所の応援がないと…。(取材 2014.03.13)

奄美通信システムという企業があったことで、島には四つものコミュニティ FM が立ち上がることができた。そうして出来た四つの局は、今ではそれはそれぞれの自治体にとっての重要な島語りの文化装置となっている。

もちろん、コミュニティ FM にどれがもっとも適切なやり方かという正解はない。後にみるように、あまみエフエム、エフエムうけん、エフエムせとうち、エフエムたつごうとみんな抱えている事情が異なる。純民間型のあまみエフエム、エフエムたつごうもあれば、公設民営型のエフエムせとうち、エフエムうけんもある。ただ、共通しているのは、表 4 でも示したように、小さな自治体ではコミュニティ FM という事業が単独では成立していないということである。必ず、パートナーとなるような事業者があり、その支援のなかで事業が成立している。民間企業であれ、自治体であれ、小さなラジオ局が持続するためには、そうしたパートナー事業の支援が必須の要件になっている。つまり、椋山モデルは自治体の支援を必須にしているモデルでもある。

奄美大島の 6 万人という人口規模だけを考えれば、一つのコミュニティ FM で足りると考えることもできる。島にひとつの島ラジオでも構わないのかもしれない。しかし、奄美大島という島の規模、その地域的多様性からも、平成の大合併を経ても、一島一自治体にはならなかった。そして、

現実には自治体が競い合うように複数のラジオ局が並立している。

番組構成も、部分的には他の局と番組を連携しあい、部分的には独立した編成をとって放送している。エフエムうけんとエフエムせとうちではあまみエフエムの番組が流れるが、エフエムたつごうでは流れない。エフエムうけん、エフエムせとうち、エフエムたつごうでは、鹿児島県の民放の民放 AM・エフエムも流れている。あまみエフエムとエフエムたつごうは、隣接し一部電波が重なっている民間ラジオ局であるから、経営的には競合することになるから当然といえば当然である。それは、奄美大島のなかで、あまみエフエムが流れないエリアがあるという見方ができる一方で、あまみエフエム以外の番組の選択肢があるエリアがあるという見方もできる。沖縄のコミュニティ FM の多くで放送電波がかぶり合っているように、人口が限られた奄美大島にある二つの民間ラジオ局は、しばらくは併存しあい、一部競合しあっていくことになるだろう。

●日本初の公営型ラジオ・エフエムうけん

あまみエフエム開局から3年後の2010年1月4日、人口1800人余りの小さな村、宇検村にコミュニティ FM が開局した。すでに述べたように、奄美大島にコミュニティ FM が4局開局できたのは、あまみエフエムの開局をサポートとした奄美通信システムの樵山氏の企画提案力が大きく作用している。

宇検村は、二つの事情を抱えていた。一つは、防災無線の戸別受信機の更新である。二つ目は、ラジオがない村であったという事情がある。戸別受信機を高い費用をかけて全家庭に設置するなら、もっと安い費用で村のラジオ局を開設し、防災だけではなく、日常においても情報発信機能をもつことで村の生活のために活用したいと考えるのは当然であろう。

村は台風などの時に、よく停電する。3日間、時には5日間も停電する。1台5万円もする防災無線の戸別受信機は乾電池でも動くが、何年も入れっぱなしにして乾電池が腐食すると本体が故障してしまう。乾電池が液

漏れして故障した戸別受信機が何割にも達することになる。5000万円かけて戸別受信機を更新しても10年後には同じ問題が発生する。長期停電がある村には、戸別受信機は便利ではあるがやっかいな問題を抱えたメディアなのである。

ラジオなら、普段の情報に加えて、防災情報は放送への割り込みという形で送信することもできる。いまでは当たり前のようになっている、Jアラートの緊急割り込みがまだ始まっていない時期に、防災放送と日常の地域生活情報の放送とを兼ね備え、しかも村民の娯楽やコミュニケーションを促進するラジオを企画し、総務省を説得して始まったのが宇検村のラジオ局、エフエムうけんである。Jアラートの通常放送への割り込みも、奄美通信システムが格安のシステムを開発する形で導入して災害に備えている。(取材：2010.03.28、2013.08.15、2015.09.04、2016.09.12)

ケーブルを使って契約者に声や映像を届ける有線放送事業とは異なり、電波の放送は役所が直営することができない。その制度の壁を越える方策がNPO法人である。2009年にラジオの開局の準備とNPOの設立の準備が一気に進められた。ただ、村役場がラジオ局を開局し運営するために設立したNPOであり、NPO自体の構成員の多くが村役場の職員であることを考えればNPO自体が公設NPOである。だから、公設ラジオ局をNPO法人に委託して運営しているという意味でかたちは公設民営ではあるが、実質的には村のラジオ、村民のラジオと言ってよい。中心になっている村職員も仕事外の時間でのボランティア参加ではあるが、ラジオへの参加自体が村の施策に沿った活動でもある。役場の“部活動”のような明るくのびのびした雰囲気のあるこのラジオ局は、局の開局と維持が村の政策として展開されているという意味で、まさに村が運営するラジオなのである。制度的には公設民営であるが、対外的にも日本で初めての公営的なラジオとして、小さな村だからこその特別の事情として理解を得ている。

独自の現金も財産ももたないのでNPOの会計報告も簡単である。役場からの補助金として人件費として年間200万と広報費年間96万(月8万)

が支払われ、それ以外の経費は全て村が負担する。つまり年間300万円で運営する村のラジオ局である。当然、CMもない。施設は、元法務局の支所の建物を村が買い取り無償で賃貸し、設置機材は更新も含めて施設は村の資産として村が管理する。



写真：エフエムうけんの外観（撮影：加藤晴明、2013.8.15）

人口が少ない小さな自治体にとって、宇検のラジオ利用は、まさに防災と地域活性化のモデルとなる。ラジオがいろいろな用途で地域に役に立つことは理解しやすい。それを経営が無理な小さな地域でいかに実現し持続するか。宇検モデルはそうした、経営困難な極小地域におけるコミュニティFM導入の日本初のモデルでもある。村に開局したラジオとしては、青森県の田舎館村（人口8千人余）のコミュニティFMジャイゴウェーブや読谷村（人口が4万人を超える日本一人口の多い村である）のエフエムよみたんが知られているが、宇検村は人口が2千人を割っている。民間資本による設立どころか、純然たる民間による運営自体が無理な地域でもある。そういう村では、官民を問わず住民総出で盛り上げるような“ノリ”が求められる。

防災無線の更新は日本の地方自治体がどこも抱えている課題であるが、だからといって代替したコミュニティ FM がどこでも地域に愛される局となるわけではない。日本初の公営的なラジオを成功へと導いた要因は幾つもある。

①あまみエフエムがあったこと。

奄美大島の各自治体にとって、あまみエフエムというラジオの登場とその活躍という成功例があったことが大きな刺激となった。ラジオの有効性・威力に気づかされたということでもある。また開局や日常運営において、放送の乗り入れや運営のサポートが得られることも大きい。あまみエフエムは、スタッフの充実度や番組の質においても島全体にとってキー局のような存在だからである。

②企画提案と設置・保守ができる企業である奄美通信システムがあったこと。

そもそもラジオが防災無線の代わりになるという企画提案自体が、あまみエフエムの設置に関わった奄美通信システムの樫山氏から始まっている。大都市のコンサルタントではなく、地元に着し、地形を知り尽くし、防災無線を始めとして日常的に通信システムをサポートしている企業の存在は極めて大きい。

③村役場の首長・スタッフに先見性と実行力があったこと。

エフエムうけんは奄美通信システムの樫山氏と、この事業推進の中心人物となった宇検村総務企画課の課長補佐（当時）渡博文氏（1961～）や村長（当時）の國馬和範氏（1952～）、役場スタッフという役場側とがコラボしあって作動したプロジェクトであった。あまみエフエムの経験を踏まえて、ラジオが防災無線の代わりになり、さらにそれ以上の使い方ができると考えた樫山氏の企画提案力と、そのメリットを合理的に評価して受け入れた結果のコラボでもあった。中心的役割を担った役場の渡氏は、「何も知らなかったから出来た」というが、当時の國馬村長が「防災無線はラジオに切り替えます」と表明を出してから1年ちょっとで開局にこぎつけ

たということは、かなりの突進力であったことが想像される。役所の前例主義の壁を突破し、総務省が想定もしなかった日本初の小さな自治体での公設民営ラジオ局の試みを許可に導いたのは、椋山・渡両氏の力と人的ネットワークによるところが大きい。

④日常的にラジオ局を管理運営する適切な人材に恵まれたこと。

渡氏は、「うちの一番の成功の要因は、事務局長の向山さんです」とハッキリと語る。事務局長の向山ひろ子氏は、島外の方であるが結婚して村に住み着き、子育ても一段落した女性である。キーボード操作も得意といえなかった氏が、録音・放送から、自動運行装置のプログラムを組むまでの高い能力を身につけるようになったのは役場としても大きな驚きだったという。そして、誰もが気さくに訪ねることのできるお茶飲みサロンのような雰囲気も、その人柄によるところが大きい。その背景にあるのは、公費で運営され、ビジネスと無縁であることだろう。経営を考える必要のないラジオ局。これほど楽しいものはない。

エフエム宇検の成功の背景には、もうひとつ重要な要素がある。

⑤ラジオが聴けない村（無ラジオ地域）であったこと

エフエムうけんの成功は、もともとラジオを聞く慣習のない村であり、開局によって村民が初めてラジオという驚きのニューメディアと接したことも大きい。まさに、「村にラジオがやってきた」のである。実に1963年に奄美でテレビが開局してから47年後、つまり約半世紀後に、エフエムうけんの開局によって、村では初めてラジオ時代が幕を明けたのである。



●エフエムうけんの室内（撮影：加藤晴明、2015.9.4）
※気軽に来訪者を迎えるアットホームな雰囲気の事務所
社会調査実習で取材中の加藤ゼミ生たち

もともとラジオを聴く慣習のなかった村には、ラジオそのものが普及していなかった。そのため村は、最初、補助金を出して各戸 1000 円の負担だけでラジオの普及を図った。さらに最近では、村内の難聴地域を解消するために高感度の防災用のラジオを配布して、現在では村内 100% でラジオが聴けるようになっている。

村内で聴ける唯一の民放ラジオという電波の受け入れられ方は、ラジオの選択肢が沢山ある地域と大きく異なる。そうした幾つものラジオ波がある地域で仮に公設ラジオを開局しても、たぶん宇検のように地域に定着して高い聴取率を獲得するのは難しい。

日本国内にはまだラジオの届かない地域がある。これは意外と知られていない事実である。奄美大島内でも、高い山に囲まれた宇検もその一つであった。同じように無ラジオ地域であった大和村、住用村（2006年に合併して奄美市）の奄美大島南部3村が一緒になりNHKに要望して、宇検ではようやく2007年からNHKのFMだけが聴けるようになっていた。コミュニティFM開局の3年前である。しかし、鹿児島からのNHKのFM番組の多くは福岡や東京で制作された番組であり、身近なラジオとはいえ

ない。だから、エフエムうけんの開局によって、村民に初めてラジオを聴く慣習が生まれ、生活のなかに「ラジオ文化」が醸成され始めたのである。

●エフエムうけんの番組構成

村で聴くことのできる唯一の民放ラジオ。このことは、番組の構成にも個性として表れている。小さな村では、当然のことながら自主制作番組だけで放送時間を埋めることはできない。さらに村内には鹿児島から赴任してきている教員・公務員もいる。奄美市のように、鹿児島の民放が聞こえるわけではない。そこで考えられたのが、あまみエフエム以外に鹿児島の民放ラジオのMBCを混ぜた番組構成である。

コミュニティFMが県域放送のラジオを流すというのも極めて珍しい。宇検村で放送が流れるようになってから、MBCの側も宇検で流れていることを意識して、アナウンサーが島口の挨拶を覚えたり奄美を意識した発話もする。エフエムうけんの番組スタッフが、たまにMBCの番組に出演することもある。これは本土・鹿児島のリスナーに“あまみ”というサウンドを届けることになり、とかく離島に関心のない鹿児島本土の人々に奄美を意識させ、奄美情報を発信していることにもなる。

コミュニティFMは、音楽などのテーマ番組を除けば、それぞれの地域に準拠した情報が多くを占めているから、宇検村で鹿児島の繁華街の天文館の交通情報を聴いてもリアリティはない。確かに、奄美大島を車で走りながらラジオを聴いていても、MBCに切り替わると放送の質が突然県域レベルのプロのしゃべりに代わるので、聴いていると違和感がないわけではない。ただ、鹿児島から来た転勤族の人達にとっては懐かしい放送でもある。また村民は、初めてMBCという鹿児島県を代表する民放ラジオの存在を知ったことになる。

表5からも分かるが、エフエムうけんの番組は四つのラジオ局の番組から構成されている。これも、全部を自主放送で埋めるように制作ができないことや無ラジオ地区であることからくる特性でもある。つまりエフエム

うけんでは、一つのラジオ波で、幾つものラジオ文化を提供していることになる。渡氏は、「民放はこれしか聴けないんだから、混ぜるしかない」と割り切っている。住民サービスという考え方であろう。

もともと県域局は県内全域をカバーする放送電波を発しているわけであることから、コミュニティFMといえどもライバル局となる。だから、離島などの場合以外にはこうしたことは考えられない。⁵⁾

表 5. エフエムうけんの平日の番組構成

放送局の位相	番組名	放送時間
自主放送①	しまの情報コーナー (10分×5回) ゆんきゃぶりー (20分×4回)	130分
自主放送②	音楽番組 (島唄 120分・演歌 10分 洋楽 30分・J ポップ 360分)	520分
同格の兄弟局 (各町情報)	エフエムせとうち制作番組 (30分) エフエムたつごう制作番組 (30分)	60分
島内キー局 (島内情報)	あまみエフエムの朝・昼・夕方の 帯番組といろいろな個別の番組	540分
県域局 (県内情報)	MBCの3つの番組 (60分×2+30分) エフエム鹿児島島の番組 (40分)	190分

※月～金の場合 (2015.04.01)

自主番組は、お知らせ番組である「しまの情報コーナー」(10分)の他に、自由なトークの収録番組「ゆんきゃぶりー」(20分)である。「ゆんきゃぶりー」は、沖縄のゆんたくに近く、おしゃべりという意味の字検の島口である。「情報コーナー」は月曜日から土曜日まで、1日5回、「ゆんきゃぶりー」は4回放送(7時10分、14時10分、17時10分、20時10分)される。日曜日には、1週間の自主番組をまとめたものを午後と夜に流すので、一つの「ゆんきゃぶりー」番組が6回放送されることになる。

「ゆんきゃぶりー」の時間帯には、さまざまな番組が放送される。「レ

ジェンド」「今日はなんの日」「あんまーの知恵袋」「学校だより」「岩元塾」「読書の部屋」「ラジ友」「晴れたらいいね。「特番」「ヒゲーション」「土曜日はちょっとひと休み」などである。番組担当者は、それぞれの都合よい時間に来て、収録していく。最初10人未満で始まった自主制作番組も、いまでは20人近いメンバーが参加して制作が続いている。また村民全員を出演させたいということではならぬかの形でのラジオ出演を勧め、ほぼ7割近い村民が出ているのではないかという。そもそも村役場の職員は、皆“しゃべれる”ことには慣れている。村に残った貴重な若い人材である職員は、集落の青年団や壮年団、PTA等で必ずといっていいほどスピーチをする機会がある。村に残って活躍している青壮年は、人前でしゃべるスピーチのリテラシー（資質・能力）を身につけているのである。

村民の中には、番組の繰りかえしが多いという意見もあるが、村の中の人気者を輩出することもある。そんな代表が村の30代の青年イカリング隼人氏のトーク番組や「マニアックさんいらっしゃい」であった。敬老会や結婚式での余興文化の盛んな土地柄の奄美では、最近不定期で余興グランプリ大会（Y1グランプリ）が開催されるが、イカリング隼人氏は、宇検代表で出場する余興の達人でもある。

各番組も、若者向け、高齢者向けとバランス良く配置されている。そのため村人も、自分が聴く番組と聴かない番組に線を引いている。ラジオが定着して、聴きたくない時には、聴かないといったかたちで耳が肥えている。

ラジオは、村なりの使い方もされる。人のいない畑で一晩中大音量でラジオが鳴っていることがある。猪除けである。猪も人の声がすると畑に近づかないという。防災ではなく猪対策という使われ方は、ラジオをやってみて初めて分かった使われ方であった。

ともかく、村にラジオがやってきて7年余り。ラジオは村に確実に定着し、村民もよく聴いている。村民の満足度は高く、役場の担当者は村民から「たまにはいいことするね」と褒められたという。

ほんとうにうまくいきましたよ。今はこれがなかったら…。他の局とは電話回線で繋いでいるので、たまに通信障害があると、クレームではなくて、知らせてくれるという意味ですぐに連絡が来ますからね。助かります。…続けてやっていきたいですね。(渡 博文氏、取材：2016.09.12)

「町や村に、ラジオがあることの幸せ」。エフエムうけんは、村民同士がほぼ知り合いだからできる実のびやかさのあるラジオである。放送の中では個人名も飛び出す。村内5箇所には、リクエスト箱も設けられているが、ラジオでしゃべっている側も誰のリクエストかだいたいわかっている。こうした濃密な人間関係のある村内だから許されることを、村内という文脈の上で実践しているラジオでもある。だから、出身者の会である郷友会などからの要望があっても、〈島外からのまなざし〉にさらされるインターネット放送は実施しない。手を上げて外から表彰されることもしない。できるだけ“目立たないように”自分達で楽しむという姿勢である。それは、まさに小さな村の特性に見合った、その地域の文脈に沿ったメディア実践でもあり、安易に真似の出来ない個性でもあろう。

●エフエムせとうち：ラジオの島の難問を背負って

奄美大島で3番目に開局したのが、エフエムせとうちである。奄美大島の最南端の町である瀬戸内町は、かつては2万あまりの人口を誇っていたが、現在は1万人を割り9000人台である。それでも人口は隣の宇検村の4倍以上。人々の社会関係も含めて、宇検村とは事情がかなり異なっている。南大島のこの町に、エフエムせとうちが開局したのが、2012年4月25日である。

エフエムせとうちは、宇検村で成功した事業をモデルに、予算措置・規模も含めて同じようなかたちで展開した公設民営型のラジオ局である。宇

検モデルは、奄美通信システムが機材・事業をデザインしているので、奄美通信＝枕山モデルといってもよいのかもしれないが、実際の事業運営は、地元のケーブルテレビである瀬戸内ケーブルテレビが全面的に支えるかたちで運営している。この点でも、エフエムうけんとは町民の受け止め方も違う。役場職員がボランティアパーソナリティとして深くかかわり、村のラジオ局という位置を確保しているのとは異なり、より公設“民間”的な雰囲気のあるラジオ局である。町民のなかには、ケーブルテレビがやっていると思っている人もいるという。さらに、瀬戸内町はもともとラジオ文化がなかったわけではない。難聴地域も多いが、若い時にエフエム鹿児島ばかりを聴いていたというラジオ世代もいる。

地形的に複雑な瀬戸内町では、アンテナを複数設置してもなお難聴地域が残る。事務スタッフは一人いるが、宇検のようなみんな知り合いという村よりも大きい町である。そのせいか、家族的で親密な雰囲気のある村のようにラジオで何でも話していいというわけにはいかない。そうしたこともあり、コミュニティFMらしいラジオ文化が町民に深く定着するのに時間がかかっている。ある程度定着はしているが、ラジオの存在感やラジオ活動が町民にわかりやく見え（＝可視化）、かつ親しみをもって意欲的に関わってもらえるという点で課題を抱えている。それはエフエムせとうちというよりも、人口1万規模のラジオ局が抱えている構造的な難問でもある。この規模の町のラジオ局が元気に活動するには、スタッフの数も含めてどのような形態の運営が適しているのか。この構造的な難問を抱えながら、それを乗り越えるための実践が続いている。



写真：エフエムせとうちの収録風景（撮影：加藤晴明、2012.9.13）

※奄美の島唄・島口に詳しい元町長が奄美の文化を語る番組。

日常的に運営するスタッフは、宇検同様に、役場の補助を受ける形で一人体制であった。開局時から、ケーブルテレビのサポートを受けながら、若い世代の女性が対応していたが、5年間で辞め次の代のスタッフに引き継がれている。

番組の構成は、エフエムうけん同様に、自主番組、あまみエフエム、MBCの放送を組み合わせることで構成されている。自主番組は、行政・防災情報番組、局としての自主番組（きゅうだろ きばりんしょろや〜!）、そして町民企画番組である。「きゅうだろ きばりんしょろや〜!」は、15分番組で、平日は1日4回放送されている。町民企画番組は20時30分から30分間の番組となっている。

もともと瀬戸内町の中心市街地である古仁屋は、町内の各集落から出てきた人が集まった合衆国のような町であると言われている。戦前は巨大な要塞を抱え海軍・陸軍の軍事拠点でもあった瀬戸内町は、商人も鹿児島商人が多かった。そうした事情からも、集落の文化と市街地の文化との間に地域差がある。ある意味では、繁華街の古仁屋地区はミニ名瀬である。その点では、ラジオもあまみエフエムのような民間ラジオらしい活動や活躍

の可視化が求められているのかもしれない。また人口規模からも人的資源も多いはずである。そうした人材を発掘してユニークな番組づくりを続けていくことが更に求められるだろう。またすぐれた観光資源を抱えた町でもある瀬戸内町では、観光客にも見えるようなビジュアル的に絵になるスタジオも必要なのかもしれない。それには、スタッフの数も必要でもある。一人体制では、そうした地域の中でラジオ事業をより可視化するような活躍もなかなか難しい。

瀬戸内町のラジオは、ラジオの島の難問を背負っている。コミュニティFMは小さなメディア事業であるが、逆に、なぜ、何のためのメディアなのかという明確なビジョンと強力な推進の担い手が求められる。人口1万人規模のラジオ局のコミュニティFMのあり方をめぐって、公設と民間との間をめぐって、あるべき姿をめぐる模索が続くように思われる。

●エフエムたつごう：もうひとつの民間ラジオ局

2014年5月24日に開局したエフエムたつごうは、奄美大島4番目のラジオ局である。この開局により、あまみ大島は、全ての自治体にラジオ局が配置されることになった。（大和村は、あまみエフエムの送信所を設けてあまみエフエムが流れている。）龍郷町は人口6000人台である。瀬戸内町よりも小さいが、宇検村の3倍規模。奄美のなかでは、奄美市のベットタウンとして、また空港に近い町としてIターン者にも人気があり、島内で唯一人口が増えている自治体でもある。商店街のような都市集積はないが、やはり宇検村とは異なり、共同体集落だけではない多様な地域構造や町民を抱えた町である。

エフエムたつごうの事業主体は、エフエムうけんやエフエムせとうちとの開局をリードしてきた奄美通信システムであり、公設民営ではなくあまみエフエム同様に純然たる民間事業である。人口6000人の町で民間のラジオ局を持続的に運営していくのは難しい。運営の仕組みには、奄美群島内をラジオの電波を繋いでいきたいという強いミッションをもつ奄美通信

システムの梶山氏の工夫がある。奄美通信システムからコミュニティ FM の保守部門(定期保守業務：遠隔監視制御と維持管理)やコミュニティ FM の企画・工事部門の仕事を独立させて、「NPO 法人コミュニティらじおさぼーた」(通称、らじさぼ)という独立事業体(NPO フォーマットの会社と言ってもよいのかもしれない)をつくり、その一つの事業部門がエフエムたつごうを運営するという仕組みを考え出したのである。らじさぼは会社ではないから、NPO の収益は個人に還元されない。この仕組みには、私財を投じてでもコミュニティ FM を設立していきたいという梶山氏の強い意思や、「コミュニティ FM でもうけようとは思っていない」と語った氏のミッション、さらに公益性事業という性格を確保する意図が強く表れている(取材：2015.06.17、2016.09.13)。

全国のコミュニティ FM をみても、事業として持続可能なためには、多くの場合パートナーの事業体を必要とする。表 4 からわかるように、奄美の四つのラジオ局も、そうしたパートナー事業体に支えられて持続している。エフエムたつごうも、NPO 法人の理事長が梶山氏で、ラジオの事務局長は親族であるから、梶山氏のファミリー事業という言い方もできるかもしれない。ただ、それを個人企業としなかった点に、ラジオを地域の公共財として展開したいという企画意図や、ラジオがあることが地域に役立つという氏のミッションを垣間見ることができるのである。



写真：エフエムたつごうの外観(撮影：加藤晴明、2015.9.8)

らじさぼのラジオ部門名であるエフエムたつごうのスタッフは、事務局長、放送局長、メインパーソナリティ、主に営業担当の職員と4人の常駐体制をとっている。スタッフの規模という点でも、宇検村や瀬戸内町のケースとは異なり、それなりにコミュニティFMらしい体制を整えている。CMもとっているが、本体事業をベースにした安定した収入が背後にあるから可能となっている体制でもある。奄美だからこそ可能であった通信工事会社があり、そしてその会社があったからこそ可能なコミュニティFM群がある。エフエムたつごうは、奄美の地域特性が詰まったような個性的な形態のコミュニティFMである。

ただ、持続可能な経営基盤をもっているとはいえ、エフエムたつごうは構造的な困難を抱えているコミュニティFMでもある。

①龍郷町は、奄美市のベットタウンである。ベットタウンのコミュニティFMは、どこでも立地的・経営的に最も困難な事業となる。コミュニティFMは、県庁所在地から遠い、地方の独立圏の都市が好立地である。龍郷町民の生活圏も島の中心地である奄美市名瀬地域と深く重なり合っている。町自身は、歴史も文化も奄美を代表する町としての自負があるが、住民の生活圏の多くは奄美市域であり、奄美市のベットタウンとして人口が増えている。歴史意識と社会構造とのズレでもあろう。

②車で移動する生活圏の多くであまみエフエムを聴くことができる。奄美市は笠利という飛び地を抱えているので、龍郷町はあまみエフエムの送信所に挟まれている。また県域ラジオも、多くの地域で鹿児島県の民間ラジオも聞こえる。つまり、エフエムたつごう以外に、ラジオ電波の選択肢があるエリアなのである。

③地形的に、難聴地域がある。東シナ海側に荒波といわれる地域を抱えている。山を背にしたその地域は電波が届きにくい。電波が龍郷町全域をカバーできていないのである。

現在、エフエムたつごうでは、島域ラジオとでもいう性格をもっているあまみエフエムは放送されていない。そこは島の他の3局とは大きく異

なっている。番組編成も、独自の編成を工夫している。

エフエムたつごうは以下のような番組で構成されている。

- ・自主番組①（行政情報）
- ・自主番組②（局が独自に制作した番組と、ボランティアの番組）
- ・音楽番組（この比率は高い）
- ・MBC とエフエム鹿児島の番組（エフエムうけんやエフエムせとうちと同様）
- ・エフエムうけん・エフエムせとうち共同制作番組（それぞれ 30 分）
- ・自動の音楽リクエスト番組（独自で開発したプログラムで、ネットから曲をリクエストすると放送されるシステム）

番組構成の大きな特徴は、通常の民間コミュニティ FM が設けている、朝・昼・夕方のいわゆる情報系の帯番組がないことである。情報系のトーク番組ではなく音楽番組の比率が高いのだが、安定した経営基盤があることがそうした編成を可能にしているともいえよう。いろいろなジャンルの音楽番組とボランティア自主番組、そして鹿児島の民放ラジオが番組の 3 本柱となっている。

自主制作番組のうち、局が自前で制作しているのが金曜日の 15 時半から 30 分間生放送で流されている「わん week たつごう」である。（ちなみに、わんは、奄美の島口で自分=我のこと。one と我をかけている。）

その他の自主番組は、15 時半と 17 時半から 30 分間ずつ放送されるボランティアの番組である。それぞれ夜 20 時と 22 時に再放送されている。つまり平日は、一日に二つの自主番組が放送されている。医師、紳会社の社長、役場の職員、新民謡歌手など多彩なメンバー 15～16 人が番組を担当している。それぞれゲストなどと呼ぶことも多い。

ボランティア番組には、新民謡歌の道しるべ、まちゃこの部屋、136 の趣味趣味音楽、じいちゃんのちょっといい話、ちいちゃんのサブカルちっく、Let's ドラゴンちゅ、ワンシーの放送委員会、なつかしやわきゃ島の唄者、あっちゃんの医療コーナーなどがある。

事務局長の福田祥子氏は、エフエムたつごうの番組のあり方として、「龍郷町にこだわっていく」ことを強調する。あまみエフエムという全国的にも有名なラジオ局の隣で、普通のコミュニティFMの原点にこだわるという選択でもあろう。

考え方によっては、生活圏域のなかであまみエフエムと可聴域が重なる住民にとっては、二つ地元ラジオの選択肢があるということになる。しゃべりが好きならあまみエフエムを聴くだろう。そのしゃべり方が好みでなかったり、ラジオに音楽だけを期待するならエフエムたつごうを聴くかもしれない。すぐリクという番組は、音楽をネットからリクエストして、それが電波で放送されるという独自に開発したシステムによる番組であるが、若い人に人気があるという。

音楽も、Jポップだけではなく、島口ラジオ体操、島唄、新民謡、島アーティストと島にこだわった番組も多い。また懐メロやクラシックもあり多彩である。町民によるボランティア番組でも新民謡や島唄の番組があるので、それを聴く人もいるだろう。その意味では、あまみエフエムとは異なるもう一つの選択肢のラジオとしてのあり方を工夫している姿が浮かんでくる。

くりかえすが、立地と経営という視点からみれば、エフエムたつごうは日本の大都市郊外型のコミュニティFM同様に、有利とは言えない場所で開局したコミュニティFM局の一つである。しかし、沖縄でも那覇に隣接する都市のコミュニティFMの中には、地域密着に徹し、充実した放送内容と優れた経営を誇っている局も複数ある。エフエムたつごうの優位さは、奄美通信システムというパートナー企業（親会社）が運営をしっかりと支えていることである。あまみの中のもうひとつの民間ラジオが、これから更にどのように地域に定着し、存在感を出していくのかスタッフの挑戦が続く。

小括：かたる・つながる・つくる・ひろがる

奄美大島にある四つのコミュニティFMを紹介してきた。すでに述べたように、面積は沖縄島の6割もあるとはいえ、奄美大島という人口6万人余りの島に、コミュニティラジオ局が4局もあることは驚きである。どうしてそうしたことが成り立つのかは島外の人には不思議でもある。NHKは「新日本風土記」で、奄美大島を日本一土俵が多い島として描いたが、人口比で見ると、奄美大島は日本一ラジオ局が多い島なのである。

ラジオの島のメディアの特性もまた、これまで同様に四つの特性でまとめてみるのが可能だろう。

〈かたる：地域のメディアには、島語りの位相がある〉

奄美のラジオ局は、まさに“声”と“ことば”を通して直接的、間接的に奄美語りをつづけている。語りの中では奄美という発話や、宇検、瀬戸内、龍郷など自分の地域の地名の発話が極めて多いことになる。地域を表象する素材や象徴、エピソードなどを盛りだくさんに取れ入れて地域を語る。声は、文章を比べれば、はるかに〈身軽さ〉と〈機動力〉をもって地域を語ることができる。ラジオというメディアは、〈身軽さ〉と〈機動力〉のメディアだからである。そうした直接的な島語りをするラジオは、すでに指摘したように〈間接話法のメディア〉でもある。ラジオ自体は、〈間接話法のメディア〉だというのは、多くの場合ラジオ局のスタッフが文化コンテンツをもった発信者であるわけではなく、他者を通じて文化・主張を語っているメディアだからである。それ故、ラジオは誰にでも開かれた地域のプラットフォームになる。政治的立ち位置、階層、性差、年齢などを超えて、人々の〈結節点〉になるメディアなのである。個々の局外の番組担当者やゲストを通じて、島は語られていく。メインパーソナリティも、さまざまな出来事や他者の語りや活動などの紹介を通じて情報を発信している。名パーソナリティは、他者の語りを引き出す達人、つまり間接話法

の達人でもある。

〈つながる：地域のメディアは、多様なベクトルで人と交叉する〉

地域のメディアは地域内だけのネットワークでなりたっているわけではない。発信・受容される情報のやりとりも地域内の地産地消ということではない。

たとえば、あまみエフエムの設立には鹿屋のコミュニティFMとの関係が役立っていた。奄美豪雨災害におけるあまみエフエムの活躍には、あまみエフエムと鹿児島MBC放送局や東京キー局との日常的関係、個人的ネットワークが作動していた。

エフエムうけんがMBCを無償で取り入れて放送している背景には、村と村内にあるMBCの養殖事業との連携関係や、奄美通信システムとMBCとの日常の関係がある。今では、鹿児島の民放から奄美への挨拶のような語りが放送されたり、奄美と繋いだ放送が鹿児島で行われたり、MBCが島番組をつくったりするような関係が生まれている。ラジオ放送のコミュニケーションにおいても、島内の地域メディアが島内だけのつながりで成り立っているわけではない。番組も人も交叉している。

〈つくる：地域のメディアは、文化の創生と結びついている〉

メディアは文化装置であることを繰り返して指摘してきた。あまみエフエムがまさに奄美の文化ムーブメントの旗手のような活躍をしていることも紹介した。島口、島の音楽を前面に出しての番組づくりは全国的にも高い評価を得ている。

他のコミュニティFM局も、島文化の発信をストレートに表に出さなくとも、肩の力を抜いて島ラジオの魅力を発信している。各局の番組には、島唄、新民謡、島口などの要素は盛りこまれている。島唄や島の余興文化を体現するような番組に加えて、島で生活する人々の普通の趣味の世界もまた現代の奄美の生活文化の一つのシーンである。ラジオはまさに語りの

メディアである。あまみエフエムのように島を代表するラジオとして、正面から奄美の文化を強く語るメディアもあれば、日常の放送を通じて、奄美の日々の生活文化を語り紡いでいるコミュニティFMもある。それぞれのコミュニティFMが、その文脈に応じて、奄美の文化発信をしていることは確かである。固有の文化をもつ奄美では、日常の放送の語りが自ずと奄美文化色を帯びることになる。奄美という、豊かな文化に恵まれた島の特徴でもある。

〈ひろがる：地域のメディアは、事業を拡張する可能性をもっている〉

あまみエフエムは、イベント事業にも熱心なメディアである。他のラジオ局はイベント力は強いとは言えないが、エフエムたつごうなどは親会社の力もあり十分なポテンシャルを持っている。

コミュニティFM局に限らずラジオはいまや漫然と放送だけしてればよいという時代ではない。多様なかたちでの放送を通じて、また放送外の事業を通じて、ラジオ局の存在自体の可視化が強く求められている。音楽消費がパッケージ販売・購入よりも、ライブイベントによる消費にシフトしてきているように、ラジオもよりイベントメディア化しつつあるともいえよう。あまみエフエムは、ライブハウス発のラジオ局ということもあり、まさにそうした情報消費の変化に対応したラジオ局でもある。

防災機能もまた事業のひろがりである。あまみエフエム以外のコミュニティFMの場合には、そもそも防災戸別受信機の代わりという側面があり、防災放送という拡張機能が組み込まれている。それもまた事業の拡張の一側面であり、ラジオの存在意義を高めている。

※

※

※

最初に指摘したように、こうしたコミュニティFMの島として注目される奄美なのだが、奄美の島語りは、あまみエフエムの華々しい活動だけで理解されるべきではない。確かにチーム麓事業の一翼を担うあまみエフエムの事業デザインは輝いている。それを率いる麓憲吾氏という〈文化媒

介者〉の資質やセンスが遺憾なく発揮されているからだ。

そのことを評価した上で、さらに奄美には他にも多彩な〈文化媒介者〉がいる。本稿の中でも、奄美通信システムの椛山氏や宇検村の渡氏の存在を描いたのは、そうした〈文化媒介者〉の裾野がひろい島であることを紹介したかったからである。注目すべきコミュニティFM局がある島が奄美なのではなく、奄美という注目すべき文化豊かな島の中で活躍するメディアの一つとしてあまみエフエムがある。日本一ラジオが多い島は、そうした視点から理解されるべきだろう。

■付記

本稿は、科学研究費（基盤研究C）、研究課題名「奄美における文化の〈メディア媒介的な伝承・創生〉とアイデンティティ再生の研究」（課題番号16K02345、分野：人文学、分科：芸術学）、研究代表者：加藤晴明（中京大学）、共同研究者：久万田晋（沖縄県立芸術大学）、川田牧人（成城大学）、研究年：平成28年度～30年度、に基づいた研究成果の一部である。

■注

- 1) コミュニティFMはもともと物語性の強いメディアである（加藤晴明、2005）。地域に密着した情報発信、地域を元気にする情報メディア、災害メディア、市民参加のメディアなどの語彙とともに、その開局自体がいわば美しい物語として報道されてきた。マスメディア報道だけではなく、研究者もまたそうした先進事例の物語を強く求めてきた。そうしたなかで、明確なミッションをもって島口復興と島の文化を発信し続けているあまみエフエムが注目されるのは当然でもあろう。あまみエフエムは、ラジオや地域メディアの研究者なら必ず訪れたいと思うような、いわば聖地巡礼の構図を引き起こす魅力要素に満ちている。
- 2) 文化ムーブメントは、「文化運動」と書いた方が適切なのだろう。しかし「運動」という語彙は、どうしても社会運動につらなる語彙となることから、本稿では、ムーブメントという語彙を使う。コミュニティFMは、多くの研究者に市民メ

ディア運動、NPO 運動の旗手として期待されてきた。そうしたマスコミ批判運動、マイノリティの市民運動的な位置でコミュニティ FM を捉えることは、全国 300 以上あるコミュニティ FM のメインストリームを捉えることにはならない。

- 3) この点でも、NPO 放送局にマスメディアのアンチモデルや市民メディアの理想を求める市民メディア運動論や知識人主導のワークショップ型市民メディア論とは起点が異なっている。
- 4) コミュニティ FM の現場を訪ねて感じることは、放送局の運営には、逆に強い、時には独我的でさえあるリーダーが存在し、そうした有能な指導力が不在の場合には事業がうまく行かないことだ。小さな放送局の濃密な人間関係の現場では、いろいろなかたちの親密な関係や軋轢も生じるが、それは逆にリーダーの強い個性の裏返しでもあると言えよう。通常の企業でもそうだが、情報という形のないものを売る放送という困難な事業は、形式的な合議制システムでは立ちゆかないのかもしれない。
- 5) 例外的に、石垣のコミュニティ FM は、日曜日に 30 分ほど「ゆいゆいやいま日本最南端のコミュニティ FM 局・石垣島の FM いしがきサンサンラジオのスタジオから送る生放送」として、那覇の県域ラジオ（琉球放送）に乗り入れてスタジオから同時中継をしている。これは、沖縄本島にとっても、石垣島が「最南端」のリゾート観光地として位置づけられているから成り立っている特異なケースである。

※

※

※

■引用・参考文献

麓憲吾 (2003) 「島の大人達の遊び」『SWITCH』、Vol.21、No.1

麓憲吾 (2010) 「日本の離島・我ンキャ（私たち）の中心」松浦さと子・川島隆編著『コミュニティメディアの未来』晃洋書房

麓憲吾 (2014) 「「あまみエフエム」開局までの道のりとその役割：島のアイデンティティを形成するコミュニティ・メディア」『鹿児島大学生涯学習教育センター

年報』11

- 古川柳子（2012）「コミュニティ FM 災害放送における情報循環プロセス」『マス・コミュニケーション研究』No.81
- 鹿児島県地方自治研究書編（2005）『奄美戦後史』南方新社
- 金山智子（2008）「離島のコミュニティ形成とコミュニケーションの発達」『Journal of Global Media Studys』（駒沢大学）
- 和眞一郎（奄美を語る会編）（2005）『奄美ほこらしゃ』南方新社
- 津田正夫（2016）「島ツチュたちの音楽一揆」津田正夫『みなさまのNHK』現代書館
- 西村浩子（2001）「方言禁止から方言尊重へ、そして方言継承へ」『ことばと社会』5号、三元社
- 西村浩子（2001）「語り継ぐことから始まるもの」『それぞれの奄美論・50』南方新社
- 豊山宗洋（2012）「奄美の島おこしにおける組織づくりの研究」『大阪商業大学論叢』第7巻第3号（通号163号）

「唄う島」奄美と音楽メディア事業

—— 島唄・新民謡・ポピュラー音楽のレーベルを軸に ——

加 藤 晴 明

目次

1 節 島唄とイベント事業・音楽産業

- うたの島・奄美
- 島唄という言葉の大衆化：ウタから島唄へ、そしてシマ唄へ
- 島唄のイベント事業化：南海日日新聞と奄美民謡大賞

2 節 島唄・新民謡・奄美歌謡と音楽レーベル

- 奄美島唄のレコード化を担ってきたセントラル楽器
- 戦後盛り上がった新民謡ブーム
- 新民謡の停滞から奄美歌謡の拡大路線へ：セントラル楽器の挑戦
- 山田米三・山田サカエとニューグランド
- 奄美島唄のインディーズレーベル・JABARA レーベル

3 節 奄美のポピュラー音楽産業

- 奄美出身アーティストの活躍
- ライブハウス ASIVI とサーモン&ガーリック
- アーマイナープロジェクトとディ！レコード
- 音楽メディアをめぐる小括

4 節 小括：かたる・つながる・つくる・ひろがる

1 節 島唄とイベント事業・音楽産業

●うたの島・奄美

奄美大島では、空港に始まり、島内のいろいろな観光集客施設や店に音楽 CD や DVD、書籍が販売されている。沖縄とは規模が違うが、それでも 6 万人という人口規模を考えれば奄美大島の音楽の厚みを感じさせる景観だ。市内に入ると、セントラル楽器のビル 1 階の店舗部分には、ずらっと奄美関係の CD が並ぶ。市内の音楽レコード店にも、ちょっとした土産物店にも、さらには古書店にも奄美の音楽 CD が並ぶ。

飲食街で有名な屋仁川通の真ん中には群島初のライブハウスであるロードハウス ASIVI があり、さらに小さなライブハウスを兼ねた飲食店が何軒もある。島唄を聴きたいなら、唄者が経営する「かずみ」や「吟亭」がある。それらの店は、観光ガイドブックで必ず取り上げられていて、観光客と地元の島唄好きとが交叉する場所でもある。

少しシンボリックな言い方をすれば、奄美は〈うたの島〉、正確には〈うた文化が濃厚な島〉である。もちろん日本中にうた文化が盛んな地域は幾つもある。現在では、地場産業として音楽産業の集積が見られる地域も多い。関西だけではなく、札幌、名古屋、福岡、沖縄などはライブハウス・音楽レーベルなどの集積があり、音楽の地場産業空間からさまざまなアーティストが立ち現れてくる。そうした大都市に比べれば規模は違うが、離島である奄美群島から次々に音楽アーティストが現れることは特筆に値する。

〈うたの島〉と、あえて“うた”をひらがなで書いたのは理由がある。ポピュラー音楽という意味での歌だけではなく、集落の中で謳われていた歌謡としての島唄も含めて、さらには戦前から戦後に流行した新民謡も含めて〈うたの島〉だからである。

一見、伝統的な民謡でもある奄美の島唄と奄美のポップスとの間には連続性がないイメージがある。しかし、奄美のうた文化の個性は、島唄を源

としつつ、それに新民謡、その現代的発展版としての奄美歌謡、さらに奄美のポピュラー音楽が積み重なって、厚みのあるうた文化を形づくっていることだ。こうした厚みを包み込む言葉として、本稿では〈奄美うた〉という造語を用いてみる。



写真：あまみつけ制作の「唄う島。」ポスター群
 （写真提供：（一社）あまみ大島観光物産連盟）

最近、行政の側も、この“うたの島”を観光資源としてより表に出すようになってきている。2016年に奄美の観光情報を発信するためにつくられた「あまみつけ」の5枚つづりのポスターは、「そこには今日も、シマが奏でる音がある。唄う島。」をコピーに掲げた。ポスターは、5つの自治体それぞれの景観写真を使っているが、それを貫く共通のコピーが「唄う島。」である。

うたが盛んだということのひとつに、うたのイベント事業が多いということがある。歌う機会、聴く機会が多いということは、うたで賞を獲得する機会が多いということであり、うたが制度化されているということだ。島外にも多くの奄美出身者やその後継世代がいて、さらに奄美うたのファ

ンがいて、そうした事業の集客を支えている。つまり歌う機会や聴く機会が多いということだ。最も有名な島唄大会は奄美民謡大賞だが、東京でも島唄の大会が開かれたりする。

またローカルな大会も少なくない。奄美大島の笠利地区では、「朝花節大会」が、与論島では島を代表する唄である「十九の春」だけを歌い合う「十九の春世界大会」が、喜界島では喜界島を舞台にした島唄を歌い合う「しゅみち長浜世界大会」が、徳之島では「徳之島島唄全島一大会」が開催されたりする。奄美の新聞にはそうした〈奄美うた〉のイベントが頻繁に紹介されている。沖縄とは規模が違うが、島の規模を考えれば「唄う島」という表現は誇張ではない。

奄美大島には、ライブハウスが何軒もある。他の島にもそれぞれライブハウスがある。また有名アーティストが来島もする。日本を代表するロックバンドのB'zが奄美文化センターのわずか1400席のライブを開催し、それが全国ツアーの鹿児島会場だったりする(2015)。福岡・大分のあとが奄美でその次が沖縄であるから、奄美だけが極端に小さな会場である。また徳之島では矢沢永吉が島民限定の5000人ライブを開催したりする(2016)。有名アーティストにとっても、あえて離島でライブをするということに採算を超える意義を見出しているからだろう。B'zの場合には、当然、追っかけのファンが来島するので経済効果もある。

もうひとつ指摘しておかねばならないのは、奄美では、歌う機会や聴く機会が多いだけでなく、それが産業として成立していることだ。ポピュラー音楽の世界以外にも、新民謡から続く歌の流れである奄美歌謡の世界で現在も次々に曲が作られ続けている。島唄でも新しい曲の挑戦がある。つまり奄美発のうたを作詞・作曲し、商品にして販売する事業がある。そうした島唄から奄美歌謡、奄美のポピュラー音楽までが〈奄美うた〉の領域となる。その領域は次の①②を含む範囲として、③はとりあえず分けて考えたい。ただ、③の中にも①のような歌もある。

①「奄美らしさの記号・情感が盛りこまれたご当地性の高い歌」

②「奄美の地にあつて音楽活動をしている人々の歌」

③「奄美出身を明確にアピールしている音楽アーティストの歌」

沖縄にもキャンパスレコードという有名な音楽レーベルがあるが、奄美という小さな島にも島と島発の歌に根ざした音楽レーベルがある。産業として成立しているという点では、それらのレーベルはインディーズというよりも地方レーベルと言ったほうが適切だろう。こうしたレーベルは沖縄の離島にあたる八重山諸島や宮古諸島にはない。文化産業は沖縄本島に吸引されてしまうからだ。その意味では、奄美は一つの県のようなもの、人によっては国のようなものだという比喩は、うたの文化にも当てはまる。

なお、本稿では奄美のメディア事業としてのうた文化に焦点を当てているので、①奄美のうた文化の現代的な転換、②幅広い奄美のうたの文化活動やその担い手については立ち入らない。その広大な文化の裾野については、別途論じる必要があるだろう。島の生活のなかで島唄を楽しんでいる人々、あるいはそれを意図的に伝承しようと奮闘している各地の教室の主宰者たち、奄美歌謡を楽しんでいるグループの人々、歌謡教室を営んでいる地元歌手や作詞家、そして奄美の中でポピュラー音楽を楽しむ活動を続けている人々、こうした裾野はひろく深い。うたの文化は、奄美の余興文化とも苗床でつながっている。奄美は余興が盛んな島でもあるからだ。そこには、娯楽を自分達でつくり自分達で楽しんでいく、文化的な遺伝子のような苗床がある。

奄美をめぐる一連の研究で論じてきた「奄美を巡る〈表出の螺旋〉の多層性」モデルは、ここでもかなり重要であることを改めて指摘しておきたい。この理論モデルを〈奄美うた〉に適応するなら、次のように多層な〈表出の螺旋〉が見えてくる。

第1位相：島の音楽メディア事業の渦

第1.5位相：島の音楽事業を支える外部ネットワークの渦

第2位相：島のうた文化表現活動の渦（うた文化の裾野）

第3位相：島外音楽産業による〈奄美うた〉発信の渦

第4位相：島外での〈奄美うた〉ファンの渦

とりわけ、第2位相は、奄美のうた事業・産業の裾野として重要である。島唄を聞いて唄の上手下手がわかるような島の人びと。島唄のローカルの大会で喝采や拍手で率直に反応する年配者たち。カラオケで奄美歌謡を歌い、奄美歌謡選手権などのイベントに客として足を運ぶ奄美歌謡ファンの年配女性たち。個人の楽しみとして、インディーズとして島でポピュラー音楽を楽しんでいるオヤジバンドや若い世代の音楽好きたち。自前で小さなライブイベントを開催する島の音楽アーティストたち。〈奄美うた〉には、そうした文化の生産と消費の土壌がある。人口の限られた島でそうした活動が成り立ってきたことは、島唄からポピュラー音楽まで、うたの裾野が広く、うたのふところが深いということでもある。

そうしたひろく深い奄美のうた文化の裾野を意識した上で、本稿では、〈奄美うた〉の、制度・文化装置としての側面、産業としての側面に焦点を当てていく。

●島唄という言葉の大衆化：ウタから島唄へ、そしてシマ唄へ

沖縄イメージを象徴するものは、碧い海・青い空・南国の植物・トロピカルフルーツに加えて、島唄・三線ということ定着している。そうした南の島の記号としての島唄・三線は、奄美への〈島外からのまなざし〉の中にも盛りこまれている。島唄は、今や奄美の伝統文化として、最も重要な観光資源のひとつになりつつある。

奄美の島唄・八月踊り唄をめぐっては戦前から続く研究の蓄積がある。また、鹿児島県は、文化庁の助成を受けて2011年から3年間かけて「奄美島唄保存伝承事業」を実施した。この奄美島唄保存伝承事業の実行委員会には、島唄研究の第一人者の小川学夫や地元の郷土史家、さらに坪山豊、築地俊造といった島唄の大御所、さらに川畑さおり、福島幸司、永井しずのなど、現在の奄美で活躍する中堅の唄者も参加した。「発刊にあたって」で、鹿児島県知事（当時）の伊藤祐一郎は、次のような言葉を寄せた。行

政の作文とはいえ、現在の鹿児島県の奄美島唄への〈島外からのまなざし〉を物語っていて興味深い。

県としましては、今後ともこうした島唄の歴史的な意義を後世に守り伝えるとともに、地域に残る教えや言い伝え、方言などを大切し、郷土に誇りを持つ心を醸成する取組を進めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。（「歌い継ぐ奄美の島唄 選曲集」2013、7頁）

6地域482曲の島唄は、いわば奄美の島唄の人的資源を総動員して収集された島唄の総目録である。「三線を使った遊び歌」、つまり生活のなかの余興芸能でもあったウタ（アシビウタ＝遊び歌）は、いまや鹿児島県の重要な文化資源となり、芸術となり、観光資源ともなっている。この事業は、そうした島唄の文化的な価値における変化、行政内での位置の変化を如実に示す文化事業だったといえる。

ただ本稿で重要なのは、いまでは県の文化財となってきた島唄が、集落の生活世界のなかでの自然な営みを超えて、大会、レコード・CD化、楽譜出版、さらには育成事業（習い事化）など、島の人々の使命感に満ちた自覚的な営みを通じて継承・創生されてきたという点にある。集落の生活の中の余興歌・個人歌であったアシビウタは、今日では、奄美の音楽事業・音楽産業の一翼を形成し奄美の重要な観光資源となっている。そうした島唄継承の人々の営みなどの文化活動を広い意味でのメディアとして捉えるなら、島唄は〈メディア媒介的展開〉によって継承・創生されてきた。

そもそも発話としての〈しまうた〉（※本稿では、基本的には島唄を使っているが、漢字表記も人によって異なるため、語源と定着過程に関するこの項目では、発話としての〈しまうた〉を使う。）という言葉自体が、〈メディア媒介的展開〉によって社会的に定着した言葉である。沖縄・奄美に

おける〈しまうた〉という呼称がどのようにして使われるようになって来たのかについては、高橋美樹の本格的な研究がある（高橋美樹、2010）。高橋は、著書、活字メディア、放送メディア、録音メディアなどに分けながら、沖縄・奄美での〈しまうた〉の使われ方の経緯を紹介している。小川学夫・高橋美樹や楠哲久らの先行研究をもとに〈しまうた〉という語の定着について少し経緯をまとめてみよう。

○事実：島唄という言葉の奄美から沖縄への移入

現在、島唄という言葉は、三線の音色とともに南の島の伝統的な民謡を表す言葉として使われ、沖縄イメージ、奄美イメージの重要な要素になっている。しかしこの島唄という言葉が、もともと沖縄では使われていなかった。沖縄文化を代表する島唄という言葉は、奄美から沖縄のラジオ人を経由して、沖縄に流布し、さらに全国伝播した言葉なのである。

もともと近代化する以前の生活世界のなかで唄われていた古謡は、「俚謡」「俗謡」「ひなうた」「くにぶり」などと言われていたという。それが明治に入り「民謡」という語彙に集約されて定着していく。沖縄民謡、奄美民謡しかりである。極論すれば、シマジマ（各々の集落）で歌われる島唄の実態はあったが、〈しまうた〉という表現自体が、沖縄でも奄美でも使われ出したのは古いことでない。

島唄という言葉が奄美から沖縄に移入される経緯では、ラジオが媒介している。沖縄が日本に返還される少し前の1965年、琉球放送のアナウンサーであった上原直彦は、奄美大島滞在中に奄美の民謡が“島唄”と言われていることを知り、それに共鳴してラジオで盛んに「これからは島唄と言おう」と喧伝した。

そうした経緯について上原自身が次のように語っている。

上原直彦（64）こそ、「島唄」という表現を沖縄に広めた仕掛け人だ。上原が奄美大島を初めて訪れたのは、まだ沖縄が米統治下にあっ

た一九六五年ごろ。「当時、奄美で普通に使われていた『島唄』という言葉が非常に新鮮で、感動的だった。僕があまりに興奮しているもんだから、周りの人は奇異に思っただろう。」と振り返る。…「（島唄という言葉）が定着するきっかけは僕が作ったと言っていい。でもウチナンチュ（沖縄人）に受け入れられる潜在的な素地があった」（南日本新聞社、2003、48頁）

上原は、琉球新報の記者として活躍したのち、1959年に琉球放送に移籍し、1961年から始まった人気番組「民謡で今日拝なびら（ちゅううがなびら＝こんにちは）」にプロデューサーとして関わり、パーソナリティになっている。ラジオ局長も歴任しているから影響力のある放送人であった。その上原は、1970年代にDJを担当した自分の担当ラジオ番組に「語らびら しまうた（島唄を語りましょう）」という名前を付け、「奄美では島唄と言っている。感激したので、沖縄でも沖縄民謡のことを島唄と言おうじゃないか」と島唄という言葉を繰り返し提唱したという。沖縄で民謡を島唄と呼び始めるのは1972年の日本復帰の前後と言われている。

○THE BOOMによる「島唄」のヒット

このように奄美から沖縄に伝播した島唄という言葉は、ロックバンドのTHE BOOMが1993年に「島唄」を国内で大ヒットさせたことを契機に、当時の沖縄ブームにのって一気に大衆化し国内に定着したのである。上原が長い時間かけて沖縄で定着させた島唄という言葉は、マスメディアの世界の一曲のヒットで、一気に国民的な語彙として定着した。この島唄という言葉の流布は、逆に奄美内で、全国に通用するように使っていた民謡という言葉ではなく、自信をもって奄美島唄という表現を使うことを促進することになった。

○奄美島内での〈しまうた〉表現の使用

奄美群島内で、島唄という言葉がいつ頃から使われ出したのだろうか。

出版メディアの世界では、奄美の島唄関係の文献では、戦前の文潮光の『奄美大島民謡大観』（1933）も戦後の小川学夫の最初の著作『奄美民謡誌』（1979）も民謡という表現を使っている。別論文で紹介した松田幸治氏の南国出版が出した観光ガイドブック『奄美大島』（1980）では、奄美民謡としてヨイスラ節、くるだんど節、かんつめ節が紹介されている。著書では、小川学夫の『奄美の島歌』は1981年、池野夢風の『奄美島唄集成』は1983年出版で、この時期にようやく島唄の語が使われ出している。出版年だけをみれば、書籍メディアの世界では1980年代初頭では民謡と島唄という両方の言葉が使われていることになる。

高橋美樹は、南海日日新聞の見出し文や本文・広告を分析して、〈奄美島唄〉という語が1880年代に主流となり、1990年代にほぼ固定されたとしている。

1959~1972年になると、〈民謡〉〈島唄（歌）〉の混在傾向が強まっていく。その後、1977年に開催された「島唄大会」の存在は、新聞紙上でも〈島唄（歌）〉が優勢になる機運を高める要因ともなった。そして、1984年以降は南海日日新聞社主催の「奄美民謡大賞」において、〈民謡〉を用いる以外は、ほぼ〈島唄（歌）〉に統一されていた。1990年代に入り、〈奄美島唄〉という言葉が新聞紙上で定着し始め、1990年代後期以降は、〈奄美島唄〉の使用がほぼ固定されている。（高橋美樹、2010、80頁）

音楽メディア（録音メディア）の世界では、THE BOOMの「島唄」のヒットにより定着した島唄という語に対して、奄美では、沖縄系の島唄と区別して、〈奄美島唄〉〈奄美シマウタ〉などの使い方も始まった。いわば本家・元祖を意識した表現でもある。

あとで紹介するセントラル楽器の指宿正樹会長は、「昔は〈しまうた〉で

はなく、「民謡」という言い方をしていましたよ。…沖縄民謡や青森の民謡と差をつけるために島唄という風にな名前を変えた」と語る（取材：2009.3.5）。また弟の指宿邦彦氏によれば、「THE BOOMの『島唄』のヒットなどで、島唄という言葉が一般化して、奄美民謡と言わなくとも、〈奄美島唄〉で通じるようになったから」と説明し、1996年制作の「福山幸司傑作集」（カセットテープ）の頃から〈奄美島唄〉という文字を入れたと懐述している（取材：2016.10.28）。

セントラル楽器のレコード・テープ・CDのタイトル一覧を見る限り、『奄美民謡傑作集 南大島編』（1994）、『沖永良部民謡傑作集』（1996）と、THE BOOMの「島唄」がヒット（1993）した後も民謡という言葉が使われている。『しまうた復刻版』という〈しまうた〉を使ったカセットは1997年である。指宿邦彦氏が〈奄美島唄〉を意識的に使い出したと指摘する『福山幸司傑作集』は1996年発売である。とすれば音楽メディアの世界での島唄という語彙が表に出てくるのは、高橋が解明したように1990年代半ば以降のこととなる。

1979年の民謡日本一誕生を契機として、奄美の唄者たちは1980年以降、日本民謡大賞のコンクール・システムに取り込まれていく。…その後、唄者は日本全国で公演する機会が増え、…日本本土の歌手から影響を受けている。その中で「奄美の唄者」という図式をより強調する必要性があった。つまり、対外的な奄美の民族的アイデンティティの主張として〈島唄〉という呼称を前面に掲げたのである。（高橋美樹、2010、85頁）

さらに、〈島唄（歌）〉ではなく、集落の歌であることを強調する〈シマ唄〉や〈シマウタ〉という表現が意識的に使われるようになったのは、THE BOOM「島歌」のヒットによって島唄という語が国内で流布した後であ

る。中原ゆかりがシマの歌謡を強調した論考を発表したのが1997年であることを考えれば、そうした集落（シマ）の唄を強調する語りも、1990年後半以降に盛んになったとみてよいだろう。

『奄美の「シマの歌」』（中原ゆかり、1997）や『奄美シマウタへの招待』（小川学夫、1999）などはその一例であろう。小川学夫や中原らはシマの歌謡として島唄を捉えている。

南島においては村落のことをシマと呼ぶ。…シマがシマであるためには、シマを故郷と感じる個々の感情が不可欠である。そしてシマを故郷と感じる感情は、シマの伝承歌謡によってもたらされる。なぜならシマの生活には、豊富な伝承歌謡があふれているからである。（中原ゆかり、1997、3頁）

これに対して、もともと〈しまうた〉という島の言葉（島口）はなかったという説もある。集落（シマ）の歌という意味でのシマの歌は、八月踊り歌を意味していた。八月踊り歌は集落の歌として、「ワシマヌ ウタ（我が集落の歌）」や「ヨソジマヌ ウタ（他の集落の歌）」という言い方はしていたが、他は単に「ウタ」という言葉・発話があったにすぎない。掛け合いのアシビウタ（遊び歌）であった島の歌は、島の外の、とりわけ沖縄民謡や新民謡、唱歌や流行歌と区別して“島歌”を使ったのだという説である。つまり生活の中で（島歌であれ、シマ唄であれ）そもそもシマウタという語彙・発話はなく、ウタという発話しかなかったという。（田畑千秋、2009、335頁、楠田哲久、2012、7頁）。

遊び歌の名称 遊び歌は現在では島唄ともいうが、島唄の名称は新しく、つい最近までは、単にウタと呼ばれてきた。近代に入り、ヤマ

トウタ（鹿児島県以北の日本の歌）やナハウタ（沖縄の歌）の流入が激しくなり、それと区別するために、自らの歌を「島唄」と呼んで差異化したのである。（田畑千秋、2009、335頁）

民俗音楽を専門としない筆者らは判断しようがないが、メディアの視点から重要と思われる展開を、以下のようにまとめることができよう。島唄の源が集落（シマ）の中に埋め込まれていた遊び歌にあった。そして集落（シマ）で歌われてきた遊びの歌謡が、奄美ではどこかの段階で〈しまうた〉として発話されていたが、しかし島外に出る録音メディアの商品としてはしばらく〈奄美民謡〉という言葉で表現していた。



写真：町中での島唄イベント（加藤晴明撮影：2015.5.24）

※大型クルーズ船の来島時の商店街イベント

そして奄美の人々の日常語として使われていた〈しまうた〉という発話が、ラジオを媒介にして1960年代後半に沖縄に伝播した。その後、奄美では、出版本では1980年代に、そして音楽コンテンツ（録音メディア）では、〈島唄〉という言葉が沖縄の音楽を表す記号として全国的に定着（1993

～)したあとで、これと連動する形で〈奄美島唄〉の表現が使われるようになった。そうした表現が相互に準拠しあう過程を経ながら、1990年代後半には〈島唄(歌)〉や〈奄美島唄〉という語彙の使用が固定化されるようになり、さらに奄美固有の島唄を強調する意図も込めて〈シマ唄〉という表現も加わるようになった。

生活のなかで発話として〈しまうた〉が使われはじめた時期、文字としての〈島唄(歌)〉や〈シマ唄〉が使われ出した時期、さらに出版メディアが使い出した時期、音楽メディアが使い出した時期、他のマスメディアが使い出した時期、それぞれの時期は少しズレるのかもしれないが、それぞれが相互に参照し合いながら〈島唄(歌)〉や〈シマ唄〉・〈シマウタ〉という語が奄美や奄美関係者の中で社会的に了解可能な語として定着してきたのだと理解しておこう。

●島唄のイベント事業化：南海日日新聞と奄美民謡大賞

もともと集落(シマ)の生活のなかで歌掛け遊びとして唄われていた奄美の島唄が、奄美の誇るべき歌謡文化として地位向上していく過程には、メディアが大きく関与している。島唄の〈メディア媒介展開〉である。ここで文化を媒介するという広い意味でのメディアとして指摘したいのは、大会(化)・レコード(化)・教室(化)である。

島唄の〈メディア媒介的展開〉(島唄のメディア化)によって島唄自体にも変化が生じたと言われている。

- ①録音メディア化：レコード化等による模倣する対象としての正調島唄の誕生
- ②ステージ化：大会で受容されるような島唄への変容(遅速化・高音化・叙情化)
- ③スターシステム化：名人唄者の誕生
- ④教室化：習い事としての島唄

島唄の大会は、全国の民謡大会に上がっていく大会と、地元奄美を頂点

とする大会がある。前者は、日本民謡協会主催の民謡民舞全国大会である。少年少女の大会もある。この全国一を目指す大会も重要であるが、奄美の島唄の最も権威ある大会は、南海日日新聞社が主催する奄美民謡大賞（毎年5月開催）である。奄美島唄に特化した大会で、かつその歴史と格式からみても奄美島唄の実質的な日本一大会でもある。創業者の村山家國が文化人でもあった南海日日新聞には、島唄大会の歴史がある。

『南海日日新聞五十年史』（1997）の年表には同社が開催した以下の大会が記載されている。

1965：奄美民謡大会（第3回：11/20）

1975：奄美新人民謡大会（第1回：2/15）築地俊造が優勝

1976：奄美民謡名人大会

1980：奄美民謡大賞（新人大会を改称）（3/30）：坪山豊が優勝

奄美島唄の継承活動や民謡大会の役割については、豊山宗洋の詳細な研究がある。豊山は、奄美民謡大賞の出場者の推移を分析して、1990年代後半からの急増、さらに2002年から2003年の増加に着目している。1995年の大会までは50名以下の出場者であった。1996年に元ちとせが高校生3年生で優勝する。高齢者が多かった島唄世界では驚異的な出来事であった。元ちとせが優勝してから大会参加者は右肩あがりに増えている。ただ若手唄者としての元ちとせは、島唄関係者には知られていたが、知名度は島内の島唄や音楽関係者内でのことであった。メジャーからデビューした元ちとせは、2002年に島唄テイストを生かした「ワダツミの木」を全国的にヒットさせ、島に大きな衝撃が走る。その翌年の2003年は大会参加者が一気に41名（130⇒171）増加している。島唄の継承・創生が島内のメディア、そしてマスメディアとの関わりのなかで発展してきたことの証でもある。

奄美民謡大賞は、島唄の質自体を変容させてきたと言われている。小川学夫は大会に伴った変化として〈遅速度化〉〈高音化〉を指摘している。奄美のサトウキビ労働と債務奴隷（家人＝ヤンチュ）の苦難の歴史を象徴

させるような哀感のあるスローで情感的な唄い方。奄美島唄が、黒人の奴隷労働の場から誕生したブルースになぞらえて日本のブルースとさえ言われる所以である。

本来、小さな部屋で掛け合いの遊びであった島唄が、奄美群島最大の席数を誇るホールである奄美文化センター（旧奄美振興会館）の1400人収容のホールで、マイクを使って臨場感たっぷりに審査員に向かって歌い上げられる。より遅く、より高音に、そしてより情感的に。一般の観客は決して多くはなく、島唄関係者や縁故知人が多く、最近では観客席は空席も目立つ。しかし重要なのは大会審査と受賞にある。音響装置・照明・審査員、そして観客が織りなす大会空間は、まさに島唄最大のメディアイベント空間であり、奄美民謡大賞それ自体が、島唄の継承・創生の文化装置となっている。

島唄の習い手は、島唄の大会で賞をとるために1つの曲だけを1年間かけて練習するという。子供たちは、日常語として島口は使えない。そこには、生活世界から離脱した島口と島唄という芸能・芸術がある。しかし、島最大のメディア産業である地元新聞社が開催する奄美民謡大賞という権威あるメディアイベントは、島唄の唄者の登竜門の制度として、島唄のスターシステムとして、奄美島唄の継承・創生に多大な貢献をしてきたことも事実である。奄美民謡大賞という文化装置が、島唄を変容させつつも、受賞者に権威を与え、時に収入という実利をも生みだしてきた。実利はCD化だけではない。島唄には、プロ歌手はいないが、大会で賞をとることで様々な催しに呼ばれてご祝儀収入があったり、高校生なら有名私立大学への特技・自己推薦入試の切り札になったりする。

島内には大会出場とは距離をとり集落固有の島唄を大切に作る教室もあるが、多くの教室は集団指導と個別指導を組み合わせながら、大会への出場母体となっている。大会は、島唄教室の競演の場でもある。しかしその競演を通じて、島唄伝承が活性化されてきた。

島唄の変容の背景として、さらに指摘しておかねばならないことは、沖

縄の工工四楽譜のような統一した楽譜がなかった奄美島唄にも、今日ではそれなりに楽譜があるということである。習いごとの場では、歌詞集はかなり前からそれぞれの場で作られ伝承されてきた。しかし、三線に関しては、楽譜を使わない口頭伝承を優先する教室もあれば、簡単な楽譜を用いる教室もある。一部では固有の楽譜が作られ公刊されている。島唄を五線譜に載せた元大島高校の教諭である片倉輝男氏（1939～）の片倉譜、小学校教師であった岩元岩寿氏（1937～）による岩元譜、幸田賢司氏（1924～）による幸田譜などは市販されよく知られている。さらに沖永良部民謡協会が監修した独習書や与論島の公民館が中心になって作成した公民館講座用の独自の楽譜なども、それぞれ講習の場で使われている。教室で個人的に簡易な楽譜を使っている教室も少なくない。そうした楽譜も、それぞれ独自の〇〇譜と言ってよいだろう。

師匠の三味線の音を耳で採っていく教室からすれば、楽譜を使うことにより音が固定されてしまうことを危惧する考え方も出てくる。島口の微妙な言葉づかいが文字化しにくいと同様に、島唄の微妙な音使いは楽譜化できないからである。しかし、現実には公民館の講座である一定数の生徒を教えるには楽譜使う必要も出てくる。島唄の楽譜化もまた、民俗文化の〈メディア媒介的展開〉の一つの景観であろう。

2 節 島唄・新民謡・奄美歌謡と音楽レーベル

●奄美島唄のレコード化を担ってきたセントラル楽器

島唄の〈メディア媒介的展開〉に関しては、奄美民謡大賞という権威ある大会が島で開催されてきたことも重要だが、セントラル楽器という島唄を継承・創生してきたレーベルがあることも極めて重要である。奄美市の中心市街地にビルを構え、楽器の他、奄美の島唄、新民謡、奄美歌謡、奄美のポピュラー音楽などのCD、カセットテープ（かつてはレコード）を

販売したり、ヤマハ音楽教室も営んでいる。

つまり島唄も新民謡・奄美歌謡といった〈奄美うた〉文化も、セントラル楽器のようなメディア事業者があることで、音楽商品という形で表出されてきた。島唄の産業化である。島唄も含めて〈奄美うた〉文化は、大会のような事業とともに、録音メディアによって〈メディア媒介的展開〉をとげてきた。他の論考でも繰り返しかえし指摘したように、情報事業は、〈情報を集め、加工し、発信する〉というメディア事業の基本三ステップのもとに営まれる事業である。情報を集め＝唄者・歌手の歌という情報を録音し、加工＝レコード化・CD化し、発信する＝発売する。この〈奄美うた〉の〈メディア媒介的展開〉を、戦後中心的に担ってきたのがセントラル楽器というメディア事業者である。

セントラル楽器は、自主制作したコンテンツを販売するという点では、地方レーベルでもある。今日では、インターネットでの販売も手がけている。また音楽コンテンツの作り手であると同時に、歌謡関係のイベントも手がけているので音楽事務所・音楽商社でもある。そうした事業を通じて戦後奄美のうた文化を自ら生成し発展させてきたという点では、〈奄美うた〉の重要な〈文化媒介者〉である。

奄美島唄の島内でのレコード化の歴史は、セントラル楽器の事業と大きく重なり合っている。奄美島唄研究の第一人者の小川学夫も、短い期間(1964～1965、1971～1977)であるがセントラル楽器に勤めていた時期がある。創業者は指宿良彦氏(1925～2013)氏で、現在の会長の指宿正樹氏(1951～)が2代目であり、現社長の俊彦氏(1979～)で3代目となる。またセントラル楽器徳之島総代理店であるミュージックワイドは、正樹氏の弟の邦彦氏(1953～)が事業を営んでいる。邦彦氏は、徳之島に行く前はセントラル楽器の島唄企画室長として島唄関係の事業に深くかかわっていた。創業家である指宿ファミリー、そして小川学夫氏らは、奄美における島唄の事業化・研究ネットワークのコアの一つを形成していたことになる。



写真：セントラル楽器の外観（撮影：加藤晴明、2012.9.11）

見方を変えれば、奄美の遊び歌は、大会化と同様にレコード化によって奄美島唄として生成・発展してきた。そして、その島唄のレコード化の中心的事業を担ったセントラル楽器は、まさに島唄の〈メディア媒介的展開〉の当事者でもあったことになる。

セントラル楽器の歴史については、創業者の指宿良彦氏の自伝である『大人青年（ふっちゅねせ）』（2004）に詳細にまとめられている。また、邦彦氏がまとめた『奄美島唄学校』（2012）や、指宿家の回顧録である『ともしび 指宿家の回顧録』（1986）や『ともしび 指宿家の回顧録二』（2006）に詳しい。さらに、セントラル楽器が制作ないし関係したレコード、テープ、ビデオ、CDに収録した曲は『奄美民謡総覧』（2011）としてまとめられて発刊されている。

セントラル楽器のレコード事業は1950年代から始まっている。

1950年：鹿児島でレコードを仕入れ、ダンスホール花盛りの奄美で販売
1951年：南海日日新聞と協力して、歌謡ショー、音楽会、島唄大会、新民謡募集などを実施。（※南海日日新聞は、「北部南西諸島音楽コンクール」を実施していた1947～1950）。この年、徳山商店が、13種類13000枚の島

唄レコードをマーキュリーレコードで制作し販売したものを全部引き取り販売する。これは戦後初の島唄レコードである。内容は、唄が上村藤枝、三味線・囃子が南正五郎という今日では伝説ともなっている名人唄者たちである。

1956年：奄美民謡を SP レコード 3 枚に吹き込んでいる。表面が新民謡、裏面が島唄である。

私が奄美島唄を音の文化として形にしようと取り組んだのはこの年 5 月からです。私はまだ幼かった頃、父方の祖母・メキヨテが毎日繰り返し返し歌ってくれた亀津朝花がすっかり脳裏に焼き付いていました。理屈抜きに、いつか祖母の歌っていた唄を再現するのだという強い思いが島唄録音のきっかけでした。我が社で最初の島唄録音をした唄者は、瀬戸内町諸数出身の福島幸義さんと同町花富出身の 20 歳の朝崎郁恵さんでした。…場所も現在のようなしっかりとしたスタジオではなく、矢の脇町にあったらんかん荘という旅館でした。(指宿良彦、2004、61 頁)

オープンリールデッキを使ったこの録音は結局雑音が入っていて納得がいく仕上がりとはならず、兵庫県西宮市にあったマーキュリーレコードのスタジオで再録音して販売にこぎつけているが、経費がかかり赤字だったという。福島幸義は、「百年に一人の唄者」と言われ奄美島唄に決定的な影響力をもった武下和平の叔父にあたる。また、奄美の島唄を〈島外からのまなざし〉に向けて積極的に発信し、都市の高尚な文化消費の対象にまで高めて来たともいえる唄者・朝崎郁恵もこの時期に既にレコード化に参加している。

有名唄者のレコード化は、大会同様に、マスメディアによるスターシステムとして機能する。レコード化された島唄が、島唄の雛形となって模倣

されていく。その代表例が、1962年に発売された武下和平のレコード『武下和平傑作集』である。そこでは「天才唄者」のコピーが掲げられている。

「天才唄者・武下和平」の和平節は、瀬戸内地方の歌唱を根底から変えてしまうほどの影響力を持っていました。今も奄美島唄の中核を成し、愛唱されています。（指宿良彦、2004、93頁）

奄美島唄には、流派はない。歌う歌詞の順番も決まっているわけではなく、個人唄や勝手唄と言われている。しかし、武下は島唄の前奏を開発し、一定の定型的な演奏と唄い方を作り上げ、三線の合奏を可能にそして武下流という流派をつくりあげる。それくらい奄美の島唄にとって武下和平は大きな存在であった。武下の島唄は、奄美南部の島唄、つまりヒギヤ唄である。しかし奄美北部、つまりカサン唄の地域のある三味線の名手は、当時武下のレコードに出会って感銘し、レコードの回転を下げて、レコードが摺りきれぬくらい聴いて真似をしたという。武下の島唄とそのレコードは、それくらい全島にインパクトをもっていた。

武下和平は、清真人によるインタビュー対話形式の著作である『唄者武下和平のシマ唄語り』（海風社、2014）の中で、このレコード録音についても触れている。

昭和三七年に、名瀬のセントラルレコードで私のシマ唄の最初のレコードアルバムを作ることになるんですけど、その監修は米三さん。そのときも、ほんとうの正調のシマ唄を人々に届けようと、彼の愛用の録音機で録音してあったシマ唄の昔の節回しをまず流して、私の歌い方をチェックしていくわけですけど、実に鋭く厳しかったですよ、彼は。（武下和平、2014、181頁）

この山田米三氏によって録音された島唄をコピーするかたちで武下の島唄がレコード化され、それが正調島唄として流布していく。集落（シマ）の生活世界の文脈を離れ、録音メディアという装置によって島唄のエッセンスが抽出され、正調島唄が編集され、メディア作品として結実（対象化）されていく。生々しい遊び歌は、〈メディア媒介的展開〉をへて、より鑑賞に堪える洗練された島唄として伝承され創生されていく。

こうした過程は、社会史でしばしば語られる「伝統の創造」ということになるのだろう。ただ、文化のソースとしての文化的苗床はしっかりある。メディアという文化装置は、そうした文化的苗床を伝承し、新しい正調として創生し制度化・ジャンル化していく。これが文化の〈メディア媒介的展開〉過程である。そこで創生されたものは、確かに観光パンフレットでは、奄美の伝統文化＝島唄として記載されるが、メディア化された奄美島唄であり、現代の音楽ジャンルの一つとしてのワールドミュージックとしての島唄である。（※極論すれば、ポピュラー音楽化した島唄でさえある。）

こうした意味では、セントラル楽器は、まさしく文化装置として奄美の島唄の文化を制度化してきた。極端な言い方をすれば、集落で自由に歌われていた唄を、島唄という制度・ジャンルとして作り上げてきた文化装置そのものであった。

前述したようにセントラル楽器のレコード化事業は、『奄美民謡総覧』に収められている。小川学夫が中心となってまとめたこの本は、奄美の島唄のレコード史そのものでもある。もちろん、平成の島唄スターである元ちとせも、地元セントラル楽器から、1本のカセットテープと1枚の島唄CDを出している。前者が高校1年（1994年）で奄美民謡大賞新人賞を受賞した時に出した「ひぎゃ女童（めらべ）」であり、後者が奄美民謡大賞で優勝した1996年秋に出した「故郷・美ら・思い（しま・きよら・うむい）」である。

現在、島唄教室の習い手は圧倒的に小学生の女の子が多い。男子は、変声期があることもあり少ない。また中学生となり部活と重なって習いごと

を止める子も多い。しかし島唄の伝承と創生の世界では、元ちとせというスターの物語があり、また教室の先輩のミニスターの物語が次々に誕生している。大会の受賞、そしてそれに付随するCD化は、そうしたスターを夢見る子供達の分かりやすい到達点でもあろう。島唄という伝統文化も、その継承と創生は、まさしく奄美の音楽産業という文化装置によって担われている。

●戦後盛り上がった新民謡ブーム

奄美では、戦後、島唄の旋律を生かして、島口ではない標準語の奄美をテーマにした歌謡曲が続々と作られ島内でヒットした。新民謡は、もともと大正末期から1938（昭和13）年頃までに起きた文化運動である。それは日本の土俗的な民衆の心情を表現しようとした野口雨情や北原白秋らの詩人たちと、西洋音楽を学びつつ民謡に興味を抱いた中山晋平・藤井清水らの新しい作曲法とが融合した文化運動であり、新民謡という音楽ジャンルを作り上げた。この文化運動は、地方にも伝播し口ずさみやすい「ご当地ソング」として地方の新民謡が作られ歌われた。この流れが奄美の新民謡の土壌である。

奄美新民謡も、各地の新民謡がそうであったように、民謡の心情と西洋音階との混合・融合である。島唄テイストを盛りこんだご当地歌謡曲でも呼ばばよいであろうか。新民謡はその後新歌謡や奄美歌謡とも名づけられてきた。代表的な名作曲家をも誕生させてきた。戦前から戦後、東京でも活躍した島出身の三界稔と渡久地政信、さらに沖縄でのジャズ活動のあとに帰島して楽団を率いて戦後奄美の島々で活躍した村田実夫、その後継世代にあたる豊基（ゆたか・もとい）や久永美智子である。

奄美の新民謡については、奄美の有名書店の店主でもある楠田哲久による「奄美の新民謡に関する一考察」というすぐれた研究がある（2013. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究所人間環境文化論専攻の修士論文）。

島唄のレコード化を担ったセントラル楽器は、この新民謡・新歌謡の奄

美文化をも推進してきた中心的アクターである。文化とは制度とジャンルだと述べてきたが、セントラル楽器はまさに新民謡・新歌謡という音楽ジャンルを創生するのに中心的役割を担ってきた楽器店でもある。セントラル楽器は、現在、新民謡・新歌謡を奄美歌謡という言葉で集約しようとしている。

メディアの俯瞰図・メディアの文化史として重要なのは、こうした歌謡文化が、自然発生的というよりも、楽団の活動や雑誌社や楽器店の歌詞募集なども経て、それを意図的に創生していこうとする人々の営みの総体としてあるということだ。〈文化媒介者〉たちの営みの結果が、新民謡・新歌謡・奄美歌謡というジャンルの形成に結びついているのである。

セントラル楽器は、こうした奄美の歌謡曲を網羅して『奄美歌謡歌詞集～歌の郷土史～』（※収録曲数を増やしながらか第3版まで出ている）を出版している。その収録曲を時系列に整理すると、戦前から戦後そして平成に至る奄美の歌謡曲の歴史が俯瞰できる。興味深いのは、作曲数に年度ごとに波があることだ。

奄美の歌謡曲として島外にも知られている曲は「島育ち」である。これは、すでに1939（昭和14）年に三界稔の手で作曲されている。これが、戦後の1959年に当時の島の人気歌手であった大島ひろみが歌うことで、まず島内でヒットし、さらに日本復帰9年目の1962（昭和37）年に田端義男が全国的にヒットさせその翌年の紅白歌合戦に出場したことで全国的に知られることになった。その年は、三沢あけみの歌う「島のブルース」も全国的にヒットし紅白歌合戦に出場している。

戦前・戦後すぐは、そう多くの曲数があったわけではない。戦前では、「大島小唄」（1928）「永良部百合の花」（1931）「磯の松風」（1934）「月の白浜」（1934）「島育ち」（1939）の5曲が収録されている。「磯の松風」「月の白浜」の作詞はロシア文学者として有名な郷土の偉人でもある昇曙夢、作曲は三界稔である。

戦後、アメリカ軍政下の奄美ではあかつち文化といわれる文化活動が盛

り上がった時期があるが、その時期に新民謡を代表する曲が何曲も創作されている。1940年代は「徳之島小唄」「島かげ」「そてつの実」「名瀬セレナーデ」「農村小唄」「本茶峠」「新北風吹けば」「夜明け舟」があるが、「名瀬セレナーデ」以降の曲は、村田実夫の作曲である。「そてつの実」「名瀬セレナーデ」と「新北風吹けば」は、自由社新民謡募集の当選歌詞、「農村小唄」は南海日日新聞社の新民謡歌詞募集で一等となり、村田実夫に作曲が依頼された曲である。¹⁾

日本復帰の時期はあまり曲がなく、その後1958～59年(昭和33～34年)に三界稔「奄美小唄」や「新野茶坊」が作曲されている。

その次のブームは、田端義男が「島育ち」をヒットさせた1962年(昭和37年)から本土復帰10年にあたる翌年である。この時は、奄美観光ブームと奄美の新民謡ブームが到来したという。この2年間に、「奄美のさすらい千鳥」「思い出の喜界島」などの曲がつくられている。

●新民謡の停滞から奄美歌謡の拡大路線へ：セントラル楽器の挑戦

こうして始まった奄美新民謡だが、歌詞集では、1950年代が6曲、60年代が13曲（このうち12曲が63年と64年に集中している）、70年代が19曲あるのに対して、80年代は4曲、90年代が6曲である。

このように60年代の2年間の奄美ブームの後でしばらく間が空き、10年近くたった1972年に10曲が作られている。新民謡をもりあげるために、セントラル楽器が歌詞を募集したのである。入選歌として、「灯りに濡れる名瀬の街」「奄美航路」「奄美三美女伝」「奄美の夜」など8曲が入選する。セントラル楽器の指宿良彦氏は、『大人青年』でこの公募について次のように説明している。

田端義男さんの島育ちではじまった昭和37年からの奄美ブーム期の名曲の数々。あれから10年、目新しい曲も無いままに時が過ぎて

ゆきました。「奄美の新民謡を絶やしてはいけない！」この年に、新民謡の一般公募に踏み切りました。(指宿良彦、2024、133頁)

この1972年は沖縄が日本に返還されて沖縄ブームが起きた年である。残念ながら、全国に波及する歌謡曲による奄美ブームは再燃しなかった。しかし、新民謡から新歌謡、そして奄美歌謡へと続く奄美のご当地歌謡曲の創作活動は今日まで脈々として続くことになる。

1981年には、後述するように奄美におけるもうひとつの音楽レーベルであったニューグランドから、山田サカエ作詞・久永美智子作曲による「加計呂麻慕情」「加計呂麻音頭」などの名曲が生まれ、この頃から新歌謡と称されるようになった。

ともかく1970年代に比べると、1980年代と90年代の曲数は多くはない。1972年は、大島紬の生産が24万4000反とピークを迎えた年でもある。以後73年のオイルショックをへながら減少していく。カラオケ文化の浸透もある。新曲の数字でみる限り、20世紀末の20年間は新民謡衰退の傾向が見えてくる。

こうした20世紀末の新民謡の停滞とも見える動きは、21世紀に入ると急激に変化する。2002(平成14)年以降に曲が急増する。2002年の「奄美エアポート」以降、有光アキラ作詞・久永美智子作曲の従兄弟コンビを中心につくられる曲が激増したのである。

2002年9曲、2003年15曲、2004年18曲、2005年5曲、2006年10曲、2007年1曲、2008年19曲、2009年10曲、2010年10曲、2011年30曲と、まさに量産体制に入っている。もちろんこの背景には作詞・作曲に携わる人々、新民謡を歌う地元新民謡歌手の“新民謡への強い思い”がある。しかし同時にセントラル楽器のミッションやビジネスの企画力も大きい。セントラル楽器を率いる指宿正樹氏は、新民謡と新歌謡を統合する語として奄美歌謡の語を考案し、積極的なビジネスを展開したのである。

表 5-1. 奄美新民謡・新歌謡・奄美歌謡の変遷

時 期	代表的な曲例	作詞家・作曲家・歌手例
新民謡期誕生期： (昭和初期の全国での新民謡ブーム)	大島小唄、永良部百合の花、磯の松風、月の白浜、島育ち、徳之島小唄	昇曙夢、三界稔
新民謡期隆盛期： (1945~1952) (占領期・あかつち文化期)	島かげ、そてつの実、名瀬セレナーデ、農村小唄、本茶峠、新北風吹けば、夜明け舟、日本復帰の歌	永江則子、村田実夫、
奄美新民謡全盛期： (1953~60年代半ば) (日本復帰と全国的な奄美ブーム)	奄美小唄、新野茶坊、名瀬市民の歌、はたおりばやし、アダン花、奄美音頭、奄美チンダラ節、奄美のさすらい千鳥、思い出の喜界島、島のブルース	三界稔、渡久地政信 村田実夫、大島ひろみ 田端義男、三沢あけみ
新民謡漸減期： (1960年代半ば~1970年代) (テレビ受信の始まり)	灯りに濡れる名瀬の街、奄美航路、奄美三美女伝、奄美の夜	大島ひろみ
新歌謡期・衰退期： (80~90年代) (紬の衰退とカラオケ文化台頭)	あゝ犬田布岬、加計呂麻慕情、加計呂麻音頭、与論島慕情、名瀬ブルース、奄美ゆきたや、アダンの画帖、砂糖つくり節	山田サカエ、久永美智子
奄美歌謡期： (2002年~) (量産期・イベント期)	奄美エアポート、あまみ恋うた、黄昏のラブソング、思い出の三太郎峠、ふたたびの恋歌、等多数	有光あきら、豊基、久永美智子、泉清次、中島章、米倉ミキエ

※制作販売された曲数、及び関係者へのインタビューから作成

くしくも奄美歌謡の積極策が始まった2002年は、元ちとせがメジャーデビューした年である。奄美が〈島外からのまなざし〉で注目され、島内外で島唄も脚光を浴び、ソニー、東芝、キング、テイチクといったメジャーレーベルからも島唄CDが発売される。島内の島唄大会への出場者も急増する。そうした島唄の地位の向上を受けて、「次は新民謡だ」と新民謡の地位向上が目指されたのである。奄美のもうひとつのうた文化の担い手である奄美の新民謡関係者は、島唄が奄美の文化を代表する存在になっていく様を横で見えてきたことになる。新民謡・奄美歌謡の地位向上は、同時にビジネスとしての可能性の模索でもあった。曲の作り手、歌手、販売会社を経済的便益を得る文化産業のシステムづくりが目指されたのである。

セントラル楽器が取り組んでいる奄美歌謡プロジェクトは幾つもある。

- ①新民謡の曲をカラオケに入れる。
- ②奄美歌謡選手権大会（年1回／2004～）
- ③奄美紅白歌合戦（年1回／2009～）
- ④奄美歌謡・舞踏祭り（年1回）
- ⑤各種コンサート（集落に出かけてのコンサート）

地域の中で、地域に根ざした歌手と呼ばれる人たちがいる。メジャー音楽産業から見れば、それはメジャー水準ではないと言うかもしれない。しかし、何がプロなのかという基準はもともと相対的なものである。歌文化という娯楽の地産地消が一種の産業として成立しているなら、本業が他にあらうとも、それは歌手でありプロの世界なのである。

奄美歌謡文化の現代的な展開は、奄美歌謡に関わる人達の「奄美新民謡を絶やしてはならない」「新民謡の地位の向上を図りたい」という強いミッションの上に展開されてきた。それはセントラル楽器によるレコード化や大会、さらに夕月会など新民謡歌手のグループ自身によるイベント開催という〈メディア媒介的展開〉として営まれてきたのである。島唄は〈島外からのまなざし〉のなかで奄美の記号として地位向上に成功したが、奄美歌謡はまだ〈島内のまなざし〉に留まっている。その文化を享受する年代

もかなり限定される。島内の知識人層のなかでも、新民謡と平成になっての奄美歌謡とを、文化の質が違うとして区分けする人も少なくない。そうした課題は抱えつつも、日本の地方でこれだけ新民謡から続くご当地歌謡曲という歌世界を継承して創生し続けてきた地域もないのである。このもうひとつの〈奄美うた〉の世界は、地域のメディアと文化が連環する貴重なモデルとして評価が与えられねばならない。

●山田米三・山田サカエとニューグランド

奄美の島唄や新民謡の音楽産業としてセントラル楽器という地方音楽レーベルが戦後長きにわたって中心的役割を果たしてことも貴重だが、名瀬には、もう一つの音楽レーベルがあった。島唄の音源収集に情熱を燃やした山田米三氏（1912~1997）の土産物店のニューグランド（1946~1991）である（鹿児島・大口市でのニューグランドの名前の喫茶店から始まり、名瀬での同じ名前の居酒屋を経てお土産屋に至っている）。



写真：1962年当時のニューグランドの店先（提供：山田サカエ氏）

※この年、山田米三氏監修で唄者武下和平氏のレコードが出されている。

奄美で島唄の話をする、多くの方々から奄美旧港に続く道筋にあった土産物店ニューグランドと、そこから常に路上に流されていた島唄の思い出が出てくる。当主の山田米三氏については残された文献資料もなく、その輪郭は関係者の思い出から描くしかない。

①宇検村の出身で、従兄弟には奄美を代表する唄者の石原久子もいるなど島唄の上手い家系であった。関西・東京で青春時代を過ごし、結婚後は島に戻り写真の仕事をし、その後名古屋に移ってから出征。復員後、鹿児島を経て奄美に帰ってから土産物店を経営した。

②島唄に造詣が深く、ソニーの最新式録音機をかついで島中の唄者を訪ねて録音収集に努めた。自宅は録音スタジオのようであったという。後述するように、山田氏のこうした活動は、民間の撮影愛好家によって16ミリフィルムのドキュメンタリー作品になっている。

③土産物店のニューグランドの商品として島唄レコードやカセットテープを制作し販売した。妻である山田サカエ氏作詞による、パラダイス沖えらぶ(1971)、加計呂麻慕情(1981)等は奄美の有名曲である。新歌謡歌手友ひとみは娘にあたる。

④武下和平と出会い(1960)、世に出す一方、奄美歌謡を代表する歌手・作曲家である久永美智子を発掘したプロデューサーでもある。久永は、一時期ニューグランドで働いていたことがある。

つまり、奄美島唄のレコード化の起点の一人である大御所と新民謡・奄美歌謡のレコード化の起点の一人である大御所は、山田米三氏を媒介にして、同じ時期、同じ場所で奄美うたを担っていたことになる。奄美の歌謡の文化メディア史にとっても興味深い歴史的景観である。

もともと山田氏は戦前に写真を生業としていた時期もあり、また戦後はおがみ山の上からスピーカーで各種の放送をするオリエンタル放送(1954)や富士写真館なども手がけたりしてメディアに造詣の深い人でもあった。山田氏は、夫人のサカエ氏と屋仁川通の入口にある土産物店を営む。そのお店の土産物としてのれんやハンカチをつくって販売していたのだが、「島

育ち」や「そてつの実」「奄美小唄」の歌詞の著作権をセントラル楽器がもっていた関係で土産物に使えなくなる。そこで、夫人のサカエ氏が「与論島慕情」（1970）の歌詞をつくり、それを入れ込んだのれんをつくったのがレコード制作の契機である。「与論島慕情」は当時の与論島ブームもあって地元でヒットする。それが縁で作詞を依頼されるようになって作ったのが、「パラダイス沖永良部」（沖永良部が舞台）、さらに「ああ犬田布岬」（徳之島が舞台）である。サカエ氏はその後さらに、奄美歌謡を代表する名曲「加計呂麻慕情」「加計呂麻音頭」と次々にご当地曲の作詞を手がける。山田米三氏は、こうした新しい歌謡曲を、新民謡と区別して新歌謡と呼んでいたという。

奄美の新民謡を研究している楠田哲久は、山田米三氏やサカエ氏の目指したものとして、「観光や奄美への思い入れの強さ」「観光への使命感」を指摘する。「歌詞に地名を入れるときは、その土地の歴史を感じ取り、人の営みを見て、思いっきり感情を入れたいと思っている。…詩では誇張することもあるが、その作品の中に大きなロマンを感じ取って欲しいと思っている」というサカエ氏の心情を紹介している（楠田哲久、2012、42-43頁）。

ニューグランドは、家族経営の土産物店なのだが、島唄・新民謡（新歌謡）のレコード・カセットを企画制作して売りに出す音楽レーベルでもあり、また沖縄舞踊・新民謡・島唄の演者を派遣する芸能プロダクションのようなものでもあった。顔の広い山田氏には、そうした依頼仕事がよく寄せられたという。

奄美の人々の山田米三氏の思い出は、ニューグランド店先からいつも大きな音量で流れていた島唄や新歌謡と、ビルの一室に積み上げられた山田氏が収集した島唄のテープである。それほどに山田氏の熱心な島唄録音は知られていたようだ。その山田氏のドキュメンタリー16ミリフィルムは、『奄美の唄声 山田米三 島唄への情熱』と題された作品である。制作者は、池田甚兵衛、制作年不明である。

どのようないきさつで、関東にいた池田が山田米三氏の作品を制作することになったのかも不明である。池田は、埼玉県川口市のアマチュアのシネマ映画制作者。本業砲金鋳物業。登山家でもあり、全日本山岳連盟・関東山岳連盟の常任理事。1951（昭和26）年より趣味で映画制作を始める。雑誌『小型映画』1959（昭和34）年第4巻第1号通巻36号の「シネマニア人物往来」の欄に紹介記事がある。1975年に東京都北区豊川小学校の100周年の記録映画を作成。その時には、プロのカメラマンとして紹介されている。

ドキュメンタリーは、次のような語りで始まる。

明治の昔、薩摩藩の支配下にあった時代にも、また戦後10年間の占領時代にも、島のひとたちは奄美民謡の心に支えられ、苦しい時代を生き抜いてきました。奄美民謡、それは島に生きる人達に長い歲月をかけて歌い継がれてきた郷土への賛歌です。しかしあわただしい時代の流れに、いつのまにか人びとの記憶から忘れ去られていく民謡もありますが、それは奄美の民謡を心から愛する人達にとって古里を失うことでもあるのです。

このような語りで始まり、山田氏の島唄収集の取材旅のシーンをいくつか取れ入れながら、山田氏の語りへと導いていく。

こんな素晴らしい、歴史的に内容豊富なですね、大島民謡が自分の郷里にあるのに、それをその、いまの若い連中がですよ、島唄でも唄うといふとなんだか自分の値打ちまでも下がるかのような、流行歌の旋風に島唄が吹き散らされんかと思うと、それが心配ですね。われわれは若い連中にも呼びかけて、この島唄をこう死守しなければいかん

と思うの。

そして、最後に次のようなナレーションで締めくくっている。

山田さんの顔によく待望の光明がさし始めました。今日あったものがいつのまにか古くなり、また新しくなる、絶えず流行を求めて止まないこの時代に奄美の唄を聴くとき、山田さんはいま確かに生きていて感じるのです。そして奄美の唄はいつもそれを求めている人だけに語りかけ、古い民謡はいつも新しくよみがえってくるのです。

残念ながら、山田米三氏が記録を残す前に亡くなったことと、引っ越しに伴い残された音源などを廃棄したことから、山田氏が収集した録音テープが今どうなっているのか、またニューグランドがどのようなレコード・カセットテープを制作して販売していたのかの資料は散逸していて追跡ができない。戦後の名瀬に、セントラル楽器とともに奄美のご当地歌謡曲文化を媒介したもう一つのレーベルがあったことだけは記録されねばならない。（取材：2012.9.10、2014.6.27、2016.11.13）

●奄美島唄のインディーズレーベル・JABARA

近年、奄美の島唄を盛んに録音・発売してきたインディーズレーベルがJABARAである。このレーベルを主催する森田純一氏（1951～）は、民俗音楽評論家・プロデューサーでもある。南海日日新聞の中で、氏自身が奄美島唄との出会いを語っている。それによれば、1992年に写真雑誌『アサヒグラフ』の島唄特集の取材で奄美を訪れ、笠利の歌遊びと出会い、「なんじゃ、こりゃ！」と衝撃を受けたという（南海日日新聞、2009年1月1日特集「10年前の奄美」）。また、『音の力 沖縄』（1998）の中で、奄美との関わりに関するインタビューでも同様なことを語っている。

築地さんの実家に行って、沖縄でいう手遊びみたいなものを見たいんです。それでガツンと来た。…築地さんの実家で近所のおばあさんたちを集めて、こっちに男二、三人。むこうにおばあさんたち五、六人で、コール・アンド・レスポンスの、即興歌掛けをやってたんです。かなりエッチなことも即興でうたって、おばあちゃんたち大受けて、これはすごいと思った。(森田純一、1998、48頁)

氏は、翌1993年に奄美群島復帰四十周年記念イベントの際に取材で武下和平と出会い、ビクターから出ている『奄美島唄の神髄 武下和平 東節の心』『立神』の制作に関わることになった。その後独立してJABARAレーベルを立ち上げ、1997年に「あさばな」を出してから2010年(※現在までのところ、これが最後のCD制作)までの14年間に奄美島唄に関するアルバムを30以上出している。その出し方や思いについて次のように語る。()は筆者補足。

若い人からベテランの人まで、そしてどこかで眠っているカセットテープまで掘り起こして来てやろうとは思っていましたし、今もその方向は変わりません。…(セントラルさんとは)別の理由で作りたいかった。大きく言うと、「沖縄民謡だけじゃありませんよ。」ということ、中央に多くアピールしたいというのがありました。(森田純一、2002、156-157頁)

こうした森田氏のメディア事業により、奄美民謡大賞をとる前の若い気鋭のアーティストの作品がCDという形として記録された。それらは、貴重な島唄音源となっている。

3節 奄美のポピュラー音楽事業

●奄美出身アーティストの活躍

奄美では、島唄や新民謡だけではなく、ポピュラー音楽の分野で活躍するアーティストも多い。島唄をベースにしてポピュラー音楽でデビューするケースがよく知られている。元ちとせが有名だが、それに先立つ挑戦もあった。元ちとせが奄美内で民謡大賞を受賞（1996）する6年前の1990年、4歳から島唄を習っていた中野律紀は、日本テレビ系の民謡番組（輝け！日本民謡大賞）で史上最年少の15歳で民謡日本一に輝き、その後1993年にメジャーからアルバムを出してデビューしている。元ちとせの活躍を見ていた中孝介も、島唄からポピュラー音楽へという転身コースをたどっている。そうしたアーティストの場合には、歌の作品自体は、〈島外からのまなざし〉で制作された歌をうたい、歌自体が奄美の生活をテーマにしているということではない。しかし島唄をベースにもつその歌い方には奄美島唄のエッセンス（イディオム）が入り込んでいる。とりわけゲインと言われる裏声を使った奄美島唄独特の節回しが知られている。

最近、テレビのカラオケを競う番組で一躍全国的な知名度を高めた城南海が登場する場面では、テレビの司会者も奄美島唄のゲインを解説したりする。ゲインは、奄美島唄独特の発声法として説明される。ゲインという、島でも一般の人にはあまり知られていない語彙が、〈島外からのまなざし〉によって全国に向けて語られる。それ自体が奄美のうた文化の強力なイメージづくりとして作動している。

もちろん、島唄テイストではないアーティストも少なくない。島外デビューした先駆的なアーティストとしては、1990年にデビューした5人組のアカベラ・グループ柳屋クインテッドが知られている。彼らが歌う「アマミアン・サンセット」（1993）は、復帰40周年のテーマソングとして歌われた。

最近では、メジャーからデビューしたアーティストのなかでも、島にと

どまり、島の生活の要素を取り入れた歌を歌いながら活躍しているカサリンチュ(2005：ユニット結成、2010：メジャーデビュー)のようなアーティストも登場してきた。島内でも小さな子供たちから大人まで大変な人気である。また、テレビや映画のテーマソングも歌うので、その曲によって全国的にも知られている。奄美の島に留まって、外に向けて活躍していく。これは、カサリンチュを実質的にプロデュースしてきたあまみエフエムの麓憲吾氏の在地主義的な考え方と重なり合う。

こうしたメジャーで活躍するアーティストだけではなく、奄美出身のインディーズのアーティストは数多くいる。島に留まっている場合もあれば、島外で小さなライブを繰り返しているケースもある。多くは、奄美らしいポピュラーソングを自作しているアーティストである。ローカリティを盛りこんだ地域のポピュラー音楽という点で、そうした言葉はないが、本稿ではあえて仮に〈奄美ポップス〉と名付けておく。

〈奄美ポップス〉のアーティストは、メジャーで売り出しているアーティストもいれば、インディーズである場合もある。あまみエフエムで番組をもったり、曲が奄美のコミュニティFMでよく流れる。ポピュラー音楽の世界で、島唄とは別の土壌から、あるいは島唄テイストの土壌から〈奄美ポップス〉を作り上げている流れがあるということであろう。島から外に出てメジャーを目指したアーティストもいるが、島内で生業をもちながらアマチュアとして音楽活動を楽しんでいる人も多い。大学卒業後20年間地元の与論島で公務員として働いた後に、生業としてバンド活動を続けてきた「かりゆしバンド」の田畑哲彦氏(1953-)は、若いアーティストへの助言で、何処にでもあるポップスではなく、奄美の「島らしさ」にこだわる曲づくりが大切だと語る(取材：2016.2.10、2016.9.5)。〈奄美ポップス〉が全て島にこだわった歌詞や曲ということではないが、島の情景が浮かんでくるような島にこだわった歌の比率は高い。

築秋雄、平田アキラ、ネリヤ☆カナヤ、NaNa、徳之島出身の榎一馬、安田竜馬、沖永良部島出身の大山百合香、与論島出身の川畑アキラ、そし

て与論島の地に在り続けながら歌いつづけるかりゆしバンドなど奄美系の音楽アーティストの裾野はひろい。もちろん、全てのアーティストが必ずしもカサリンチュのように島で広く人気を博すわけではないが、そうした奄美系の音楽アーティストにとって、島で表現する場としてライブハウスがあることの意義は大きい。それは、奄美に帰る場所があるということでもある。

●ライブハウス ASIVI とサーモン&ガーリック

別論文で麓憲吾氏とあまみエフエムについて紹介した。あまみエフエムの前史でもあり、チーム麓プロジェクトの両輪でもある活動が、ライブハウスの ASIVI とアーマイナープロジェクトである。このストーリーについては、麓氏自身（2014）や笠利出身の研究者である豊山宗洋（2012）によって詳細な紹介がなされている。

奄美の若者の多くは、他の離島の青年がそうであるように、高校卒業後いったん東京・大阪などの大都市に“のぼる”。そのうちのある程度の若者が、数年して帰郷する。そうした若者の一人であった麓憲吾氏が東京から帰郷し（1994）、島には何もないと嘆くよりも、自分達で環境づくりをしようと、仲間とともに音楽イベントを公民館や飲食店で展開していく。そうした活動を重ねているうちに、「みんなの公園づくり」（麓憲吾、2014、57頁）をと考えて1998年10月に開業したのが ASIVI である。「遊び」という意味の島口をもじったネーミングである。

島に帰ってきて痛烈に思ったのは、音楽やってる連中でいえば、確実にライブハウスを求めているのに誰もやろうとしないところ、誰かにやってもらうものと感じているところ。……じゃあやらんかいて思いましたよ。（麓憲吾、2003、140頁）

奄美の繁華街の真ん中に開業した ASIVI では、「音楽で島興し」をテーマに地元ミュージシャンを中心に島唄からロックまで様々なジャンルのイベントが週末開催された。その後、ソトから来たミュージシャンとの出会いのなかから、奄美島唄が琉球民謡とも異なり、裏声を多用する独自の民謡だということに気づき、それを単なる伝統文化として継承させるのではなく、若い世代にも伝わるようにシマ唄お笑いバンド「サーモン&ガーリック」が結成され活動を展開していく。

この展開には、麓氏以外に、公務員でありながら、音楽を通じて島興しに参加してきた新元一文氏（1970～）・城平一氏（1971～）の参画も大きい。一つの文化運動やメディアが、一人の人に象徴して描かれることは多いが、その背景にはそうした事業と関わる沢山の人達の渦のような胎動がある。一つのメディア事業は、ある時代、ある場所での〈社会的想像力と活動の総体〉として結実するものだからである。

ASIVI の成功に関しても、奄美のメディア関係者でしばしば語られるのは、当時の奄美で音楽を楽しんでいた人々の活動と“渦”があった。そうした背景にある渦と出会うことで、渦を味方につけることで麓氏が形をつくることができたと理解した方がよい。奄美の音楽をめぐる〈社会的想像力と活動の総体〉の渦が、麓氏のライブハウスをつくる覚悟と結びついて、群島初の大きな成果に結実したということである。

サーモン&ガーリックも、そうした渦の最も重要な一つとして理解される必要がある。サーモンは新元一文氏、ガーリックは城平一氏である。二人は、「ホライゾン」Vol.24（2006）の紙面で島唄との出会いや夜ネヤのことを語っている。

○島唄への気づきについて

新元：僕も島唄は全然知らなかったわけ。昔、清正芳計さんというおじいちゃんに偶然出会って、三味線がすごく巧くてびっくり。奄美

にこんなにすごいものがあるというのを知らなかったから、ショックだった。…スポーツアイランド合宿では、監督や選手たちを案内しても、島を知らなかったから島の良さを語れない。恥ずかしかった。でも周りにはそんなやつがいっぱいたから、みんなにも聞いてもらおうと思ったんです。（ホライゾン、Vol.24、1頁）

○夜ネヤの始まりについて

新元：ライブハウスを立ち上げた麓憲吾とも相談して「夜ネヤ 島ンチュ リスペクチュ」（今夜は島人を尊敬しようよ）というイベントを立ち上げたのが、二〇〇二年二月。…島唄はね、コンクールで聞くんじゃなく、集落のおじいちゃんたちが寄り合い、焼酎飲みながら歌うのを聞くのが面白いわけ。だから舞台でも、そんな雰囲気を出すように、また歌の口上を必ず話すようにしている。

城：今七回目。コンビ結成当初は名前がなくて、サイモン&ガーファングルという有名な外国の歌手名をもじったら面白いだろうなあって思い、舞台で発表しました。…新民謡とか歴史文化なんかも入れてます。今後もずっとやって行くつもり。これをやらないと意味がないので。（同）



写真：ASIVIでのサーモン&ガーリック（撮影：加藤晴明、2009.4.11）

※新元一文・城平一と麓憲吾がタッグを組んだこのバンドは、奄美のうた文化の重要なアクターである。会場は笑いの渦。こんなに楽しい音楽漫談があるのかと思わせる。

いまや奄美を象徴するこの文化祭的なイベントは、新元氏らの「島人としての誇りを醸成する」という思いや企画意図と、麓氏の「島の人が島のことを知るべきだ」という考えとが交叉し共振することで立ち上がっている（豊山宗洋、2012、27頁）。

シマ唄を歌い関わる若い世代は少なからずいるものの、聴き手としての若い世代というのは成り立っておりません。このままでは今後「歌」というコンテンツのみの価値が伝統文化として継承される構図を危惧しました。そこでその「歌」を生み出す環境、その「歌」を伝える環境の必要性を感じ、敷居を低く、間口を広く、お笑い要素や曲にアレンジを加え活動を行っていきます。（麓憲吾、2014、58）

この島唄への気づきは、さらに「奄美の自然・文化・歴史が若い世代へ

もっと具体的におもしろい・かっこいいものであるということを伝えるためのイベント」である、「サーモン&ガーリックの夜ネヤ、島ンチュ、リスベクチュ」へと発展していく。それは今日まで続く、奄美を象徴する音楽イベントの生成の物語である。

「サーモン&ガーリックの夜ネヤ」は、最初は ASIVI での開催だけであったのが、やがて発展系として、東京へ、そして群島の青年団を集めての復帰大イベントへと拡大してきた。仲間の楽しみという音楽活動から、外に向けたアピールを意識した、音楽だけではなく、奄美そのものを発信する意図をもったメディア事業・文化装置へと展開してきたのである。発展した夜ネヤは、島唄だけでなく、島全体を盛り上げていけるようなイベントであるが、その最後には青年団が登場し八月踊りをする。その理由は、麓氏が島の集落に留まって島の間人関係と向かいあいながら祭りを維持している青年団を奄美のルーツとして位置づけているからである。

「夜ネヤ、島ンチュ」は青年団の紹介の枠が最後にあって、その集落の「八月踊り」を最後にやるんですけど、やっぱりそれが奄美のルーツだと思う。確かにぶつかったりもするけど、島はぶつかると海に落ちるからちゃんとそこで共存しなくては生きていけないんですよ。敵も友達なんです。互いの存在を認めながらこの器のなかで生きていこうっていうのが大事だし、その分かり合うのに時間がかかるけど、それをまた楽しめばいい。（麓憲吾、2003、140 頁）

つまり奄美のうた文化を象徴する「夜ネヤ」も、二つの「夜ネヤ」があることがわかる。音楽文化の裾野としての自作自演の文化活動としての「夜ネヤ」と、音楽事業・産業としての「夜ネヤ」である。〈表出の螺旋〉の理論でいえば、前者が第2位相、後者が第1位相である。そして重要なのは、そうした二重性が相互浸透し、相乗的に渦をつくるからこそ、奄美のうた文化の厚みが形成されていることだ。両方が奄美のうた文化には不可

欠な側面といえよう。チーム麓事業といった場合には、ラジオの場合同様に、そうした奄美での音楽活動をめぐる〈社会的想像力と活動の総体〉として理解していく必要がある。



写真：復帰 50 周年、夜ネヤ、島ンチュ、リスペクチュ
(提供：麓憲吾氏、2003.9.15)
※フィナーレの様様である。

表 5-2. チーム麓事業と夜ネヤの歴史

年月日	名称	場所	関連事項
1995	麓氏 東京から帰郷		
1998.10.10	ロードハウス A S I V I 開業		
2001.02.11	サーモン&ガーリックの夜ネヤ（第1回）	A S I V I	元ちとせインディーズデビュー
2001.11.24	夜ネヤ（第2回）	A S I V I	
2002.01.04	有限会社アーマイナプロジェクト設立		
2002.01.27	東京 夜ネヤ 2002	渋谷クアトロ	元ちとせメジャーデビュー
2002.08.09	夜ネヤ（第3回）	A S I V I	
2002.12.01	夜ネヤ（第4回）	A S I V I	
2003.4.13	夜ネヤ（第5回）	A S I V I	
2003.09.14,15	復帰 50 年 夜ネヤ	奄美パーク	
2004.11.08	N P O 法人ディ！設立		
2005.06.26	夜ネヤ（第6回）	A S I V I	
2005.07.15	夜ネヤ in りゅうゆう館	りゅうゆう館	
2005.08.21	スカパー！東京ブラージュ 2005 夜ネヤ	東京代々木	中孝介インディーズデビュー
2006.10.01	夜ネヤ（第7回）	A S I V I	
2007.05.01	あまみエフエム開局		
2007.11.11	夜ネヤ（第8回）	名瀬公民館	
2008.04.13	東京 夜ネヤ 2008	全労済ホール	カサリンチュインディーズデビュー
2009.07.18,19	日食 夜ネヤ	奄美パーク	
2010.05.16	東京 夜ネヤ 2010	全労済ホール	カサリンチュメジャーデビュー
2010.10.20	奄美豪雨災害		
2011.05.01	サイマルラジオでネット放送開始		
2013.10.20	復帰 60 年 夜ネヤ	奄美パーク	
2013.11.16	鹿児島 夜ネヤ	鹿児島天文館 キャバルポ ホール	
2014.06.01	夜ネヤ in 奄美パーク	奄美パーク	

※豊山宗洋 2012 を参照、作表協力：あまみエフエム

●アーマイナープロジェクトとディ！レコード

島内の音楽の自由な活動を背景にしつつ、そこだけに留まることなく、チーム麓事業は、より大きな制度としてのメディア事業として発展してきた。そこには麓氏の覚悟と企画実践がある。その事業はまさにエンタープライズ（野心的チャレンジ）であった。ASIVIは、開業の4年後の2002年に有限会社アーマイナープロジェクトとして法人登録されている。チーム麓事業のひとつの車輪はこうした形成されたのである。チーム麓事業は、自由な音楽活動とより大きなメディア事業の両輪が相互に支え合うことで様々な島イベント、音楽イベントを展開してきた。

現在、ASIVIでのライブイベント以外に、チーム麓事業は三つの種類の特別な音楽イベントを開催している。

(1)「夜ネヤ、島ンチュ、リスベクチュ！！」もともとASIVIで開催されていたが、発展拡大版が東京や復帰周年イベント（奄美パーク会場）として大規模に開催されることもある。近年は、あまみエフエム主催。開催は、不定期でもあるので、ある特別な時の特別イベントという意味あいで開催されている。奄美を盛り上げる、奄美の人たちや奄美ファンのためのイベントといえよう。青年団なども登場する。

(2)「大浜サマーフェスティバル」。毎年9月に行われる島アーティスト出演の音楽イベント。あまみエフエム主催のいわば、島の音楽祭・身体表現大会である。フラダンスなども登場する。

(3)Setting Sun Sound Festival in Amami。メジャーレーベルであるエピックレコードが主催ではあるが、企画・制作はアーマイナープロジェクトが担っている。島と島外とのつながり、インディーズとメジャーのつながりの上で成立している音楽フェスティバルである。島外から奄美出身アーティストファンなどを呼び込むことも想定した音楽ライブである。

アーマイナープロジェクトの事業としてさらに二つの点に注目しておきたい。

(a) 奄美ポップスのレーベルとしての活躍

(b) 島外のメジャーレーベルとの連携

(a) 奄美ポップスのレーベルとしての活躍：アーマイナープロジェクトは、ディ！レコードというレーベルを展開している。島で活躍するポピュラーソングアーティストを中心に数多くのCDを企画・制作・販売している。

(b) 島外のメジャーレーベルとの連携：島のアーティストがメジャーデビューする。そうした経路のなかでは、島の音楽関係者と島外の音楽関係者との関係が生まれてくる。7つの音楽レーベルの集合体会社であるソニー・ミュージックレーベルズの中の一つ、エピックレコードジャパンとの連携関係などはよく知られている。元ちとせのデビューに際しての、エピックのプロデューサーだった青木聡氏との出会いのエピソードはよく知られている。²⁾

この点でも、音楽の情報発信は、島内の地産地消というよりも、〈島外からのまなざし〉とつながり、またそれを媒介にした島出身アーティストの活躍が〈島内のまなざし〉に回帰してくる。そうした相互作用がある。島語りは、島と外との連携によっても行われる。

アーマイナープロジェクトは、ライブハウス経営やイベント開催以外に、奄美に根ざした地方レーベルとして、さまざまなCDを出し続けている。レーベルがあるということは、島の中の音楽を楽しむ活動、島を面白いと感じる活動が録音メディアという形になることでもある。出版と同じように、形として文化のアーカイブス（記録）にもなっていく。アーマイナープロジェクトというチーム麓事業によるイベントと記録メディア化は、あまみエフエムのラジオと連動しながら、まさに奄美文化の〈メディア媒介的展開〉の両翼を形成しているといえよう。

表 5-3. デイ！レコードが出した CD

発売年	アーティスト	CD タイトル
2005	中孝介	マテリヤ
2005	サーモン&ガーリック with アニョ	サーモン&ガーリックのハブマンショー
2007	カサリンチュ	Kasarinchu
2008	ガリンベイロ	GARIMPEIRO
2008	濱田洋一郎と商工水産ズ	島バスに乗って
2009	中村瑞希&ハシケン	TSUMUGI
2009	カサリンチュ	SUNNY DAY STYLE
2009	はまだゆかり	南風（かぜ）の記憶
2010	はまだゆかり	月の道
2010	森拓斗	SLOW LIFE
2011	濱田洋一郎と商工水産ズ	Guardian God?
2011	ハシケン	朱花の月
2012	奄美市連合青年団	奄美市連合青年団の歌
2013	濱田洋一郎と商工水産ズ	じえねりっく
2015	TAKUTO & MUGARIBAND	TAKUTO & MUGARIBAND

※作表協力：あまみエフエム

●音楽メディアをめぐる小括

島唄や新民謡・奄美歌謡の〈文化媒介者〉として、「奄美民謡大賞」を主催する南海日日新聞、音楽レーベルとしてのセントラル楽器やニューグランドを取りあげてきた。また、ポピュラー音楽のジャンルでは、アーマインナープロジェクトとチーム麓事業を取りあげた。

すでに、ラジオの編の論考でも指摘したが、奄美のうた文化の世界においても、単純に一つのアクターの成功物語に集約させて島のメディアの生成と発展の歴史を理解するのは危険である点は改めて強調しておきたい。例えば、麓氏の成功物語の一つである「夜ネヤ」イベントも、麓氏個人の営みにだけ矮小化されてはならないことだ。最初は、〈サーモン&ガーリックの夜ネヤ 島ンチュ リスベクチュ〉であることから分かるように、新

元氏・城氏らのミッションと活動とのコラボがあって始まっている。その意味でも奄美の音楽をめぐる〈社会的想像力と活動の総体〉が「夜ネヤ」である。

そうした総体の対外的な表の顔が麓氏ということになる。既に指摘したように、筆者がチーム麓という言い方をしてきたのは、人ネットワークの総体、表出の渦総体を込める意図からである。それは予定調和の世界というよりも、麓氏をキーパーソンとしつつも、喧々諤々しながら、結果として事業を遂行してきた大きなうねりの渦である。だから〈表出の螺旋〉なのである。

〈文化媒介者〉は、一人の人、一つの事業に象徴されるが、同時に、その人に託された幅広い文化活動の総意が背景にある。アーマイナープロジェクトによる〈奄美ポップス〉の生成と発展も、そうしたいろいろな人々の活動が相乗した〈地域メディアの総過程〉と〈表出の螺旋〉の理論フレームから理解していく必要がある。

4 節 小括：かたり・つながる・つくる・ひろがる

以上本稿では、奄美の音楽メディア事業を俯瞰してきた。改めて、これまでの論考同様に、島を語る文化装置としてのメディアの四つの特性を簡単に整理してみよう。

(1) 〈かたる：地域のメディアには、島語りの位相がある〉

音楽メディアで描いた、島唄・新民謡・奄美歌謡・奄美のポピュラー音楽はまさに、奄美らしさの語りである。島唄自体が、奄美の生活のなかの歌であったと同時に、奄美を代表する文化の記号として位置づけられてきたことを紹介した。大会、レコード化（録音メディア化）は、島唄の地位向上に大きく貢献してきた。〈奄美うた〉は、コンテンツの次元、アーティ

ストの次元、イベント事業の次元でそれぞれ直接・間接に奄美を発信してきた。

- ①うたは、歌詞内容自体が奄美語りである。島唄の内容も島であった事件のエピソードだったり、教訓だったり、生活の心情の表現だったりする。新民謡の歌詞も、奄美のポピュラー音楽の歌詞も、奄美の情景と心情が歌われる。島、ふるさと、島娘、加那、機織り、立神、蘇鉄、星空、南十字星、潮風、南風、ウギ（さとうきび）、がじゅまる、さねん花、それらも奄美を象徴する記号群である。そして、そして、その象徴的な記号が込められた歌詞は、地方レーベルによって録音メディア化される。地方レーベルは、そうした島語りを形にする制度＝文化装置である。
- ②そうした歌詞の内容だけではなく、唄者・音楽アーティストそのものが島の文化を代表する記号となってきた。「百年に一人の唄者」「高潔の唄者」「百年に一人の声」「天（そら）の才が宿る歌」「地上で最も優しい歌声」などは、実態をともないつつも、メディア産業によって作りだされた記号でもある。アーティストの記号化は、新民謡・奄美歌謡でもポピュラー音楽でも同様であろう。元ちとせのデビューをめぐる歌姫のストーリーや中孝介や城南海をめぐるエピソードもメディア媒介的に語られた島の文化の一断章である。
- ③音楽事業自体が、奄美語りでもある。奄美民謡大賞、奄美音楽フェスティバルもそうだが、夜ネヤ島ンチュイベントも、奄美の音楽・芸能の祭典である。前述したように、奄美には音楽イベントが島内・島外問わずに多い。奄美を前面に押し出した音楽イベント自体が、まさに奄美語りの文化装置となっている。

(2) 〈つながる：地域のメディアは、多様なベクトルで人と交叉する〉

地域のメディアは、直接のメディア事業者だけではなく、文化活動の裾野の上に成り立っていることは繰り返しかえし指摘してきた。〈表出の螺旋〉と表現したのはそうした意図であった。また、〈奄美うた〉は、奄美の人た

ちだけで消費されているわけではない。島外に多くの奄美ファンを作り出してきた。奄美アーティストに惹かれて奄美に来島する人もいる。奄美アーティストの音楽イベントは、島外で開かれ、奄美出身者・ファンが集まる。奄美出身の音楽アーティストの場合には、最近は特に奄美を前面に出すようになっていることから、アーティスト自体が奄美のメッセージとなっている。これもまた渦である。

また音楽産業での島内・島外のつながりも深くなっている。アーマイナープロジェクトとエピックレコードとの関係などはその象徴でもあろう。奄美では秋半ばに、メジャーレーベルと地元のレーベルがタッグを組んで最後の夏フェスが開催される。沖縄には及ばない規模ではあるが、これは人と人のつながりが可能としてきたメディア事業なのである。

(3) 〈つくる：地域のメディアは、文化の創生と結びついている〉

伝統的な民俗文化といわれてきた奄美の島唄文化は、メディアによって現代的な展開をとげることで継承・創生されてきた。本稿でも簡単に、島唄がメディアを通じて継承・創生されてきたことを〈メディア媒介的展開〉として説明してきた。

島唄だけではない。島唄から新民謡・奄美歌謡・そして島のポピュラー音楽が、単なる個人的な余興ではなく、〈奄美うた〉という音の文化として生成し発展してきたのは、セントラル楽器、ニューグランド、JABARA、アーマイナープロジェクトなどの奄美に準拠した音楽メディア産業という文化装置が推進力となってきたからである。

(4) 〈ひろがる：地域のメディアは、事業を拡張する可能性をもっている〉

アーマイナープロジェクトは、あまみエフエムと両輪となったことでチーム麓事業の推力を螺旋的に拡大させてきた。ひとつの業種としてのメディアがさらに他のメディアにひろがる。ライブハウスや地方レーベルから日本を代表するラジオ局へ。

事業は拡張しても、それぞれのメディア事業が〈情報を集め、加工し、発信する〉という三ステップで展開されていることは変わらない。そのプロセスの作業が人をつなぎ、さらに次の事業、次の人つながりへと螺旋的に展開していく。地域の中から、ある事業が生まれ、その事業がさらに別のメディア事業が生成し発展する。

音楽メディア事業をめぐる俯瞰図から見えてくるものも、島への思いを起点に、島を語り、人をつなぎ、文化を継承し創生していくようなメディア事業の生成と発展の姿である。

■付記

本稿は、科学研究費（基盤研究C）、研究課題名「奄美における文化の〈メディア媒介的な伝承・創生〉とアイデンティティ再生の研究」（課題番号16K02345、分野：人文学、分科：芸術学）、研究代表者：加藤晴明（中京大学）、共同研究者：久万田晋（沖縄県立芸術大学）、川田牧人（成城大学）、研究年：平成28年度~30年度、に基づいた研究成果の一部である。

■注

- 1) 島唄や新民謡の研究で気をつけねばならない点は、奄美の人々が島唄や新民謡だけをうた文化として楽しんできたわけではないということだ。広い文化消費の裾野があり、そのひとつがうたであり、その中に島唄や新民謡がある。それがどのような比重だったのかは、より詳細研究が待たれるところである。ともかく、文化活動というひろいコンテキストのなかで、島唄や新民謡も理解されねばならない。たとえば、あかつち文化のこの時期は、新民謡だけが盛り上がっていたわけではない。南海日日新聞の社史によれば、同時期の1947年（昭和22年）には、全島短歌大会の参加募集、音楽コンクール、混声合唱団、1949年には、諸島文化祭、オール大島音楽コンクール、名瀬小唄懸賞募集、オール大島美術展覧会など、多彩な文化活動が盛り上がっている姿が浮かんでくる。
- 2) 奄美民謡大賞を受賞した元ちとせをとらえたテレビ番組を見たエピソード

デューサーの青木聡氏は、奄美大島の嘉徳集落の元の自宅を訪ねている。その時は、美容師になる夢をもっていた元に断られるが、美容師が体質に無理とわかった元から1年半後に電話を受け、そこからデビューに至るエピソードは、青木氏自身が語っている。

■引用・参考文献

- 小川学夫（1999）『奄美シマウタへの招待』春苑堂書店
- 指宿邦彦（2012）『奄美島唄学校』セントラル楽器
- 指宿良彦他（1986）『ともしび 指宿家の回顧録』自費出版
- 指宿良彦（2004）『大人青年』セントラル楽器
- 指宿良彦監修（2011）『奄美民謡総覧』南方新社
- 楠田哲久（2012）『奄美の新民謡に関する一考察 — 奄美の新民謡の果たしてきた役割と、その未来性 —』鹿児島大学大学院人文社会科学部人間環境文化論専攻修士論文
- 南日本新聞社（2003）『島唄の風景』南日本新聞社
- 森田純一（1998）「奄美の『音』を記録する」DeMusic Inter『音の力〈沖縄〉』インパクト出版会
- 森田哲至（2011）「新民謡運動と篤芸者による昭和歌謡の成立と発展」『日本橋研究』、4（1）、日本橋学館大学
- 小川学夫（1999）『奄美シマウタへの招待』春苑堂書店
- 酒井正子（2004）「シマウタから元ちとせまで」『現代のエスプリ 奄美復帰 50年』至文堂
- セントラル楽器（2011）『奄美歌謡歌詞集～歌の郷土史～』セントラル楽器
- 田畑千秋（2009）「歌垣歌・奄美大島の遊び歌と八月歌」『國学院雑誌』第110巻第11号
- 高橋美樹（2010）『沖縄ポピュラー音楽史』ひつじ書房
- 武下和平・清真人（2014）『唄者武下和平のシマ唄語り』海風社
- 中原ゆかり（1997）『奄美の「シマの歌」』弘文堂

ともしび会 (2006) 『ともしび 指宿家の回顧録二』 自費出版

豊山宗洋 (2013) 「奄美島唄の継承活動における唄者と民謡大会の役割」

大阪商業大学アミューズメント産業研究書紀要、第 15 号、57-82 頁

山田誠 (2009) 「奄美のシマウタと経済社会の変容」『経済学論集』 72、鹿児島大学

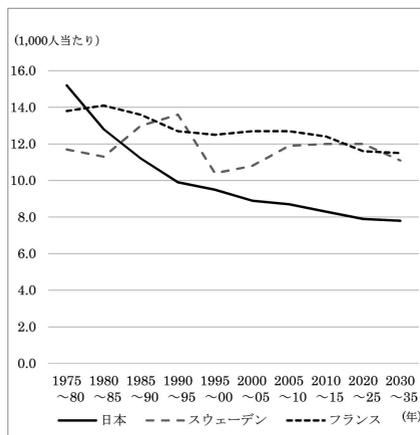
フランスは少子化対策の財源をどう確保したか

大 岡 頼 光

1. 少子化対策の財源確保のヒントを仏に探る

将来の労働力を再生産する少子化対策に成功したことで有名なのが、スウェーデンとフランスである。両国に比べ、日本は出生率を大きく下げた（図表1）。

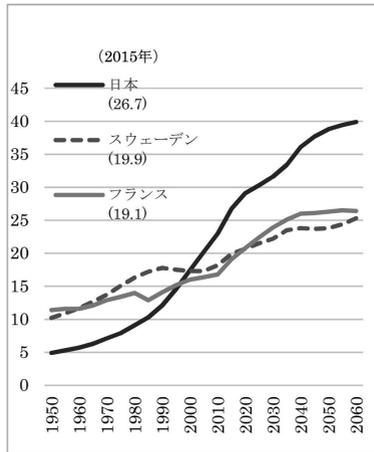
図表 1 日仏瑞の出生率の推移と将来推計



総務省「世界の統計 2016」から筆者作成

本稿は、スウェーデンよりも出生率が安定した高さを維持してきたフランスに焦点を当てる。高齢化率では日本は1990年代にフランスを追い抜いている（図表2）。

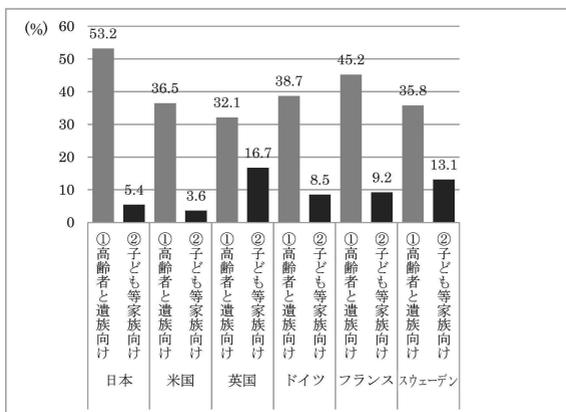
図表 2 日仏瑞の高齢化率の推移



内閣府『平成 28 年版高齢社会白書 (全体版)』から筆者作成

2013 年を見ると、フランスは日本と同様に社会保障費用の約 5 割が高齢者向けだが、子ども等家族向けに日本の倍近く支出している (図表 3)。

図表 3 高齢者向け、子ども等家族向け社会保障費用の比較 (2013)



国立社会保障・人口問題研究所 (2015) 「社会保障費用統計」
第 6 表 政策分野別社会支出の国際比較 (構成割合) より筆者作成

スウェーデンやフランスは早くから家族手当の充実が進んだが、その共通点は、図表4のように1900年から高齢化率8%を超える高齢化社会になっていたことだった。また、両国は共に労働力不足を懸念していた（大塩 1996:116）。両国の家族政策は1930年代に充実へと向かったが、それは高齢化と若年労働力不足への対処だったと考えられる。

図表 4 主要先進国の65歳以上人口割合の推移

	1900年	1930年	1960年	1990年
日本	5.49	4.75	5.73	12.08
アメリカ	4.07	5.41	9.23	12.56
イギリス	4.69	7.40	11.68	15.66
ドイツ（統一）	4.88	7.36	11.52	14.55
フランス	8.20	9.35	11.64	13.99
スウェーデン	8.37	9.20	11.97	17.80

（資料）厚生省人口問題研究所編『1993人口の動向 日本と世界』厚生統計協会、1993年、33ページにより作成。

（大塩 1996:116）

では、なぜフランスでは、高齢化にもかかわらず、少子化対策の充実が可能だったのか。日本では少子高齢化で高齢者の投票パワーが大きくなり、高齢者向けの政策が優先され、子ども・若者向けの政策の財源が不足している。フランスでは、このようなシルバー民主主義を防ぐために、どのような工夫がなされてきたのか。

本稿は、それを明らかにすることで、日本で少子化対策の財源を確保するためのヒントを探ることにしたい。

2. パリでの科研費調査によるインタビュー

以上のような問題意識から、2016年8月後半に、パリで科学研究費（基盤研究（C））によるインタビュー調査を行った。

インタビューしたのは4人。パリ家族手当金庫所長ジャン・ルイ・オー

リー¹、全国家族手当金庫欧州国際関係協力部長ジル・コウノウスキ²、家族高等評議会議長ベルトラン・フラゴナル³、家族・子ども・女性権利省評議員フレデリク・ルプランス⁴である。

家族手当金庫は各地域で主に家族手当を支給する組織で、その全国組織が全国家族手当金庫である。家族高等評議会は、首相直属の組織で、政府や労組、有識者らが家族政策を話し合う。その議長フラゴナルには、『社会保護万歳!』の著書がある (Fragonard 2012)。ルプランスは、家族高等評議会で2016年3月半ばまで働いていた。

3. フランスの指導者は出産奨励主義を公言

フラゴナルによれば、フランスの政治的指導者は、出産奨励主義者 (nataliste) だと常に公言してきた。日本では公言するリーダーは少ないと筆者が言うとういへん驚き、なぜ日本では公言できないのかと逆に聞かれたほどである。ドイツを意識した出産奨励対策だという話は、他の2人のインタビュー対象者、コウノウスキとルプランスからも聞くことができた。

ドイツに対抗して出産を奨励する必要があるという考えは19世紀末に遡ることができる。図表5のように、1871年から1901年の30年間で、ドイツは約1600万(4099万→5687万)も人口を増加させたが、フランスの人口増は約280万(3619万→3898万)に過ぎなかった(福島 2015:69)。

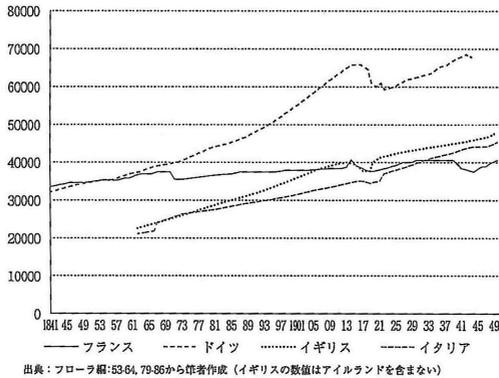
¹ Jean-Louis HAURIE : Directeur général de la Caisse d'Allocations Familiales (Caf) de Paris. 2016.8.16 にインタビュー。

² Gilles KOUNOWSKI : Directeur des Relations Européennes, Internationales et de la coopération de la Caisse Nationale d'Allocations Familiales (CNAF). 2016.8.18 にインタビュー。

³ Bertrand FRAGONARD : Président du Haut Conseil de la Famille. 2016.8.25 にインタビュー。

⁴ Frédérique LEPRINCE : Conseillère auprès de la Ministre des familles, de l'enfance et des droits des femmes. 2016.8.26 にインタビュー。

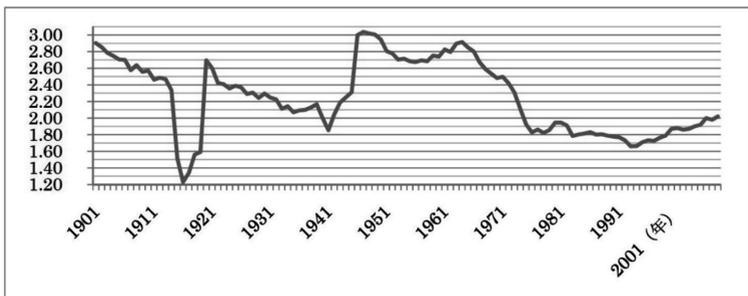
図表 5 西欧諸国 4 か国の人口推移



（福島 2015:69）

第一次世界大戦後のベビーブームもフランスではすぐに終わった。1934年以降、世界不況の影響から脱したドイツは人口増に向かうのに対し、世界不況の影響が遅れて来たフランスは低下する一方だった。1930年代後半は連続して出生数が死亡数を下回り、自然減が続けて起こった。異常事態である（図表6参照）。1930年代はナチス・ドイツの再軍備の時期であり、人口問題へのフランスの危機感は非常に強まった。こうして、フラン

図表 6 フランスの合計特殊出生率の推移（1901年～2008年）



（資料）フランス国立統計経済研究所(INSEE)Web サイトより作成

（注）2005年まではフランス本土の数値、2006年から08年まではフランス全土の数値。

（縄田 2009）

スは早急の改善策の必要に迫られ、特に1930年代後半に出生率上昇を目的とする家族政策が推進された（福島 2015:72-7）。

1939年の「家族法典」によって、被用者だけでなく自由業者や経営者自身も、自分自身のために家族手当補償金庫に加入することが定められた。こうして、フランスの家族手当は、それまでの被用者対象の雇用関連システムから、全国民を対象とする普遍主義的なものへと大きく飛躍した（大塩 1996:189-91）。

フラゴナールがインタビューで強調したのは、フランスの家族政策はこの出産奨励主義を、今に至るまで一貫して取ってきたということであった。

4. 社会保障拠出金を雇用者が負担する理由

内閣府（2010）によれば、フランスの家族政策の大部分を担う全国家族手当金庫の事業は、①事業主が負担する、賃金の5.4%分に相当する社会保障拠出金と、②ほとんどすべての個人所得を課税対象とした一般社会拠出金（家族手当分1.1%）により、その財源の大部分が賄われている。

図表 7 フランスの家族政策を支える財源

	全国家族手当金庫の歳入
社会保障拠出金 [賃金の5.4%相当を事業主が負担]	277億ユーロ (58.3%) [うち賃金労働者に対する事業主の負担 244億ユーロ]
CSG(一般社会拠出金) [ほとんど全ての個人所得を課税対象とする 社会保障目的税(7.5%) (全国家族手当金庫分の税率は1.1%)]	97億ユーロ (20.5%)
その他	101億ユーロ (21.2%)
歳入総計	475億ユーロ (100.0%)

出典：Les comptes de la sécurité sociale

注：1. フランスの社会保障制度は、この表で示した主に被用者の大部分が加入する「一般制度」のほか、公務員等が加入する「特別制度」、農業関係者が加入する「農業制度」、農業以外の自営業者が加入する「非被用者・非農業者制度」という4つのカテゴリから構成されている。前ページの社会支出データにはこれら全体が含まれているため、数値が異なっている。

2. 2007年予算における歳入の総計は547億ユーロとなっている。

つまり、家族政策の財源の約6割を事業主が負担している。なぜ、これほど多くの負担を事業主は受け入れてきたのだろうか。以下では、まず家族手当の事業主負担についての歴史を振り返ってみよう。

また、稼働所得・資産所得その他すべての収入に賦課される社会保障目的税である一般社会拠出金(CSG: contribution sociale généralisée)は1991年に創設された。CSGが引き上げられると同時に被保険者（とりわけ被用者）の負担する保険料が引き下げられる改革が複数回にわたり行われた(柴田 2012)。CSGについては6.2や7で後述する。

4.1 20世紀初頭に雇用者が負担した理由

パリ家族手当金庫のオーリー所長によれば、家族手当ができあがってきた20世紀初めには、失業がなく完全雇用状態の時期があった。雇用主は、子どものある労働者の忠誠心を高め、労働者を引き留めるために、家族手当を出した。組合CGTは、同一労働同一賃金を主張して、家族手当に反対していたという⁵。

19世紀後半から導入された家族手当は、20世紀に入り使用者のみの拠出による補償金庫が支給するようになり、急速に普及した。この方法だと、子どもの多い労働者は単身労働者に比べて少ないため、インフレに対応して全労働者の賃金を上げるよりも、使用者の負担が少なくて済んだ。また、ストライキを切り崩す手段ともなったため、使用者には魅力的で、補償金庫の数は増大していった(千田 2011:247)。

たとえば、パリ地域補償金庫では、傷病や家族の不幸などで休んでも手当は満額支給されるが、それ以外は手当が減額されるため、ストライキや組合活動への抑止力となった。つまり、労働者を管理して労働組合を切り崩したいと考え、その対策として家族手当による給付を行う面もあったのである(千田 2010:192; Dutton 2002:29-30; Pedersen 1995:237)。

⁵ Jean-Louis HAURIE へのインタビュー (2016.8.16)

第一次世界大戦中、家族手当は労働力確保のために支払われるようになった。家族手当を支払う慣行は、1918年にエミール・ロマネが設立した家族手当補償金庫 (caisse de compensation des allocations familiales) によって、飛躍的に普及する。

この補償金庫は、複数の使用者が各企業の支払賃金や労働者数に応じて算出される金額を拠出して設立された。補償金庫を複数の使用者で行うと、個人経営者で担っていた子どもの負担を集合的に管理運営できるようになる。そのため、複数の使用者がまとめて家族手当を支給するようになっていった。こうして、各企業独自に家族手当を支払うよりも、企業の負担は均等化されることになった。補償金庫は企業間競争の緩和・企業負担の平準化を可能とし、年ごとに金庫数・加入企業数は増加していった(千田 2010:190; 2011:247; Dutton 2002:21-22; 加藤 1984:159)。

だが、補償金庫の増加傾向は、1928年以降頭打ちになった。これは、使用者の自発的な努力に基づく家族手当を支払う慣行がもはや限界に達したことを示す。そこで、各企業の負担を立法により平準化すること、すべての使用者に家族手当の支払を課することで、家族手当の受給対象者を拡大しようとした。

このような事情を背景として、「家族手当に関する1932年3月11日の法律」(1932年法)は、商工業、農業及び自由業において、年齢・性別を問わず、労働者を常時雇用する使用者に対して、補償金庫への加入を義務づけた。

1932年法では、家族手当の財源すなわち拠出金 (cotisation) を負担するのは、使用者のみとされた(加藤 1984)。

4.2 1932年法への使用者の反対

1932年法で家族手当の財源負担は使用者だけとされたことには、使用者側からの反対があった。1932年法は下院では細部の修正のみで1930年3月に可決されたが、1932年1月21日の上院審議では、雇用主側の立場

からR・ファルジョンが反対意見を出した。彼は企業経営一家の出身である。

その主張は、すでに雇用主は社会保険の拠出金として賃金の4%を拠出しているのに、この法案が通れば、さらに家族手当拠出金2.7%が追加され、雇用主には負担増になる。それは労働者全体の賃金減額や解雇につながり、失業者が増加し、最終的には経済危機を引き起こす危険がある、というものであった。

反対意見に対し、法案の議会報告者は、「世界恐慌のため賃金が低下しつつあり、2~3人の子をもつ家族は独身労働者より貧窮に苦しんでおり、それを救うべきだ」と主張し、「金庫に加入している企業で解雇が増えているわけではない」と反論した。

この上院審議において反対したのはファルジョンのみであり、下院が採択した法案が修正されることなく即日可決された。

上院審議から予想されるが、1932年法の適用上の最大の問題点は、義務とされた全雇用主の金庫加入がなかなか進まなかった点である。雇用主の抵抗が、特に、拠出金の負担を重く感じる小規模製造業者や小売業者の間で多く見られた。具体的には、金庫に登録しない、いったん金庫に加入した後に集団で脱退する等である。1936年初めでも、雇用主の4分の3がどの金庫にも未登録で、家族手当受給権者は労働者の約20%にすぎなかった。また、雇用主が家族手当支給を口実に、賃金を引き下げることもあった（福島 2015: 150-2; 大塩 1996:188; 宮本 1995:181-2）。

4.3 家族手当の財源増についての議論

このような反対がありながらも、図表8のように、家族手当に支払われた手当総額は、1935年の780百万フランから、1943年には8,726百万フランに増えた（大塩 1996:190-1）。

図表 8 家族手当の推移

年次	金庫の数	適用労働者数 (単位：千人)	支払われた手当総額 (単位：百万フラン)
1910	6	50	4
1920	56	500	65
1925	183	1,220	168
1930	230	1,880	380
1935	208	4,238	780
1938	228	5,400	2,100
1940	302	3,630	2,832
1942	305	4,968	7,372
1943	311	4,760	8,726

注) 家族手当補償金庫の数や適用労働者数についての統計は、これ以外にもいくつかあるが、それぞれの統計ごとに数値が異なる。また、本文中に引用した数値とも一致しない。しかしながら、全体的な傾向を把握するために、この表を参考のために引用する。

(出所) “Family Allowances in France”, *International Labour Review* Vol. LII, No.2-3, ILO, 1945, p.208.

(大塩 1996:191)

図表 8 を見ると二つの疑問がわく。(1) たったの 8 年間 (1935~1943) で 10 倍以上増 (780 百万フラン→8,726 百万フラン) の家族手当の財源を一体どうやって賄ったのか、(2) 特に、1940~1942 年で 2,832 百万フラン→7,372 百万フランと急増している。この間に、何があったのか、という疑問である。

この疑問に答えるには、1920~30 年代のフランスの家族政策形成の動きを追う必要がある。『フランスにおける家族政策の起源と発展』を 2015 年に出版した福島都茂子によれば、1920~30 年代のフランスの家族政策形成に非常に大きな影響を及ぼした団体は、「フランス人口増加国民連盟」(国民連盟)であった。会員は、政治家や医師、弁護士、高級官僚などのエリート層が多かった。1896 年設立当初の会員は 128 名だったが、1920 年には 2 万名に達した。ミシュランの社長や、政治家のポワンカレなど首相クラスの人物が多く加入し、家族政策を推進する政治家も多数加入した。

その中心メンバーだった F・ボヴラは、出生率上級評議会 (1920~) の

副委員長、人口高等委員会(1939～)に参加し、家族政策に影響を与えた。国民連盟の会長（在 1937～1940）もボヴラはつとめた。統計局の官僚とボヴラが1937年に出版した『フランスの人口』は約20年間、人口学の重要な入門書になった（福島 2015:83-4, 129-30, 172-4）。

ボヴラは、家族手当の財源は何とかなると1936年に書いた。家族手当を充実させるとコストは約9,600百万フランとなり、国庫と補償金庫からの現在の給付コストより7,500百万フラン増える。これは巨大な額に見えるが、ボヴラは認めたが、国内総所得は180,000百万フランあり、その半分は賃金として支払われているので、不可能では全くない、と論じた（Pedersen 1995:380）。

ちょうどこの頃、12,000件にものぼる全国的なストライキを中心とする労働運動を背景として、戦間期における労働運動の成果で最重要の一つであるマティニオン協定が1936年6月7日に調印された。その内容は、①7%から15%の賃金引上げ、②組合活動の自由化、などであった。注目すべきは、マティニオン協定のなかで家族手当の引き上げに関する取り決めは一切されなかったことである（宮本 1995:184）。マティニオン協定が家族のニーズを考慮しなかった点は、国会の上院で批難された。産業界と出産奨励主義者は、これ以上の賃上げに激しく反対し、家族手当を十分上げるべきだという点で1936年内に合意した（Pedersen 1995:380）。

4.4 1939年「家族法典」家族手当のユニバーサル化——農業界の問題

1939年の「家族法典」で、被用者だけでなく自由業者や経営者自身も、自分自身のために家族手当補償金庫に加入することが定められた。こうしてフランスの家族手当は、被用者対象の雇用関連システムから、全国民を対象とするユニバーサルなものへと大きく飛躍した。4.3でみた図表8のように、支払われた手当総額は、1935年の780百万フランから、1943年には8,726百万フランに増えた（大塩 1996:190-1）。

家族手当が急激に増えたのは、農業者がまだ多かった当時のフランス

で、家族手当を農業者へも拡大したのが一因である。農業者への拡大に、産業界の雇用主から自分たちの負担が増えるという反対はなかったのだろうか。以下では、その視点から歴史を振り返ってみよう。

宮本（1995）によれば、1932年「家族手当法」は、農業界の高出生率を理由として、その対象から農業労働者を除外した。農業界への家族手当制度の拡大は将来の課題として残された。それを受けて制定された1936年8月5日のデクレ（命令）⁶は、対象を前年に75日以上雇用された農業労働者に限定したため、全農業労働者の家族の負担を十分に補えなかった。さらに、農業労働者と同様の生活状態にあった農業経営者はそのデクレに抵抗し、自分たちにも家族手当制度を拡大するよう要求したので、事態は複雑になった。

農業界の家族手当制度で特に問題とされたのは、その財政である。もちろん商工業界の家族手当制度についてもあてはまることだが、しかし農業界では家族の負担が大きいため、その財政問題も深刻にならざるを得なかった。

1938年2月に上院で、フランソワ＝サン＝モールは3部門からの資金調達を主張した。すなわち、農業界の家族手当の財源として、①土地税、②物品税、③農業経営者の拠出金（cotisations）の3つを取り上げた。

これに対し、家族手当の一般的財政調整（surcompensation générale des allocations familiales）の主張もあった。商工業界へ労働力を供給している農業界の高出生率やその人口的役割を考慮し、前者は後者にその借りを家族手当の財政調整によって返すべきだというものである。

財源に関するこれら2つの主張を考慮に入れつつ、農業界の家族手当制度を改革する2つのデクレ・ロワ（議会からの委任に基づき、目的と期間

⁶ フランス法においてデクレ（décret）とは、命令制定権（pouvoir réglementaire）を行使する大統領または首相による、一般的または個別的効力を有する執行行為である。デクレは法律（loi）の下位にあり、必ずこれに適合せねばならない。1848年憲法の公布後、第三共和政の終わりまでは、国家元首のみがデクレを発することができた。

を限定して政府が行う委任法⁷が1938年に制定された。

一つは、1938年3月31日のデクレ・ロワである。これによって、小農経営者（1年に75日以下しか農業労働者を使用しないもの）、及びその他の附属団体が全て、その使用する農業労働者のために、補償金庫に加入しなければならないものとされ、家族手当制の農業労働者への適用が完成されるに至った。

もう一つは、1938年6月14日のデクレ・ロワである。これによって2人以上の子供を扶養している農業経営者と自作農が、家族手当を享受することとなった。

これらのデクレ・ロワによって、農業界の家族手当制度は労使双方に適用されるようになった（宮本 1995:186-7）。

農業界の家族手当の財源について、どのような議論がなされたのか、産業界の雇用主から自分たちの負担が増えるという反対はなかったのか、本稿では明らかにできなかった。ただ、いずれにせよ、結局は国の財政支援を増やすことになったのは確かである。

ル・クロムらによれば、「家族法典」は、農業界では、家族手当補償金庫の出費の3分の2にあたる財政支援を国が行うことを予定していた。国家の財政支援は、1940年予算では600百万フラン、1941年6月28日法では1,850百万フランが示され、1942年は1,400百万フランになり、1943年には657百万フランの補正予算が組まれた。

国の直接の支援の際には、農業連帯基金(Fonds de solidarité agricole)による払い込みが必要とされた。農業連帯基金は、1942年2月28日法により、一定の農作物に課税するために作られた組織である。全体としての負担の分担は、1943年には、農業連帯基金40%、国の直接支援30%、個

⁷ 法律の授権に基づき、通常は国会の権限に属する領域において制定される政府のデクレ（政令）をいう。法律と同等の効力を持ち、現行の法律を改正することができる。第三および第四共和制期には、多くのデクレ・ロワによって、政府は必要な改革を迅速に実施することができた（大橋 2013）。

人の拠出金 30% とされた (Le Crom et Hesse 2000:10)。1945 年の農業界の家族手当は年間約 8,000 百万フランで、2,700 が国庫からの直接支援、3,600 が農作物への課税、1,700 が補償金庫への農業界雇用者の拠出金であった (Dutton 2002:201-2)。

5. ドイツ占領と戦後

5.1 ドイツ占領下の厳しい財政とヴィシー国債

4.3 で家族手当の財源はどうやって賄ったのか、(2) 特に、1940~1942 年で支払われた手当総額が、2,832 百万フランから 7,372 百万フランへと急増した間に、何があったのか、という疑問を書いた。

この疑問は、当時のフランスが途中でドイツに占領されたことを考えれば、さらに深まる。

富田 (2006) によれば、ドイツ軍は 1940 年 5 月に西部戦線への総攻撃を開始し、6 月にパリに入城した。フランスの国土は、1940 年 6 月にドイツとイタリアとの間で締結された休戦協定によって、対イギリス戦争を遂行するためにドイツ陸軍の管理下に置かれた北部の被占領地域と、南部の非占領地域の二つに分割された。前者はパリに本拠を置き、後者は温泉都市ヴィシーに首府を置いた。非占領地域は自由地帯と呼ばれ、休戦協定ではフランスは主権を無制限に行使できることとされたが、実際にはドイツ軍の監視下に置かれた。

ドイツは、占領経費の負担をフランスに求めた。1942 年にフランスがドイツに支払った占領費と賠償金は 1,690 億フランに達し、同年の国家予算 1,420 億フランを上回っていた。

このような状況下で、ヴィシー国債が、60 年満期の 3% 利付国債として、1942 年 2 月に 96 億 8400 万フラン発行された。発行目的などの詳細は不明であるという (富田 2006:461-3)。

ドイツに占領され、その占領経費を負担させられるという厳しい財政の

渦中であった1942年に、ヴィシー政府は家族手当の支払総額を7,372百万フランへと急増させた（図表8）。9,684百万フランのヴィシー国債の発行がなければ、この急増はおそらく不可能だっただろう。このような厳しい財政状況の下で巨額の国債を発行してでも、家族手当を急増させなければならないというヴィシー政府の意志には、強い印象を受ける。

筆者がインタビューした全国家族手当金庫のコウノウスキも、「ドゴールはヴィシー政府のペタン時代を暗黒時代として抹消しようとしたが、家族政策では決してそうではない。一貫した継続性がフランスの家族政策にはある」ということを強調していた⁸。

以上の点を踏まえると、福島（2015）がヴィシー時代と戦後の「連続性」を緻密に描き出した点は、高く評価できるだろう。

5.2 1946年に家族給付は一般化

江口（2009）によれば、1946年に家族給付は一般化された。1946年8月22日の法律によって、家族手当の受給権者の範囲が国民に拡大され、ほとんどのすべての国民が家族手当を受給できるようになった。これによって、家族手当は、労働者のための給付から子どもを持つすべての者に対する給付へとその性格を変えることになる。ただし、非就労者の場合には、職業活動に従事できないことを証明しなければ受給できないとされ、この限りで、家族手当と労働との関連性は完全には切断されなかった。

なお、この適用拡大の背景には、出産奨励とは別の意味での人口問題への配慮があった。すなわち、社会給付は賦課方式で成り立っており、これを支えるのは就業者なので、社会給付の水準も、結局は就業者と非就業者の比率にかかってくることになる。そうである以上、家族給付の受給権者を被用者に限定する理由はなく、国民に適用を拡大すべきことになったという（江口 2009:138-9）。

⁸ Gilles KOUNOWSKI へのインタビュー（2016.8.18）

この記述を読むと次の疑問が浮かんだ。このときに全て雇用主負担になったのだろうか。そうだとすると、今まで国庫負担で農業者への家族給付を出していたので、負担が国家から雇用主に移ったことになる。雇用主は負担増を納得したのだろうか、という疑問である。

しかし、調べてみると、雇用主が負担しているわけではないことがわかった。

自営業者の家族給付については、受給者には使用者がいないので、受給者自身が財源を確保する。保険料はその収入に基づいて決まり、収入の大きさに応じて保険料率が異なる (Dupeyroux 1978 : 訳 138-9)。

農業被用者と自営農民については、家族給付について、全国家族手当金庫(CNAF)ではなく、農業福祉共済組合(mutualité sociale agricole,MSA)が管轄する点は異なるが、被用者に限られず、普遍的に家族給付は適用される。したがって、自営業者も、要件を満たせば、育児休業中の所得保障となる育児親手当(就業自由選択補足手当)を、被用者と同じように受給することができる(内閣府経済社会総合研究所 2005:60)。

5.3 1950年代60年代——右派政権の時代

1939年に制定された家族法典での給付の体系は、出産によって所得を失う主婦への専業主婦母親手当の創設など、特に専業主婦のいる多子家庭(3人以上の子どものいる家庭)を支援することで出生率の回復を図ろうとするものであった。専業主婦母親手当は、1941年には、被用者としての稼ぎ手が一人である世帯に対する単一賃金手当となり、大幅に増額された(福島 2015:219-20)。家族手当と単一賃金手当とは1950年代まで家族政策の柱となり、母親の就労率の低下も見られた。1961年には家族手当金庫からの給付額中、家族手当が58.3%、単一賃金手当が28.1%を占めた(柳沢 2007)。

1950年以降の20年間は、場当たりの改正と家族給付の後退の時代であった。家族給付の種類はほとんど変わらず、大きな制度改正は行われな

かった。しかし、保険料率や給付水準は、選挙目当ての政治家や官僚の都合によって場当たりのたびたび改正され、家族の利益は置き去りにされたままとなった。

たとえば、単一賃金手当は、1955年の改正によって手当額の引上げ幅が賃金上昇と切り離され、1962年以降は実質的に引上げがないのと同じ水準に据え置かれた。これは、政策の優先順位として、戦前は専業主婦への配慮が優先されたのに対し、解放後は働く女性への配慮が優先されるようになったことの現れでもあった。（江口 2009）。

6. 1970年代に家族手当の就労条件を外した理由

フランスでは、1970年代に、働いていない親でも、家族手当がもらえるようになった。

家族給付制度の財源はその歴史的沿革から、自営業者の場合を除き、使用者のみが負担していた。しかし、1975年7月4日の法律が、何らかの職業に従事していることを支給の要件とすることを廃し、78年1月1日から、国籍を問わず、居住要件のみで家族手当などを支給することとした（加藤 2000:59-60）。家族手当は一般化（*généralisation*）され、働くことを条件としなくなったのである。子育ての負担があることと、フランスに居住していることだけが条件となった。家族手当制度の社会的職業的起源からの鋭い切断である（Dupeyroux, Borgetto et Lafore 2015:694-5；縄田 2009）。

1970年代の政府の新しい社会保障政策を具体化した重要な立法の一つとして1974年予算法を定めた1973年12月27日の法律がある。この立法は、1978年1月1日までに既存の社会保障制度を土台としてすべてのフランス人に、疾病保険、老齢保険、家族給付の3部門で最低限を保障する制度をつくりあげることが規定した。つまりこの立法は最低限の保障という形ではあるが、社会保障をすべての国民に拡大適用させ、社会保障の一般化を実現させようとするものである。この措置は1945年以後のフラン

ス社会保障の歴史に画期的な意義をもつものといえと、フランス社会保障研究の上村政彦はいう。

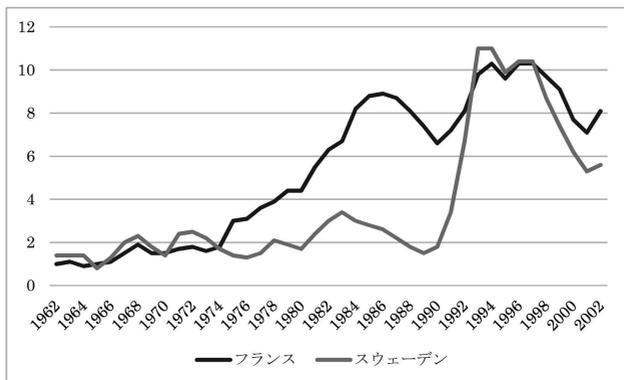
1974年大統領に就任したジスカル・デスタンは、社会保障に関する政策ではポンピドー時代の政策を受けつぎ、むしろそれを強化せざるを得ない政治的状况に置かれていた。というのは、不況とインフレのための闘いが重要な政策課題として引き続きあるという経済的、社会的背景に加え、大統領選挙で社共連合の攻勢をやつとのことで押えて成立したジスカル・デスタン政府としては、低所得層あるいは勤労大衆の意思を汲んだいくらか左よりの政策を示さなければならないという政治的立場に立たされていたからである（上村 1976）。

家族手当制度の選別主義の論理からは対処の難しい、さまざまな社会的問題に、最低所得を上げることで対処しようとした。その中で、1976年7月9日法で「ひとり親手当」(allocation de parent isolé: API) が創設された(Dupeyroux, Borgetto et Lafore 2015:694-5)。「ひとり親手当」は、1人以上の子どもを扶養している単身の親に対し最低所得を保障するものである。この「ひとり親手当」は、最低所得保障をその目的としており、したがって、家族給付としてだけでなく社会給付としての性格も有している。さらに、この手当も、職業活動との関連性を要件としておらず、賃金の上乗せとしての性格をまったく有していない(江口 2009)。

6.1 フランスの失業率、スウェーデンとの比較

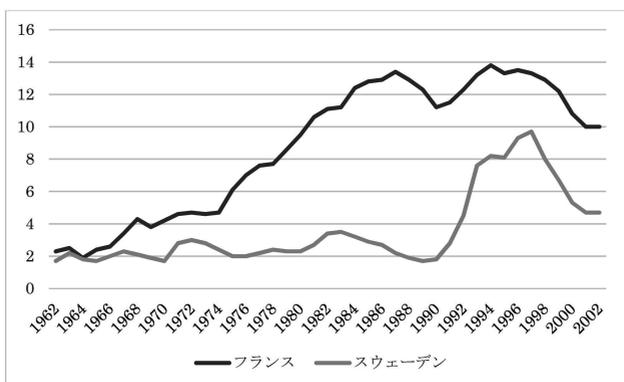
なぜ私は1970年代に家族手当の就労条件を外したのか。1970年代の失業率の高まりのため、「働いて初めて家族手当がもらえる」という従来の考え方では、働けない親に家族手当を支給できないという問題が出てきたからである(Dupeyroux, Borgetto et Lafore 2015:694-5)。1970年代のフランスの失業率は、それほど高かったのだろうか。児童手当が親の就労を問わず、すべての子どもに1948年から支給されてきたスウェーデン(都村 1999:182-3)の失業率と比べてみよう。

図表 9 男性失業率の仏瑞比較（1962～2002）



U.S. Department of Labor(2005) より筆者作成

図表 10 女性失業率の仏瑞比較（1962～2002）



U.S. Department of Labor(2005) より筆者作成

図表 9、10 をみると、1970 年代から急激にフランスの失業率が高くなっていったことが分かる。このような状況に対処するために、家族手当の就業要件を外すことに踏み切ったのだろう。ただ、よく見ると、少なくとも 1974 年までは、それほど失業率が高まっていなかった。なぜ就業要件を外す

決定を1975年7月にしたのか、その論理は何だったのかという疑問を、その後の80-90年代の失業率の高まりを知るわれわれは持つ。更なる検討が必要だが、おそらく1973年10月に始まったオイルショックの影響が大きかったと推測される。

一方で、1970年代の終わりまで続いた高い賃金上昇が、賃金をベースとする社会保険料収入の増大に貢献した。1970年代を通じて、社会保険料負担はGDP比で10ポイント近く上昇したが、これは、同期間の社会保険料率の引き上げだけでなく、賃金上昇率が経済成長率を上回って上昇し、それに伴って社会保険料ベースが拡大したことも要因となった(小西・嶋田 2014:239)。

6.2 財源にも影響——80年代のCSGの議論へ

加藤(2000)によれば、家族給付制度の財源はその歴史的沿革から、自営業者の場合を除き、使用者のみが負担していた。しかし、1975年7月4日の法律が、職業従事を支給要件とすることをやめ、78年1月1日から国籍を問わず、居住要件のみで家族手当などを支給することとしたのは、6.の最初でも述べた。この就業要件の撤廃は、理論的に家族給付制度の性格に変更を迫り、財源構造にも影響を及ぼすものであった。

78年以前には、家族給付制度の基本的目的は、扶養児童の増加に比例して可処分所得が減少することに対する所得保障、すなわち賃金や職業収入を補完するものとして機能していた。しかし、居住要件のみで家族給付を支給する以上、家族給付制度の目的は、フランスに居住し、児童を扶養する者すべてに対して、普遍的に所得保障を行うことに変化したといえることができる。

このような所得保障の普遍化に伴い、労使関係の存在を基礎として、使用者にのみ財源の負担を求めることは理論的に妥当しなくなる。支給対象者の普遍化は同時に、財源負担の普遍化を求めるからである。ここに、CSGを負担する根拠が求められる。この議論は、就業要件の撤廃により家族給

付制度の性格が変化したことを前提としている。単なる財政逼迫を理由に新たな財源を求めることとは一線を画している。制度目的の変化ないしは支給対象者の普遍化から、財源のあり方が議論された点で注目される⁹。

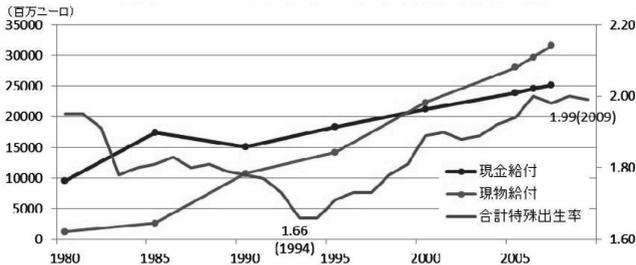
このような手法の議論は、CSGの大幅な引き上げを実現した98年社会保障財政法の審議でも行われた。そこでは、特に医療保険部門における財政均衡の実現が打ち出されるとともに、フランスに居住するすべての人を対象とする普遍的な医療保障制度を構築する必要性が強調され、その結果として、CSGの賦課率を4.1%引き上げ7.5%とした（加藤 2000:59-60）。

6.3 1980年代の児童・家族関係社会支出の倍増

1970年代には出生数が大きく落ち込み（図表6参照）、人口問題は再び大きな政策課題となった。柳沢（2007）によれば、1981年5月に誕生した社会党政権は、社会的不平等の是正を掲げ、家族への給付の増額、家族・子供に対する支援としての保育所増設、女性の権利の保障を公約した。1983年には男女職業平等法が制定され、また、家族手当金庫による保育所設置運営支援制度「保育所契約 Contrat Crecche」も創設された。ただし、現実には、高失業、財政逼迫の中で保育所の増設は公約のように進まなかったという（柳沢 2007）。

⁹ 社会保障財源へCSGという税をなぜ投入すべきかについて、より詳しくは柴田（2012）を見よ。

図表 11 フランスの家族関係社会支出と合計特殊出生率の推移

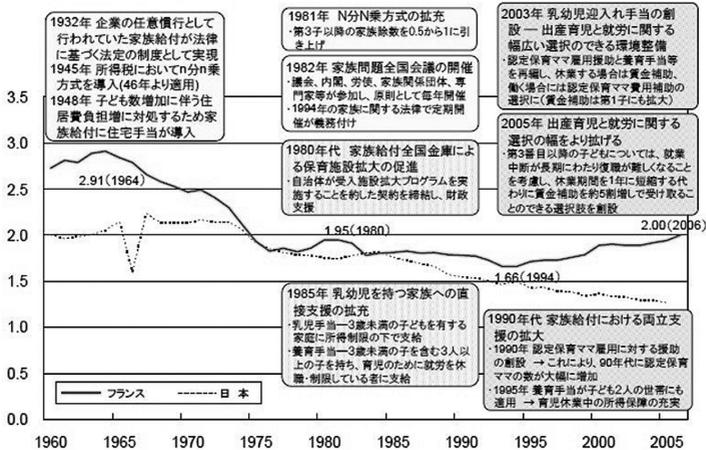


資料: OECD "Social Expenditure Database" (2011年1月6日取得データ)
 EU "Eurostat", Council of Europe "Recent demographic developments in Europe",
 United Nations "Demographic Yearbook"
 (*2009年の合計特殊出生率の数値はフランス国立統計経済研究所資料)
 注: 2009年の合計特殊出生率の数値は暫定値。

(姉崎ほか 2011)

ただ、図表 11 でフランスの家族関係社会支出の推移をみると、1985年から1990年までの間で、現金給付は減少しているが、現物給付は約2.9倍に大幅に増加している。その後、1990年代半ばから出生率は大きく回復した(姉崎ほか 2011)。

図表 12 フランスの出生率の推移と家族政策



(内閣府 2007)

図表 12 のように、1980 年代までにフランスでは、所得税における N 分 N 乗方式の拡充や、乳児手当¹⁰、養育手当¹¹ の直接支援を実施してきた。1990 年には、認定保育ママ¹² 雇用に対する援助が創設され、さらに 2003 年には、乳幼児迎え入れ手当制度¹³ の創設により、認定保育ママ雇用援助と養育手当等を再編し、育児と就労に関して幅広い選択ができる環境整備を進めた（姉崎ほか 2011）。つまり、1980 年代に様々な少子化対策が行われたのである。1980 年代のフランスの財政状況はどうだったのだろうか。

1980 年代は非常に厳しい財政状況であった。社会党政権は当初、家族手当の大幅な引上げを行ったが、産業の国有化や労働時間短縮などの経済政策に起因する国際収支の急激な悪化とインフレの進行によって、緊縮財政へと 180 度の政策転換を余儀なくされた（江口 2009）。緊縮政策にかじを切ったため、公共事業費は対国内総生産（GDP）比の（ピーク時の 1965 年の 4% 超から）約 3% に 1980 年代前半には低下した（小西・嶋田 2014）。フランス少子化対策に詳しい江口隆裕によれば、1982 年 7 月には家族給付抑制策も打ち出した。フランスの GDP に占める社会給付の割合が、1949 年の 12% から 89 年には 23% に達しているのに、家族給付の割合は 3.6% から 2.3% に減少したという（江口 2009）。

しかし、図表 11 から、現金給付と現物給付の合計額を読み取ると、全体としての家族関係社会支出を 1980 年から 1990 年にかけて 2 倍以上に増やしたことがわかる。社会党政権は、緊縮財政の中で、一部で家族給付抑制策を打ち出し現金給付を減らしながらも、全体としては児童・家族関係

¹⁰ 3 歳未満児のいる家庭に支給。所得制限あり。

¹¹ 3 歳未満児を含め 3 人以上の子をもち、育児のために就労を休業・制限している者に支給。

¹² 保育者の自宅等で保育サービスを提供する者のうち、一定の要件を備えた者について県議会議員が認定。

¹³ 3 歳未満（第 1 子は 6 か月）の子どもを養育するために就労を休業・制限している場合には賃金補助が支給され、認定保育ママを雇用して子供を預けて就労する場合には保育費補助が支給される。このほか、基礎手当（子が 3 歳まで）が支給される。これらの手当は、全国家族手当金庫から支給される。

社会支出を増やしたのである。5.1 でみたドイツ占領中のヴィシー政権と同じく、社会党政権にも少子化対策への一貫した強い意志をみることができらるだろう。

このような中で、当時の厳しい財政状況下で社会保障財源を確保するためだけでなく、企業の国際競争力の強化も狙いとして、新税の導入が検討されるにいたった（江口 2009）。

小西（2013）によれば、フランスの社会保障財源の多くが労使折半の社会保障拠出金で賄われていただけでなく、この労使折半の社会保障拠出金の7割は雇用主によって負担されており、その水準は、他の欧州諸国と比較しても高かった。フランスの高い雇用主負担は一人当たりの雇用コストを引き上げる可能性がある。1980年代以降、10%前後の慢性的な高失業率に悩まされていたフランス（図表9, 10参照）にとって、雇用コストを引き下げることが急務であった。

このような背景の中で、1983年の「第9次計画」でCSGが政策決定の場に初めて登場し、導入される1991年まで約7年の時間を要した（小西2013）。1980年代はCSGを導入する準備期間だったといえる。

1991年のCSG(料率1.1%)導入の見返りに、使用者が全額負担している家族手当の保険料率は7%から5.4%に引き下げられた（江口 2009）。

7. 増税を可能にする条件——税の「論理」を徹底して議論

柴田（2012）によれば、CSGが、準備のための議論の中で多様な理由を反映することで、政策決定に影響力をもつ労使双方および政党各派のコンセンサスを得ることにつながっていったというフランスの知恵を看過すべきではない。すなわち、①右派および使用者はCSGが個人所得にかかるものであり、新たな企業負担となるものではない点で（経済的理由）、②左派は稼働所得以外の所得をも課税対象に含むことで社会保障負担を通じた所得の再分配が行われる点で（社会的公正）、そして、③労働組合はそれまで労使が負担してきた稼働所得との関連をもたない社会保障財源

（不当な負担）を、CSGが引き受けるものとされた点で（財源の整合性）、それぞれCSGを好意的に評価したことが導入につながった（柴田2012）。

また、小西（2013）によれば、CSGが一般比例所得税という形をとったことは、以下のように説明される。低すぎる直間比率の是正や付加価値税に比べて負担の公平性が高いことが根拠に挙げられるが、最大の理由はCSGが社会保障拠出金の代替財源であるということであった。社会保障拠出金では、賃金所得に対してのみ一律の保険料率が課される。一般比例所得税は賃金所得だけでなく資産性所得も含めたより多様な所得に課税するため、普遍的な社会保障制度に適した財源であった。

日本では1990年代半ばの細川政権が、大型社会保障目的税である「国民福祉税」を創設する提案をしたが、導入には失敗した。当時3%であった消費税率を7%に引き上げ、その引き上げ分を厚生年金特別会計に充てるというものである。日本の「国民福祉税」とフランスのCSGの導入過程およびその性質を比較してみると、以下のような違いがある。

一つは、新税を創設するための段取りである。CSGを導入する根拠は明確で、その根拠がCSGの導入を進める首相府や社会保障省によって他の省庁に繰り返し説明されてきた。これは、CSG導入の正当性が行政・政治レベルで共有されるためには重要なステップだった。CSGの導入には、政策決定の場に初めてCSGが登場した1983年の「第9次計画」から導入される1991年まで約7年の時間を要した。議論が始まったばかりの頃は、CSGのアイデアそのものや税率等について対立はあったものの、関係省庁（とりわけ社会保障省と大蔵省）および与党内で徐々に合意が形成されていった。

もう一つは、「国民福祉税」の性質の問題である。提案した当時、なぜ景気対策のために所得税が引き下げられ、年金財源のために消費税が引き上げられるのかという改革全体の論理が明確でなかった。「国民福祉税」構想は、こうした点が論じられることのないまま世に送り出された。一方の

CSG の導入過程では改革の根拠や論点が政策当局によって示され、様々なレベルで議論されて政策が形成された。

税制や社会保障制度には、その社会の歴史が刻みこまれている。これらの諸制度を観察し、変える必要があるならば、その理由を論理的に説明して議論を重ねる。1990年代にフランスがCSGを導入し、その増税に成功したことの鍵は、政策アクターがこの難しくて時間のかかる作業に丹念に取り組んだことにある(小西 2013)。新税を導入し、増税をする際には、その税がもつ「論理」を関係者で徹底して議論することが重要であることがわかる¹⁴。

8. スウェーデン・仏での家族政策の「論理」の違い

新税の導入や増税時には、その税の「論理」の徹底した議論が重要だと7. で述べた。8. では、2016年8月のインタビューの中で気付いた、スウェーデンとフランスにおける家族政策の「論理」の語り方について論じておきたい。

8.1 個人の独立、つながりの尊重

フランスでは、家族手当制度は1930年代まで被用者対象の雇用関連システムだったが、1970年代には就業という条件すら不要になったことは6. で述べた。

¹⁴ 介護保険のように、育児保険を創設すれば、財源確保がしやすいという主張がある(八代 2016)。

だが、土居(2006)によれば、育児保険では高齢者は子をもうけるリスクに直面しないのに保険料だけ払わされることになり、強制加入の公的保険としては、育児保険の成立は困難である。むしろ「子育て支援目的税」という形で導入を提案する方が、論理的にも整合的で健全な議論が可能となる。「保険」といえば聞こえがよく、「税」というと聞こえが悪いというだけでは、不誠実である。まやかしの議論で国民がだまされても何の利益もない。変なレトリックを使って「保険」などというまやかしは止めるべきである。「増税」を叫ぶ勇氣の方が大切だという(土居2006)。

家族手当制度の選別主義の論理からは対処の難しい、さまざまな社会的問題に、就業中か否かを問わずに最低所得を上げることで対処しようとしたものである。その中で、1976年6月9日法で「ひとり親手当」が創設された(Dupeyroux, Borgetto et Lafore 2015:694-5)。この創設に関わったのが、2. と 3. で既述の家族高等評議会議長フラゴナールである。「ひとり親手当」創設時の状況についてのインタビュー記事の中で、フラゴナールは興味深い視点を明らかにしている。「家族」という単位の重視である。

『ひとり親手当』の目的は、『家族』のまともな暮らしを支えることだ。子育て費用の補償や、孤立への対処といった個別の目的ではない。全ての『家族』は生きるための最低所得を得るべきだ」という趣旨の考えである(Helfter 2010:135)。

家族や「親子関係 (parentalité)」を良好な状態に保つのが、家族政策の最大の目的であるということは、パリ家族手当金庫所長のオーリーも強調していた¹⁵。

以上のように、フランスは、家族や親子関係というつながりを重視する。

少子高齢化に対応して、社会保障システムを維持していくには、将来労働力となっていく子どもや若者向けの政策を打つ必要があるのは、フランスもスウェーデンもまったく同じである。

しかし、スウェーデンとフランスでは、家族政策の必要性を説得する論理の組み立て方は、大きく違う。スウェーデンの家族・教育政策の発展は、個人により焦点を当てていくものとして描ける。子どもは、家族から切り離された独立した個人として、将来働ける労働者として扱われるようになっていく（大岡 2014）。

だが、フランスでは、スウェーデンとほぼ同じ内容の子どもや若者向けの政策であっても、子どもが家族から切り離された独立した個人として語られることは少ない。あくまでも、「家族や親子関係というつながりを良

¹⁵ Jean-Louis HAURIE へのインタビュー（2016.8.16）

好に保つことが必要だ」という語り方を取る。それによって、子どもは増えるのだし、子どもや若者は能力を伸ばし、将来労働者となって社会保障システムを支えていく存在になってくれるというわけだ。

つまり、社会の基本単位として語られるのが、スウェーデンでは個人であり、フランスでは家族や親子関係というつながりとなる。家族政策の「説得の論理」は、スウェーデンでは独立した個人の話になり、フランスではつながりの話になるのである。

8.2 食事文化・『自殺論』との共通性

スウェーデンの社会学者トルビョーン・ビルトゴールドは、フランスに留学し、スウェーデンとフランスの食事文化の比較研究を行った¹⁶。彼は2005年夏から1年間、パリの社会科学高等研究院 (EHESS) - フランス国立科学研究センター (CNRS) のエドガール・モラン・センターに籍を置き、調査を行っている。筆者は、フランス調査の前、2016年8月にスウェーデンで彼にインタビューした。

彼が調査でスウェーデン人に「あなたは何のために食事をしますか?」と聞くと、「自分の健康のためだ」と答え、フランス人に聞くと「家族や友達と歓談するためだ」と答えたという¹⁷。

ここには、家族・教育政策での「説得の論理」の語りの違いと同じ型が見られる。食事の目的の語りは、スウェーデンでは「自分の健康」という独立した個人に焦点が当てられ、フランスでは「家族や友達との歓談」というつながりに焦点が当てられる。

これらの語りの違いは、フランスの社会学者デュルケムが『自殺論』で指摘した、教会というつながりの弱いプロテスタントの多い国や州では自殺率が高くなるという違いと同じものにみえる。スウェーデンはルター派

¹⁶ Torbjörn Bildtgård : Stockholms universitet, Institutionen för socialt arbete. 論文に Bildtgård (2010, 2013) 等がある。

¹⁷ Torbjörn Bildtgård へのインタビュー (2016.8.13)

プロテスタントが強く、フランスはカトリックが強い。

デュルケムは『自殺論』で、教義上、プロテスタントもカトリックも全く同じように、自殺を厳しく禁じていることを確認する。しかし、データでは、カトリック教徒の多い国や州は、プロテスタントの多い国や州より自殺率が低い。となると教義内容そのものではない、違うレベルで作用している要因があるはずである。

デュルケムは、教会という集団がもつ社会的結合（つながり）の強さこそ、その要因だとした。プロテスタントは、神と人間との間を媒介する教会の意義を薄め、むしろ一人一人が直接神と直面するよう説いている。その結果、プロテスタントは、教会という集団に統合されなくなる。集団によく統合されていないと、自殺しやすいことを、デュルケムは独身の方が既婚者より自殺率が高いこと等、さまざまなケースでデータを確認し、それが一般的に広く当てはまることを主張した（Durkheim [1897] 1960=1985, 高根 1979）¹⁸。

家族・教育政策や食事文化において、プロテスタントの強いスウェーデンでは、独立した個人に焦点が当てられ、教会を重視するカトリックの強いフランスでは、家族や親子や友人というつながりに焦点が当てられる。両国での語りの違いは、デュルケムが『自殺論』で指摘した自殺率の違いを生み出す社会の違いと関係があるように、筆者には見える。

インタビューに応じてくれた家族・子ども・女性権利省評議員ルブラン

¹⁸ ただし、現代の自殺率は、総数、男性、女性のすべてでフランスのほうがドイツより高く、女性の自殺率ではフランスよりスウェーデンが低い(内閣府 2015)。大沢真理・東京大学社会科学研究所教授のご教示による。記して感謝したい。

これに関連する研究として、Matsubayashi & Ueda (2012) や上田・松林 (2015) がある。上田らによれば、21 か国の約 20 年間にわたる国際比較データを分析したところ、福祉政策や所得再分配政策を通じて経済的地位の低い有権者の経済状況の改善を試みる傾向を持つ政党が政権に就いた場合、人々の生活満足度は高くなり、また自殺率も低くなる傾向にあったという（上田・松林 2015）。フランスの現代の自殺率の高さについては、これらの知見にもとづいた更なる国際比較分析が必要となろう。

スも、家族が多いほど税負担の軽減が図れる『『家族除数』(次の 8.3 参照)はフランスだけにあって、スウェーデンにはない。スウェーデンの制度はもっと個人主義的だ」と指摘していた。また、世論調査でも家族が一番大事という結果が常だという¹⁹。

それぞれの社会には、それぞれ違う形の説得の「論理」の語り方がありうることを、フランスとスウェーデンの比較は示している²⁰。

8.3 日本への示唆

ただし、以上に述べたことは、スウェーデンよりも家族を重視するフランスに日本が似ているだろうという理由で、フランスの制度をそのまま日本に輸入しようと主張するためではない。

たとえば、森信(2015)によれば、少子化対策の税制としてしばしば提案されるのは世帯単位税制である。とりわけフランス型の、家族の人数に応じて税負担額を調整する方式は少子化対策に有効という見解がある。

日本の現行税制は、夫婦別産制度をもとに、個人単位で担税力を捕捉し課税する。そのうえで、子供の扶養を担税力の減殺要因ととらえ、扶養親

¹⁹ Frédérique LEPRINCE へのインタビュー (2016.8.26)

²⁰ ビルトゴールドへのインタビューによると、フランスとスウェーデンでは子育てをするときにも大きな違いがあったという。彼は 2005 年夏から 1 年間、子どもを連れてパリに滞在した。フランスにいるときは、彼の子どもがいるだけで自然と地域の人が集まってきて、子どもに話しかけ、いろんなおしゃべりを始める。同じ年頃の子どものいる親だけでなく、とにかく人が集まってくるのだという。地域全体で子どもを育てるという雰囲気があった。スウェーデンでは、そのようなことはあまりない。フランスの認定保育ママが普及したのは、このような背景があったからではないかというのが、彼の意見であった。

フランスの認定保育ママ制度は、5.3 で述べた 1990 年や 2003 年の制度改革によって、1990 年から 2007 年までにサービス利用者が 4 倍に増えた(宮本 2011)。ビルトゴールドがパリに子どもといたのは、2005~2006 年である。彼のいうように、地域全体で子どもを育てるという雰囲気が予めあったから、認定保育ママ雇用が拡大したのか、それとも逆に、認定保育ママ雇用が拡大したために、地域全体で子どもを育てるという雰囲気ができてきたのか、調査をしていない現時点では分からない。今後の研究のヒントのために記しておく。

族の人数などの世帯構成に応じて税負担能力を調整するという考えに立ち、扶養控除という所得控除が設けられている。

これに対しフランスでは、N分N乗税制と呼ばれる家族単位の税制を導入してきた。これが出生率回復に貢献しているという見解がある。日本にも、フランスのN分N乗方式を導入すべきという主張がある。

N分N乗方式では、世帯単位課税の考え方にに基づき、まず夫婦および扶養子女の所得を合算する。次にこの合計所得を、家族の人数に応じた家族除数（N）で割った金額を算出し、ここから一定額を控除する。この金額に税率を適用し税額を計算し、最後にNを乗じ、世帯全体で納めるべき税額を算出する。この結果、家族が多いほど適用税率が平均化され税負担の軽減が図れるので、子供を多く抱える世帯の負担軽減を通じて、少子化対策に資するといわれる。フランスは、夫婦共同財産制度をとるので、世帯単位で担税力を把握するこの税制が受け入れられる背景となっている。

しかし、N分N乗税制には問題がある。N分N乗方式は、共稼ぎ世帯よりは片稼ぎ世帯、とりわけ高所得専業主婦世帯に大きな利益が及ぶという所得再分配の問題を引き起こす。

これは「女性が活躍する社会」という目標と整合性がないだけでなく、国庫に大きな減収をもたらし、財政再建とも矛盾する。さらにこのような税制は、婚姻に政府（税制）が介入することになるので、税制は個人の生き方に対して中立的であるべきという哲学の面でも問題がある。

フランス財務省の税制担当者は、フランスにおいてもN分N乗税制の見直しの機運があることを示唆したと森信はいう（森信 2015）。

9. おわりに——仏がシルバー民主主義にならない理由

最後に、フランスがシルバー民主主義にならなかった理由、日本のように高齢者向けの政策が優先され、子ども・若者向けの政策の財源が不足することはなかった理由をあげてみたい。

第一に、フランスの政治的指導者は、常に出産奨励主義者であった。3. でみたように、ドイツに対抗して出産を奨励する必要があるという考えは19世紀末に遡ることができる。厳しい財政状況の中でも、少子化対策を充実させようという強い意志は、5.1の第2次世界大戦でドイツ占領下のヴィシー政権にも、6.3の1980年代の社会党政権にも一貫して見ることができた。

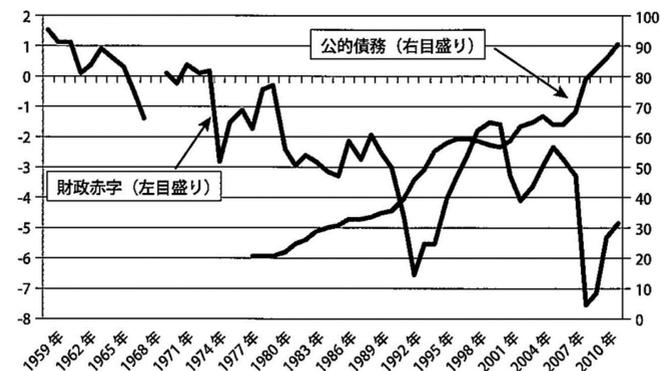
第二に、労使代表が自律的に社会保障基金の資金の出入りを管理することを基本方針としたことが、社会保険料率の引き上げを後押しした。労使は自立性を維持するために、可能な限り国家の政策介入を回避しようと、税などの国家財源ではなく、当事者負担（労使折半ではなく、雇用主が7割負担）の保険料で社会保障支出をまかなうことに努めた。CSGが導入されるまでは、財源不足が生じた際に、労使側が保険料を引き上げることに比較的積極的に応じたのはそのためであった（小西・嶋田 2014）。

第三に、1991年に社会保障目的税 CSG が導入されたことが大きい。1994年には、CSG および付加価値税率の引き上げ、長期キャピタルゲイン優遇制度の廃止などが行われた。中でも、社会保障目的税 CSG は、導入以降、既存の個人所得税を上回る税収をもたらす税金にまで発展しただけでなく、これまでほとんどが社会保障拠出金によって賄われていた社会保障財源の租税代替化をもたらした。実際、1990年代以降の税収の増加は、CSG によってもたらされた部分が多い。もっとも、CSG の導入は、同額の社会保障拠出金の引き下げと同時に歳入中立の改革として当初は実施された。

しかし、1990年代後半以降は、CSG の税率の引き上げは、必ずしも同額の社会保障拠出金の引き下げを伴わなくなった。加えて、1996年にはCSG と同様の課税ベースを持ち、社会保障基金の債務償還に充てられる社会保障債務償還拠出金（CRDS）が導入された。こうして、社会保障目的税は、社会保障拠出金の代替財源から膨張する社会保障支出の財源を保障する税金へと変化していったのである（小西 2013）。

以上、フランスがシルバー民主主義にならなかった理由を三つあげたが、フランスの財政に問題があるのも事実である。

図表 13 フランスにおける財政赤字と公的債務の推移（対 GDP 比、単位：%）



(注) 財政赤字は、公的機関によって実施されるスワップ取引の利子変動を考慮した「財源不足 (besoin de financement)」とは異なる。公的債務は毎年 12 月 31 日時点の数値。欧州委員会基準に拠る。

(出所) INSEE « Comptes nationaux »

(小西 2013)

図表 13 のように、フランスの財政赤字は 1980 年代に慢性化し、1990 年代に入って急激に拡大した。1990 年代後半に対 GDP 比で 1% 程度まで縮小したものの、2008 年の金融危機以降は 5 年連続でマストリヒト基準の 3% を超えた。公的債務の水準も、財政赤字に連動して断続的に伸び、とりわけ 1990 年代に入って急激に上昇した。2008 年の金融危機から現在まで、累積債務はかつてない速さで上昇し、2013 年第 1 四半期には対 GDP 比で 91.1% に達した。

1990 年から 2012 年までの政府収入の対 GDP 比を見てみると、フランスでは 47.09% から 51.89% まで 4.8 ポイント上昇した。同期間の OECD 諸国平均は、37.14% から 36.99% と 0.15 ポイント減少している。このように、他の OECD 諸国と比べてもフランスは歳入の増大に積極的に取り組んできた。一方の政府支出は、フランスでは同期間 49.56% から 56.40

%まで6.84ポイントも上昇したのに対し、OECD諸国平均では40.09%から42.49%まで2.4ポイントしか上昇していない。

つまり、世界的に財政再建の必要性が叫ばれるようになった1990年代以降、他の先進諸国では、政府支出の上昇を抑制し、政府収入は対GDP比で見ても減少するという流れがあった。だが、フランスでは、歳出の抑制よりも、歳入を増やすことで財政再建を図ろうとした。しかもそれは、相対的に公的支出の水準が高いフランスで行われたということは特筆すべきである。2011年のOECD諸国では対GDP比でデンマークに次いで2番目に高い(小西 2013)。

1. の図表3でみたように、2013年を見ると、フランスは日本と同様に社会保障費用の約5割が高齢者向けだが、子ども等家族向けに日本の倍近く支出している。財政赤字や公的債務が拡大しつつあるフランスが、このように多くの子ども等家族向けの支出を維持できているのは、社会保障目的税CSGを導入し、実質的な増税を行ってきたからだろう。

以上のことは、日本の子ども・若者向けの政策の財源不足を補うためには、増税を検討する必要があることを示唆する。日本では少子高齢化で高齢者の投票パワーがこれからますます大きくなり、高齢者向けの政策が優先されがちである。そのような状況の中で、日本の子ども・若者向けの政策の財源不足を補うために、どのような「論理」で増税の納得を得ていけるのか。それを今後の研究課題としたい。

付記

本研究はJSPS科研費基盤研究(C)JP15K03889の助成を受けたものである。記して厚く感謝したい。

参考文献

- Bildtgård, Torbjörn, 2010, “What It Means to “Eat Well” in France and Sweden,” *Food and Foodways*, 18 (4) : 209–32.
- , 2013, “Where is food ‘good to think’? Rationalities of food and place in Sweden and France,” *Social science information*, 52 (1) : 159–78.
- Dupeyroux, Jean Jacques, 1972, *Securite sociale*, Sirey. (=1978, 上村 政彦・藤井 良治訳『フランスの社会保障』光生館.
- Dupeyroux, Jean Jacques, Michel Borgetto et Robert Lafore, 2015, *Droit de la sécurité sociale*, Dalloz.
- Durkheim, Émile, [1897]1960, *Le Suicide : étude de sociologie*, Presses Universitaires de France. (=1985, 宮島 喬訳『自殺論』中公文庫.)
- Dutton, Paul V, 2002, *Origins of the French welfare state : the struggle for social reform in France 1914–1947*, Cambridge University Press.
- Fragonard, Bertrand, 2012, *Vive la protection sociale!*, Odile Jacob.
- Helfter, Clémence, 2010, “La création de l’allocation de parent isolé. Entretien avec Bertrand Fragonard,” *Informations sociales*, (1) : 134–41.
- Le Crom, Jean-Pierre, et Philippe-Jean Hesse, 2000, “Entre salariat, travail et besoin, les fondements ambigus de la protection sociale au tournant des années quarante,” *Revue française des affaires sociales*, (3–4) : 17–27.
- Matsubayashi, Tetsuya, and Michiko Ueda, 2012, “Government Partisanship and Human Well-Being,” *Social Indicators Research*, 107 (1) : 127–48.
- Pedersen, Susan, 1995, *Family, dependence, and the origins of the welfare state : Britain and France, 1914–1945*, Cambridge University Press.
- U.S. Department of Labor, 2005, “Comparative Civilian Labor Force Statistics, 10 Countries, 1960–2004,” (<https://www.bls.gov/fls/flslforc.pdf>, 2017.1.16).
- 姉崎 猛・佐藤 豊・中村 明恵, 2011, 「少子化の動向と出生率に関する研究サーベイ」『内閣府経済社会総合研究所 ESRI Research Note』(17)
- 上田路子・松林哲也, 2015, 「政治学・経済学から示す自殺対策のエビデンス」本

- 橋 豊『よくわかる自殺対策：多分野連携と現場力で「いのち」を守る』ぎょうせい.
- 江口 隆裕, 2009, 「フランス少子化対策の系譜——出産奨励策から一般施策へ(1)」『筑波ロー・ジャーナル』(6):119-51.
- 大岡 頼光, 2014, 『教育を家族だけに任せない：大学進学保障を保育の無償化から』勁草書房.
- 大塩 まゆみ, 1996, 『家族手当の研究：児童手当から家族政策を展望する』法律文化社.
- 大橋 麻也, 2013, 「「フランス公役務の危機」の構造：国家独占の論理と EU 法」『早稲田法学』88 (1):41-90.
- 加藤 智章, 1984, 「フランス社会保障制度の構造とその特徴——ラロックプランの成立まで」『北大法学論集』35 (3):451-513.
- , 2000, 「フランス社会保障制度における財源と給付の構造(特集 社会保障給付費の国際比較研究)」『海外社会保障研究』(130):54-64.
- 上村 政彦, 1976, 「フランス社会保障立法の新たな展開」『季刊社会保障研究』12 (2):17-28.
- 小西 杏奈, 2013, 「先進国における財政再建への挑戦 (vol.6) フランスの社会保障財源改革：増税を可能にする条件」『生活経済政策』(201):27-31.
- 小西 杏奈・嶋田 崇治, 2014, 「フランス・ドイツの福祉国家への分岐」井手英策編『日本財政の現代史 I 土建国家の時代 1960-85 年』有斐閣, 223-48.
- 柴田 洋二郎, 2012, 「フランス社会保障財源の「租税化」(fiscalisation):議論・帰結・展開(特集 社会保障における財源論:税と社会保険料の役割分担)」『海外社会保障研究』(179):17-28.
- 千田 航, 2010, 「フランス福祉国家研究における社会保険と家族政策の位置づけ(特集 福祉国家再編の比較政治学)」『新世代法政策学研究』6:183-202.
- , 2011, 「家族を支える福祉国家——フランスにおける家族政策とジェンダー平等」宮本 太郎編『働く：雇用と社会保障の政治学』風行社.
- 高根 正昭, 1979, 『創造の方法学』講談社.

- 都村 敦子, 1999, 「家族政策・社会扶助・住宅手当等」丸尾 直美・塩野谷 祐一編『スウェーデン 先進諸国の社会保障 5』東京大学出版会.
- 土居文朗, 2006, 「「育児保険」は本当に「保険」なのか?」(<http://www.senkensoi.net/old/column/backnumber/060620/index.html>)
- 富田 俊基, 2006, 『国債の歴史：金利に凝縮された過去と未来』東洋経済新報社.
- 内閣府, 2007, 「主要国の家族政策と家族関係社会支出の国際比較——第2回「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議「基本戦略分科会」」, (http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/priority/kihon/k_2/19html/sl.html, 2017.1.16)
- 内閣府, 2010, 「子ども・子育て支援新制度 基本制度ワーキングチーム第2回合【参考6】2/9」, (http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/review/wg/kihon/k_2/pdf/ref6-2.pdf, 2017.1.7).
- 内閣府, 2015, 『平成27年版自殺対策白書』
- 内閣府経済社会総合研究所, 2005, 「第5章 フランスの家族政策」『フランスとドイツの家庭生活調査:フランスの出生率はなぜ高いのか』内閣府経済社会総合研究所, (<http://www.esri.go.jp/jp/prj/hou/hou012/hou12c.pdf>, 2017.1.16).
- 縄田 康光, 2009, 「少子化を克服したフランス——フランスの人口動態と家族政策」『立法と調査』: 63-85.
- 福島 都茂子, 2015, 『フランスにおける家族政策の起源と発展：第三共和制から戦後までの「連続性」』法律文化社.
- 宮本 悟, 1995, 「フランスにおける家族手当制度の形成過程——1932年「家族手当法」の成立とその後」『中央大学経済研究所年報』26(1): 171-95.
- , 2011, 「フランス認定保育ママ制度の沿革と現況」『経済学論纂』51(1): 297-307.
- 森信 茂樹, 2015, 『税で日本はよみがえる：成長力を高める改革』日本経済新聞出版社.
- 八代 尚宏, 2016, 『シルバー民主主義：高齢者優遇をどう克服するか』中央公論新社.

柳沢 房子, 2007, 「フランスにおける少子化と政策対応」『レファレンス』57(11) :
85-105.

ハーバート・ブルーマーにおける相互作用の「内在性」について

～初期シカゴ学派の系譜にハーバート・ブルーマーはどのように連なるのか？

芦 川 晋

0. はじめに

本稿の目的は、初期のシカゴ学派の研究、とりわけそれに理論的基礎を与えたとされるC・H・クーリー、W・I・トマス、G・H・ミードの議論に検討を加えながら、シンボリック相互作用論（象徴的相互作用論）の体系化を図ったハーバート・ブルーマーの議論と初期シカゴ学派との研究をつきあわせて、シンボリック相互作用論のもつ理論的意義を明らかにすることにある。ブルーマーは「社会」というものを個人ないしは集団の相互作用というレベルに持ってきた（もっとも、この点ではゲオルグ・ジンメルという先達がいる）。しかも、相互行為の動因を相互行為の「外側」に求めることなく「自己との相互作用」の働きも含めた「相互作用の文脈」で決まるものと考えた。いわば、「内在的」な相互作用論とでもいうべきものを構想したのである。これは同時代的に見て高く評価できるものだと思う。ただし、残念ながらそれを十分展開できるだけの枠組みを用意することはできていなかったように思われる。最終的に本稿で確認するのはこの点、つまり、ブルーマーの議論の意義とその限界である。

なお、最初に断っておけば、この論文は別の論文の補論として書かれるものである。現在、初期シカゴ学派、とりわけ、ミード＝ブルーマー、ハワード・ベッカー、アーヴィング・ゴッフマンを介して社会構築主義にいたる「自己論」（自我論）の系譜をたどり、社会構築主義の物語的な「自

己論」の構成を批判的に吟味する別稿を準備中である(芦川 forthcoming)。もっとも、初稿が大部なものとなってしまい、ミード=ブルーマー、ならびにゴッフマンの部分は極めて簡潔な内容に圧縮せざるを得なくなってしまった。そこで、ゴッフマンについての詳細は既発表の論文に譲ることとし、ミード=ブルーマーについては削除部分の記述をミードとブルーマーにはっきりと振り分け、ミード、ブルーマーに先行する議論の検討部分を付け加えて独立の論文とした。それゆえ、本論文は別稿のミード=ブルーマーの議論の補論としても、独立した論文としても読めるようになっている。また、それによりブルーマーと初期シカゴ学派の影響関係が、もっぱらミードに由来するというより、プラグマティズム、あるいはパークやトマスとズナニエツキらに由来する部分がかなり大きいということがわかるはずである。

1, シカゴ学派の誕生～R・E・パークを中心に

当然のことながら、「シカゴ学派」が誕生する頃には、シカゴ学派という名称もなく、大学、民間団体の区別なく同様のフィールドワーク研究が行われていた。南北戦争(1861-1865)以降、米国は大規模な経済発展を遂げる。第二次産業革命、ひいてはそれに伴う「組織革命」(「所有と経営の分離」等)が進行するなかで、大規模工場をはじめとする大規模組織が登場する。一方で、大量の移民が安価な労働力の供給先となり、都市化が発展・拡大して大衆社会が成立してくる。大衆社会化状況の進展と移民の流入があいまって、社会的な規範が弛緩する一方、多様な下位集団が生まれてくる。そうしたなか、さまざまな「社会問題」が生じてきた⁽¹⁾。それがフィールドワークの対象となるわけだが、それはこんな展開をとることが多かったであろう。

産業化で都市が変貌し、またそうした都市に多様な人々が流入していくとき、従来の「第一次集団(内集団)」で通用していたやり方だけでは都市生活を渡っていけない事態が生じてくる。となれば、改めて都市で生き

るやり方を受け入れるよう同化するか、新しい技法を見つけて生き残るか、そのいずれも放棄して逸脱行動に走るか(「下位集団」の形成)、それとも新しい世界への適応に断念するかといった具合に適応／逸脱行動が生じてくるだろう。そこに「社会問題」があり、それが一連の「逸脱研究」につながる。

たとえば、ジンメルの影響を受けたパークは、こうした流動性の高い都市における人間関係をとらえるために「社会的接触」という概念を導入した。とりわけ移民等は、移住などの結果、伝統的組織が解体し、個人は一時的に解放されてパーソナル類型を変化させるが(cf. 中国人の「体面」の重視)、しだいに個人の再統合が始まり、新たな社会秩序が形成され、伝統的組織は分業した社会組織に取って代わられる。

しかし、「昔からの人々」にしてみれば、よく知らない人々と接触しようにも、どうつきあえばよいか分からない。そこから不安感や危険の意識が湧きあがり、それを動因として自らをなるべく相手から距離を置くように仕向け、その過程で「人種的偏見」を生み出していく。「人種意識は、人種的慎み、反感、―――禁忌のように観察されるかぎり、必ず後から獲得される特性」である(Park 1928a 77頁)。つまり、偏見とそれに伴う言動も新しく登場してくる行動様式なのである。このとき、パークは、とりわけ人々の態度形成のうえで重要な意味を持つものとして「視覚」をあげ、人種間の文化的な同化の障害は身体的特性の差異に由来するという。また、臭覚(「鼻つまみ者」)や触覚(「不可触民」)も反感の強化に寄与する。

とはいえ、これらは自然的なものというよりは因習的な起源を持つものであり、加えて人々がエチケットや儀礼を介してとる「社会的距離」が、個人や階層間の地位関係の維持に効果的に働く(Park 1928a 85頁)。その一方、十分な社会的承認や参加を得られず、新旧二つの文化の境界を生きざるをえない人々は「マージナル・マン」と呼ばれる。たとえば、白人と黒人の関係では、白人には伝統的で差別的な社会秩序に回帰しようとする

る傾向があり、それが黒人に劣った地位をわりあてるのである (Park 1928 b)。

また、パークは、こうした議論に並行して、すでに「集合行動論」を展開しており、集合行動とはやはり秩序再生、新しい制度の創造のプロセスとされ、このときの相互作用の動因はやはり「社会的不安」であるとされる。社会的不安が社会運動を再生産するのである。もっとも、集合行動の社会過程には三つの類型が指定されており、①「模倣」、②集合的注目に由来する「大衆運動」、これらはいずれも視覚に中心をおいた非合理的な群衆の活動であるのに対し、③「公衆」は「競争」に基づき、個人間の討議を通じた世論を介してあらわれてくる合理的な活動である⁽²⁾。そして、公衆の活動においては、「直接の知識」と「対象についての知識」との連続体の間に位置する、「擬似現在」としてのニュースが人々に話題を提供する (Park 1940)。ここに「競争」が生じるわけであるが、ここから、のちに「人種関係サイクル」と称する「競争」、「闘争」、「応化」、「同化」という相互作用類型が提示されていくことになる。

あるいは、「アノミー論」として知られる R・K・マートンの議論では、のちに新しい社会集団への適応様式を「文化的目標」(目的)と「制度的手段」(手段)の有無の組み合わせで分類し、①同調、②革新、③儀礼主義、④逃避主義、⑤反抗という五つの類型を得た。この分類については批判もあるが、やはりこれもシカゴ学派の研究成果を図式的に整理したものである (Merton 1957)。

もちろん、フィールドワーク研究で問われてくるのは社会現象がどのような類型に落ち着くかということではなく、一定の類型におさまるような、あるいはおさまりきれないような新しい行動様式がどのように生まれてくるかという「社会過程」である。そして、初期のシカゴ学派が取り扱う社会問題のフィールドワーク研究の少なからずは、当時から、たとえ直接に明示されることがなくとも、プラグマティズム、とりわけ G・H・ミードの理論的発想が反映されていると見られていたという。実際、パークは

自らの教え子たちにミードの講義を受けるようすすめていたという話もある(中野・宝月編 2003)。

ミードの考え方の中心にはプラグマティズムに由来する「科学的な方法論」を社会ないしは自我論に応用するというスタイルが見いだされる⁽³⁾。たとえば、制度には、一定の儀礼的ないしは慣習的な意味(価値)付けがなされているが、現実の制度はそうした意味付けとは異なる機能を備えていたり、備えるようになることがある。科学的な方法論では、こうした例外的な問題状況が、社会でどのような意味を担っているのか、いかにするならば世界がどのように再構成されているかを明らかにする。これは問いを立てたうえでそれに見合った仮説を見だし、それを検証しようとする態度に類比できる。しかも、こうした変化は、科学同様、社会の進歩にあたりと考えられていた。

中野・宝月(2003)では、E・H・サザーランドの『ホワイトカラーの犯罪』(1949)がその一例としてあげられている。サザーランドは従前から下層階級に見られた犯罪を「街頭犯罪」と呼び、この枠組みでは説明できない犯罪の登場を「問題状況」と見て、上層階級が職務の上で犯す「ホワイトカラーの犯罪」という概念を仮説として提起する。ここに「me-I」図式を見て取るのはたやすい(詳細は後述)。従来の「街頭犯罪」に加えて「ホワイトカラーの犯罪」という新しい行動様式が社会のなかに生まれてきたのである。ただし、ここでは、パークの議論同様、一個人が新しい行動様式を再構成するといった「自己の再構成」よりはずっとマクロな現象が想定されているとみるべきであろう。

このサザーランドの説明に対して、刑事と民事の違いを無視しているとか、あるいは双方を包括して説明できる「差異的接触論」がはたらく過程を説明できないとかいった批判がある。とはいえ、「ホワイトカラーの犯罪」に関して言えば、いささか年代は遡るが、第二次産業革命、ならびに組織革命の勃興期にビジネス倫理学の隆盛が見られたことは注目されてよいであろう。比較的自由主義的な経済から大規模に組織された財閥が支配

する寡占経済への移行にあたって、明らかにそれまでとは異なるビジネス倫理が要請されたのである。そこに組織型の「ホワイトカラーの犯罪」が生じる余地が出てきたのだ。なお、余談ではあるが、近年のビジネス倫理の興隆も、いわゆる「フォーディズム」体制の終焉、つまりは新自由主義ないしは金融の自由化、グローバリゼーションの進展とおそらくは無関係ではない。

そして、このようなミードの議論の「応用」が、後にフィールドワーク、エスノグラフィーの方法論としてハーバート・ブルーマーによりシンボリック相互作用論として結実することになるわけだが、ここではミードないしブルーマーの概念の検討に進む前に、すでに簡単にふれたパークに加えて、ミードと同時代にやはり影響力を持った隣接する論者の議論を確認しておきたい。そうすれば、ミードへの影響関係はもちろん、必ずしもミードを媒介しない影響関係をも、ある程度明らかにすることができるだろう。たとえば、後でブルーマーの議論を見ればわかるが、パークのブルーマーへの影響は想像以上に大きい。なお、本稿では、プラグマティズムよりも、より社会学・社会心理学と結びつきのあるW・I・トマスとC・H・クーリーの議論を中心に据えて概観しておくことにしたい。

2, W・I・トマスとC・H・クーリー～G・H・ミードの前に

ということで、時系列的には逆になるが、前史として、W・I・トマス(1863-1947)とC・H・クーリー(1864-1929)の順で簡単にそれぞれの議論を見ていくことにする。というのも、トマスはハーバート・ブルーマーに影響を与えたと言われており、クーリーの自己論はミードの自己論に先駆けに相当する。ここではとりわけミードとの関連を意識しながら、二人の議論を簡単に見ておくことにしたい。

まずW・I・トマスであるが、トマスはズナニエツキとともに『ヨーロッパとアメリカのポーランドの農民』(1918-1920)という浩瀚なモノグラフを公刊している。トマスに特徴的なことは、社会一心理学的な方法論を

実証研究と結びつけて論じているところにあり、それが他の諸研究との結節点ともなっている。トマスはジョン・デューイの心理学の影響下において、デューイらが本能から習慣へ力点を移したように、民族学心理学やボアズの影響を経て、人間に共通の遺伝的基盤に対して実際に観察される差異を説明するものとして、習慣や注意の法則、歴史の偶然に関心を向ける社会心理学的な理論にたどりつく。

トマスは、恣意的な解釈を避けるために議論がたどりうる道とは、まず社会の総体から個人が直面している問題状況に目を向けるか、まず問題状況に目を向け、そうした社会問題が生じる社会的背景に向かうかのいずれかであるという。トマスは個人と社会は視点の違いであるとも述べており、このとき仮説は以下の二つ問いのいずれかを具体化して立てられることになる。社会組織や文化は個人にどのような精神的・道徳的特性を埋め込んでいくのか、あるいは個人の精神的・道徳的特性を介して社会組織や文化はどのようなスタイルを獲得することになるのか？背景となる文脈から「科学的」な問いに向かい仮説を引き出すか、問いが成り立つ状況からその文脈に目を向け仮説を引き出すか、のいずれかになるというわけである。

そして、トマスはこの二つの要素が相互作用する場として「社会的状況」というものを考える。社会的状況では、主観的な「社会的態度」(社会心理学)と客観的な「社会的価値」(社会学)が相互に交錯する。「社会的価値」とは、社会の成員が意味付けできる、活動の対象あるいは可能的な活動の対象のことである。価値には、物質的なものもあれば(大学の物質的存在)その活動が示すイメージ(大学とはどういうところか)と結びついた象徴的なものもある。「自然的事物」は人間の活動の対象となるかぎりではなんらかの「社会的価値」を持つのであって、「自然的事物」それ自体のようなものがあるとするれば、それは社会的には「無意味」である。

他方、「社会的態度」とは社会的世界における個人の実際の活動、あるいは活動の可能性を規制する意識過程である。「心的状態」とは、「社会的

価値」が「自然的事物」から区別されるように、注意の反省作用により「何かに対する態度」を「誰かの心理的過程」として抽出してくるものであり、そのような意味において「自然的事物」も「個人の心理過程」も同種の抽出物にすぎない。たとえば、W・ジェームズの「意識の流れ」という表現も「何かに対する態度」についての説明上の抽出物であろうし、ましてやデカルトの「コギト」は究極の抽出物と言えそうである。

こうしてミードにも見いだされる意識とその外界にまたがった「社会的」という用法がすでにここにもあらわれている。実際に活動しようと、心理的に活動に向けた構えができていようと、それが「社会的な」ものであることに変わりはあるまい（ただし、ここでいう構えが本当に心理的に説明されるものであるならば）。

この「社会的態度」から「社会的価値」を統制することで、有名な「状況の定義」という話が出てくる。「状況の定義」とは個人が行為を選択するために、自分自身を含む状況全体を意識的に再構成する反省過程のことであり、当然、これは個人の「社会的態度」に依存する。そこで「人が状況をリアルと規定するならば、その結果、状況はリアルとなる」と言われる。ここにも「社会的態度」と「社会的価値」の齟齬という問題状況とその解決としての「状況の定義」という枠組みを見いだすことができる。マートンはこれを「トマスの公理」と呼んでいるが、それが後の予言の自己成就の話に繋がることになる。

さて、このように社会的価値と社会的態度を区別したトマスは、社会が必然的に要求するような態度というものがあり、これを「基本的な人間固有の願望」と呼び、①新しい経験、新鮮な刺激への願望、②承認への願望、③支配への願望、④安定への願望の四つに分類している。そして、この四つの「願望の一般的パターン」は人間が社会的環境へ依存する基本的な方向性を示すものであり、だからまた効果的な社会統制の方向性を示すことにもなるという。実際、これらの類型は第一次集団の社会組織の背景となって個人の発達に統制を加える（社会教育）。

そして、これに対応するパーソナリティ類型として、①同調型のフィリスティン、②可塑性を残したボヘミアン、③変化へ適応する創造的人間。こうした願望とパーソナリティ類型を編み出すことで、移民に伴う社会（第一次集団）の解体が「状況の定義」を介して社会の再組織につながっていく。そして、それはいささか本質主義的な規定ではあるが、パークらが発展させた類型を実証研究と両立するかたちで理論的に類型化したものにもなっている。

次に、より自己論に立ち入って論じているC・H・クーリーの議論も概観しておく。クーリーの段階では、社会を考えると、習慣への注目があるものの進化論的色彩も強い。人間は適応性を有し、相互依存的な過程のなかで伝統、制度、慣習、理論、理想などが分化した社会へと組織されていく（『社会過程』1920）。クーリーにとって相互依存している人間の間に存在しているのは「人間の生活」であり、分離された個人も個人と切り離された社会も抽象物に過ぎない。一方、だからこそ、人間の生活は個人の側からも社会の側からも考察することができ、個人と社会とは視点の相違に過ぎないという。ちなみに「人間性」は個性的で非社会的な傾性・能力と社会的な傾性・能力からなり、この個人性と社会性も相互補完的な関係にある。つまり、「人間の生活」と「人間性」は類比的な関係にあるわけである。この「人間の生活」を「社会的状況」に焦点を充てようとするトマスの図式に類比してみることもできるだろう。

そして、個人の社会性と理想が形作られる場が「第一次集団」と呼ばれる。第一次集団とは、親密な関係と協調性を特徴とする家族・遊び仲間・近隣からなる集団（we）である。この対面的な集団の影響力は他の集団の何にも増して大きく、生活の源泉として個人のみならず社会制度にも影響を及ぼし、第一次集団はおおよそ普遍的な性質を持つという。

他方、第一次集団は個人にとって人間性の源泉であり、人間性とは集団の性質（社会心）に他ならない。それは、本能に加えて、人間の心にある

観念や感情の基盤を提供する（後に、これは遺伝と社会的環境の相互補完の関係へと拡張される）。このように第一次集団は人間性と社会生活の温床であり、普遍的な人間的価値として愛、自由、正義、忠誠、共感、奉仕、思いやり、真実、法の遵守といった一次的な価値や理念が生まれてくる。

W・ジェームズの影響を受けながら、以上の議論の延長としてクーリーが展開する自己論も形而上学的なそれから一人称代名詞で示されるような「経験的な自己」「社会的自己」に引き下ろされる。そして、この経験的自己の中心に位置するのは「自己感情」(self-feeling)である。自己感情の基礎となるのは身体であり、身体は一人称代名詞で言及できる。身体が自己意識や自己制御の基盤を提供する。この自己感情はもともとは衝動的なものであるが、世界での経験を経て、社会的な自己へと変貌していく。感情に根を持つこの自己が、想像のなかで、現実のあるいは想像上の他人の反応を反省的に引き出すようになるのである。これが鏡映的自己、鏡に映った自己 (looking glass self) である。経験的自己の自己感情は「私」(my)の態度を明らかにする。そして、われわれは自己感情が他人にどのように映っているかを想像するなかで、自分の感情が動いていき、ひいては人目を気にする。つまり、あらかじめ他人の反応を想像しながら自分の反応を決めているわけである。この他人の反応の時間的な先取りはまさに後のミードに受け継がれるものである（『人間性と社会秩序』1909）。

こうして、われわれはトマスとクーリーを経ることで「社会的状況」や「人間の生活」という人々が交わる場、そこで発揮される個人の「反省的な過程」とその「社会性」がもたらす「状況の定義」や「鏡に映った自己」といった意味付与過程からなる議論の構成を概観してきた。ちなみに、トマスのいう社会的価値には、当然、対象としての人間の活動や態度も含まれる。ここで、対象の一つにほかならない人間にこの議論をあてはめようとすれば、他方で互いの態度をどう整合するかという話が必要になる。このときクーリーの感情のすり合わせのような議論から態度をすりあわせる議論を引き出せば、その議論はミードの「他者の役割取得」というプロセ

スにかなり近いものになるだろう。

他方で、この二人の自己像のなかですでに共通して見られる特徴を最後に指摘しておきたい。彼らが想定している自己論の段階で、すでにデイヴィッド・リースマンというところの「他人指向型」社会の到来は十分に暗示されていると思う(Riesman et al 1950)。そして、興味深いことにミードの議論がそうであるように、リースマンも教育論を展開している。ところが、自己論の系譜を考えると、ホルスタインとガブリウム(Holstein & Gubrium 2000)はこうした関連を考慮することなく、リースマンの議論を「同調的な自己」として自己の「暗黒面」に位置づけてしまっている。

しかし、最初に時代的背景を確認しておいたように、第一次集団を超えて社会が変化し、再組織化していく過程で、あらかじめ用意された行動モデルなどあるわけがない。とすれば、各人は互いに互いがどうふるまうかを意識しながら自らの行動を決めざるをえなくなる。実際、リースマンも「他人指向型」の社会的性格の登場を産業社会の到来と結びつけていた。これは19c末に端を発する事態であり、また、1930年代のアメリカに大衆社会的要素を見つけるのは容易なことである(でなければ、ファシズムへの動きなど生まれてくるわけがない)。「他人指向型」の社会的性格を第二次世界大戦後に結びつけるのはあまりに安易な考え方である。そして、この「他人指向型」という社会的性格はミードの自己論にも典型的に見いだされるものなのである。

3, G・H・ミードの社会心理学

すでに若干見ておいたように、G・H・ミードにいたるまでに、W・ジェームスは思考過程を「意識の流れ」として、C・H・クーリーは「自己感情」を一人称代名詞と結びつけて、W・I・トマスは意識過程を「社会的態度」として、いずれも個人の心理過程を「対象」としてみる視点を発展させていた。ミードも、他の物理的対象がそうであるように、「自己」は「対象」とであると明言する。正確には「自己」(self)とは個人が同一

の人物を対象とするときそう呼ばれる。

では自他の交わり、相互作用はどのように進行していくのであろうか？このときミードは個人が自己と他人に同じ刺激を与えられることに注目する。「人間という動物が、他者たちを刺激できるように自分自身を刺激でき、また、他者たちの刺激に反応するように自分自身も反応できる」とき社会的に「対象形式（対象の意味）」が移行する。つまり、単純に他人の模倣をするのではなく他人の反応を模倣できるような刺激を自己ならび他人に与え、それに見合った反応を他人から引き出すことを期待できるようになる。この対象形式の移行が「他者の役割取得」（態度取得）と呼ばれるものである。この他者の役割取得は、素朴な刺激—反応図式にのった行動主義とはまったく異なり、一般に「社会行動主義」と呼ばれる。個人に必要なのは他者を模倣する能力ではなく、他者の反応を模倣可能にする刺激を用意できることなのである⁽⁴⁾。それはどのようにしてか？

他者の反応を想像上で模倣する方法の原型を、ミードは「音声身振り」（vocal gesture）に求めている。音声身振りにおいて自分に聞こえている音声は他人にも聞こえているはずである。だから、他人に自分と同じ反応を期待できるというのである（私にはこれが十分な説明になっているのか疑わしい）。そして、幼児が、この「自己」という対象形式（意味）の移行過程を身につけるにあたって「ごっこ遊び」から「ゲーム」（「一般化された他者」）へと説明したのはよく知られている。

ただし、このとき注意しておきたいのは、幼児はあらかじめ自己を具えているわけではないのだから、その音声身振りは、当初、他人にとってのみ意味を持つということである。幼児はこの他人の反応を取り込むことによって、自己に同じ刺激を与えられるようになり、他人の行動を先取りできるようになる。この過程を経て役割、ひいては慣習や規範を共有し、対象形式（意味）を移行させる要件である、想像上の自他の立場交換が可能になるわけである。

ところで、この音声身振りを介した対象形式（意味）の移行は、発達上、

「外語」から「内語」へという過程をとるであろう。たとえば、「ごっこ遊び」は、落語ではないが、一人でもできれば複数でもできる。なかでも、十分に「ごっこ遊び」ができるといえる段階では「ごっこ遊び」は一人で人形を使っても、あるいは使わずに黙ったままでも遂行できるはずである。つまり、誰からもうながされることなく、双方に期待されることを想像のなかで把握でき、他者の反応を模倣できるようになる。こうなれば音声身振りに変わって「有意味シンボル」が対象形式(意味)の移行、つまりは他者の役割取得(態度取得)に重要な役割を果たすようになる。

さらに、ゲームの段階については、たとえば野球をするにあたっては最初のごっこ遊びの延長として自分を王や長島になぞらえるかもしれないが(古い!)、そのうちゲームのなかで分化した役割そのものやゲームにまつわるルールを抽象化して身につけていく。つまり、具体的な他者(のつもり)から役割関係やルールの集積を把握した「一般化した他者」(me)へと移行する。あわせて有意味シンボルの集積として成員に同一の対象形式(意味)の移行、役割・態度取得を可能にする「話想宇宙」が存在するようになる。

自己関係をここまで把握できるようになれば、われわれはその個人が十分な意識を持っているとか、思考できるとか言うであろう。こうしてわれわれは「自己」(self)という対象をそなえるようになる。つまり、他者に期待できる役割を想像しながら、自分の行動を決めることのできる「一般化された他者」(me)の立場に身を置くのである⁽⁵⁾。さらに個人が準拠する集団が複数あり、必ずしも各人の間でそれがすべて重ならないのであれば、一般化された他者が準拠する社会集団は複数あると考える方がもっともらしい。たとえば、田舎と都会。あるいは、子どもの獲得する物理的世界の範囲が社会によって異なってくることも補完材料になるだろう。

あわせて、対象として自己をはっきりと持つ人間は「私(I)」その他の一人称単数の代名詞を不自由なく用いることができるはずである。“Hallo, It's me”. 「私」という代名詞は常にそれを用いる人物を映し、潜在的に

「私」以外の個人の存在「あなた（たち）」、「彼（女（ら）」の所在を示す。つまり、役割取得する対象と「私」を一定の関係の間柄に据える。しかし、ミードよりもクーリーが人称関係に注意を向けているのは興味深い。というよりも、「音声身振り」に基礎をおくミードにとって人称関係は基礎的なものにはなりえないのである。

そうはいつても、人間は「私 (I)」になる。この「私 (I)」は、たとえ口にされることがなく、意識にのぼることがなくとも、個人が自己を対象化するかぎり、概念的には必ず同伴してくるものである（カントを想起せよ）。「やっと（私は）アメリカ合州国大統領になれた」。このように「私 (I)」は対象（「アメリカ合州国大統領」）である自己の背後に潜んでおり、対象として「述語付け」されている自己とは「私 (me)」のことである。もちろん、この「私 (I)」をも述語にしてさらに対象化することもできる。「やっと（自分は）大統領になれたんだな」。ただし、自己の対象化過程が更新されれば、あわせて背後にある「私 (I)」もさらに引き下がる。

こうしてみれば、I、self、me の関係がわかる。個人を「自己 self」として対象化しようとするれば、そこには少なくとも潜在的に「私 (I)」がつきまとい、対象化した「自己 self」とは述語付けされた「私 (me)」のことである。そして、述語づけしている「私 (I)」をさらに自己として対象化すれば、今度はそれが「私 (me)」となって、「私 (I)」はその背後に引き下がる。

ところで、相手から期待した通りの反応を引き出そうとするのであればそれなりのやり方を考えなければならない。ミードはここに「精神（こころ／mind）」がはたらいているという。つまり、精神（こころ）のはたらきが対象形式（意味）を加工するのである。実際、ミードによれば、行為は、没問題状況では慣習が刺激と反応をつないでくれるのに対し、問題状況では刺激に対する反応が遅延し、内省的に対象との関係を作り上げ、その上で反応して問題状況を解決する。ミードが行為の四局面として描くプロセス①「衝動」（刺激の選択のきっかけ）、②対象の「知覚（注意）」（行

為過程の先取り）、③対象の「操作」（対象形式の加工）、④完成（衝動の解発）の過程は上記のプロセスを生理学的に説明したものであり、③を含んだ②のプロセスで精神・知能が働く。また、ミードは単独の行為だけでなく、分業も視野に入れており、それは「社会的行為」とか「複合行為」と呼ばれる。

話が戻るが、人形でごっこ遊びができるように、子どもの世界はもともとヒトと関わる社会的状況のみからなっていて、抽象過程を経て、物理的な対象という反応の返ってこない対象との関係を身につけるようになる。これには子どもたちが生きているのが「未開社会」ではなく科学の支配する世界であるということとも大きく関わる。後者の方が擬人化した存在の居場所は極めてかぎられているからである。

このとき「物体」に触れるという「接触体験」がまず意味を持ち、それで物的対象の役割を知るようになる。その上で、行為過程が内省により遅延して視覚的な「離隔体験」が成立し、この「知覚」から刺激が解き放たれ、対象とかわる。つまり、本来なら「触れる」ときに知ることになる対象の意味を「見る」段階で先取りして行動に移すことができるようになるのである（「物的態度の取得」）。

ところで、相手が人間であれ物的対象であれ、問題状況で慣習におさまりきれない対象形式（意味）の加工が必要になるのであれば、まず既存の態度や役割を対象化する必要がでてくる。つまり、「私（me）」に加えて「私（I）」が作動するはずである。そうして初めて新規な事態に対応する新規な行動を生み出すことができる。もちろん、対象化するとき作動している「私（I）」はそれ自体が対象化されなにかぎりやはり意識されることはない、しかし、「私（I）」の作動が慣習から逸脱した新規で残余的なものを行為に持ち込む契機になるのである。もっとも、こうした事態はいつ起こるか分からないし、厳密に言えば慣習的な行為もいつもまったく同じように繰り返されるわけではないから行為にはつねに「私（I）」が伴っているとよいかじめ「私（I）」が常に伴って

いるという当初の議論へと一巡りすることになる。

いずれにせよ、新規な社会的状況で既存の慣習に収まりきれないケースにあっては「私 (I)」の作動を介して新しい状況にかなった行動が導き出されてくる。それは個人が直面した一時的な困難の場合から、変わりゆく社会のなかでの慣習の更新や制度の創設につながるものまでかなりの幅をもっている。しかし、これを素朴に相互作用上で起きることとして考えれば、人前で現れてくる癖とか⁽⁶⁾、やりとりで生じた問題状況の対処といった事柄にもっぱら焦点が当たることになり、慣習や制度の更新といったことには直ちに繋がらない。慣習が更新されるような問題状況なら幾人もの人々が同じような事態に直面したり、それが伝播していくような時間的な蓄積や空間的な広がりが必要になってくる。

しかし、こうした事態はむしろマクロ的な過程と言うべきで、ミードに付されてきた「マイクロ社会学」というイメージを逸脱してしまう。これはブルーマーのミード解釈に対する批判にもつながるが、そもそもミードの議論はマイクロかマクロかといった問題設定以前に生み出された議論であり、これを「マイクロ社会学」という枠組みに押し込んでしまうと、ミード自身が大衆社会化しつつあるアメリカ社会の問題状況にたいして極めて自覚的であったことが欠落してしまう。例えば、直面する新しい問題状況としてミードが引いているのは労働者の実力闘争であり、調整制度なりなんなりの創設により社会的状況を再構成する（徳川 2006）。ここでは必ずしも個人個人の行動に還元されない社会問題に結びついた状況を取り上げるミードの姿が見い出されるだけでなく、その議論はまた社会変革とも結びついていたのである。

さらに、習慣の更新ということに関連しては、デューイと同様、制度の「儀礼化」という問題を取り上げている。制度はその本来の機能に加えて、様々な機能を担いうる。そして、制度が生活の実態から乖離していても、そのお題目だけを掲げて惰性で制度が存続していくような事態がこの儀礼化に相当する（鶴見俊輔の「言葉のお守りの使用法」が思い浮かぶ）。民

主義の形骸化はまさにそうした一例であり、ミードが同時代的にとりあげているのみならず、現代にも当てはまる。こうした問題状況にたいしてなすべきは制度の機能連関を明らかにすること、つまりは再帰的に役割取得の相互連関を吟味することであり、それがミードの教育論に結びつく⁽⁷⁾。

たとえば、こうした吟味を解して職業訓練・産業教育(含む社会科)の意義を明らかにし、就学率を上げるといったことが考えられている。しかも、この過程で就学率等のデータを利用することはミードにとってきわめてふつうのことであった。さらに、児童教育では発達段階に応じたプログラムが構想される⁽⁸⁾。

すでに、制度の儀礼化の部分で指摘したことからもうかがえるように、変動していく社会のなかで、たとえば第一次集団に依存する道徳の習得や従来の職業教育は十分な機能を果たせないまま空回りしながらかたちばかり機能している。ミードは、これを社会心理学の知見から得られた役割取得の相互連関や幼児の発達過程を再帰的になぞる形で教育プログラムとして再編成し、変動していく民主主義社会に見合った道徳や習慣の習得を促すよう方向付けようとしたのである。

もともと、その後はといえば、ホワイトの『組織の中の人間』(1956)の描いた組織の様態の方がより実情に即しているかもしれないが。組織は時空の共有を必要とせずに見知らぬ相手と仕事を共有できる。ここで他者の役割取得に貢献してくれるのは生身の相手ではなく、組織の構成や規則である。ミードの議論そのままでは考えられないような役割の相互連関を編み出すことができるようになったのである。そして、その一端はゴッフマンの著書から読み取ることもできよう。ゴッフマンは少なからずのケースにおいて、組織内の相互行為を描いてもいるからである。

というわけで慣習形成にかかわる機能分析的な議論を皮切りにミードの教育論までを簡単に見てきたが、それは他者の役割取得によるコミュニケーション過程とそこから派生する自己形成の議論、ならびに幼児の発達

上の自己形成過程の段階論を折り返すかたちで論じられていた。とはいえ、幼児の自己形成過程の発達段階がそうであるように、慣習の吟味や学習も単純な相互作用というよりは繰り返しを含んだ相互作用の積み重ねの結果、成果が得られるものであり、もう素朴にミクロの相互作用過程を想定したものとは言いがたい。さらに累積的な段階論の成果を計測することまで視野に入れるのであれば、むしろマクロ的な分析とすらいえるであろう。しかし、こうした物言いがさして意味を持つとも思えない。そもそもミード自身の議論がミクロかマクロかという枠組みの外で展開されているからである。では、それがもつぱら「ミクロ社会学」として括られるようになるブルーマーにあっては、いったいミードから何を持ってきたのだろうか？次にそれを見てみることにしよう。

4. ハーバート・ブルーマーのシンボリック相互作用論

さて、ハーバート・ブルーマーのシンボリック相互作用論を取り上げる段であるが、ブルーマーが呈示するミード像のなかでは、ミードがクーリーの経験に相対的な自己論に対して基礎付けを与えようとした生理学的な要素は退けられ、そもそも「me-I」図式も採用せず、「自己との相互作用」ということが言われる（これはトマスの「状況の定義」にほぼ等しいのだが、私にはこの説明が理解できない）。これはミードのそれを自己の主体性をより強調した議論へと変容させる。また、①プレイから②ゲームへというコミュニケーション過程で形成されてくる自己の発達過程は、③「一般化された他者」の形成を独立させて三段階として解釈されるが、これも簡単に言及されるだけである。さらに「態度」という社会心理学的な概念も、むしろトマスの「状況の定義」を思わせるような、「自己との相互作用」に置き換えられ、意味が決まるのも「相互作用の文脈」においてのみである。というわけで、ブルーマーの議論の中心にあるのは、自己を介在したコミュニケーション過程の理論そのものである。そうした意味では、どれだけ自覚しているのかよく分からないが、問題状況の特定とその解決

という科学的方法論のみ希釈してミードから受け継がれている。ただし、これはミード以前からシカゴ学派で続いてきたスタイルでもある。以下、それを概観しておくことにしたい。

ブルーマーに拠れば、人間は対象の持つ「意味」にあわせて行為する。この対象の意味は客観的なものにも心理的なものにも還元されない。意味は人々の「相互作用の文脈」のなかで生じる。とはいえ、この意味はその都度の相互作用にあたってそのまま適用されるものではない。というのも、「行為者」は、その都度、自らの行為を示すにあたって、意味を引き合いに「解釈」を加える。つまり、意味はその都度の行為において変容する。この過程をH・ブルーマーは「自分自身との相互作用」と呼んでいる。そして、これは心理的な要素の相互関係ではなく、「自分自身とのコミュニケーション」であると言われる。すでに確認したように、意味は相互作用の文脈で生じるものであり、解釈する過程は単純に心理的なものには還元できないし、解釈された意味は行為者の社会的行為と適合している。逆に言えば、行為者とは「意味」の変換装置である。

他方、「人間集団」、ないし「社会」は行為に関与している人間から構成される。言い換えるなら、人間集団や社会は行為のなかに存在する。そして、集団生活や社会は相互作用から成り立つ。ところが、多くの場合、社会的相互作用は、他の社会的ないし心理的要因の帰結として扱われてしまい、その存在が軽視されてきた。しかし相互行為の渦中にある人間は、自分の考慮するものとの関連で行動を方向づけ、状況を扱わなければならない。つまり、他者の行動を考慮に入れる必要がある。動因を相互作用の外側に求めることはできないのだ。

ブルーマーはこうした分析をG・H・ミードに由来するものとしている。そして、ミードは社会的相互作用の二つの形式を「音声身振り」と「有意味シンボルの使用」の二つに区別しているが、ブルーマーはこれを「非シンボリックな相互作用」と「シンボリックな相互作用」と言い換える。非シンボリック相互作用は、他者の行為を解釈することなく直接に反応す

るときに生じるものであり（ルソーの「ピティエ」を想起せよ）、シンボリック相互作用とは、その行為の解釈を含んだものである。

とはいえ、たとえば、ボクシングで相手のパンチをかわすとき、それが反射的になされるのであれば前者であり、これはフェイントだと解釈してかわすのであれば後者になる。ということは、限界的な事例ではこの二つを明確に区別することができなくなるはずである。というのも、フェイントをかわすときに、それをフェイントであると意識する必要はないが、フェイントだと意識することもあるからである。そして、意識されようと意識されまいと、それはフェイントをかわす行為として意味を持つだろう。連続する二つの相互作用の区別を鑑みるとき、いくら対象の意味が主観的なものではないとしても、意識（内省）に準拠している一方、原理的に解釈に決着がつけられるとは限らない。

さしあたりこの点はおくとして、シンボリック相互作用は、何らかの身振りの呈示と身振りの意味に対する反応からなり（いわば「区別」と「指し示し」）、これが進行中の行為の一部をなす。このとき身振りする者は相手に期待する反応の指標として身振りを表出している。というわけで、身振りはそれを行う個人にとってだけでなく、それが向けられた相手にとっても意味を持ち、互いにとって身振りが同じ意味を持つとき相互理解が成立している（このとき、相互了解の成立はどのようにして確認できるのかという問いが生じよう）。

こうして身振りの意味は、身振りする個人が何をしようとしているかを示し、身振りを向けられた個人が何をすることになるのかを示す。つまり、身振りの意味は、両者の行為を連合／分節する連繫行為を示している。身振りとし振りをつなぐのが意味なのである。これが互いに相手の役割を取得することであることはみやすい。身振りする個人は意味を介して相手の次の身振りを想定し、身振りを向けられた個人は意味を介して相手自分が期待する身振りが何かを特定する。つまり、互いの立場を考慮し、相手の役割を取得することになる。

このように、人間が生きる「世界」は意味を持つ「対象」から構成されている。対象とは指示・言及できるもののすべてであり、物理的对象、社会的対象、抽象的对象、いずれもシンボリック相互作用の結果、生み出されたものである。対象の性質は、それが個人にとって存在するときに持つ意味からなりたつ。この意味から個人の対象にたいする作用が決まる。だから、個人に応じて「同一」の対象が異なる意味をもつこともありうる。

人間の「環境」は一定の人々が認識し、知っている対象のみから成り立つのであり、環境の性質はこの対象が人々にとってもつ意味によって決まる。だから、人々の行為の意味を理解するためにはまず彼らの対象世界を特定することが必要になる。一方、この対象は社会的な産物である。この対象の意味は、指示の過程をつうじて形成、学習され、また伝達される社会的な過程で形成される。シンボリックな相互作用を営む人間集団はこうした社会過程のなかにあり、対象に意味を付与することで、対象を形成したり維持したり変容させたりする。

人間はこうして対象の意味を加工する能力を持つ。これは人間が「自己self」を持つということである。人間もまた一つの対象である。人間は自分がどんな対象であるか意味付与し、他者に向けて自分の行為を営んでいく。「人間は自分自身の行為の対象となりうるのだ」。ということは、対象は常に意味的に構成されている以上、「自己」それ自体のようなものは実在しない。実在するのは対象としての「自己」に意味を付与した役割を担う何者かである。そして、役割を担う行為者は意味の変換装置になる。

自分を対象として意味を付与する過程は、他人がその個人に意味付与する社会的相互作用と同じ過程にある。ミードはこれを「他者の役割取得」として説明している。すなわち、自分自身を他者の位置におき、そこから自分自身に対して行為するのである。この過程は、①「遊びの段階」、②「ゲームの段階」（具体的な組織化された諸個人の役割）、③「一般化された他者」（抽象的なコミュニティの役割）として知られている。

こうして、人間は「自己」を対象として相互作用できるのだということになる。言ってみれば、自己との相互作用は自分自身に対する指示であり、個人の覚醒した生活は自分の行為を方向づける一連の指示から成り立つ。

この過程は次のように言い換えることができるであろう。他者の役割取得とは自分自身について仮定を立てることであると。つまり、現在の自分が「自己」として他人にどう映るかを考慮できるとき、近接した未来に自分がどうするか仮説を立てられるようになる。自分自身に対して指示するとは、自分の身振りが持つ意味について仮説をたてることであり、この仮説は期待される他者の応接（連繫行為）によって検証される。

そして、このような認識をとおして、われわれは人間を自分自身と相互作用する生命体として理解するようになる。自分が気づいたものごとを、自己指示の過程を介在させて取り扱うという意味で、人間という生命体は「社会的」と言われる。ただ、たとえ「社会」集団を形成していても、刺激と反応、つまり「非シンボリックな相互作用」だけで成り立つような集団は「社会的」とは言わない。

人間は、単に社会集団を形成するという意味においてではなく、シンボリックな相互作用を行うこと、つまりは、自己指示を介在させて行為していくという意味で社会的である。このとき社会に蓄積された意味は変容していく。人間は自己を対象にできることにより「意味」を変換できる。

「自分自身に対して指示を行えるという人間の能力は、人間の行為に明確な特徴を与える。これが意味するのは、人間は、自分の組織体制から環境に反応するのではなく、自分が解釈しなくてはならない世界に直面しているのだということである。個人は、他者の世界の行為の意味を推定し、こういう解釈に照らして自分の行為の計画を立てることによって、自分がその中で行為しなくてはならない状況に対処していかななくてはならない。個人は、自分に作用し、また自分の内部でも作用している要因に反応して、単に行為を解放するのではない。自分の行為を構成し、それを導いていかななくてはならないのである。自分

の行為を構成する作業は、うまくいかないかもしれない。それでも自分の行為を構成しなくてはならないのだ」(Blumer 1969: 15=19頁) こうして人間集団の構成員はお互いの行為を適合させ、分節化することで「連繋行為」を産出し、相互作用を社会的に組織化する。連繋行為はそれ自体明晰な性質を備えており、たえず形成の過程にある。安定した社会では、社会的な行為の大部分は、連繋行為の再起的なパターンというかたちをとる。いわば互いに自分たちの振る舞い方に熟知している。しかし、それは人間集団の本質というわけではない。

どんな社会であれ確立された連繋行為の連続というわけではない。問題に直面し、既存の規則が不適切になっている場面においては新しい状況がたえず出現している。こうした行動規定のない領域も、同じく再起的である。のみならず、すでに確立されている再起的な連繋行為の場合でも、個々の事例は新しく形成されなくてはならない。いずれも指示と解釈の二重の過程の産物なのである。「集団のなかの社会過程で規則が生じ、示されるのであって、規則が集団を作ったり示したりするわけではない」。

これは分業のようなきわめて多くの人間集団から構成されるような行為の拡張された相互連結についても同様である。「彼らは何を行うかは、彼らが自分たちが行為すべき状況をどのように定義するかということの結果なのである」(Blumer 1969: 19=25頁)。だから、ブルマーにとっては集団や組織もただか相互行為の文脈(「状況の定義」)から派生してくるものの一つにすぎない。「新しいものであれ、長く確立されたものであれ、すべての連繋的な行為は、それに先行する行為という背景の中から、必然的に生まれてきたものである」(Blumer 1969: 20-25頁)。新しい種類の連繋行為もこのような背景・文脈の下に出現してくる。新しい連繋行為の形成に関与する者は、すでに自分たちが所有している対象の世界と意味の集合と解釈の図式とを持ち込んでおり、新しい連繋行為は、先行する連繋行為という文脈から出現してくるし、この文脈を離れては理解できない。

ブルマーは、他方で、これもパーク以来のシカゴ学派の研究の伝統に

連なる「集合行動論」を展開しているが、それがどのようなものになるかは、行論からおおよそ見当が着くであろう。行為の意味はあくまでも、相互作用から決まるのであり、集団や組織が直接影響するものではない以上、地震やトランプの大統領当選など「問題状況」に対する反応は、当初は、非シンボリックな相互作用から始まるかもしれないが、それがどのような問題状況として受け止められていくかはシンボリックな相互作用の文脈のなかで決まってくるはずである。つまり、集合行動をとりまく意味はシンボリックな相互作用の文脈のなかで決まる。

たとえば、ブルーマーは「社会的な不安」はそうした相互作用の文脈から生じてくる。つまり、行為者による解釈を受けなければ「問題状況」は問題状況たりえず、それに対する意味付けやそれに見合った反応も生じてこない。これは卓見と言ってよい。問題状況の設定はしばしば外部の観察者を密輸入することによってなされてしまうからである（これは後に社会構築主義に向けられる批判であり、「分析的リアリズム」もそれに該当しよう）。そして、これが先述したパークの「集合行動論」を組み直したものであることは見やすいであろう。出来事の動因を相互行為の文脈における自己との相互作用に落とし込むこと、ここではこれを「内在化」と呼んでおく。最後にこうした議論枠組みの到達点とも言える「産業化」の中立性の議論を見ておくことで、ブルーマーの議論の広がりと限界を確認して本稿を終えることにしたい。

5. ブルーマーの「産業化」論

はじめに確認しておいたように、シカゴ学派の面々は、W・I・トマスの「状況の定義」論やG・H・ミードが言う「他者の役割取得」からおおよそ理論的な裏付けが得られるようなものとして、フィールドワークを行っており、例えば、逸脱から新しい行動様式の出現を説明するにはミードの議論をあてはめることができた。シカゴ学派のフィールドワークの成果は、当時の社会心理学研究の成果がはたらくような社会現象として扱わ

れてきたのである。

では、そうした先行する議論を社会的に洗練させたハーバート・ブルーマーの「自己との相互作用」を中心としたシンボリック相互作用論は、よりマクロな社会現象とどのようにかかわりを取り結ぶのだろうか？この自らの議論が持つ含意を丁寧につきつめて検討したのが、ブルーマーの1960年代前半作成の未完の草稿『産業化論考』(Blumer 1990)である。興味深いことに、この時期はブルーマーがG・H・ミードを積極的に評価し始めた時期とほぼ重なる。

本書でブルーマーが明らかにしようとするのは、社会変動の動因として「産業化」がどのように働くかについてである。ところが、面白いことここでブルーマーが確認していくのは、「産業化の過程の中立性」なのである。つまり、「産業化」の決定因は特定できない。拍子抜けするような結論だが、これは前節末尾で確認したことから自然に帰結する事柄であり、このことが含意する社会学理論上の意義は小さくない。

ちなみに、ブルーマーはシンボリック相互作用論に基づく方法論を説明するにあたって、実際に行われている相互作用を中心として出来事の連関を経験的観察することを提唱した。相互作用が中心になるのは、もちろん、ここに含まれる「自己との相互作用」が相互作用の動因となるからである。そして、実際の行為者がそうであるように、研究者も対象との相互作用関係に入るのであり、他者の役割取得ということがいわれる。実際、行為者の立場にたつて観察(自己との相互作用)をしてみろというわけである。採用する概念も変数であったり、確固とした定義を与えられたものではなく、「感受概念」が推奨される。つまり、対象との相互作用の過程で見えてきたものが反映されるような概念設定が求められるわけであり、ここでも、その過程で「自己との相互作用」がはたらくことになるであろう。

しかし、これから見ていくブルーマーの「産業化」をめぐる議論は、最後の「感受概念」の採用という点をのぞけば、こうしたアプローチの適用可能性を示唆してはいても実際に採用できているわけではない。むしろ、

肝心な部分がブラックボックスになっている。その分、感受概念も感受概念として十分なものなのか疑問が出てくる。「産業化」等の概念は観察者が採用する外在的な概念であり、それを吟味した上で最大公約数的なものを採用したところで、それが観察に應用されてその幅を変化させていくことがなければ、「感受概念」として満足したものにはならないからである。上記の点は最後に立ち返ることにして、とにかく、ブルーマーの議論を見ていくことにしよう。ブルーマーの議論の道筋は以下のようなものである。

まず、ブルーマーは「産業化」の概念について先行研究を参照しながら「感受的」に定義し、産業化が集団生活に侵入する九つの経路を想定する。だが、この「九つの経路」の発展、展開の仕方は多様であり、なおかつ産業化の過程に影響する「社会的背景」(文脈)も多様で、しかも、二つは相互作用する関係にある。つまり、どうなるかは偶有的なのである。

また、「伝統的な秩序」が「産業化」にどのように対応するかについても「五つのパターン」を想定しているが、「産業化への対応」も様々なうえ、やはり二つは相互作用する関係にある。他方、産業化は様々な混乱を引き起こす。この「産業化が引き起こす混乱」については「三つの経路」が想定されているが、産業化の影響は人々や政府の反応に依存する。というわけで、「産業化」が多くの社会変動をもたらすということは否定できない。しかし、それは始まるであろう変化の形態や性格、またその範囲を左右するわけではない。他方で、「産業化過程と、それが進入していく集団生活との相互作用を詳しく分析すれば、その過程の中立的な役割をずっと効果的に示すことができる」(Blumer 1990: 204 頁)。

このように産業化の過程は偶有的であり、なんらかの形で一対一対応するような因果的な分析に回収できるようなものではない。なぜなら、ブルーマーのシンボリック相互作用論によれば、産業化も含めた社会過程とは、個人や集団の「相互作用」からなる。そして、相互作用の帰結は「自己との相互作用」に依存し一意的には決まらない。だから、「産業化の過程」は

「中立的」にはたらくことになる。同時代的に見れば、T・パーソンズの構造機能主義への批判の一つに相当する議論を、シンボリック相互作用論の枠組みでもって展開していたわけである。ここに、初期シカゴ学派のフィールドワークとミードやプラグマティスト等の理論研究との照応関係のより洗練されたものを見て取ることはおかしな話ではあるまい⁽⁹⁾。

しかし、それではその偶有性をもたらす相互作用はどのような形で進行していくのか。すでに確認しておいたように、残念ながら、この点についてブルーマーは具体的には何も述べていない。ただ、相互作用が入る余地があるということを示しているだけなのである。たとえば、パークの議論をも視野に入れれば、ここには集合行動論を展開する余地もあれば、ブルーマーが軽く見ている非シンボリックな相互作用の働く余地もある。一方で、そもそも、ここをシンボリック相互作用論で埋めなければならない必然性があるわけでもない。何らかの連携行為のパターンが形成するにあたって、そのパターンがいかに形成・蓄積・継承されるかは、関係する個人や集団に相対的であり、まさに偶有的なものになる。それを見なければ、この説明は完結しまい。

ブルーマーは社会というものを個人ないしは集団の相互作用というレベルに持ってきたが、本書では逸脱や新しい行動様式の出現をめぐる議論が「ミクロ」と「マクロ」の間で宙に浮いている。本書をもってシンボリック相互作用論のミクロ・マクロ・リンクといった指摘がなされることもあるが、肝心の部分がブランクになっている以上、「ミクロ社会学」の代表のように言われているブルーマーのシンボリック相互作用論が、少なくとも本書では「マクロ」な過程から具体的に降りてくることなく「新しい連携行為形態の出現」を想定するに終わっている。そして、これは最初に上げた『ホワイトカラーの犯罪』のケースとよく似ている。議論の中心にある空白は個人ないしは集団が相互作用しながら、新しい行動様式が出現する「ミクロ」な「社会性」なのである⁽¹⁰⁾。

すでに、ミードの議論を検討するときにも確認したが、逸脱行動の幅は

広い。ブルーマーの言い方にならえば、非シンボリックな相互作用から、ちょっとしたやり損ない、そして新しい行動様式の形成まで広がりをもつが、本来問題になるのは一番最後、これもブルーマーの言い方にならうならば新しい連携行為のパターンの形成とその流布ということになるだろう。そして、それは相互行為の文脈の中で生じる。ところが、ブルーマーは逸脱状況が新しい行動様式を作り出す過程についてうまく説明することができていない。というより、この部分をまったく説明していないということが少なくとも本書についてははっきりしている。

他方、ブルーマーに連なる議論を挙げてみれば、たとえば、理念系という形ではあるが、発展の多様性を行為連関から説明する様式はM・ウェーバーのそれに連なるものである。さらに、ミードにはすでに学習論として既存の相互作用を振り返る過程があった。既存の相互作用の吟味は場合によっては新しい相互作用の連携形式を生み出すことがありうる。ミードにはある程度の萌芽が見られたのであるが、ここは、統計データの利用とあわせて、ブルーマーが注意を向けなかった部分にあたるようである。

そして、この空白部分を埋める作業は以降の研究のなかで確実になされてきたと思う。たとえば、同じくシンボリック相互作用論の学統をつぐアンセルム・ストラウスは、あきらかにアーヴィング・ゴッフマンの研究を意識しながら（たとえば、「相互行為儀礼」や「役割距離」など）、アイデンティティをめぐる問題を取り上げるが、それにより他者の役割取得では説明しきれない相互作用の連携関係を説明している。そのゴッフマンやハワード・ベッカーは、「逸脱者」や「スティグマ」を取り上げることで、相互行為の当事者ではない第三者が相互行為上の人物を評価する過程を取り出し、当事者の「経歴」や「生活誌」といった「歴史的」過程が相互作用過程にどのように影響するのかを示した。さらに、ゴッフマンにいたっては、相互行為内でこうした「より広い社会」の事柄がどのように関連性を持ってくるのか、また、それが相互行為の再生産にどのように寄与するのかまで論じている。エスノメソドロジー／会話分析ならより細かい相互

行為過程をなぞることができるだろう。

このように、パークやミードの時点ですでに確認できた問題状況とそのプラグマティックな解決の説明は、より具体的かつ継続的な相互行為の再生産過程として分析の対象になっている。一方で、ベッカーやゴッフマンはもはや「自己との相互作用」を問題にしなくなっていく⁽¹²⁾。自己をめぐる問題も対面的相互行為状況それ自体のなかで取り扱えるようになっていくからである。さらに、よりマクロ的な視点から社会的状況の再生産過程を見たいのなら、ピエール・ブルデューの社会的再生産の理論を参照することもできるだろう。つまり、以降の議論の展開にはそれ相応のものがあるのだ。

無論、後の議論の展開から遡ってブルマーを評価し、批判することは無意味である。だが、ブルマーの議論がどこまでたどりつけていたのかを評価する目安にはなる。しかも、シンボリック相互作用論の学統は今でも続いており、その後どのような進展をとげてきたのかを検討する一里塚にもなるはずである。もっとも、この点は後日の課題として本稿の議論はここまでとしておきたい。

[注]

- 1) シカゴ学派初期の潮流については、簡単には(Blumer, M. 1984)や(中野・宝月編 2003)、あるいはパーク(町村・好井 1986)を参照のこと、慣習に焦点を充てた米国の社会心理学の発展過程は(Karpp 1932)を参照。「組織革命」については(Boulding 1953)を参照。
- 2) パークの集合行動論については、植村(1996)が要領を得た紹介をしている。また、パーク([町村・好井 1986])の諸論文も参照。同化のような社会過程を考える上ですでにパークは「経歴」(career)という概念を用いている。
- 3) J・デューイやG・H・ミードは「科学的な方法論」の形成にあたってG・W・F・ヘーゲルの影響を受けている、ヘーゲル弁証法とプラグマティズムの方法論との関係については上山(1963)を参照のこと

- 4) ここに人間は他者の欲望を欲望するというヘーゲル話の希釈化したヴァージョンを見ることもできよう。
- 5) ここにアダム・スミスの impartial spectator との類似性を見ることもできる。すでに、高島善哉 (1942) が注でこの点を指摘しており、近年の比較研究としては小川英二 (1997)、Costelloe (1997)、Wilson & Dixon (2004) などがある。
- 6) 同種の議論は A・シュッツ (Schutz 1932) に見られる。共に時間を共有する関係においては、自分の知り得ないことを他人が知ることができる。これは反省過程なき「私 (I)」の発露となる。
- 7) ミードの教育論としては Mead (2001)、Mead (2011) が公刊されている。ミードの慣習形成論や教育論については徳川 (2006) も参照のこと。
- 8) 行為連関を追いかけていって、例えば工場なりなりの労働過程の全体を描き出し、労働者に示そうとするのであれば、これは労働者の分断された状況を「疎外された労働」として描いた K・マルクスと親近性を持つことになる。マルクスとミードの関係を論じたものとしては Goff (1980) がある。
- 9) 実際、J・H・ターナーが T・パーソンズとシンボリック相互作用論との親近性を指摘しているのに対して、ブルーマーは大きな反発を示す一方で、T・パーソンズはこれを肯定的に受け止めている。しかし、ブルーマーは外在的な因果性を避けているのであり、パーソンズの議論として AGIL 図式を想定してよいならこの指摘は無理筋というものであろう。なお、三者の議論については赤坂真人 (2007) を参照のこと。
- 10) このブルーマーの草稿 (Blumer 1990) は終わりの構成がいささか不自然で「社会政策の意味」という項で話がとぎれているが、これはおそらく「社会政策」の重要性についてとりあげても「産業化」の場合と同じくその中立性が指摘できってしまうことは避けられないからではないか。
- 11) 同種の議論としては H・ガーフィンケルに「地位降格儀礼」という論文 Garfinkel (1956) がある。
- 12) ベッカーやゴッフマンはミードの「I-me」式の役割の更新に加えて、その都度の役割を超えた全体としての「人格 (人物)」という概念を導入しているが、

とりわけゴッフマンにあたっては、G・ジンメルの議論(Simmel 1908)を引き継いでいると思われる。また、ゴッフマンの議論のこの部分をもっともよく理解し、自分の議論に取り込んでいるのはN・ルーマンの『制度としての基本権』(Luhmann 1965)である。

さらに、ゴッフマンは対面的相互行為が営まれる「社会的状況」を考慮に入れることではじめて「自己との相互作用」等を問題にできるようになると議論を完全に逆転させている(Goffman 1964)。

[参考文献]

- 赤坂真人 2007「パーソンズ以降のシステム理論の展開」『吉備国際大学社会学部研究紀要』17: 1-14
- 芦川 晋 2015「自己に生まれてくる隙間 — ゴッフマン理論から読み解く自己の構成 —」『触発するゴッフマン』新曜社
- 芦川 晋 forthcoming 「「自己」の「社会的構築」～昔から社会学者は「自己の構成」について語り続けているが一体どこが変わったのか?」『社会学評論』
- Becker, Howard, 1963, *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, Free Press. (=2011 村上直之訳『完訳 アウトサイダーズ—ラベリング理論再考—』現代人文社)
- Blumer, Herbert, 1969, *Symbolic Interaction*, Prentice-Hall. (=1991 後藤将之訳『シンボリック相互作用論』勁草書房)
- Blumer, Herbert, 1971, "Social Problems as Collective Behavior," *Social Problems* 18: 298-306 (=2006 桑原司・山口健一訳「集合行動としての社会問題」『鹿児島大学経済学論集』66: 41-55)
- Blumer, Herbert, 1990, *Industrialization as an Agent of Social Change*, Walter de Gruyter. (=1995 片桐雅? 他訳『産業化論考—シンボリック相互作用論の視点から—』勁草書房)
- Blumer, Martin, 1984, *The Chicago School of Sociology: Institutionalization, Diversity, and the Rise of Sociological Research*, University of Chicago

Press.

- Boulding, Kenneth E., 1953, *The Organizational Revolution: A Study in the Ethics of Economic Organization*, Harper & Brothers. (=1960 日本経済新聞社訳『組織革命』日本経済新聞社)
- Cooley, Charles Horton, 1902, *Human Nature and Social Order*, Charles Scriber's Sons. (=1921 納武律訳『社会と我』ロゴス社)
- Cooley, Charles Horton, 1909, *Social Organization*, Charles Scriber's Sons. (=1970 大橋幸・菊池喜代志訳『社会組織論』青木書店)
- Cooley, Charles Horton, 1920, *The Social Process*, Charles Scriber's Sons.
- Costelloe, Timothy M., 1997, Contract or coincidence: George Herbert Mead and Adam Smith on self and society, *History of the Human Sciences* Vol.10-2: .81-109
- Dulczewski, Zygmunt, 19??, Florian Znanieck: Co-Authordes Werkes "The Polish Peasant" (=2008 佐藤嘉一訳「『ポーランド農民』の共著者としてのズナニエツキ」『立命館産業社会論集』第4巻第3号:143-156)
- 船津衛 1976『シンボリック相互作用論』恒星社厚生閣
- 船津衛 1983『自我の社会理論』(社会学叢書)恒星社厚生閣
- 船津衛 1989『ミード自我論の研究』恒星社厚生閣
- 船津衛 2012『社会的自我論の現代的展開』東信堂
- 船津衛(編)1997『G. H. ミードの世界—ミード研究の最前線—』恒星社厚生閣
- 船津衛・宝月誠(編)1995『シンボリック相互作用論の世界』恒星社厚生閣
- Garfinkel, Harold, 1956, Conditions of successful degradation ceremonies. *American Journal of Sociology*, 61:420-424.
- Goff, T. W.,1980, *Marx and Mead: Contribution to a Sociology of Knowledge*, Routledge. (=河村望監訳『マルクスとミード—知識社会学への寄与—』お茶の水書房)
- Goffman, Erving, 1964, Neglected Situation, *American Anthropologist*, vol. 66-6: 133-136. (=forthcoming 芦川晋訳「状況が等閑にされてきた」『エスノ

メソドロジー会話分析ハンドブック』(仮題) 新陽社)

後藤将之 1987『ジョージ・ハーバート・ミードーコミュニケーションと社会心理学の理論』 弘文社

Holstein, James A. & Jaber F. Gubrium, 2000, *The Self We Live by*, Oxford University Press.

宝月誠・中野正大(編) 1997『シカゴ学派の研究ー初期モノグラフを読むー』 恒星社厚生閣

Karpf, Fay Berger, 1932, *American Social Psychology : Its Origin, Development, and European Background*, Russell & Russell. (=1987 大橋英寿監訳『社会心理学の源流と展開』 勁草書房)

片桐雅隆(編) 1989『意味と日常世界ーシンボリック・インタラクショニズムの社会学ー』 世界思想社

Kitsuse, J. I. & Spector, M., 1977, *Constructing Social Problems*, Cummings. (=1992 村上・中河・鮎川・森訳『社会問題の構築ーラベリング理論を越えてー』 マルジュ社)

町村敬志・好井裕明編訳『実験室としての都市ーパーク社会学論文選ー』 お茶の水書房

Mead, George Herbert, 1912, *The Social Self*, *Journal of Philosophy* 10: 374-380. (=1991 船津・徳川訳「社会的自我」 船津衛・徳川直人編訳『社会的自我』 恒星社厚生閣)

Mead, George Herbert, 1922, *A Behavioristic Account of the Significant Symbol*, *Journal of Philosophy* 19: 157-163. (=1991 船津・徳川訳「意味のあるシンボルについての行動主義的説明」 船津衛・徳川直人編訳『社会的自我』 恒星社厚生閣)

Mead, George Herbert, 1925, *The General Self and Social Control*, *International Journal of Ethics* 35: 257-277. (=1991 船津・徳川訳「自我の発生と社会的コントロール」 船津衛・徳川直人編訳『社会的自我』 恒星社厚生閣)

- Mead, George Herbert, 1934, *Mind, Self, and Society*, Chicago: The University of Chicago Press. (=1973 稲葉三千男・滝沢正樹・中野収訳『精神・自我・社会』青木書店).
- Mead, George Herbert, 1936, *Movements of Thought in the Nineteenth Century*, Chicago: University of Chicago Press. (=1994 魚津郁夫・小柳正弘『西洋近代思想史—十九世紀の思想のうごき(上)(下)』講談社現代新書)
- Mead, George Herbert, 1982, *The Individual and the Social Self: Unpublished Essays*, ed. David L. Miller, University of Chicago Press. (=2004 宝月誠・加藤一己訳『G.H. ミード プラグマティズムの展開』ミネルヴァ書房、=1990 小川英司・近藤敏夫(部分)訳『個人と社会的自我』いなほ書房)
- Mead, George Herbert, 2001, *Play, School, and Society*, ed. Mary Jo Deegan, Peter Lang Pub Inc.
- Mead, George Herbert, 2011, *Philosophy of Education*, Routledge.
- Merton, Robert K., 1957 (1949), *Social Theory and Social Structure*, Free Press. (=1961 森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳『社会理論と社会構造』みすず書房)
- 中野正大・宝月誠(編) 2003『シカゴ学派の社会学』世界思想社
- Natanson, Kaurice, 1956, *The Social Dynamics of George H. Mead*, Public affairs Press. (=1983, 長田攻一・川越次郎訳『G・H・ミードの動的社會理論』新泉社)
- 小川英司 1997『新版 G・H・ミードの世界』いなほ書房
- Park, Robert, E., 1916, *The City: Suggestions for the Investigation of Human Behavior in the Urban Environment*, *AJS* 20: 577-612. (=1965 笹森秀雄訳「都市—都市環境における人間行動研究のための若干の示唆」鈴木広編『都市化の社会学』成分書房)
- Park, Robert, E., 1926, *Behind our Masks*, *Survey Graphic* 56: 135-139. (=1986 好井裕明訳「仮面の背後にあるもの」町村・好井編訳『実験室としての都市』37-62)

- Park, Robert, E., 1928a, The Bases of Race Prejudice, *The Annals of the American Academy of the Political and Social Science* 140:11-20. (= 1986 好井裕明訳「人種偏見の基盤」町村・好井編訳『実験室としての都市』63-90)
- Park, Robert, E., 1928b, Human Migration and Marginal Man, *American Journal of Sociology*, 33:881-893. (=1986 好井裕明訳「人間の移住とマージナル・マン」町村・好井編訳『実験室としての都市』91-112)
- Park, Robert, E., 1929, The City as a Social Laboratory, in T. V. Smith & E. V. White (eds.), *Chicago: An Experiment of Social Science Research*, Chicago: The University of Chicago Press. (=1986 町村敬志訳「社会的実験室としての都市」町村・好井編訳『実験室としての都市』11-36)
- Park, Robert, E., 1936, Human Ecology, *American Journal of Sociology*, 42-1: 1-15. (=1986 町村敬志訳「人間生態学」町村・好井編訳『実験室としての都市』155-180)
- Park, Robert, E., 1940, News as a Human Knowledge: A Chapter in the Sociology of Knowledge, *American Journal of Sociology* 45-5: 669-686. (=1986 町村敬志訳「知識の一形式としてのニュース」町村・好井編訳『実験室としての都市』181-212)
- Park, Robert, E., Roderick McKenzie & Ernest Watson Burgess., 1925, *The City*, Chicago: The University of Chicago Press. (=1972 倉田和四生訳『都市』鹿島出版界)
- Parsons, Talcott, 1975, Exchange on Turner, Parsons as a Symbolic Interactionism" *Sociological Inquiry* 44-5: 59-68
- Riesman, David, Nathan Glazer, Reuel Denney, 1950, *The Lonely Crowd: A Study of the Changing American Character*, Yale University Press. (= 1964 加藤秀俊訳『孤独な群衆』みすず書房)
- Schutz, Alfred, 1932, *Der Sinn Aufbau der Sozial Welt: Eine Einleitung in der verstehende Soziologie*, Springer. (=2006 (1982) 佐藤嘉一訳『社

会的世界の意味構成 — 理解社会学入門 —』(改訳版) 木鐸社)

- Simmel, Georg, 1908, *Soziologie*, Duncker & Humblot. (=1994 居安正訳『社会学』白水社)
- Strauss, Anselm L., 1955, *Mirrors & Masks: The Search for Identity*, Free Press. (=2001 片桐雅隆監訳『鏡と仮面—アイデンティティの社会心理学』世界思想社)
- Sumner, William G., 1906, *Folkways*, Ginn & Company. (=1975 青柳清隆・園田恭一・山本英司訳『フォークウェイズ』青木書店)
- Thomas, William E. & Florian W. Znaniecki, 1918-1920, *The Polish Peasant in Europe and America*, Chicago: The University of Chicago Press. (=1983 桜井厚(部分)訳『生活史の社会学—ヨーロッパとアメリカにおけるポーランド農民—』御茶の水書房)
- 高島善哉 1942『アダム・スミスの市民社会体系』日本評論社
- 鶴見俊輔 1986『アメリカ哲学』講談社学術文庫
- 徳川直人 2006『G・H・ミードの社会理論』東北大学出版会
- Turner, Jonathan H., 1974, Parsons as a Symbolic Interactionist : A Comparison of Action and Interaction Theory., *Sociological Inquiry*, 44-4: 283-294.
- 植村貴裕 1996「パーク社会心理学の射程」『立正大学文学部論叢』104: 35-47
- 上山春平 1963『弁証法の系譜 — マルクス主義とプラグマティズム—』未来社
- Whyte, William H., 1956, *The Organizational Man*, Garden City, NY : Doubleday. (=1959 岡部慶三・藤永保訳『組織のなかの人間(上)(下)』東京創元社)
- Wilson, David & William Dixon, 2004, The Irreducibly Social Self in Classical Economy: Adam Smith and Thomas Chalmers meet G.H. Mead, *History of Economics Review* 42: 121-136
- 安川 一 1985a「G・H・ミード「社会心理学」の性格と課題」『社会学評論』142: 71-85

安川 一 1985b 「G・H・ミードの社会理論におけるホワイトヘッド自然哲学」
『一橋論叢』93-5: 689-708

安川 一 1986a 「『心的なものの定義』: 主観性をめぐって——G. H. ミード『行為の哲学』に向けて(その1) ——」『一橋研究』11-1: 83-107

安川 一 1986b 「『社会行動主義』とG. H. ミード・I——G. H. ミード『行為の哲学』に向けて(その2) ——」『一橋研究』11-2: 105-132.

Znaniecki, Florian W., 1934, *The Method of Sociology*, New York: Farrar & Rinehart. (=1971 下田直春訳『社会学の方法』新泉社)

なお、本論文は2013年中京大学特定研究助成による研究成果である。

レジリエンス 原発災害からの生活復興とはなにか

—— 2015 年調査の自由回答欄にみる

福島県中通りの親子の生活と健康¹——

成 元 哲
牛 島 佳 代
松 谷 満

1 問題の所在

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「福島原発事故」）が、福島県中通り 9 市町村の 2008 年度出生児及びその母親（または保護者、以下「母親」）の生活と健康にどのような影響を及ぼしているのか。本稿は、2015 年 1 月に実施した「福島原発事故後の親子の生活と健康に関する調査」の自由回答欄の声を分類し、記録する。

福島県中通り 9 市町村は強制避難区域に隣接し、放射能の健康影響についての考え方と放射能リスクへの対処の仕方が多様である。したがって、放射能不安とリスク対処行動をめぐる葛藤や分断が発生しやすい場所でもある。原発事故から 4 年近く経過した 2015 年 1 月の時点で、子どもの外遊びや食生活を気にする母親がいる一方、事故前の生活にほぼ戻ったと回答する母親もいる。こうした多様な声を通じて、原発災害からの生活復興^{レジリエンス}とは何かを問うことが本稿の目的である。

われわれ「福島子ども健康プロジェクト」は、福島県中通り 9 市町村に住所のある 2008 年度出生児（2012 年 10 月から 12 月の時点で、2008 年度

出生児の全員、6191名)及びその母親を対象として2013年1月、2014年1月、2015年1月、2016年1月、2017年1月に、それぞれ「福島原発事故後の親子の生活と健康に関する調査」(以下「本調査」)を実施している。この調査は、同一世帯における同一の子ども及びその母親を追跡調査し、親子の生活と心身の健康に対する福島原発事故の影響を明らかにすることによって、必要な支援策につなげることを目的としている。

2015年1月の第3回調査においては、「東日本大震災・福島原発事故から、まもなく4年になります。今の心境を率直にお書きください」という問いかけに、回答総数1208名のうち746名の方が自由記述を記入している。本稿は、2013年調査²と2014年調査³の自由回答と比べて、2015年調査の自由回答欄に書き込まれた母親の声にどのような変化が生じているのかに焦点を当てる。これにより、原発災害から各人各様の生活復興が経験^{レジリエンス}されていることを明らかにしたい。

2015年調査の自由回答欄には多種多様な意見が寄せられているが、声の分類は2013年・2014年調査と共通の枠組みを利用している。そこで、本稿でも2013年調査と同様、母親の意見を①生活拠点、②(食)生活、③家計、④子育て、⑤人間関係、⑥情報、⑦賠償・補償、⑧健康の8つのカテゴリーに分類した。次の2~9は、これらの8つの分類項目ごとの意見及びその特徴を記述し、最後の10は、全体を踏まえた考察を行う。

本稿で取り上げる自由回答は、2015年の上半期の時点での意見であり、その後、こうした意見や状況が変化している可能性がある。なお、本稿での自由回答の掲載方針について示しておきたい。第一に、上記の分類項目に該当する意見を網羅的に掲載するようにした。ただし、個人が特定できる情報は掲載を見送った。具体的には市町村名、大字名の単位では個人が特定しにくいので掲載するが、それより小さい単位は掲載を見送った。その場合は、同じ趣旨の意見で個人が特定しにくい意見を掲載した。第二に、自由回答に書き込まれた意見は手書きであり、誤字・脱字も多いが、最低限の修正にとどめた。

2 生活拠点

(1) 避難関係

生活拠点のうち、避難に関する意見は①避難継続中、②避難したが戻ってきた、③避難したいができない、④避難しないの4つに分けられる。

①避難継続中

避難を継続している家庭の中には、安心して過ごせているので避難してよかったという声が聞かれる一方、二重生活による経済的負担や借り上げ住宅の継続に対する不安の声もあった。また、離れて暮らす家族の心配と、依然として避難してよかったのかと自問する声も聞かれた。

避難してよかった

- ・「親や夫の理解を得て、思い切って新潟に引っ越してきて本当によかったと思っています。お盆やお正月には郡山の実家に帰りますが、街はきれいで何事もなかったかのような風景です。でも甲状線の検査などの知らせが届くと、ドキドキします。様々な検査が新潟でも受けられるので、とてもらくになりました。ただ息子が健康でやりたいことを目一杯できる、それだけ感謝です。
- ・千葉に引っ越ししたので、福島にいるより安心して過ごせているのが本音です。常に線量を意識して生活しているのは疲れるので、今は引っ越しして良かったと思っています。でも、福島は大好きだし、自然も大好き、地元には両親も友人もたくさんいるし、将来的には福島に戻りたいと思っています。

継続できるか不安

- ・現在借上げ住宅に住ませていただいているが、今後も継続できるのか不安です。

経済的に苦しい

- ・実家に避難してから4年が経とうとしています。信じられないくらいあっという間でした。同居では色々と問題もありましたが、子供にとっ

ては、家族も多くて、色々な人の出入りのある実家に住んだことは良かったのではないかと思います。震災のことでは、二重生活で経済的負担も多く、辛いこと悲しいこともありました。悪いことだけではなかったのかな・・・と。

今後のことが心配

- ・ 自主避難先の茨城にて事務補佐の仕事をはじめました。3人の娘が成長していく中で、家計も大変ですが、地元の自営の仕事に従事するのなかなか難しく、どう動くべきか悩んでいます。娘の進学が茨城になったので、あと3年はこちらにいるようになると思いますが、一人頑張っている主人のことは気がかりです。自分の立ち位置を自分で決めていけないジレンマにぶつかる度、考えても仕方ないのですが、原発事故さえなければ・・・とふり返ってしまう自分もいます。ひなん生活が続く中、心身共に弱っていく方々も目に耳にすることも多くなり、子供たちだけは子供らしく育てて欲しいと考える毎日です。

移住への迷い

- ・ 福島を離れて移住してしまったが、これが正しかったのか、未だに心が揺れ動いています。

②避難したが戻ってきた

震災から4年が経ち避難先から福島に戻ってきた者もいる。福島に戻ってきた者のなかには、戻った先の人間関係に不安を感じたり、放射線への不安を感じたりする者もいた。

避難した先から福島へ戻り不安

- ・ 山形での母子避難生活3年目です。次男が小学校入学にあたり、4月に福島に戻る予定です。長男は転校を覚悟していたのですが、やはり不安は大きいようです。家族一緒に生活できることは喜ばしく、子供達の精神面でも良いことだと思うのですが、避難をして戻ってきたということが、周りの人達にどういう風に思われるのか心配です。

- ・長男小学校入学を期に、山形での生活を終え福島に戻ることになりました。放射線への不安は一時期より減ったもののやはり福島での生活には不安が残ります。食べ物や水、外遊びの制限など、意識していきたいと思います。避難生活を続けられる人をうらやましいと思いつつも、家族ばらばらの生活にも限界を感じ、戻る決断をしました。除染がすすみ、線量が下がっていくこと、
- ・震災、原発事故で、2年間山形に避難して一昨年の12月に、以前居住していた所とは別の隣町に、持ち家を購入して引っ越しましたが長女が思春期の初期に転校したため学校に未だになじめず、もう少しで中学生ですが、あまり希望も持てず、以前の所に戻りたいと(山形)、未だに言います。友人関係や、地域になじめずにいます。やはり、原発事故さえなければ、こんな思いをする事がなかったのにと、心のどこかで、思ってしまう事があります。地元を離れなければ、わからなかった事、わかった事、色んな事がありました。

少しずつ不安も消えた

- ・震災後、私の実家のある秋田に、母子で2年間避難しました。その頃は、所属感がなく、この先どうなるのか・・・不安だらけでした。福島に戻ると決めた時も、近所の人から(親として失格だ!)等、散々言われ・・・どうしていいか悩んだこともありました。福島に戻り、もうすぐ2年・・・。上の子の幼稚園で出来たママ友たちとの関わりから、少しずつ、色々な不安も消えていきました。

③避難したいができない

家のローン、仕事、金銭面、子どもの障害などを理由に、避難したいができないという声も多く聞かれた。このような者のなかには、避難せずにこのまま福島で暮らしていくことへの不安や避難しないことへの後ろめたさを感じている者もいた。

避難したかったが無理だった (家のローン、仕事、子どもの障害)

- ・平成20年12月に新築で家を構え、同時に美容室も開業しました。順調に毎日の生活を送っていたさなか原発事故が起きました。当時3才の誕生日を目前にした娘もおり、すぐに遠くへ避難する事を考えましたが、住宅ローンの返済をしながら別な所での生活は、とても出来ません。仕方なく、今の場所での生活となりました。放射線量の高い中、不安の中、毎日すごしています。
- ・原発事故直後から避難したかったが、自閉症児を抱えて母子避難は不可能であったし (私の心身の理由)、障害児の通園や療育のことを考えると避難先で新たに探してもすぐに利用できず空き待ちになってしまうので1番療育を受けたい時期に療育を受けられなくなるのも困るので母子避難はあきらめるしかなかったが、いまだに複雑な気持ち。

自主避難者からの声に戸惑い

- ・避難する事を考えた時期もありましたが現実的に無理だったので、避難せず、ここで生活をしていく決心をしました。ただ、自主避難をしている人たちが、「子供の為を思って避難している」などと言っているのを聞くたび、心が痛みます。残っている自分が、子供の事を考えていないと言われているような気がするからです。子供を思う親の気持ちは皆同じです。色々な考え方があるのは仕方ありませんが、福島でも普通の生活があるという事を忘れないでほしいです。
- ・インターネットで目にする「子供がいるのに避難しない親が信じられない」等の文言はとても傷つきます。それぞれの家庭に様々な事情があるのも分かってほしいですね。自主避難できる家庭はそれなりに金銭的なゆとりがあるのかな、とも思います。
- ・震災直後は、「ここに住み続けていいのだろうか？」と悩んだ時期がありました。県外に避難した方の話を聞いたりすると、「そっちの方が親として正解なのか？」と思ったり・・・。ただ、やみくもに家族

全員で避難するわけにもいかずとどまりました。家のローンや夫の仕事と、お金の面が大きかったと思います。今では、「どこにも行けないんだから、ここで頑張っていくしかない」と、妥協しているのだと思います。

④避難しない

生まれ育った福島で生きていこうと決断した声がある一方、ここで生きていくしかないというあきらめから避難せずに福島で生活しているという声も聞かれる。

福島で前向きに生きていく決意

- ・ 原発事故の影響は、今もこれからもゼロではないと思っているが、福島で生きて行かなくてはならないし、生きて行きたいと思っている。
- ・ でも、もう4年経つ・・・不満ばかり言っているのは心の健康、身体の健康を保てません。これからも、家族・・・一族が福島県にて生きていこうという我が家においては、変わらず、一番は家族が共に生活をする。子ども達が健やかに成長することを考えていきたいと思えます。
- ・ よほどのことがない限りずっと自分の生まれ育った土地で生活していきたいと考えています。(子供の身体に異常があればすぐ移住も考えますが・・・)
- ・ 私は福島が好きなので、これからもこの地で頑張りたいと思います。子供達も同じ思いです。

あきらめ

- ・ ここで生きていくには「忘れる」とか「気にしない」と「他人事的」な心の状態にすることが必要なのかと思います。そうしないとここにはいられません。平気な顔して1日1日何事もなくすぎたことに感謝しています。「あきらめ」になるのでしょうか？不安は変わらずあります。

- ・一言で言えば、諦めです。

⑤特徴

避難に関する意見の総数は、66件(2014年)から78件(2015年)に増加した。その内訳は①「避難している」に関する意見が16件(2014年)から26件(2015年)に増加しており、②「避難したが戻ってきた」に関する意見は9件(2014年)から7件(2015年)にわずかに減少している。また③「避難したいができない」に関する意見は37件(2014年)から23件(2015年)に減少し、④「避難しない」に関する意見は4件(2014年)から22件(2015年)と大幅に増加した。総じて、避難行動が時間の経過とともに、選択しにくくなっていることが示唆されている。

(2) 保養関係

保養に関する意見は、①保養プログラムの拡充を望む、②保養に関する情報を得たい、③保養に満足したの3つに分けられる。

①保養プログラムの拡充を望む

継続を希望

- ・洗濯物は外に干すようになったり、福島っ子の補助を使い保養に出かけたりしていますが、それももう終わると聞き、ある程度の年月が過ぎればそうやって補助もうち切れ、忘れられて行く・・・。
- ・また時間の経過とともに、保養等の募集なども減ってきました。

参加が困難(費用、日程、募集人員等)

- ・保養する場所を、安く提供してもらいたい。
- ・NPO法人等で保養やレジャー目的の企画がよく学校等からパンフレットが来ますが、参加費が高かったり、募集人数が少なかったりと申込みをあきらめています。小学校入学前の子どもと、小学生と、その保護者が一緒に貫用の心配なく参加できるものを企画してもらいた

と思います。

- ・家計の状態ですとどちらかといえばゆとりがあると思いましたが、実際は5人家族が出掛けるとかかるものは大きいので余裕があるから出掛けられるのかもしれませんが・・・大変です。でも子供達にリフレッシュして(私たちも)ほしいので、頑張るしかありません。
- ・保養にでかけたいと思うが条件に合うものが少なくなかなか行くことができない。夫婦ともにフルタイムでの仕事のため長期の保養に行くことができない。

②保養に関する情報を得たい

保養の情報が入ってこないという意見があった。また経済的な理由や仕事などで条件に合う保養がないという声もみられた。

- ・保養関係のお得な情報があることもこのプロジェクトのアンケート結果で少し知りました。私のところには全くそういった情報が入ってきません。もっとそういった情報をきちんと知らせて欲しいなと思いました。

③保養に満足した

保養を利用してリフレッシュできている、考え方が変化したという声が聞かれた。

- ・外遊びも少しずつ増えて来ました。自宅の除染も11月に終わり一安心です。近所の公園も遊具が春には、新しくなりあたたかくなったらたくさん遊べそうです。福島市内の児童公園も4月から再オープンする事が決まり、子供達を遊びに連れていくのが楽しみです。市でも、色々してくれている様で原発前の様に外でおもいっきり遊ばせてあげられそうです。週末や長期の休み(冬休み)には、色々保養に出かけていますので、少々出費はまだありますが補助なども利用してリフレッシュしております。

- ・まだ除染が終わっていない公園で子供たちが普通に遊んでいて、その公園がどの市の所有なのかわからないまま、放置してあります。除染をもっともっと進めてもらわないと、子供たちを安心して遊びに出すこともできません。一方で、福島のごどもたちのために、と募金してくれて、子供たちが県外でリフレッシュする機会をいただいています。感謝の気持ちでいっぱいです。
- ・昨年11月に保養に参加しました。そこで出会った方々と話をするうちに、放射線についての自分の考え方、変化に自分でも驚いてしまいました。時間が経過するにつれ、「放射線に気を付けよう」という意識が薄れてきています。実際に福島で生きていくんだから気にしすぎてもかえってストレスになって体によくない、そう思い込もうとしていた気がします。

④特徴

保養に関する意見の総数は40件(2014年)から19件(2015年)に減少した。①「保養プログラムの拡充を望む」に関する意見は33件(2014年)から6件(2015年)に減少したものの、原発事故から4年が経過し、次第に減りつつある保養プログラムの継続と安い費用で参加できるプログラムの拡充を望む意見がある。②「保養に関する情報を得たい」に関する意見は、6件(2014年)から4件(2015年)に減少しているが、条件に見合う保養の情報が得られないという意見があり、①「保養プログラムの拡充を望む」と関係しているといえる。また③「保養に満足した」に関する意見は1件(2014年)から9件(2015年)に増加した。

(3) 除染関係

除染に関する意見は、①除染にある程度満足している、②実施された除染に不満がある、③除染を望む、④(実施の有無にかかわらず)除染の効果に疑問があるの4つに分けられる。

①除染にある程度満足している

自宅周辺の除染が進み、子どもを外で遊ばせることに不安を感じなくなった、生活が震災前に戻ったと感じている者もいる。

外遊びの不安がなくなった

- ・自宅周辺等は除染も終了し、普通に外で子供達が遊べる様になり放射線量は気にならなくなりました
- ・自宅の除染も終わり、庭で遊べるようになりました。
- ・公園、自宅の除染が完了し、子供達を連れて外で遊ぶことに不安を感じなくなった。

生活に戻った

- ・私が暮らす福島市は除染も進み、震災前の暮しとあまり変わらず、おだやかな日常を過しています。
- ・なれてきたせい→安心に思えてきた。除染が着々とすすんでいるので。(TVや雑誌の情報にて)、あまり神経をつかわなくなりました。

②実施された除染に不満がある

除染は実施されたものの、汚染土が庭先に埋められるなど除染の処理方法や作業のずさんさに不安や不満を感じる声が出ていた。また、道路の側溝や山林まですみずみまでやるべきだという声も聞かれた。さらに、除染作業が進むにつれて、県外から来た除染作業員の犯罪が目立つようになり、交通マナーの悪さや軽犯罪による治安の低下に不安を感じる声も聞かれた。

汚染土の処理の不満、除染のやりかたに不満

- ・現在、駐車している土の中に除染した土等が埋まっています。早く撤去してほしいです。車を通して体に影響するような感じですが。ダラダラしてイライラしてします。
- ・はやく県内でもいいので各自治体に置かれている除染で生じたものを保管する中間処理施設を作り、しっかり管理してほしい。

- ・除染は1度やっただけ（H23.4月）しかも雨どいと表土10cmの入れ替えた汚染土は今も自宅の庭先に埋まっているが、袋が破れてきたり劣化もありうると思う。子供がその土の上を歩いてしまっていて大丈夫なのかと不安になる。
- ・市内は少しずつ除染活動が続けられています。計画をたてたのだから、効果が半減するといっても確実に除染はすすめていただきたいと思っています。でも、除染で出た土はまだ回収されません。ですから、住んでいる地域の線量はさほどかわっていないはずです。現に、保育所の線量計はほぼ横ばいです。近くの公園、長男をよくつれていった場所の上のゲートボール場は除染で出た汚染土が今も埋められたままです。小さな公園なので除染もすすみにくく、ほとんど次男（今回の対象者）を連れて遊びたくありません。
- ・ちょうど秋の運動会の練習が始まった頃、園周辺の除染が始まり、「タイミングが悪すぎる☆」と思いました。地中に染み込んだ土を掘り返し、今更どうなんだ？と怒り？あきました。

除染の場所、道路などの除染をしてほしい

- ・地元の小学校は徒歩通学ですが、子供達がよく歩く道は、道路の端です。側溝のあたりです。でも、道路は除染しましたが、側溝はしていません。原発事故から4年もすぎるのに、子供達が毎日通る道は、安全だといえません。国の対応の遅さを、皆に知ってほしいです。
- ・もっと町のすみずみまで除染をすべき。山も林も道端も側溝も・・・遅い。つい最近になって、やっと庭（地区）の除染をやったばかり。近所は現在進行形。

除染作業の質に不安

- ・やっと自宅周辺に除染の作業が始まり、寒い中でもあちこちで作業している。既に家は終わったが、作業してくれる人は良い人でも、作業内容（質）が、下請業者で差があったりして・・・。組織の限界もよく分かるけど・・・。寒空の下でやって頂いている、という思いもあ

るし、だけど作業する側のマナー的な事や、内容にギャップも感じる。このギャップとは、「感謝」している反面、作業している側の方には、こちらの心傷が伝わらない→「作業」になっているので、打合せ時に温度差を感じたり、こちらの不安が、相手からすれば苦情を言うような構図が悲しくなる。

- ・子どもたちの通う保育所、幼稚園、小学校は1~3年前にやっと除染が終わり、一般住宅、企業、病院などの除染は、約半年~1年前から始まり、現在も施行中です。我が家(マンション)の周囲も、やっと今月から始まることになりました。市役所に努める友人(担当者)の話では、「けっこう信用できる(ちゃんとした)業者だから大丈夫」と。では・・・“ちゃんとしてない”業者も出入りしているんですよ。
- ・福島市内は、除染をしていますが、まだ私も家のあたりは始まっていません。それに、いいかげんな作業だという話も聞くので、本当に除染されているのか不安です。それなら、お金をもらって自分たちで信頼できる業者に頼んだ方がいいような気がします。そう考えている人がまわりにたくさんいます。

見知らぬ除染作業員への不安

- ・ようやく私達の住む地域にも除染作業をしてもらえる日が決まりましたが、県外から来た除染作業員が連日の様に犯罪を犯していると報じるニュースに不安を覚えます。震災→原発事故→避難・・・と不安続きで疲労を感じる毎日です。
- ・除染作業も進んでいないのが現状で、時間だけが過ぎて行きます。除染作業員も問題の有の方が多いようで、物を盗まれたりするので除染の時は家を空ける事が出来なかったり、治安も悪くなったような気がします。(軽犯罪のニュースでよく除染作業員が捕まっています。)このような状況から時々不安になるのですが、全く別な場所で暮らす事も考えてはいないので・・・(仕事の関係等)このまま福島で暮らすと思います。

- ・除染はこれからの予定ですが、近頃のニュースで除染員のトラブルをよく目にします。除染はもちろんしてもらわないと困りますが、どのような人間が除染をしに、自宅を出入りすることになるのだと考える不安です。
- ・除染作業のため、全国各地から福島県に来てくれています。県外ナンバーの車の交通マナーの悪さには、困ってしまいます。“福島県のために”と言われればそれまでですが、除染作業の手抜きや、犯罪のニュースを見ると、本当に福島県のためと思っているのか疑問です。ただ、“金のため”で、金さえもらえれば、どうでもいいとしか思っていないのではないかと疑ってしまいます。申し訳ありませんが、早く穏やかなもとの福島県に戻ってほしいです。

③早期の除染を望む

除染の進行状況に地域での差がみられる。作業が遅れている地域では、不満が広がっている様子が見える。

除染の順番がまわってこない

- ・まもなく4年が経つというのに、私たちの地区は一般家庭の除染はまだ進んでいません。もともと線量がわりと低い地区ではありますが、やっと近くの地区まで進んできて、今頃除染をしても意味があるのか、するのであれば、もっと早い時期にしないと意味が無いのでは、と疑問に思っています。
- ・自宅は、まだ除染が来ておらず、当時のままです。早く、自宅除染をしてほしいです。自費で少しは庭をきれいにはしましたが、そのお金も私たちの地域には、少ししかもらえませんでしたし・・・。
- ・2011年4月ごろ、このあたりの空間線量は $2\mu\text{sv}/\text{h}$ でした。現在は $0.15\mu\text{sv}/\text{h}$ 。(どちらも市役所駐車場)想像していたよりも線量は下がりました。けれども通学路では地上1mで $0.5\sim 0.9\mu\text{sv}/\text{h}$ の所もたくさんあり、まだまだ安心できる線量ではないと思っています。除染

もまだ説明会すら開かれていません。自宅の土地の中だけ(土、雨どい)でなく、道沿の土や砂のたまっている所や、駐車場(住宅のとなり等の)の高線量の所を早くどうかしてもらいたいです。

- ・まもなく4年になるのに、自宅の除染がいつになったらやってもらえるのかわからず、ただ待っています。
- ・昨年の夏に除染の順番が来るはずでした。全くメドが立たない程遅れています。通学路の除染もまだです。
- ・自宅の除染がまだなので庭では遊ばせていません。早く除染をしてほしいです。
- ・未だに家屋の除染もされていません。子どもが安心して遊べるような環境に早くなってくれることを望みます。

④(実施の有無に関わらず)除染の効果に疑問がある

原発事故から4年が経過した時点での除染であること、また、すべての場所が除染されているわけではないことに対して、効果が期待できないという意見が聞かれた。

除染が遅すぎて、今さら効果が期待できない

- ・自宅の除染が始まります。4年たってようやくです。意味があるのでしょうか?一応、やらないよりは、やった方がいいと思い、お願いしますが、対応が遅いと思います。
- ・やっと住む地区に除染が来るようです。4年もたつと、正直どうとも思わなくなってきました。4年の雨風の後で除染と言われても、実際効果があるのかどうかわかりません。雨どいの所が!とも言われていますが、自宅は直接下水に入るように作ったので水が目に見えないのもあるかもしれません。正直よその土地から来た除染作業者に家周囲をウロウロされるほうが治安の面で心配です。
- ・今年になり、家族の除染の打ち合せが始まりましたが、「今さら?もうやらなくてもいいのでは」とさえ思ってしまう。

- ・2月に自宅の除染が決まりました。まもなく4年になりますが意味があるのでしょうか？足場を組み屋根、壁を洗い流し、庭の土を線量をはかりながら削るそうです。屋根や壁は雨、風で流れていると思います。実際、下水溝や土地の低い所の線量が高いです。除染作業員の手間や賃金を考えると無駄が多いように感じます。原発事故当時2歳だった子供が今年小学生になります。今は母親に車で保育園の送迎ですが、小学校は徒歩です。子供の足で片道30~40分かかります。今まで以上外にいる時間が長くなります。通学だけでも親の心配が増えました。
- ・原発後、いま頃になって除染しているが、当時は3.8 μ Sv/hあった時やらずに、今の0.2 μ Sv/h位で除染やっていて意味あるのか？当時、自分たち家族で自腹で土壌けずった費用等の補償がされないのも疑問に思う。当時必要だったはずなのに。

すべての場所を除染するわけではないので、効果が疑問

- ・除染は意味があるのでしょうか？屋根、外壁、側溝を除染しなかったら尚更無意味だし、線量計を持ち歩くことも今となってはしません。私の家族は、子供たちと福島で生活しているのは、他に当てが無く、県外での生活が不安だからです。福島県民の風土で、土着民なのです。外（他人・他県）との係り方が下手なのです。
- ・他の地区では、除染したにもかかわらず、再び、放射線量が、高くなった所もあると聞いています。我が家も、後は、山で、山全体を除染したわけではないので、そのうち、また高くなってくるのではないかと・・・と家族と話しています。

⑤特徴

①「除染にある程度満足している」に関する意見は9件（2014年）から28件（2015年）に増加した。ただ、②「実施された除染に不満がある」に関する意見も16件（2014年）から60件（2015年）に大幅に増加した。

一方、③「除染を望む」に関する意見は74件(2014年)から32件(2015年)に減少し、④「(実施の有無に関わらず)除染の効果に疑問がある」に関する意見は9件(2014年)から33件(2015年)に増加した。全体的に除染や除染の効果に関する評価は不満や疑問が目立つようになってきた。

3 食生活

食に関する意見は、①「地元産の食材や水道水はできるだけ使わない」、②「地元産の食材や水道水を使わざるを得ない/使っている」、③「学校(保育園)給食に対する疑問」の3つに分けられる。

①地元産の食材や水道水はできるだけ使わない

食に関しては、2014年調査より意見数が減ったものの、放射能の影響を心配して食材の産地を選んで購入しているという意見がみられた。また、他県から食材を取り寄せることで食費がかさみ、家計を圧迫しているようだ。

食材の生産地を選んでいる

- ・食べ物はまだ秋田より北、愛知より西の物を選んでいきます。ほうれん草など葉物はなかなか手に入らず、ほしいなあと思いますが、茨城、栃木産などは絶対に買いません。学校の給食の牛乳も、来年度からどうしようか迷っています。今となっては、周りにこんな相談をできる人もいなく、主人も食べ物に関してはあまり気にしていないので自分の判断だけになりますが、後々、「あの時～させなければ・・・」と思うのがイヤなので、放射能関係は、自分が納得いく限り、やれるだけ気をつけていこうと思っています。
- ・不安はまだあり、飲料水、米は未だに北海道のものを購入、野菜や肉もなるべく九州、四国、北海道、青森のものを選ぶようにしています。きっと大丈夫と思いながらも、やはり心配は残ります。
- ・未だに食材・水は心配で県外の物を購入しております。震災直後より

過度な心配は感じなくなってきても、食材・水が気になるという事はまだ心配な気持ちは抜けないのだと思います。

- ・米の全袋検査も、今年からおこなわないとの事でまた他県のお米を高いけれど買わないといけなかな、と気が重い事ばかりです。

食費の負担が大きい

- ・せめて、内部被ばくだけでもと食も気をつけていますが、やはり、とりよせなどでお金もかかります。
- ・また、野菜などでも、未だに信用しておらず、別地域より取り寄せているため食費も多くなってしまいます。

地元産食材に抵抗を感じる

- ・福島産の食べ物を食べることにはまだ抵抗がある。
- ・畑は市では除染はまだしないようなので、福島産の食べ物は正直安心できません。というより信用していないので、個人で作っている方から野菜を頂くことがあります。全て処分しています。早く安心して地元のもが食べられる日がくることを待っています。

②地元産食材や水道水を使わざるを得ない／使っている

地元産を使うようになったという声が2014年調査より増えている。理由として、検査していることへの安心が増し、抵抗感が減ったと考えられる。また地元産を購入することで、地元を盛り上げたいという意見や、経済的な理由で地元産を購入せざるを得ないという意見もあった。

検査しているので安心している

- ・地元の食べ物は全て検査されているので、安心できるようになりました。
- ・食べ物に関しての私の考えは、少しずつ変わってきました。近くの学習センターで時々食品の放射線量を測る機会を得てから、測定すればおじいちゃんの作った農作物も口にするようになりました。かえって測定してある農作物の方が安心なのでは・・・と思うようになりました。

た。地元のお米も買うようになりました。

- ・食に関しては、検査が徹底されているので、他県よりも安全だと感じている。
- ・地元産の野菜は食べています。(お店に並んでいるものに限りますが)お店に出ているのは検査されているからという認識です。

地元を盛り上げたい

- ・地元の生産物は放射線検査など、きちんと行われているので福島を盛り上げる為に進んで買わせて頂いています。
- ・生活の中では、できるだけ県内産のものを食べるようにしています。直売所で安く手に入るし、微力でも応援したいので。

抵抗を感じなくなった

- ・福島県産の野菜やお米を食べたりする事にも以前より抵抗を感じなくなりました。
- ・以前は、福島県産の物は、さけていましたが、日が経つにつれ、検査しているから、大丈夫だろうと思うようになりました。

金銭的な理由

- ・食材も気をつけたいが、同居の母にたのめず・・・(金銭的にムリ・・・)あきらめていることがくやしい。

③給食に対する疑問

地元産食材を給食に導入する動きに不安や違和感を訴える声があった。

- ・福島県の食材が心配。(子供の給食など・・・)
- ・学校の給食も、震災直後は、県外産の野菜を使っていましたが今や、地産地消です。信じられません。
- ・今年から小学校で給食をいただくことになり、説明会で話を聞きましたが、少しずつ県産の食品を導入するとか。福島県で、「福島の生産物は安全」と必死にPRしているのに、幼稚園、小学校の対応がそのような状況であるということに違和感を覚えます。

④特徴

「地元産食材や水道水はできるだけ使わない」という意見は32件(2014年)から20件(2015年)に減少する一方、「地元産食材や水道水を使わざるを得ない／使っている」は2件(2014年)から21件(2015年)に増加した。「給食に対する疑問」は11件から3件(2015年)に減少した。

4 家計

(1) 収入

事故前に比べて、事故後の収入の減少に不安を感じている者がみられた。特に農業を営む者にとっては、事故後の米の価格下落が大きく生活に影響していることがうかがえた。

収入の減少

- ・私の仕事は保育士ですが、南相馬市と現在の郡山市とでは、待遇も大きく違っていますが、収入は、減でも仕事量は増で日々疑問と震災前との生活の差に悩みをかかえています。現実には生活費。震災前と現在の収入の差は私で10万円程度で現在の年齢でこのギャップをうめていくための手だてを考えるため四苦八苦しています。

農業：米の価格の下落

- ・収入もさほど変わらないのに出費が多い。農業をしても、米が安いので得をするどころか、赤字。体力とお金だけがへっています。この先、どうすれば良いのか。家も直したいけど進まず。不安です。1日1日を大切に生きるのが生一杯です！！
- ・農家なので米の値段がすごく安くて困ります。米もどんどん売れずに豊作でも値段が安くては全然利益が出ず、その他の経費ばかりがふくらみます。

(2) 支出

支出に関しては、①「避難・二重生活の費用」、②「放射能対策費用」、

③「外遊びの代わり」、④「他県産の食材・水の購入費用」、⑤「租税、公共料金」のほか、⑥「住宅費用」の6つに分けられる。

①避難・二重生活の費用

これについては、前記1(1)①「避難継続中」に挙げた意見のほか、次のような意見があった。

- ・経済的に苦しいため、食費を削るしかないなどギリギリの生活をしています。(2重生活なので負担が倍になっている)

②放射能対策費用

放射能対策費用としては、甲状腺検査の受ける際の交通費を出してほしいという声がみられた。

- ・甲状腺検査などに行く際の交通費を出して欲しいです。場所によっては少し遠い所を指定されることがあるので。消費税も up したので家計に負担がかかります。

③福島での外遊び制限の代償として発生する費用(保養、体験等)

福島での外遊びを制限する代わりに保養や体験にでかけることで、出費が増加したという意見があった。

- ・親として厳しい家計の中で、将来に役立つ体験や、本人の意思にそって、色々体験させたり、体をじょうぶにしていきたいとか、日々、葛藤しています。
- ・お金の事もそうですが、少し遠くへ行ったり水を買ったりやはり少しずつはお金の面でも負担が増えて減る事はまだありません。
- ・保養に出すにも、お金がかかります。
- ・休みの日はなるべく放射能から離れたくて、遠くに出かけますが、これも相当の出費。お金がないと何も出来ない。余計な出費が多すぎます。

④他県産の食材・水の購入費用

前記2 (1) 「食」のほか、他県産の食材や水の購入費用に関して、次のような意見があった。

- ・未だに飲み水だけは購入しており原発事故前よりも出費が増えております。せめて水代だけでも負担して頂きたい！！というのが本音です。
- ・今でも、市販の水を利用し、地元産の食材を購入していない為、経済的に余裕がありません。
- ・個々に補償はしているのですが、原発後、水を買ったり、野菜など他県のを買うので、経済的にすごくきびしいです。なかなか、リフレッシュに行けません。

⑤租税、公共料金

事故後の電気料金の引き上げ、所得税・消費税、食品値上げ、ガソリン価格の高騰が家計に大きな負担になっているという意見があった。

- ・除染、農作物に対する補償など、とても補償といえるものではない。
- ・農作物の価格補償金は課税対照となり補償金もその年分に支払われず申告が難しく、農業自体の収入は変わらないのに所得税も以前に比べ高くなった。
- ・電気代の容赦ない値上げが、大きな負担になっています。国が国民のことを考えているとは、思えません。あきらめるのを待っているように感じます。
- ・電気料金の引き上げをはじめ、消費全アップ、食品値上げ、ガソリンの価格がいまだに¥145/L(平均) など、本当に生活しにくい世の中だと感じます。特に、冬場の電気料金は、家計を圧迫させています。一万円以上電気代が高くなり、12月～3月の電気料金は月3万円～4万円弱です。月々の電気代にも悩まされています。

⑥住宅費用

事故後、家の補修で費用がかかり経済的に苦しくなったという意見や土地の高騰により家を建てられないという不満があった。

- ・震災後、家の補修などで働かざるをえなくなりなり経済的に苦しくなるとともに子供たちとの時間も少なくなり、自分の負担、子どもたちへの負担が大きくなっているように感じています。
- ・子どもも、大きくなってきたので、家を建てたいと思っているが、土地はない、土地代が高いので、建てたくても、建てられない状況です。
(原発周辺の被災者が買い占めているため。)

(3) 家計の特徴

家計に関する意見の総数は、53件(2014年)から45件(2015年)と減少した。詳細としては、(1)「収入」に関する意見が4件(2014年)から5件(2015年)とわずかに増加し、(2)「支出」に関する7つの項目で大きく件数に変化があったのは「③福島での外遊び制限の代償として発生する費用(保養、体験等)」が4件(2014年)から13件(2015年)に増加した点と「④他県産の食材・水の購入費用」が30件(2014年)から13件(2015年)に減少した点である。

5 子育て

(1) 遊び

子どもの遊びに関しては、①「外遊びをさせている」、②「外遊びを制限している」、③「室内遊び場」の3つに分かれる。

①外遊びをさせている

子どもの外遊びについては全体的に消極的ではあるものの、子どもに外遊びをさせるという意見が前回より増加している。その理由に放射能に對して慣れが生じてきたこともあげられる。

- ・幼稚園でも、普通に外遊びをするし、親も、特に神経質になることはなくなりました。
- ・子どもと公園や庭で遊ぶことができるようになり、ストレスが減りました。久しぶりにこの調査に回答して感じたのですが、子どもの行動で気になることがいくつかあるな、以前は問題なかったことで気になることが出てきたなと思いました。それが震災・原発事故と関連があるかどうかは分かりませんが、だからこそ、このような継続した調査が必要なのだと思いました。
- ・以前よりは線量も下がってきていて、子供が外で遊ぶ時、放射線の事以前よりは気にしなくなっています。慣れもあるかも知れませんが。

②外遊びを制限している

子どもの外遊びについて消極的な意見は、まだ多く見られる。その理由に、線量が依然として高く安心して遊ばせる場所がないことや健康への悪影響が心配される点があげられる。外遊びしないことによる子どもへの体力面、精神面、そして生活面での影響を心配する声も多い。外遊びの代わりとしてスイミングやスポーツの習い事をさせているという意見もあるが、やはり費用の負担も大きい。

線量が依然高い／遊ぶ場所がない等の理由

- ・除染は終わったけどまだ外の線量は0.2~0.3 μ SV/hはあり、子ども達は土や葉っぱもさわらせていない。公園にも行ってない。30分上限で外遊びしている。
- ・新しい砂をたくさん入れてもらい、庭で砂あそびもできるようになりました。町内の道路や通学路などはまだ除染が終わってなくて、原発事故以来手をつけていない状態なので、どこでも自由に遊べる環境ではまだないと感じます。今は、甲状腺検査などをきちんと受けて経過を見守っていくことしかできないと思っています。

- ・近くの公園はほとんど中間貯蔵施設ができるまで放射線が高い土を置く場所となっています。子供が遊ぶ所がありません！！一体親としてどこまでしていいのか責任が持てません！子供達の未来と希望を光輝くものをお願いします。室内訪設を作ってもつれていくのは親ですよ！私はシングルです。ムリですよ。

外遊びできない影響（体力面）が心配

- ・外で遊ばなきゃいけない時期にあまり遊べなかったので、運動能力が心配です。でも今はなるべく遊べる時は運動能力の方が心配なので遊ばせたいと思っています。
- ・私自身、どちらかといえば放射線に関して楽観的に考えており、周囲も比較的同じような考えの方も多く、実際、幼稚園では外遊びも毎日あり、夏は裸足で遊ぶようになりました。それはとても嬉しく思います。ただ、近くの公園に遊びに行ってもほとんど子どもの姿がなく、幼稚園以外ではたまにしか外遊びをしていません。子どもの体力面で他の県に比べどのくらい劣っているのか気になります。同じ地域にいても頻繁にスポーツの習い事に通っている子どもは体力があるように見えるので、習い事を増やした方がよいのか、などたまに悩んでしまいます。

外遊びできない影響（生活面）が心配

- ・外遊びの時間が全く無い子供の生活スタイルに不安を感じます。歩きや、自転車で行ける距離でも、車で送ってほしいと言うクセがついてしまいました。外で遊んだらと言っても、「イヤダ」と答えるので、体力や、身体の成長に悪影響の生活をしていると考えてしまいます。心配したり、イライラしたり、このところ母親として気持ちが不安定です。
- ・近くに公園や子供たちが集まる施設もないので、家の中でゲームすることが多くなってしまいます。

外遊びできない影響（精神面）が心配

- ・事故間もなくの頃、子供達が外で遊びたいのにさせてあげられなかった。放射線が子供の体にどんな影響があるのか、将来に影響があるのか、わからないからこそ、不安や心配になり外遊びを禁止しました。子どもを大切に思い、守りたいからこそその行動でした。しかし、子供の自由をうばい、我慢をさせ、小さな子供の心にどんなキズを作ってしまったのか・・・今でも考える事があります。申し訳ないと・・・とった行動が良かったのか、悪かったのかそれもわかりません。これからも考え、悩む事は続くと思います。子供だけではなく、親の心にもキズを残しているのです。
- ・子供達が自由に外で遊べる様な、環境になると、とてもうれしい。室内ですごく時間が、とても多く、心の成長や、身体の成長に、とても心配しています。大人の私もストレスがあるので、子供のストレスが、心配です。

肥満

- ・原発事故後ずっと、子供を外で遊ばせておらず、家の中ですごしているのので、軽肥満気味になり、色々と考えさせられているこの頃です。
- ・兄（5年生）の時と比べて、外で遊ぶ機会が少なくちょっと太りぎみになってきている。

安全な遊び場確保のための苦勞

- ・やはり外で遊ばせるのには抵抗があり、子供の体力のことを考えると、スイミングやスポーツの習い事をさせたくて・・・でも出費がきついです。
- ・子供を遊ばせる場所も増えてはきていますが、ほとんどが市内にあるので車で行かなくてはいけないのでガソリン代を考えるとなかなか行くことができないのもっと近くに遊べる場所が増えたらな・・・と思います。
- ・室内の遊びではなく、屋外で遊べる場所を作ってほしい。

③室内遊び場

室内遊び場に対する要望や不満があった一方、室内遊び場ができて良かったという意見もある。

要望

- ・子供の室内遊び場もいつのまにか何か所か屋外遊びに変更になっていまだに着工もしていない。市の予算で業者の入札等いろいろとあると思うが、早く進めて欲しいと思う。
- ・室内で遊べる場所をもっと多く作ってほしい。
- ・乳幼児から小中学生まで幅広い子供が遊べる場所が欲しい。現在ある施設は人数制限がある為、うちは利用できない。人数制限のない広々とした所を作って欲しい。

不満

- ・子供が遊ぶ施設があちらこちらにできているが、人が多くて、カゼをもらってきてしまったりするので、なかなか行けずにいる。

満足

- ・念願の屋内施設ができることにすごく感謝している。仕事で休みがなく子供を線量低い所へつれていく回数がかくだんに減ったので、幼稚園や小学校・地域でもっとそういう機会をつくってほしい
- ・近隣の市町村にも室内運動場が整備されて子どもたちを天気に関係なく遊ばせられるので助かる。保育所でも震災関連の子育て事業が継続されていていろいろな経験ができています。

④特徴

①「外遊びをさせている」に関する意見は15件(2014年)から28件(2015年)に増加。②「外遊びを制限して(されて)いる」に関する意見は、39件(2014年)から51件(2015年)に増加。③「室内遊び場」に関する意見は43件(2014年)から9件(2015年)に減少した。

(2) 放射能対応

子どもの放射能対応に関する意見は、①子どもの検査、②積算計（ガラスバッジ）、③その他の3つに分けられる。

①子どもの検査

子どもの検査については、検査の継続を希望する意見や検査結果について基準がはっきりしていないため解釈に悩むといった意見があった。原発事故との関連性がないという説明に不信感を持つ意見もみられた。

検査が面倒・負担

- ・ボディホールカウンターや甲状腺の検査がめんどう。安心したいけど、このようなことが日常化してうとましく思う。自宅で、トマト等栽培する時、大丈夫か不安になる。自宅まわりに数値の高い場所があったらどうしよう・・・と不安になる。
- ・検査行くのも、予約や仕事の都合でめんどうだと感じる事がありました。
- ・甲状腺検査やWBCは仕事を休んで行かなくてはならないし（自分と、子どもと別の日）、積算量計の携帯も手間だし、その、生活記録票の記載も、子どもの人数分。とてもストレスになります。「やらない」という選択もできますが、それはそれで不安です。でも、生活記録票の記載は、もう無理！！次年度は、やめようと思っています。

検査の継続の要望

- ・定期的な検査を継続してほしい。
- ・私自身は、福島で住み続けていく以上、小さな子ども達の為にやれることは全てやりたいと思っています。甲状腺検査やホールボディカウンター、個人線量計など定期的に県や市から案内がきますので、今後子ども達の為に必要な検査など長期的に行って行って欲しいと思っています。

検査の結果や説明に不満

- ・甲状腺の結果についても、我が家の次女が、二回目の結果で、のう胞を認められたのですが、(A2) 原発事故とは関係がないみたいな事が書いてありました。甲状腺ガンが、認められても、原発事故とは関係ないとされてしまいます。では、なぜ、事故とは関係ないのに、検査する必要があるの??と、友人も話していました。福島以外の別の県で、同じく事故がおきても同じなんだろうね、もしかしたら、福島よりひどい対応かもね、なんて話しもします。4年は、あっという間です。2才だった長男も、小学生になります。このまま、何も変わらず、何年も過ぎていくんだろうな・・・。
- ・医大の判定は「A1」でしたが、他の医療機関では、のう胞がたくさんあるといわれました。たった1-2分の検査結果で「大丈夫」といわれてもますます不信感が高まります。
- ・子供達の甲状腺等の検査をして、その結果を見ても、比較するものがないので、その結果がどうなのかが分からないので、それに対し、どうすれば良いのか悩む所はあります。他の県でもそういった検査をして、どうなのかというのが分かれば対処の仕方も分かってくるのではないかなと思います。
- ・2回目の甲状腺検査で、のう胞が見つかりました。これは、「普通の状態の子供でもよくあることだ」という説明で納得しておりますが、実際のところ、他県との比較で、どうなのか?というのが分かりませんし、福島に限っては、子供の健康という点では積極的に検査をしているため、このようにクローズアップされているのだと理解しております。いずれにしても、本県においては、子供に対する医療体制が整備されてきていますし、そうでなければいけないと信じております。そのように信じなければ福島で子育てなんてできません。たまたま縁があって、活発に屋外で活動することの多い幼稚園に入園させましたが、他の幼稚園の話などを聞くと、園庭で遊び終わった後は、必ず玄

関で洋服を着がえさせるそうです。幼稚園でそうだと、母親は、やはりそこまで気にしなければいけないものという思いをぬぐい切れず、結果としてなかなか普段の生活に戻るのには難しい状況をつくり出している感じもします。

②積算計（ガラスバッジ）

積算計に対する不満の声もある。

- ・積算系を持たせるのは意味がない→放射線量が高い所に行くと言が鳴る様なものにしないと子供には意味がない。

③特徴

「①子どもの検査」に関する意見は、18件（2014年）から28件（2015年）に増加している。「②積算計（ガラスバッジ）」は、5件（2015年）から3件に減少している。

(3) 出産

出産に関する意見は、①妊娠、②流産の2つに分けられる。

①妊娠

福島で妊娠または出産することで、子どもに影響がないか不安を感じ、妊娠に慎重になる意見がある。

- ・福島にいる間妊娠していたので、事故後すぐではなくとも、他地域よりも放射線値が高いので、身体に影響がないのか、何らかの検査等を実施して欲しい。
- ・約4年たち、娘の同級生にも弟や妹が産まれました。私は福島で子育てを続けていくことそのものがとても負担に感じているので、今いる子のことだけでいっぱいなのですが、事故後にここで妊娠・出産した知人たちのことを思うと、強いな・・・と思うと同時に不安はないの

か、彼女たちはもう事故前と同じ日常を生活しているのか？対応できない自分がおかしいのか？と色々なことがぐちゃぐちゃになってよくわからなくなります。

- ・昨年末、子どもが産まれました。周囲でも多い様な気がします。震災後、放射線の不安からなかなか進めなかった人も多かったみたいです(子どもを増やすことについて)それが増えていることは、それらの心配の中でも生活から落ちついてきている印なのかもしれませんね。
- ・原発事故による放射能の影響で事故後数年、2人目の子どもを産んでも大丈夫か、不安と心配で2人目がつくれなかった。もっと早く子作りしたかったのに大丈夫か、不安と心配でできなかった。

②流産

- ・昨年中は、2度の流産を経験し、震災直後からずっと福島にいる主人に何か問題があるのではないか・・・など深く考え悩むこともありました。4月から福島に戻り家族での生活がスタートできることはとても嬉しいのですが、ここで暮らして将来この子たちは無事に赤ちゃんが産めるのか・・・などの不安は消えることはありません。

③特徴

「① 妊娠」に関する意見は6件(2014年)から1件(2015年)に減少。「② 流産」に関する意見は、2件(2014年)から3件(2015年)に増加している。

(4) その他、子育てに関する不安

福島で子育てをすることに様々な不安を感じながら、日々過ごしているという意見がある。

- ・気持ちが疲れてしまったり、頑張りたくなくなったり、でも子供たちの将来を考えると頑張ってる姿を見せなきゃと自分をふるいたたせ

て、気をはっているような毎日です。気持ちがやすらげる環境がほしいです。

- ・このまま福島に住み続けていっても子供達は大丈夫なのか？福島原発を子供にどう伝えていけばいいのかわからない。
- ・一番は子供のため、私は今何をすべきなのかをまだまださがしている状況です。
- ・何につけても制限をしなくてはいけない。子どもの大切な時期に、今までのような経験をさせてあげられないことが、非常に残念に思う。
- ・今後の不安はある。でも、子供達には普通の生活をさせたい気持ちが強いいためなるべく制限しないようにする生活が続いています。

6 人間関係

(1) 夫婦・親族との認識のずれ

両親や親族との間に放射能に対して考え方に相違があるため、意見の対立や関係悪化につながっている。特に、地元産の食物に対する考え方に相違が見られ、ストレスになることが多い。

両親・義父母

- ・近所に子供がいない為、食べ物や生活などの相談もできないので困る。私はまだ自分の家で作った野菜、米などは食べたくないと考えているが、近所はおとしよりばかりで姑が自分で作った野菜や米を食べたがっているので、いつもケンカになる。(※近所はみんな自家野菜を食べている) 姑とはもともとあまりうまくはいいなかったが、原発事故から、ますます価値観の違いなどから口ゲンカが多くなった。家庭内の空気も悪く、その事で子供たちに影響がないか心配。4年という月日をどうとらえていいのかも分からない。食べ物・生活もすべて元通りにして良いのかどうなのかも分からなくて、考えるだけでもストレスを感じる。
- ・私の両親は放射能に対してはあまり深く考えていないので、子供と外

であそんだり、自宅でとれた野菜や果物を食べさせたりしていました。私は、孫と一緒にあそんでくれるのもありがたいし、自分が作った作物を食べてもらいたい気持ちも良く分かるので言いにくかったのですが、何度も「外には出さないで」「地元産のものは食べさせないで」「何のために避難しているか分からなくなる」と言ったり、自分でおかずを作って持っていったり、室内で遊べるおもちゃを買ったりしていました。私も、子供をむかえに行くときは、子供が「イヤだ、アパートに帰りたくない」と泣くので、自分の行動がまちがっているのか?とても悪い事をしている気分で一緒に泣いて帰る事がほとんどでした。実家からアパートまで一度も泣きやまなかった事も何度もありました。(約2時間半ぐらいです)。やさしく声をかけて「放射能の影響で将来〇〇くんが病気になるのが一番心配だから、今はガマンして少しでも線量の低い所に住んでるんだよ」と言いかせながら帰る事もあれば、私も不安定になって泣いている子供を強く叱ってしまう事もありました。今は落ち着いてきて、実家に帰っても泣いたりしなくなったので良かったのですが、逆に地元の人たちとの溝が深まってきているように感じます。福島の人々は普通の生活を送っているからです。私もときどき、何でこんなに不自由な暮らしをしないとイケないだろうと、だれかを責めたくってしまう事があります。

- ・私は、食べ物を他県産の物を使用しているんですけど、じいちゃんばあちゃん達との認識のずれがあり福島県産の物は食べないのか、お金がかかるから福島産の物でもいいんじゃないのと言われてます。安心安全と言われてはいるものの、はたして子供達には大人になってからの体への影響はないのかと考えさせられます。
- ・以前からくらべると原発事故から、何年もたったんだから、とか、検査して大丈夫とされているからと言う人がさらに増え、今では県産物を避けていることをいうと神経質だと思われてしまうため、それらに関する話しはできない状況です。県産物や関東の食材は子供に食べさ

せないと何度も言っているにもかかわらず、同居している義母はそれらの食材を子供に食べさせていたり、私達にもってくるため、考え方の違いからストレスで仕方ありません。事故から4年もたつと、考え方が両極端となった印象で、おもいを吐き出したり、想談できる人が少なくなった気がします。

親せき

- ・親せきが、作った野菜などを渡されると、夫の親せきをむげにも出来ず、いままでだったら喜んでもらっていた野菜がストレスに感じます。

(2) 近所・知人

事故から4年が経過し、近所や知人との間で放射能に対する考え方に違いがあることを認識し始め、お互いに話題にしなくなってきている。

- ・会社でも話題にもならない。放射能の話をする人は、神経質な人というイメージが固定されてきていて誰もが話さない。タブー？みたいになっている。
- ・保養先で出会ったママ達とは、原発事故後の生活の価値観は合いますが、保育園や昔からの友人とは神経質な人に思われるので、嫌だなど心では思う事があっても言えません。先日も子供がどんぐりや石を拾って保育園から帰って来たので嫌でしたが、喜んでる姿を見ると言えず、普通に外で園庭で遊ぶと震災前のように遊ばせてるのが少し不安ですが、他の保護者の方がほとんど気にしてないので言えないので、わずか1時間未満の間だから目をつぶろうと思っています。
- ・周りの方でこのことについて気にかけている方がいないように感じ、気にして気をつけている方がおかしいという感じがとてもする。周りでこの話をする方もなく、以前の生活とかわらなくなっている気がする。
- ・周りの人達とは放射能について話すことはなく、実際みなさんがどう

考えているのか分からず、そして聞けません。

- ・現在住んでいる場所は、原発事故の影響を多少受けているようですが、周囲の人達の意識が薄く、人口も少ないので、自分だけ孤立しているような感じがあります。地震で、主人の実家(現在の居住)が半壊になり家を建て現在に至りますが、どうしても周りになじめず、気分がすぐれません。
- ・家族の間でも原発の考え方、今の環境に対しての考え方に、温度差があり、話をしても一方通行です。まわりの方も、「もう気にしてない」などと言われると、もう話もできないので、私の中では、放射能は禁句となっています。

(3) 外部からの目が心配

「福島」出身者に対する差別や偏見を不安に思う意見が増加している。特に、学校でのいじめや結婚・就職などへの偏見を不安に思う声が多い。

いじめ

- ・子供達が将来進学や仕事で県外に出た時、福島県出身であるということだけで、差別やいじめ等にあつたら悲しいし、つらいなと思ったり、考えたりすることがよくあります。又、結婚や出産、子育て等、子供達が将来幸せに生活できる環境がどのくらい整えられているのか心配です。
- ・原発事故で避難している方達のマナーの悪さが、様々な形でうわさになって広がり、子供が将来他県に出た時、同じ福島県民としてくられることでいじめにあうようなことにならないといいな・・・と最近つくづく感じます。
- ・最初は家族みんなで引っ越せば放射能の不安から解消されると思っていたのですが、子供が小学生ともなると転校先でバイ菌扱いされ、いじめられたりしないだろうかと思うようになり、もし転勤の場合は主人に単身赴任してもらった方が良いのではと思うようになりました。

同じ幼稚園のお母さん達とはあまりこのような話はしません。お家をすでに自分で建ててしまっ引越せないとか、転勤がないからずっと住むしかないという人もいて、それぞれの事情もある為、話しにくいのです。

- ・これから転勤で別の県などに行った時、福島から来たということで、子供達がいじめられないかという心配はあります。ですが、ずっとここにすることは不可能なので・・・いつかそういう日が来るんだろうなと思ったりする事はあります。

結婚

- ・娘（6才）と息子（14才）がいる。将来、あの時（平成23年3月11日）に福島に住んでいたことが、結婚、就職等に影響を及ぼさないか不安である。遠方に出掛け、住所を記入する時、「福島県」と書くことに、他の人々はどう思っているのか不安になることがある。また、住所を書くことに躊躇をおぼえる。子供には幸せになってほしい。故郷に、誇りをもってほしい。
- ・4年になりますが一番は、子供（娘）3人の将来の事が心配でなりません。しあわせな結婚ができるのか？他県の人はいじめなど、健康の事考えると、心配です。こうゆう調査を、他県の人に調査して、福島の今、これからの事どう思っているのか？好きで原発事故に合ったわけではないのに、放射線がうつるとか言う人もいます。自分がそのたちばだったらどうなのでしょう。人の言葉はこわいです。
- ・将来、福島人とは結婚してはいけないと理由をつける親もいたら、ますます少子化ですね。私達親は死んでいてもおかしくない年なのでかまいませんが、10年、20年たって青年になった子供達は幸せになっているのか心配です。将来何の保障もないのですから。
- ・先日、友人から結婚が決まっていたのに福島出身ということで破談になった方の話を聞きました。自分の子供が結婚するのはまだ20年位先だと思います。その頃には県外の人からすれば原発事故の事は忘れ

られているか、今よりもっと他人事になってしまっていると思います。ですが、自分の子供の結婚相手が福島出身と知ったら、忘れていた原発事故の事を急に思いだし、偏見の目で我が子が見られるのではないかと多少なりとも不安があります。

- ・ 県外での差別があるのではないかと？さらには、子供が大人になり結婚する際に、県外者などから、「福島の人とは・・・」と反対を受けたりするのではないかと？とあげ出せば切りがない
- ・ 原発事故時から福島に居続けていることで、娘達が将来結婚をする時など、他県出身の方からは敬遠されることがあるのではないかとという心配もあります。
- ・ 子供が将来、県外の人とは、結婚しづらくなるだろうと考えると、少し落ち込むこともあります。今は、県内で生活は不便ではないけど、県外で福島がどういうふうに見られているかが心配です。

差別

- ・ これから子供達の成長とともに健康被害や差別などを受けるかも知れません。もし、そうなった時に強く生きていける様、日々子育てをしているつもりですし、そうならない様祈りながら私が出来る事を続けています。
- ・ 将来、子供達が、県外の子供達と比べて放射能の影響がでるのではないかと、あの時福島にいたから・・・と差別をうけるのではないかと考えればきりがありません。福島の本当の現状はどうなんだろうかと、自分でもわからなくなります。不安があっても、正直口にだすことができません。話しても解決法がなく、自分にストレスがかかります。周囲の人達に考えすぎだとか、話してもしょうがない、どうしようもないことなので。
- ・ 子供が将来、福島出身であるということで差別を受けるのではないかと、ということが心配。
- ・ 福島に対する差別や偏見で子供たちが傷つくことがないかと心配してい

ます。

- ・福島に対して差別的に扱う人もいるようなことも聞くので、色々深く考えると将来が不安になります。

「フクシマ」を隠そうとする自分に気づく

- ・東京など行った時に、「フクシマ」という言葉をかくそうといしている自分がある。「フクシマから来た」ことで、他の人に嫌な目で見られることが嫌だからだと思う。また、震災後、「福島メンバーの車」でイタズラや嫌がらせをされた方がいるので、そういうものもこわいと思っている。
- ・先日、東京へ出向きました。毎日過ごし愛着も誇りもある福島県郡山市を堂々と口にできなかった自分にハッとしました。東京に住み暮らす他人に、「福島」「郡山市」と言うことで、偏見や差別の目で受けとめられたら・・・と恐れる自分がいました。今、福島県で元気いっばいに暮らす子供達が、県内外でこの震災や事故を理由に偏見や差別を受けないことを切に願います。以上が今の心境です。

(4) 避難・賠償の取り扱いに差異のある人

行政や東電が行なった賠償・補償の線引きに対し、他人が優遇されていると感じ、その恩恵を受けている人に対して怒りや不快に感じるという意見が依然として多い。

- ・どうして何千万も東電からもらい仕事もしないで家を建て暮らしている人いるのでしょうか？怒りのほこ先がだんだん福島県民同士になっている気がします（東電や国ではなく）ねたみやひがみですが、浜通りから避難してきた家族や子供（自分の子供の友人）とはあまり仲良くしたくありません同情も・・・正直出来ない人もいます。
- ・また、そう訴えておきながらもらうものはもらっているんだろうな（お金）と何もかも手に戻そうとしている姿は見るに耐えかねます。同世代で避難されている方がママ友でいますが、個人的には好きで

す・・・が、どうしても後ろに金銭的な余裕が見え、しこりが取れないのが悲しい所でもあります。

- ・二本松市内の自然公園、(水源地・観光資源) 地内に、放射性廃棄物減容化のための仮設焼却場建設の計画が、住民に説明のないまま進められています。日本中どこを探しても賛成する地域なんてないと思います。原発避難地域を国が国有地としそこで何もかも処理するのが一番問題がないと思います。二本松は、浪江町の避難者を受け入れていますが、避難者の方は未だに1人月10万円も賠償金を受けとっており、新車を買って、新しく家を建て、飲み歩き、パチンコへ入りびたり・・・・・・・・受け入れている二本松市民との溝は深まるばかりです。原発問題は何も解決していません。同じ県民同市なのに、わだかまりが生じ、仲が悪くなっている気がします。原発依存社会、そして再稼動に向かっているこの国の政治にはうんざりし、反対の声をあげ続けていくつもりではいます。
- ・浪江などの必ず避難しなければならない場所にいた方の苦勞も理解しているつもりですが、実際に同じ“福島市”に住んでいて、“賠償金の差”が生活の差となって、表れており、もともと福島市などに住んでいたいわゆる中途半端な位置だった人への賠償に今になってから不満を感じている。例えばマイホームの夢をもって夫婦で働いてきた家庭の横で、働かずにポンッと新築の家をたてる避難者の方々・・・。

(5) 特徴

①「夫婦・親族」に関する意見が9件(2014年)から5件(2015年)に減少したのに対し、②「近所・知人」に関する意見が13件(2014年)から19件(2015年)、③「外部」に関する意見は29件(2014年)から72件(2015年)と増加した。人間関係に関するものの中で③「外部」に関する意見が最も多い。また④「避難・賠償の取り扱いに差異のある人」との間の人間関係に関する意見は8件(2014年)から54件(2015年)と

大きく増加した。

7 情報

(1) 情報収集

情報の収集に関する意見は、①情報不信、②関心の低下の2つに分けられる。

①情報不信

情報不信については、ニュースや新聞などの報道や国・東電が出す情報に信用できないという意見や隠蔽しているのではないかという意見が多い。またあふれる情報にどの情報が正しいのか判断がつかないという意見もある。

報道の不信

- ・福島原発事故による放射線量の報道が少なくなってきているのと、福島は安全だという報道に寒気を覚える。安全であるという根拠、データに信憑性を感じる事が、まったく出来ない。
- ・ニュースや新聞で、「原発の影響とは考えにくい」と言うコメントを聞くが、信用出来ないのが正直な気持ちです。
- ・国、東電、マスコミを信用できない。都合の悪い事は、国が情報統制し、国民を欺いている。そしてまた3.11が近づくと「あれから4年・・・」とか「忘れてはいけない記憶」とか、一斉に報道番組を賑わすのだろう・・・腹立たしい。
- ・不安を煽るような情報を無闇に流さないで欲しい。子供の将来の不安もあるが、差別を受ける事のない様、正しい情報を伝えて欲しいです。

情報が多すぎて何を信じて良いかわからない

- ・情報量が多すぎて、正しいのか、まちがっているのか、自分で判断せざるを得ない。私はまじめなタイプの人間ではないので、情報に対し、深く考えるのが面倒なので「ふ～ん、そうなのね。」くらいの感覚。

でも私みたいな人は結構いるのでは?とも思う。本当に正しい情報が「正しい」と当たり前にも思ってもらえるように、「原発の情報」がなくて欲しいと思う。そうなるまで、私としては他人に対し、発言することはできない。これは子供に対しても同じ。いろいろ理解できる年頃に成長したら、「どうしようかな」と思う。なので、小学生や中学生のお子さんを持つ親御さん達は、もっと苦労というか悩んでいるのでは?と最近、思う。

- ・情報も何を信じれば良いか、判断がつかないことが多々あります。

考え方の違い

- ・放射能に対していろいろな考えがあるので、どの人の意見を参考にしていかが迷ってしまいます。

情報を隠している

- ・情報が正しくなく、かくされていると感じます。
- ・情報をストップ(隠し)しすぎていたために、市民のひばくを最小限にできていなかったのがくやしい。ひどい。保健所からのアドバイス(2011年4月11日ころの)も、後になってから考えると(情報が明るみになり始めてから考えると)、だいぶ誤りがあったのに、信じてその通りにしてしまった。ひばくが増えたと思う。(汚染が室内にふえた)ともかくにも、東電のたび重なるウソのくり返しや事実でない(公表しない)話には、いかりを通りこす。逃げてばかり。無責任。
- ・事故当時に比べると、恐怖感・絶望感というものは大分薄れてきています。ただ慣れてきた、とでも言いましょうか……。事故の影響の情報の後出しや隠ぺい等、東京電力や国への不信感はある状態です。

正確な情報を得たい

- ・正確な情報が欲しい そこは、もっと福島県民、全国民にきちんと説明するべき!もしくは各家庭で検査できるものを欲しい
- ・正しい情報と報道はまだまだつづけてほしいです。

- ・正しい情報がほしいです。「フクシマ」の風評被害→少しでもなくなってほしい。

②関心・風化

日常生活が元に戻ったという意見、事故の記憶が薄れ、関心が低下したという意見が多数指摘されている。また、事故から4年が経過し、「あきらめている」や「慣れた」という声も聞かれる。そのような中で、自身や周囲の原発事故の風化に対して不安や心配を覚える者も多い。

あきらめている

- ・毎日ニュースで汚染水流出と伝えられているが、もう聞きあきているし、あきらめている。
- ・風化しつつある状況など他県の方の状況はもう仕方ないことだと思っています。
- ・‘放射能’という言葉に少し疲れたような、慣れてしまったような気がします。
- ・どうする事もできないので、あきらめています。

関心が薄れた

- ・震災の記憶が少しずつうすれてきていて、放射性物質・線量についても関心がうすれてきている。おそらく大丈夫なのではないか、という根拠はないが、前向きな気持ちを持っている。大変な中に生活しているが、少しずつ日常を取り戻しているように感じる。(中通りの人間だからだとは思うが。)
- ・時間が経ち、少しずつ放射能への警戒心がうすれてきているので・・・でもすっかり忘れることもできないでいます。
- ・放射能の影響は思ったより意識が低くなってきている。震災の記憶もときどきしか思い返さない。
- ・震災や原発事故の記憶がだんだんと薄らいでいく中で、放射能に関することへの意識もかなり低くなりました。

風化が不安・心配だ

- ・風化していくのが寂しいし、不安を感じる。
- ・4年経ち、みんな忘れかけているので余計に心配になります。
- ・あれだけ大きな災害であったのに、もう忘れかけていることに少し不安を感じます。
- ・自分の中で風化しつつあるのが怖いです。ただ、気にしすぎてもストレスだなどと思う心が少しずつ風化してしまう裏の心なのかもしれません。
- ・徐々に原発事故の事を忘れてきつつある為、常に風化させない様思い続けている。

生活が元に戻った

- ・事故後、3年が経過した頃から、以前とは変わらない生活を送れているような気がします。
- ・約4年たって、表面上は以前と変わらない生活をしています。自分も周囲もそうなので、とても不思議な気がします。外出先で親子連れを見ては、「あの人も私と同じように不安や不満を持ちながら暮らしているのだろうか？」と思うこともあります。
- ・福島に住んでいる私達は、あまり気にする事もなく今まで通り生活していますが、他県の方々のほうが、過剰になっている気がします。震災を経験した子ども達は地震があっても動じる事なく生活しているのに、他県の大人達が過剰になるといつまでも子ども達がかわいそうです。「忘れる」ではなく、前向きにいきたいです。
- ・自分達の生活も普段は震災前と変わらなくなってきてはいます。何よりも、他県では原発の様子もあまりTVでもやっていないとの事だんだんと原発事故の事が忘れられてしまわないのか、こわいです。
- ・もう4年も経ったのだというので率直な気持ちです。ですが、今は震災前とほとんど変わらず過ごせていると思います。

話題にならなくなった

- ・友人との会話にも原発の話はほとんどできません。
- ・震災の事は私達の地元では放射線量が低い事もあり、あまり話題にも上がらない程です。
- ・震災後から比べ、家族や友人との会話の中で放射能の話題はほとんどしなくなりました。
- ・ふだんは放射能など、あまり気にしなくなっているし、話題としてもあまり出てこなくなりました。
- ・学校生活では、ほぼ通常にもどっています。まだプールや運動会（半日）など影響が残っている事もありますが、私のまわりでは、あまり話もしなくなりました。その分心も安定しています。
- ・事故の話には、ほとんどならなくなりました。（夫とも知り合いとも）お互いの間で「あえて触れない」というよりは、いつまでも、事故のことを引きずっていても仕方がないという気持ちがあるような気がします。事故を忘れて、風化させるのではなく、決して忘れず、でも前向きに生きていかないと、福島ではやっていけないと考えています。
- ・もう4年もたったのかという気持ちとまだ4年しかたっていないという気持ちと両方あります。4年たって原発事故の話や放射線についての話がされることも少なくなってきたと感じます。皆忘れたふりをしているだけでしょうか。

③特徴

情報不信に関する意見は10件（2014年）から46件（2015年）に増加した。マスコミや国・東電の情報への不信感や隠蔽を不安視する意見がみられた。また情報が多すぎることやさまざまな考え方が存在し、何を信じたら良いか迷うという意見もみられた。

関心の低下に関する意見は14件（2014年）から153件（2015年）に

大きく増加した。原発事故からおおよそ4年が経過し、あきらめた、関心が薄れた、生活が元に戻った、話題にならなくなったというような意見が多く見られた。

(2) マスコミの功罪

①風評被害

マスコミの報道による風評被害を危惧する声が聞かれた。

- ・全体的には、それほど心配はしていないのですが、心配している人がテレビで、「大変だ」とか言っているのを観ていると、その人にとっては本当に大変なのかもしれませんが、福島のイメージが悪くなり、一生懸命、働いて、安全なお米を作っている米農家の人がお米の値段が上がらず苦勞しているのを現実身近に感じている私からすると、安心だというアピールも必要だと思います。そこで、普通に暮らしている人達だったくさんいるのですから。
- ・相変わらず片寄った知識と偏見で福島を見る県外の人とマスコミにイラつきます。世界中の国や地域の放射線量と居住者の健康状態を見てから、福島のことを語ってほしいです。

②風化しないように伝えたい

風評被害を危惧する声がある一方で、震災から4年が経過し、マスコミの報道が減っていること、報道が一部の地域に限られていることに不安を感じる声も聞かれた。

- ・原発事故の事もあまりニュース等で取り上げられなくなり、他の県の人とか忘れてしまうのではと思っています。
- ・テレビのニュースで福島原子力原発所が取り上げられることはありますが、その他の福島県内の市町村においても原発事故が継続中だという事を県外の方がどれくらい気にとめてくれているのか、心配になります。一步間違えば日本中の人が影響を受けたかもしれない大事故な

のに他県の方々から「福島だけの問題」と思われるようにならないことを望みます。

- ・震災、原発事故から4年経ちますが、TVなどでは、風化させない・・・とは言っている、周りは少しずつ風化しているように感じる。また、TVで、今現在の様子を取り上げるのも浜通り中心、中通り（福島、郡山）でも避難せずに、4年間頑張って生活する人は多くいることを忘れないで欲しい。
- ・この災害が忘れられないようにして欲しいと思います。
- ・風化しないように、伝えていきたい。伝えてほしい。

③その他

- ・公共機関から出される数字やニュース、私はつい疑いの目で見えています。自宅周辺や登下校の道路について個人的に依頼して調べてもらおうと思っています。（そういう機関があると教えてもらいました）そして少しでも子どもが被曝しないよう気にしすぎない程度に気にしていこうと思っています。死産してから3年半。このプロジェクトでは私が書いた内容に最初に反応して下さいました。すごく嬉しかったです。思った以上に発信する場がないなあと感じます。
- ・県外の方には、ぜひ今の福島を知ってもらいたい。ラジコでラジオ福島の番組、「月曜 Monday 夜はこれから」PM7:00~PM9:00を聞いてみてください。
- ・私は身内に東電社員がおりますので、東電だけを批判するような報道には胸を痛めています。例えば損害賠償を求める裁判などのレポートなど。故意の事故ではないと思うので。また、信頼回復のための地道な活動を継続している事を聞いているので。
- ・東京電力で作った電気を使っている方々の中で、風化しつつあるような感じがします。福島原発でのトラブルはひんぱんにテレビで放送されても何も感じていないのではないかと、と思います。

- ・メディアを通して全国的に放射能の正しい知識を発信して子供達がどこへ行っても安心して暮らせるようにしてほしいと思っています。
- ・テレビでもずいぶん、クリスマスの時期に東京などのイルミネーションを中継していました。都会の人の学習能力のなさ、当事者意識のなさは、かなしさを通りこして、怒りさえ覚えます。`中央対地方`のテーマは、川端康成も論じているほど、昔からある問題ですが、中央の人が地方に生かされ、依存していることを自覚するには、地方の人的、物的豊かさが搾取されつくさないと無理なのかな、と暗く考えることもあります。東京の人は、たぶん福島は切りはなしてしまったのかもしれないと思います。「福島」は日本ではなく、どこか別世界の話になってしまったのかもしれないですね。私はずっと、福島県には何もアピールポイントもなく、見立たず、地味で何もなかったと思っていました。しかし、こうなって何もかも失ってみれば、それは何もないのではなく、あまりにも当たり前にも何もかもがあったために、どこでもそうだと思い込み、豊かさに気付いていなかっただけではと思います。

8 賠償・補償

(1) 賠償

①賠償の打ち切りによる不満、子どもの将来の損害に対する賠償

東電の賠償の打ち切りに対する不満や子どもの将来の健康被害に対する賠償が適切になされるかという不安がある。

賠償の打ち切りによる不満

- ・2~3年前の2度の賠償で済まされた事にはイラダチ感じる(ストレスになる)。
- ・賠償金は終わった。でも現在も少しずつではあるが放射能をあび続けている。やり場のないもどかしさ。補償は減らされるのに取られるものは増えていく。考えるとイライラする。

- ・ニュースで避難されている人、助成を受けている人を、ニュースを聞くと、不思議な気持ち、そして不公平さも感じます。一時の保障のみで終わった郡山市民、私の両親のいる村では“なかったかのように”過ごすしかないのです！！
- ・福島というだけで、全員が毎月賠償金をもらっていると思っている方も多いのではないのでしょうか。福島市は1度だけでした。同じ幼稚園で、福島市に避難してきている友達もいますが、子供の服はブランドもの、長期休みになると、海外に行った、という話を聞くと、なんだかもどかしい気持ちになります。故郷を失った絶望感と比べたら、我が家は幸せだなーと思う反面、ちょっぴりうらやましい気持ちも。一番かわいそうだと思うのは、避難されているお年寄りの方です。車で出かけるわけでもなく、知り合いもなく、早く帰れることを祈っています。

子どもの将来の損害に対する賠償

- ・子どもに対する賠償に対して。→これから、未来があるのに、賠償は終わってしまうのか。
- ・国は、大事なことをひた隠しにしています。同じ福島県民なのに、かたや、1人1人が補償され、原発圏外は、補償されていない。原発付近の地域の方々よりも、今、福島県に住む、未来ある子供たちを対象にしてくれるべきだと思います。浜通りの方々ばかりが苦しんでいるわけではなく、苦しんでいるのは、皆同じです。大人の方よりもまずは、子どもたちを最優先すべきだと思います。
- ・東電の保証、反省、足りなすぎ。お金でもらっても心はお金じゃダメ。だからと相談員みたいな市の人から Tel もらっても迷惑だし、話する気もない。知らない人に何でも話してとか Tel くるが、かなりウザい。話したって解決しないし。東電の人からの直接の謝罪は、避難してくる人しかしてもらえないとか、ありえない。福島人は福島人でしょ。なのに避難している人だけ保障とかおかしい。保障してもらっ

てる人、パチンコとか、やってるのみると腹が立つ。仕事を変えなくちゃいけないで変えて頑張ってるうちみたいな人にとても失礼！そうゆう頑張ってる人間の保障を県も東電も国も市もやってもらいたい。せめて、子供達だけでも一生保障してほしい！！

- ・国と東電からの補償も全く割にあわないと思います。成人するまでは、補償金を支給してもらわないと怒りを感じてしまいます。

②賠償の対象、範囲の線引きに対する不満

多額の賠償をもらう地域ともらえない地域が明白になり、賠償範囲の線引きに対する不満が指摘されている。

- ・ここに住んでいる私達は一生つき合わなければならない状況です。もう少し先の事も考えてとりくんでほしい事がいっぱいあります。ひさいされている方にはお金の面はきちんとしてくれてもその周りには何もしていただけないのは悲しいかぎりです。我慢ばかりで残念です。
- ・個人的に賠償請求をしたが、引越し費用のみの請求だった。福島市もかなり線量は高かったのに、たいした賠償もない。浜通りの人々は未だに月々1人何十万ももらっていて、市内のあらゆる土地を買いしめ、大きな家を建てている。土地や家を無くし、古里に帰れないとはいえ、不公平感はぬぐいきれません。同じ思いをしている人は多いと思います。
- ・放射能の低いところにひっこししたので同一市町村だからといって、家賃をはらってもらえない線引きは、今も納得がいかない、300世帯はあてはまったのに200世帯が自主避難としてみてもらえなかった色々とお金がかかる、大変・・・

③特徴

賠償の打ち切りに関する意見が2014年と2015年において22件と横ばいで、賠償範囲の線引きに関する意見が58件(2014年)から50件(2015

年) とやや減少した。

(2) 社会保障

①子どもの健康

子どもの健康被害に対し、対策と賠償・保障が適切に実施されることを望む意見がある。

- ・子供達の将来の健康面の保証も何もないまま、政府の対策も、市や県の対策も、何もかもに不満ばかりです。いつになったら、安心して子育てができるのでしょうか。健康の保証がほしいです。
- ・今後子どもたちへの健康に影響が出た場合には国にはしっかりと援助、対策をしていただきたいです。今はそれだけを期待したいと思います。
- ・将来、子供が病気になった時などの保障はあるのか？福島市、郡山市は線量が高いのに、補償されないのか。不公平感を感じてしまう。

②家計負担

前記「保養に行けない」にも挙げられていたが、保養にかかる宿泊費や交通費が家計を圧迫しているため、費用負担の少ない保養プログラムの拡充と医療費の保障を求める意見がある。

保養

- ・保養のための宿泊券や交通費負担してほしい。
- ・除染や、検査は、ずっと続けてもらいたい。保養や保障もできる限り充実してほしい。
- ・毎週福島県以外に子供を遊ばせているためお金がくるしい、何か、国から県からあってもいいかな・・・と思う！

医療費

- ・福島県民の補助を増やしてほしい。大人も医療費がかからないようにしてほしい。

- ・放射能の影響がある・なしに関わらず、国は、医療等の保障をしっかりとすべきだと思う。それを、無いだろうからという前提で考えるべきではなく、ある前提で考えてほしい。無ければそれが一番よい事なのだから。

その他

- ・放射能のせいで無駄な出費もあります。そういう意味でもまだまだ保障をして欲しいです。不確かな不安ばかりがたくさんあって、情報が入ってきて、安心するような、少しでもストレスを軽減できるような情報をもっとたくさん国や東電には発信して欲しいなと願います。

③特徴

子どもの健康に関する保障についての意見は、11件(2014年)から14件(2015年)に増加した。また保養や医療費の家計負担を軽減させるために保障をしてほしいという意見があった。

(3) 租税

原発事故後の税金負担を免除してほしいという意見がある。

- ・補償ももっとちゃんと考えて使うべきところに使ってほしい。事故後、何かと出費が増えている。税金(県民税など)の免除など考えてほしい。→(一部ではなく全福島県民)
- ・震災後は税金を少し減らしてほしいと思った。負担を感じる。
- ・原発事故で避難している方々に、医療費や税金の負担をしてほしい。クリニックに勤務していますが、無料だからと「ついでにあれも、これも」という態度にうんざりしています。
- ・東電による被害を受け、未だ解決もなく己々がなるべく気をつけるしかない状況で、電気は値上がり。福島なのに、復興税もとられるの?と政治には不満ばかり増していく。避なん区域の人は、高いお金ももらい、はたらくことがバカバカしいとまで言っている。はたらかずに

お金をもらい、安全な場所にひっこし、毎日あそんでいたり、車をかったり。お金で解決するなら、きちんと管理やはあくをしてほしい。もう避なん区域の人たちにお金は必要ない。他に回してくれと思う。そんな所にお金をばらまくなら、定期的な除洗なり、役立つことに回してほしい。検査をさせてやってる、してやってる的な態度、はらただしい。

(4) 対応全般

① 行政の対応に対する不満

行政の対応に対する不満がある。例えば、除染で出た廃棄物の処分場に対する不満や事故から4年が経過しなかなか進まない復興に対して、対応の遅さを指摘する意見がある。また原発事故から生まれた差別や偏見をなくす対応を国に進めてほしいという意見もある。

処分場計画

- ・ 中間貯蔵地の受入れが最近、やっと決まりました。その候補となっている地域に住んでいた方には気の毒だが、除染しても、線量が下がらない。何年も何十年も戻れない地を中間貯蔵地ではなく最終処分場にしないのは何故なのかと、国・県に疑問を感じます。最終処分場に候補となっている、隣県へ、汚染の危険があるにもかかわらず、「安全」をうたって、処分場設置の計画をすすめていることが分かりません。「自然」は子どもにとっても、私たち大人にとっても、財産です。心を癒し、生きることを教えてくれる、偉大な財産です。それを国や、福島県、または福島県民はキレイな場所を汚染しようとしています。これは決して許されることではありません。原発を誘地した責任は福島県にもあるのだから、いつまでも被害者面していないで、自分たちで、何とかしていかななくては、復興はあり得ません。東電が罪を認め、誠意をもって対応し、福島県は現実を受け入れるべきだと思います。

- ・「いつまでも被害者では、いられない」と議員の人から言われた一言が、怒りを覚えた。私たちは、お金が欲しいとか言ったわけでもなく、なにかを欲しいと言ったわけでもなく震災後も変わらず生活している。他の市町村では、旅行代金をだしてくれたりと色々と行政で動いて恩恵を受けている所もあるが、この周辺では、全く無い状態で、「被害者で・・・」と言った一言を聞かされるのはおかしいと思う。除染ででたゴミなどは、敷地内に全て埋めている。除染のその他のゴミを周辺に処分場を作り、焼却処分するという案が現在でてきている。いつ、私たちは、被害者だからと言ってきたのか、なぜ小・中学校など子供たちが今いる所の近くを通らせて処分場まで運ばせる必要があるのか、疑問である。どの親も子供たちから遠ざけたいと思うのはあたりまえではないだろうか？
- ・二本松市内の自然公園、(水源地・観光資源) 地内に、放射性廃棄物減容化のための仮設焼却場建設の計画が、住民に説明のないまま進められています。日本中どこを探しても賛成する地域なんてないと思います。原発避難地域を国が国有地としそこで何もかも処理するのが一番問題がないと思います。二本松は、浪江町の避難者を受け入れていますが、避難者の方は未だに1人月10万円も賠償金を受けとっており、新車を買って、新しく家を建て、飲み歩き、パチンコ屋へ入りびたり・・・受け入れている二本松市民との溝は深まるばかりです。原発問題は何も解決していません。同じ県民同市なのに、わだかまりが生じ、仲が悪くなっている気がします。原発依存社会、そして再稼働に向かっているこの国の政治にはうんざりし、反対の声をあげ続けていくつもりではいますが、
- ・復興については、県知事さんなどに、おまかせするしかありません。収束するには、まだまだ先のように、この影響を受けているのが福島県だけですが、もし、他の県だったら?!と考えるとほしいです。仮置場とか、気が遠くなるような話で・・・もし、日本で、また、どこ

かで原発事故がおきたら、日本は、終わりだなと感じています

- ・ 原発事故に対しての国<都道府県<市町村と考え方、対応のギャップが大きいと年月が経つほど感じます。選挙をしている場合でもなく、弱者が忘れられていて、そう感じても、自分の生活もいっぱいになっているのが悔しいです安心して生活できる土地は大切ですが、安心して生活できる雇用を考えることも国全体の責任と思っています。

対応の遅さ

- ・ 県も、市も、何を考えているのかわからない。除染を頼んでも、低いところは、やってもらえないのは、ひどくないですか？私だって、子供いなくて、1人身なら、そんなわがまま言いませんけど！！って感じ。言うだけ言って、何もしてくれないのが、現状ですね。
- ・ 福島県の復興を早く進めて欲しい。
- ・ 国、県でも少しでもスピードあげて、対応を進めて行ってほしいと思います。また、子どものあそべる環境はしっかり整えてほしいです。除洗の土も庭にうめたままですし・・・いつまでこの状況なのか・・・時間とお金ばかりがついやされて現状は動かないままは1年たっても4年たってもかわらないと感じてしまいます。
- ・ あまり状況は変わってはいません。ただ、年数はたっていくので、復興というように、元にもどすのがあたりまえになっています。まだまだ気をつけなくてはならない事はたくさんあると思うのに、行政が形だけ急いでいる感じがします。

差別への対応

- ・ 国に求めることは、原発の事後処理も大切ですが、そういった差別がなくなるよう（しないよう）授業のカリキュラムに、正しく原発事故を学ぶ時間も取り入れたり、せめて同世代の子ども同志だけでも差別のない社会になるよう取り組んでほしいです。

②東電の原発事故対応に対する不満

東電の原発事故対応に対する不満もある。例えば、対応の遅さ、処理に対する不手際、誠意のない事故の対応についてである。また原発事故から4年が経過し、進まない復旧作業に対し、早い収束を望む声がある。

誠意のない対応

- ・ 原発により、生活が一変しましたが、東京電力さんの電話での対応は、誠意のないものでいきどおりを感じます。
- ・ 原発事故については、これだけの被害を出しておいて誰からも謝罪もなく、誰も責任をとらないことに強い憤りを感じます。
- ・ 地域によって、申請の順によって差別されているようですごく不満に思っている。東電の対応や、国や福島県の対応も親身さを感じないので、不満だ。自主避難はすぐ先の未来も不安なのに、もっと丁寧な対応を望んでいる。
- ・ 国と東電は、何事もなかったかのように、福島と避難者の存在を見て見ぬフリしているような気がしてくやしい気持ちになります。

処理に対する不満

- ・ ただ原発事故後の東電の対応や事故後の不手際な処理の報道を見るたびにあきれいています。国の対応にもがっかりです。まだ県や市町村の対応の方が評価できると思っています。4年もかかっても全く事故処理の決着がつかないのですから、この問題が解決するのに何年、何十年かかるのか、それこそ今回の調査対象の子供達が大人になる頃に負の遺産を残したくはないのですが、先が見えなく不安です。国や東電は早急に責任をもって原発事故後の諸問題を解決して欲しいと思います。
- ・ 原発事故後、復旧作業も次々と問題が出て来ている様ですごく不安を感じる。

対応の遅さ

- ・ 早く収束してほしい。4年もたつのに何も進んでない。

- ・東京電力の対応の遅さ、にぶさから信用できない。原発に代わる自然エネルギーの発電に早く切り替えてほしい。また同様の事故が起きたら・・・とたまに考えるとおそろしくなる。
- ・事故後の対策にしても、何とか取り組んでいる様子はみられるが結果がみえてこないように感じる。今後に期待はしたいが、不安と不満も大きい。

③原発事故を踏まえた原発の是非

原発事故の被害を経験し、原発再稼働について否定的な見解と原子力代替エネルギーの開発を望む意見が多くみられた一方、原発再稼働を望む意見もわずかだがみられた。

再稼働反対

- ・原発再稼働のニュースは、「なんでだろう」という気持ちになります。
- ・地震大国で、まだ再稼働なんて言っているのは本当にアホなのかと思う。
- ・原子力発電所のない世の中になって欲しい。
- ・各地で原発再稼働が進められているが、その報道を耳にするたびに、腹立たしく感じる。平気でそのようなことが推し進められていることに、人々は全然現実がわかっていない人だととてもむなしくなる。
- ・原発をやめてほしい。
- ・震災がおき原発になり何十年かかるかわからない原発が今でも憎いです。
- ・国はどうして原発を使い続けるのか。こんなことがあったのに何も反省していない政府にこれからをまかせるのかと思うとゾッとします。この国の未来はあるのか、国民のことを考えているのか、政治家は我が身に起きたことではないからそうやっつけられるのです。

原子力代替エネルギーを望む声

- ・原発とは、また違うエネルギーの開発を望みたいです。

- ・原発政策、結局震災前と変わらずがっかりです。結局他人事なんですよね。原発に頼らない電気エネルギー源を本気でとりこんでほしいのですが・・・。

再稼動を望む

- ・ただ、家がオール電化だということもあって、電気代や原発再稼動の問題には、注意するようになりました。意外に思われるかもしれませんが、原発は早く再稼動してほしいと思っています。

④寄付金の使途に対する疑問

寄付金の使途に対する疑問を呈する意見もあった。

- ・支援していただいているのが一部であり、義援金もどーなっているのかも不明。
- ・福島県は復興支援金として何千億ももらいます。人をよんで福島を盛り上げるのも大切ですが、もっと今大切な事があると思います！

⑤特徴

対応全般に関する意見は、39件(2014年)から86件(2015年)と大きく増加した。行政の対応に対する不満、東電に対する不満、原発の是非はいずれも増加している。

9 健康

(1) 子ども

①現在

- ・震災の時に3ヶ月だった娘が少し小さい気がする。食欲はあるのですが・・・。
- ・なるようにしかならないと、プラス思考でやってきましたが、今年の子供の検査でA2判定をうけて、深刻さを痛感していた所です。
- ・震災の1~2年後よりも、今の時点の方が、放射能の影響があるので

はないか、心配になっている。

- ・久しぶりに地震があった際、子供がフラッシュバックしてしまい少しパニックになってしまった。
- ・●●はアスペルガー症候群という障害があり、私は二年前より精神を病んでおります。
- ・子どもが将来何らかの病気を発症するのではないかという不安は常にあります。震災以降、私も子どもも少しの揺れ（地震）だけでなく、風で家がきしんだり、普通に歩いていて床がきしんだりするだけで、不安になることが増えました。上記についてあまり思いつめない様になっているのですが、1度考えると、大きな不安に悩まされます。

②将来

- ・将来の健康不安は常にあり、実際に何十年と経たないと分からないと思うので、考えれば考える程ツライです。
- ・本当の怖さはこれからなんだと感じています。子供たちが成長していくにつれての身体の心配も大きくなってくると思いますし、自分自身の健康への心配も少なからずあるのは事実です。子供たちが将来苦しまなくて（原発のことで・・・）済むように・・・なれば・・・とは感じています。
- ・昨年末に甲状腺検査をしたらう胞あるようです。私のみた感じでは成長期でもあるので心配ないとは思いますが結果は後日郵送しますと言われていてまだ結果がこないので子供のことが心配！！大きくなるといいけど・・・。子供の体大丈夫？不安。いつになったら不安なくなるのかな？きっと子供が結婚して子供産んで元気な赤ちゃんだったらすこしは不安なくなるのかな～？
- ・子どもの将来を考えると不安は多くあります。本当に大丈夫なのか？身体への影響はないのか？女の子であっても男の子であっても、元気な子どもをうむことができるのか？

- ・原発事故直後、放射能に対しての知識もなかった事や、事の重大さの認識も少なく、どちらかと言えば、子供達を容易に屋外に出させてしまった事で、将来の体調の変化、症状が出ないかだけが心配です。
- ・子供をここに住ませて良いのか？将来どうなるか？これからどうなるか？という心配は全く2011年からかわりません。
- ・「今の所健康への心配はない」といわれても納得できず、低線量被ばくの影響を長期間受け続けなければならないことへの不安がかなり大きい。
- ・原発事故が子供にどう影響してくるのかわかりませんが、大きくなっていく子供が、いつか病気になってしまう事があった時、やはりお金の事が不安になります。ガンのような病気は特に。
- ・まだ子供も小さいのですが、もし大人になって病気が出てきたら・・・産まれてきた子供(孫になる子)になにか異常が出てしまったら・・・不安に思うことがたくさんあります。

(2) 親

①現在

- ・私自身は、大震災があってから、少しの物音が気になり夜、少しでも風が吹くと眠れないので耳せんをして寝ています。
- ・以上のことによりかなりのストレスを感じてすごしております。私自身もどの違和感を感じる事が多く、診察をうけた結果、水胞が見られるとのこと。放射能と関係があるかわかりませんが、不安です。
- ・自分自身が、最近ここ数年気分が晴れずうつっぽくなる事が増えた。さいわい、薬がきくので、変だと思って、飲み始めると1週間程で快方に向かうが、完治はなかなかしない。しっかり原発事故の影響は現われ始めていると感じている。
- ・道路をトラック等が走る音や振動が怖いと言うかドキドキします。何をしても地震がきたらどうしようと思い、心から楽しめません。

②将来

- ・身内・自分も含め甲状腺病での手術や通院が続いているため本当に原発の影響の無いのか不安もあります。1番の心配はやはり子供……。これから先、本当に大丈夫なのか不安です。
- ・今は、今の生活や子育てに夢中、精一杯で、考えているヒマもなく、毎日がすごっていますが、将来は、ボケないか、ウツにならないか……。など、少なからず、不安はあります。
- ・子供や、自分、そして災害派遣に行っていた主人の健康状態は、一生不安がついて回るかもしれません。

(3) 甲状腺

ニュース・新聞報道から

- ・まだ4年、もう4年という感じでしょうか。チェルノブイリの時は、4年で小児甲状腺がんがピークになったと言われていました。福島は、牛乳の出荷制限をした為が、それほど大きな問題にはなっていませんが、小児甲状腺がんのお子さんは、何人かいるとローカルニュースでみました。全国平均で100万人にひとりに対し、福島は200万人の人口に対し、何十人といるようです。
- ・チェルノブイリ原発では、5年後に甲状腺ガンの子供が増えたこともあり、年数がたつ度に自分の子供はどうなんだろうかと悲しくなってしまう。
- ・ニュースで、福島の子供達にがんが発生しているとき、人ごとではない不安になりました。でも、どうすることもできないもどかしさがあります。(日常生活で気をつけていることはありますが)やはり、考えたくはありませんか、(大丈夫だといいきかせている)将来的にいろいろ不安はあります。
- ・甲状腺の超音波の2巡目が始まりました。しかし、2巡目になり、癌の凝いや癌と診断された方が1巡目より多いことをニュースで知って

から不安が大きくなりました。ニュースで専門家は、簡単に「1巡目で見のがしていた可能性もある」と言っているのを聞き、大変、不信感です!!医療者専門であるなら、言葉に出してはいけなと思います!100%は人間ですのでムリです。しかし、自分の子供だったらどうしますか?もっと時間をかけて見るのでしょうか?納得できません。

- ・今の生活に慣れストレスも感じていませんが、ニュース、新聞などで、甲状腺ガンの子ども達が増えている、と聞き、少し不安に思っています。小2の長男にのう胞があるので、ガン化しなければよいな、と思っています。
- ・甲状腺検査の件で、ガンのうたがいありの子供が数人いたとの報道を受け、非常に不安を感じています。子供たちが、今後も健康でいられることを祈るばかりです。

甲状腺検査結果から

- ・甲状腺の検査でA2判定を受けた姉の事を不安じゃない親はいないと思います。まだ大丈夫ですと言われれば、そうですかとしか言えません。子供は日々成長していきます。何の健康被害が無い事をいのるばかりです。
- ・子供の健康に関する事が一番心配です。昨年の甲状腺検査において、8才の娘にのう胞が見つかりました。(4才年上の兄は異常なしでしたが・・・)しかしながら、今度は、要経過観察であらためて医療機関の受診の必要はないとされています。本当にそれで大丈夫なのか?今更ながら、避難すべきであったと自分たちの判断を後悔しています。
- ・息子が3人いますが、兄達2人は甲状腺検査で(A2)判定でした。問題ないと言われても心配で仕方ありません。息子達も結果を見て不安を感じたようです。
- ・甲状腺の検査をすると、すごく不安になります。去年、2巡目の検査があり、1回目の結果と同じ、「A2」でした。3回目も受けてみない

と、何とも分かりませんが、心配です。

- ・娘は、甲状腺検査で A2 判定となり、心配はしています。この先、どうなるかなど不安はあります。

(4) 特徴

子どもの健康に関しては、将来の子ども健康について不安や心配を感じるという意見が圧倒的に多い。ニュースや新聞報道から、将来の甲状腺ガンの発病を心配する意見も多く見られた。

10 考察

(1) 各項目の回答数

下記に示す分類項目別の回答数は読み手の主観によって数えられた数字である。また、項目間で重複して数えているものもある。2013年、2014年と2015年の間の「変化」を捉えるために参考までに回答数を示している。

	2013年	2014年	2015年
1 生活拠点	233	214	250
(1) 避難関係	155	66	78
ア避難継続中	49	16	26
イ避難したいが戻ってきた	35	9	7
ウ避難したいができない	68	37	23
エ避難しない	3	4	22
(2) 保養関係	37	40	19
ア保養プログラムの拡充を望む	33	33	6
イ保養に関する情報を得たい	3	6	4
ウ保養に満足した	1	1	9

(3) 除染関係	41	108	153
ア除染にある程度満足している	2	9	28
イ実施された除染に不満がある	10	16	60
ウ除染を望む	24	74	32
エ(実施の有無にかかわらず)除染の効果に疑問がある	5	9	33
2 食生活	72	49	45
(1) 食	66	45	44
ア地元産の食材や水道水はできるだけ使わない	44	32	20
イ地元産の食材や水道水を使わざるを得ない、使っている	10	2	21
ウ学校(保育園)給食に対する不満	12	11	3
(2) 洗濯	6	4	1
3 家計	39	53	45
(1) 収入	10	4	5
(2) 支出	29	49	38
ア避難・二重生活の費用	1	2	2
イ放射能対策費用	4	1	1
ウ外遊びの代わり	6	4	13
エ他県産の食材・水の購入費用	12	30	13
オ租税・公共料金	3	8	6
カ保険	3	1	0
キ住宅費用	0	2	3
4 子育て	275	128	137
(1) 遊び	171	97	88
ア外遊びをさせている	29	15	28
イ外遊びを制限している	74	39	51
ウ室内遊び場	68	43	9
(2) 放射能対応	55	23	31
ア子どもの検査	52	18	28
イ積算計(ガラスバッジ)	3	5	3

(3) 出産	11	8	4
ア妊娠	10	6	1
イ流産	1	2	3
(4) その他	30	8	24
5 人間関係	114	59	95
(1) 夫婦・親族	9	9	5
(2) 近所・知人	16	13	19
(3) 外部	79	29	72
(4) 賠償の取り扱いに差異のある人	10	8	54
6 情報	102	38	217
(1) 情報の収集	82	24	199
ア情報不信	62	10	46
イ関心の低下	20	14	153
(2) 情報の発信	20	14	29
7 賠償・補償	121	150	221
(1) 賠償	64	80	72
ア賠償の打ち切りに対する不満、子どもの将来の損害に対する賠償	46	22	22
イ賠償の対象、範囲の線引きに対する不満	18	58	50
(2) 社会保障	11	23	35
ア子どもの健康	7	11	14
イ家計負担	4	12	21
(3) 租税	12	8	5
(4) 対応全般	34	39	82
ア行政の対応に対する不満	19	21	49
イ東電の原発事故対応に対する不満	6	7	24
ウ原発事故を踏まえた原発の是非	8	10	12
エ寄付金の使途に対する疑問	1	1	1
8 健康	79	36	223
(1) 子ども	57	23	188
(2) 親	22	13	35

(2) 声の変化：2013年・2014年調査から2015年調査への全体的な変化

まず、生活拠点に関しては、2013年・2014年調査と比較して、2015年調査では総じて、避難行動が時間の経過とともに、選択しにくくなっていることが示唆されている。また、原発事故から4年が経過し、次第に減りつつある保養プログラムの継続と安い費用で参加できるプログラムの拡充を望む意見があった。除染に関しては、ある程度満足しているという意見がある一方、全体的に除染や除染の効果に対して不満や疑問が目立っている。

次に、食に関しては、2013年・2014年調査より意見数が減って、地元産を使うようになったという声が増えた。家計の経済状況に関しては、2015年調査では、支出について、福島での外遊び制限の代償として発生する費用、すなわち、保養や体験などの費用が増加し、他県産の食材や水の購入費費用が減少した点に特徴が見られた。

子どもの外遊びについては、「外遊びをさせている」も「外遊びを制限している」も増加し、室内遊び場に関する意見が大幅に減少している。子どものもの放射能対応として甲状腺検査の継続を希望する声が増えているが、検査結果についての説明に不満である、また検査結果の基準がはっきりしないため解釈に悩むなどの声が聞かれた。

人間関係に関しては2013年・2014年調査と比較して、2015年は、身近な「夫婦・親族との認識のずれ」が減少した一方、福島出身者に対する差別・偏見を不安視する声が圧倒的に増えている。特に、学校でのいじめや結婚・就職への偏見を不安に思う声が多い。と同時に、福島県中通り在住者による、強制避難区域からの避難者との間に賠償・補償格差に対する不公平感が大きく増加した。

情報に関しては、2013年・2014年調査と比べて、2015年は日常生活が元に戻ったという意見、事故の記憶が薄れ、関心が低下したという意見が多数指摘されている。また、事故から4年が経過し、「あきらめている」や「慣れた」という声も聞かれる。そのような中で、自身や周囲の原発事故

の風化に対して不安や心配を覚える者も多い。

東電の賠償の打ち切りに対する不満や子どもの将来の健康被害に対する賠償が適切になされるかという不安がある一方、補償の不公平感、行政や東京電力の対応についての不満がみられた。

最後に、健康に関しては、将来の子ども健康について不安や心配を感じるという意見が圧倒的に多く、ニュースや新聞報道から、将来の甲状腺ガンの発病を心配する意見も多く見られた。

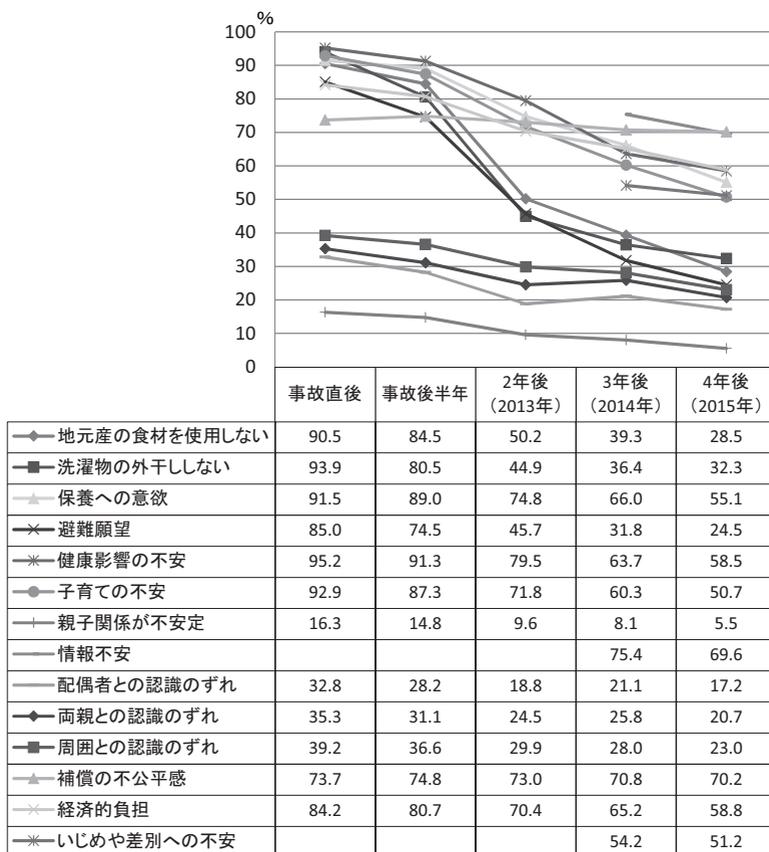
(3) アンケートからみる原発事故後の生活変化

以上は自由記述に関する分析である。以下で、本調査の原発事故後の生活変化に関する問への回答を紹介したい。2013年及び2014年調査と比べて、2015年の回答（下記のグラフ参照）によれば、原発事故後の生活変化には3つの傾向があることがわかった。

第一に、半数以上の者が「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」と回答している項目である。「補償をめぐる不公平感」、「放射能の情報に関する不安」、「経済的負担感」、「健康影響への不安」、「保養への意欲」、「いじめや差別への不安」、「子育てへの不安」である。

第二に、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」が急激に減ってきた項目である。「地元産の食材を使用しない」、「洗濯物の外干しをしない」、「避難願望」である。

第三に、少ないながら、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」が一定の割合でみられる項目である。「放射能への対処をめぐる配偶者、両親、周囲の人との認識のずれ」である。

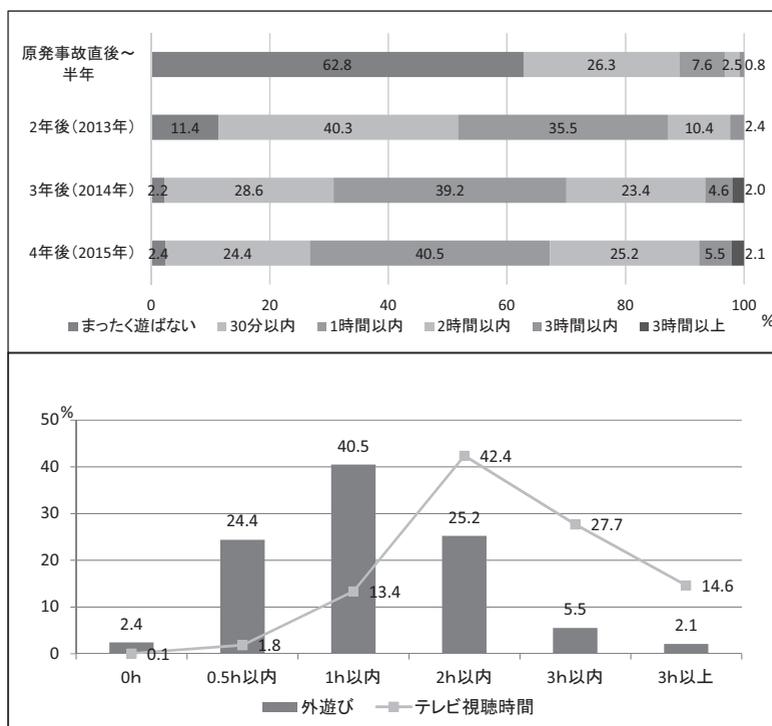


*事故後の生活変化：「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計割合(%)

次に、子どもの外遊び時間の変化に関する数字データを紹介したい。外で「まったく遊ばない」という子どもが事故直後から半年では62.8%であったのに対し、2年後である2013年は11.4%、3年後である2014年からは約2%と大きく減少しており、全体的に外遊びの時間は増えてきた(下図)。ただ、4年後である2015年においても「30分以内」が3割弱で現在も外遊びに慎重である。

一方、テレビ・ビデオ・DVD等を視聴する時間としてもっとも多いの

は「2時間以内」が42.4%である。2013年に大阪府内の保育園・幼稚園に通う3~5歳児6万人に調査した結果によると、2時間を超えて視聴する割合は5歳児の男子で30.2%、女子では27.8%である（大阪府 HP <http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/kids/chosa-kekka.html>）。本調査では、その割合は42.3%である。ここから、テレビ等の視聴時間は他県に比べて長いことが示唆された。



最後に、自由回答欄に記入した人の「子どもからみた続柄」、「回答者が母親の場合」の年齢層と居住地の内訳を示した。なお、「調査回答者」とはアンケート調査に回答した人を指す。

〔続柄〕

続柄	第1回調査(2013年)			第2回調査(2014年)			第3回調査(2015年)		
	自由回答 記入者	調査 回答者	記入割合	自由回答 記入者	調査 回答者	記入割合	自由回答 記入者	調査 回答者	記入割合
母	1190	2585	46.03	692	1528	45.29	705	1137	62.01
父	11	33	33.33	22	71	30.99	36	65	55.38
祖父	0	1	0.00				1	1	100.00
里親	1	1	100.00	1	1	100.00	0	0	0.00
祖母	1	7	14.29	3	6	50.00	4	5	80.00
曾祖母	0	1	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
全体	1203	2628	45.78	718	1606	44.71	746	1208	61.75

〔回答者が母親：年齢層別内訳〕

年齢層	第1回調査(2013年): 2585人			第2回調査(2014年): 1528人			第3回調査(2015年): 1137人		
	自由回答 記入者	調査 回答者	記入割合	自由回答 記入者	調査 回答者	記入割合	自由回答 記入者	調査 回答者	記入割合
20代	161	462	34.85	55	158	34.81	29	77	37.66
30-34歳	411	919	44.72	207	505	40.99	189	311	60.77
35-39歳	432	852	50.70	260	543	47.88	281	419	67.06
40代	178	340	52.35	165	311	53.05	204	324	62.96
50代以上	1	1	100.00	0	1	0.00	1	2	50.00
無記入	7	11	63.64	5	10	50.00	1	4	25.00
全体	1190	2585	46.03	692	1528	45.29	705	1137	62.01

市町村名	第1回調査(2013年): 2585人			第2回調査(2014年): 1528人			第3回調査(2015年): 1137人		
	自由回答 記入者	調査 回答者	記入割合	自由回答 記入者	調査 回答者	記入割合	自由回答 記入者	調査 回答者	記入割合
福島市	426	873	48.80	241	504	47.82	216	358	60.34
桑折町	22	34	64.71	13	21	61.90	10	18	55.56
国見町	15	27	55.56	8	12	66.67	4	10	40.00
伊達市	67	173	38.73	46	109	42.20	40	81	49.38
郡山市	462	1059	43.63	255	601	42.43	284	453	62.69
二本松市	79	169	46.75	48	105	45.71	46	69	66.67
大玉村	15	41	36.59	10	26	38.46	11	20	55.00
本宮市	55	123	44.72	30	76	39.47	41	54	75.93
三春町	12	34	35.29	6	15	40.00	4	10	40.00
9市町村外	37	52	71.15	35	59	59.32	49	64	76.56
計	660	2585	25.53	692	1528	45.29	705	1137	62.01

第1回調査自由回答記入あり件数: 1203件(総回答数2,628件) ¹⁾ = 45.78%	第2回調査自由回答記入あり件数: 718件 ¹⁾ (総回答数1,606件)= 44.71%	第3回調査自由回答記入あり件数: 746件(総回答数1,208件)= 61.75%
合計文字数:252,047文字	合計文字数:153,938文字	合計文字数:151,677文字
一人当たり平均文字数:209.5字	一人当たり平均文字数:214.4字	一人当たり平均文字数:203.3字

-
- 1 本稿は、科学研究費助成事業(15H01971、25460826、25380710)の成果である。なお、草稿の段階で、福島子ども健康プロジェクト事務局の岡田英恵さんに多大なご協力をいただいた。記して感謝したい。
 - 2 成元哲・牛島佳代・松谷満, 2014, 「1,200 Fukushima Mothers Speak : アンケート調査の自由回答にみる福島県中通りの親子の生活と健康」, 『中京大学現代社会学部紀要』8(1) : 91-194を参照。
 - 3 成元哲・牛島佳代・松谷満, 2014, 「700 Fukushima Mothers Speak : 2014年アンケート調査の自由回答にみる福島県中通りの親子の生活と健康」, 『中京大学現代社会学部紀要』8(2) : 1-74を参照。

<実践報告>

地域包括ケアとソーシャルワーク

～地域での生活を支える：原稿執筆にあたって～

伊 藤 葉 子

はじめに

「社会福祉士・介護福祉士法」が成立して、30年を迎えようとしている。社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士は社会福祉に関連する国家資格であるが、その登録者数年々増加している。社会福祉振興・試験センターのデータによると、2015（平成27）年度時点での、各福祉士の登録者数は、介護福祉士が最も多く（1,408,533名）、次いで社会福祉士（195,336名）、精神保健福祉士（71,371名）となっている（図1参照）。

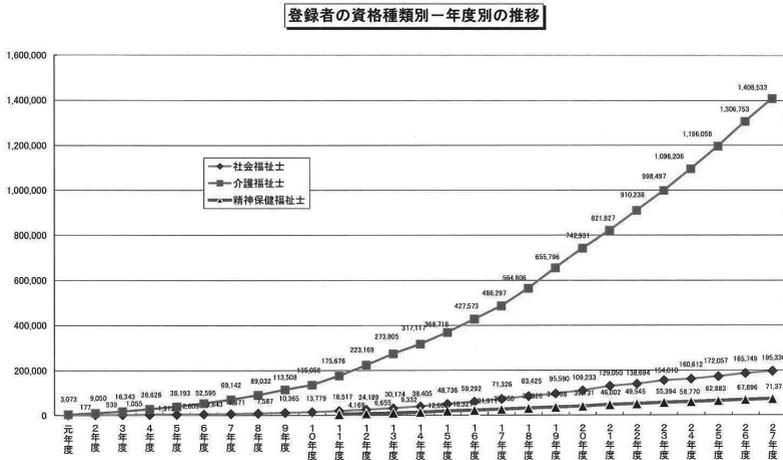
なかでも、社会福祉士は、同法第二条第一項において「この法律において『社会福祉士』とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。）を業とする者をいう」と定義されている。「環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者」をどのように想定するかにもよるが、児童、高齢者、障害者といった対象者に限らず、司法、医療、教育といった領域に至るまで、近年ますます社会福祉士に求められる役割は高まっている。同時に、現代

社会には、多様な課題が存在する。こうした多様な課題に対し、地域をその実践の場とする地域包括ケアにその解決策を見出す方向性が厚生労働省からも示されつつある。

本稿は、2016年7月10日に中京大学名古屋キャンパスで開催された「ソーシャルワーカーデー 2016 in あいち」の第2部報告「地域包括ケアとソーシャルワーク-地域での生活を支える-」をもとにしている(注1)。

本稿の構成は、まず、伊藤葉子が「地域包括ケアとソーシャルワーク」について近年の政策動向なども踏まえて概略を述べた後、社会福祉士資格を有する立場で介護保険事業所を運営する近藤芳江が地域密着での個別支援の実際を論じ、精神保健福祉士資格を有する立場で「障がい者支援センター」の相談支援専門員である中川 学が特に精神障害のある人の地域移行・地域定着支援をとおして個別ケースから地域課題を抽出する実践について取り上げ、最後に医師会が主導する在宅医療・介護連携支援センターの医療ソーシャルワーカーである杉戸順子が、在宅医療分野における生活支援、本人中心支援の具体化へ向けた人づくり、仕組みづくりとなる地域包括ケアの環境整備を重視した実践を提示する。

図1 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士登録者数の推移



公益財団法人 社会福祉振興・試験センター「資格登録 登録者数の状況」より
http://www.sssc.or.jp/touroku/pdf/pdf_t04_2.pdf (2017.1.14.検索)

1. 求められる地域包括ケアシステムの構築とソーシャルワーク

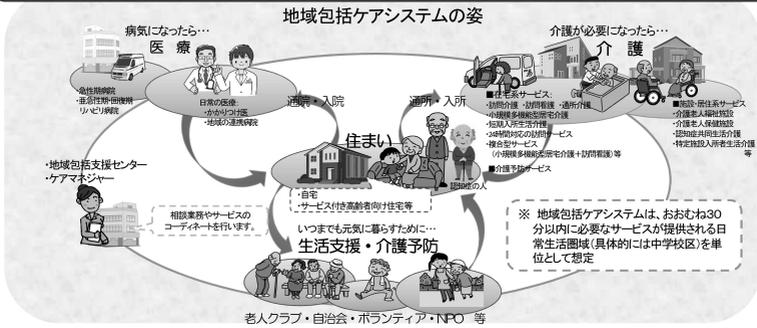
（1）厚生労働省の示す地域包括ケアシステム

社会福祉士の仕事の仕方の変更を大きく迫る背景の1つには、少子高齢社会における「地域包括ケアシステム」の構築が求められていることがある。地域包括ケアは、「住民一人ひとりの生命・生活・人生を包括したケア体制の構築」をその理念とし（野口2016）、今や高齢者に限らず、障害、児童、その他、対象者ごとに専門的サービスの充実を図ってきた従来の支援の垣根を越え、単独の機関でアプローチするのではなく、狭間のニーズを拾い上げながら「総合的な見立てとコーディネートを行う機能を強化」することが求められている。

厚生労働省が示す、地域包括ケアシステムの構築が重要な理由には主に3点があげられている（図2参照）。第1に、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築」の実現が必要であること、第2に、認知症高齢者の増加が今後見込まれることから、その地域での生活を支える必要があること、第3に、人口が横ばいで75歳以上人口が重蔵する大都市部と75歳以上人口の増加は緩やかであるものの人口そのものが減少する町村部等、高齢化の進展状況によって大きな地域差が生じている。こうしたことから、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域特性に応じた地域包括ケアシステムを作り上げる必要がある。こうした地域包括ケアシステムはおおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には、中学校区を想定）を単位としている（注2）。

図2 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態ともなっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



厚生労働省「地域包括ケアシステム 1. 地域包括ケアシステムの実現へ向けて」より
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiiki-houkatsu/dl/link1-4.pdf (2017.1.14. 検索)

保健、医療、福祉専門職のみならず、老人クラブ、自治会、ボランティア等のインフォーマルな資源も活用することが想定されている。

この地域包括ケアシステムにおいては、「介護」「医療」「予防」「住まい」「生活支援・福祉サービス」の5つの構成要素が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えることが想定される。同時に、「自助・互助・共助・公助」を通じた地域包括ケアシステムが構想されている(図3)。

図3 地域包括ケアシステムの5つの構成要素と「自助・互助・共助・公助」



厚生労働省「地域包括ケアシステム 1. 地域包括ケアシステムの実現へ向けて」より
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiqi-houkatsu/dl/link1-3.pdf (2017.1.14.検索)

地域包括ケアが、「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指す」場合、地域包括ケア研究会が指摘する「『介護』、『医療』、『予防』という専門的なサービスと、その前提としての『住まい』と『生活支援・福祉サービス』が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支える」とするならば、このなかで社会福祉士を代表とするソーシャルワーカーらは、果たしてどのように位置付けられるのだろうか。

こうした仕組みは高齢者領域に限らず、児童、障害、司法、貧困、家庭など、あらゆる領域で求められている。こうした仕組みは、それぞれの領域で個別に構築されるものではなく、それぞれの領域で必要とされる知見

を有しながらも、重なり合いながら、地域の中で重層的なセーフティネットとして機能することが求められる。

(2) 地域包括ケアとソーシャルワーク

IFSW(国際ソーシャルワーカー連盟)の「ソーシャルワークのグローバル定義」には、「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である」とある(注3)。

この日本語訳の注釈には「ソーシャルワークは、人々が主体的に生活課題に取り組みウェルビーイングを高められるよう人々に関わるとともに、ウェルビーイングを高めるための変革に向けて人々とともにさまざまな構造に働きかける」と解説が加えられている。

本来、ソーシャルワークは、「個別具体的な課題解決に取り組み(実践し)つつ(ミクロ)」「その取り組みを通して現行の制度や仕組みの不具合を問い直し(マクロを視野に入れ)」「個別な生活課題が生み出される社会的な背景、社会問題を問い(福祉課題に限らないマクロ視点を持ち)」「世の中のあり様について警笛を鳴らしつつ、同時に解決の手立て、仕組みをインフォーマル、フォーマルにつくる(マクロ視点での気づきに基づくソーシャルワークの価値の根幹を現実化する)」ものであり、ソーシャルアクションをしてこそ、ソーシャルワークであって、その担い手こそがソーシャルワーカーであるといっても過言ではないであろう。

繰り返し、グローバル定義の注釈の言葉を借りれば、ソーシャルワークは、「人々が主体的に生活課題に取り組みウェルビーイングを高められるよう(ミクロ:報告者追記)にし、「ウェルビーイングを高めるために変革に向けて人々とともに様々な構造に働きかける(メゾ、マクロ:報告者追記)」のである。

現代社会には多様な課題が存在する。こうした課題に対する社会的な活動及び事業・実践とその担い手もまた多様化している。サービス供給主体

の多元化だけを見ても、社会福祉専門職種の専売特許ではなくなってきている。むしろ、無資格でNPOを設立した住民主体の法人格の方が、大胆かつ迅速に活動を展開していることさえある。

社会福祉士・介護福祉士法が成立して30年を迎えようとしている今、社会福祉士養成のカリキュラムを見ても、「現行制度理解の知識偏重」も指摘され、社会福祉士（もしくはソーシャルワーカー）は、直接ケア業務に従事する介護福祉士ほどには重要視されないのではないかという危惧さえある。

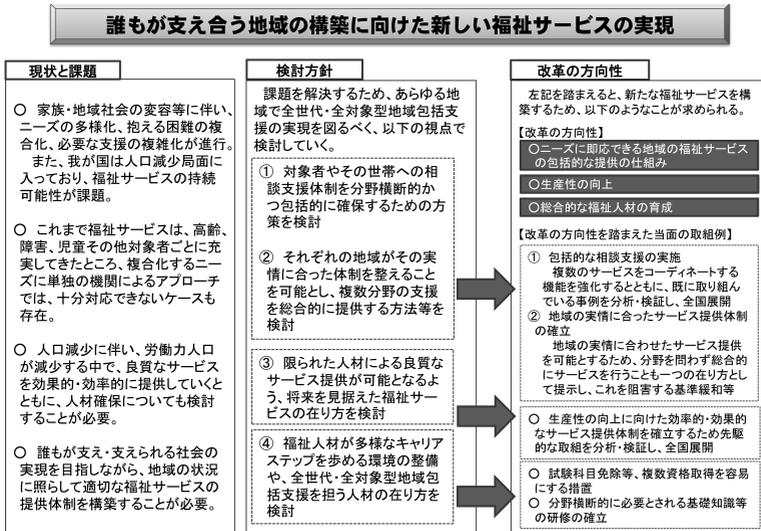
ソーシャルワーカーデーの開催が、社会福祉専門職であるソーシャルワーカーの普及・啓発、社会的認知度の向上をめざしている点を踏まえても、その業務内容の現状を広く周知できていないという課題が浮かび上がる。

2. 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン（「新福祉ビジョン」）をめぐって

（1）厚生労働省の「新福祉ビジョン」

厚生労働省の「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」が、2015年9月17日に「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉提供ビジョン（以下、「新福祉ビジョン」）」を示した（注4）。

図4 「新福祉ビジョン」概要



http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/siryoul_11.pdf

「新福祉ビジョン」が示した現状と課題は以下の4点であった。①家族・地域社会の変化に伴い、複雑化する支援ニーズへの対応、②高齢、障害、児童といった対象ごとの福祉サービスではなく、複合化するニーズへの対応、③人口減少社会における福祉人材の確保と質の高いサービスを効率的に提供する必要性の高まり、④誰もが支え合う社会の実現の必要性和地域の支援ニーズの変化への対応である。

こうした現状を踏まえ、「新福祉ビジョン」では、その検討の視点と改革の方向性について、以下の3点を示した。

それは、①新しい地域包括支援体制の確立、②生産性の向上と効率的なサービス提供体制の確立、③総合的な福祉人材の確保・育成である。

①新しい地域包括支援体制の確立では、すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり（「新福祉ビジョン」では、「全世代・全対象型地域包括支援」）が不可欠であるとし、地域包括ケアシス

テムの構築により、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」が一体的に提供される体制の確立をめざすとしている。また、高齢者介護、障害者福祉、子育て支援、生活困窮などの専門分野別の支援を提供するほかにも、分野を問わず、複数分野の支援を総合的に提供する方法の検討および、包括的な相談支援の実施や地域の実情に見合った総合的なサービスの提供体制の確立などを住民参加型のまちづくりに取り組むことも示した。②の生産性の向上と効率的なサービス提供体制の確立では、人口減少による人材の確保の困難さに加え、充実したサービスを継続して提供するため、少人数でのサービス提供が図られるような福祉サービスのあり方を検討することとしている。③の総合的な福祉人材の確保・育成においては、福祉分野業務に限定したキャリアステップのみならず、ライフステージに応じて異なる分野で活躍できる環境整備の検討の必要に言及した。

特に、新しい包括的な相談支援システムについては、①相談受付の包括化とともに、そのみではなく、②複合的な課題に対する適切なアセスメントと支援のコーディネートや、③ネットワークの強化と関係機関との調整に至る一貫したシステムであり、④また必要な社会資源を積極的に開発していくものであるとされる。

国は、こうした新しい地域包括支援体制の確立のためには、福祉人材のあり方を検討することの必要性も示している。新しい地域包括支援体制において求められる人材像としては、①要援護者やその世帯が抱える複合的な課題に対して、切れ目ない包括的な支援が一貫して行われるよう、支援内容のマネジメントを行うこと、②複合化、困難化した課題に対し、個別分野ごとに異なる者がサービスを提供することが困難な場合もあるため、地域の実情に応じて、分野横断的に福祉サービスを提供できることとされる。こうした担い手は、①複合的な課題に対する適切なアセスメントと、様々な支援のコーディネートや助言を行い、様々な社会資源を活用して総合的な支援プランを策定することができる人材、②福祉サービスの提供の担い手として、特定の分野に関する専門性のみならず福祉サービス全般に

ついでに一定の基本的な知見・技能を有する人材が求められるとされる。このように、求められる人材には、複数分野を束ね、求められる支援に見合った業務とマンパワーをコーディネートし、自らの専門分野の他に分野横断的な福祉の基礎知識を活用して臨機応変に実践を展開することのできる人材の確保・育成について言及されている。

こうした業務や役割は、これまでに社会福祉専門職であるソーシャルワーカーなかでも、日本においては、国家資格化を進めるなかで社会福祉士及び精神保健福祉士の業務として求めてきたものと言える。

だが、「新福祉ビジョン」に支援の担い手としての介護福祉士についての言及は複数回あるものの、ソーシャルワーク機能を担う社会福祉士については、「4. 新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保」のうち「(2) 新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保のための具体的方策」の「①包括的な相談支援システム構築のモデル的な実施等」において「専門的知識及び技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導、関係者との連絡・調整その他の援助を行うものとして位置付けられている社会福祉士については、複合的な課題を抱える者の支援においてその知識・技能を発揮することが期待されることから、新しい地域包括支援体制におけるコーディネート人材としての活用を含め、その在り方や機能を明確化する」と言及されているにとどまり、精神保健福祉士としては、一切の言及がなかった。

(2) ソーシャルワーク教育団体連絡協議会の「最終報告」

この「新福祉ビジョン」に対する、社会福祉専門職養成の各団体（日本社会福祉士養成校協会、日本精神保健福祉士養成校協会、日本社会福祉教育学校連盟）で構成する「ソーシャルワーク教育団体連絡協議会」による「新福祉ビジョン特別委員会」による見解は、2016年5月9日に「中間報告」、2016年10月30日に「ソーシャルワーカー養成教育の改革・改善の課題と論点〈最終報告〉（以下、「最終報告」）により示された（注5）。

「最終報告」では、「新福祉ビジョン」の示した2つの改革の方向性のうち、①新しい地域包括支援体制の確立については、「分野を問わず」「前世代・全対象型」の「新しい地域包括支援体制の確立」は、福祉関係者・研究者が長年求めてきたものであるとし、新たに始まる「新福祉ビジョン」の「モデル事業（「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」）に積極的に参加・協力する必要があるとしている。また、②生産性の向上と効率的なサービス提供体制の確立についても、今後の人口減少・高齢化と福祉ニーズの拡大を踏まえ、避けては通れない課題としている。さらに、③総合的な福祉人材の確保・育成については、「特定の分野に関する専門性のみならず福祉サービス全般についての一定の基本的な知見・技能」を有しながら、「分野横断的な福祉サービスを提供」し、アセスメント、マネジメント、コーディネート能力を持つ人材の育成が、福祉系大学に課された新しく重要な課題として評価を示した。

さらに、ソーシャルワーカー養成脅威の改革のための中長期的な視点と論点を示しつつ、社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育改善のための短期的課題を提示した。その主な内容は、講義及び演習、実習内容に言及した以下の6点が示された。それは、①養成時間の上限とジェネリックな視点からの科目の見直し、②ソーシャルワークの実践力を身につける、③教育目標の明確化と講義科目と演習の関連、④多職種連携とケアに関する科目、⑤社会福祉士と精神保健福祉士の共通化について、さらに⑥実習に関連する改善の方向性（主には、実習時間の増加、実習指定施設の範囲拡大、相談援助実習におけるICTの活用など）である。

ソーシャルワークは、その専門職倫理からしても、常に本人の意思、ニーズに立ち返りながら、その支援内容を支援チームに問い続けながら、個別の課題とその解決法を具体化しつつ、今後に生かし、仕組みを問い、変化させ続けるものといえる。こうした営みは、個別ケースを共有することを通して、ひとつづくり、まちづくりへと展開される。その出発点は、生活の場に立ち入り、しかも本人や専門職者を含む関係者の迷いや揺らぎに、身

近に頻回に添うという強みを持ちあわせている。

本稿を通して、ミクロ支援である個別支援から、地域課題の抽出、地域システムの構築に向けたメゾ、マクロにつながるソーシャルワーカーの業務の実際を示すこととしたい。

(注)

注1 ソーシャルワーカーデーは、2009年7月20日より、社会福祉士や精神保健福祉士などのソーシャルワーカーの社会的認知度を高め、その活動を推進・普及する活動として始められ、全国各地で関連事業が開催されている。これは、全国の社会福祉関係団体が創設した記念日で、毎年、7月の第3月曜日とされている。毎年、この前後に全国で関連の普及・啓発イベントが開催されている。「ソーシャルワーカーデー2016 in あいち」は、日本社会福祉教育学校連盟、日本社会福祉士養成校協会に所属する愛知県内の大学等と、愛知県医療ソーシャルワーカー協会、愛知県精神保健福祉士協会、愛知県社会福祉士会等の代表者が実行委員会形式で企画、開催し、愛知県下としては5年目の開催であった。2016年度は、「地域包括ケアとソーシャルワーク -地域での生活を支える-」を大会テーマとし、第1部は、「ソーシャルワーカーの魅力を語ろう」と題し、社会福祉現場でソーシャルワーカーとして活躍することを希望する現役大学生と現場実践に従事して数年の若手ソーシャルワーカーとの対話形式で開催された。第2部では、大会テーマである「地域包括ケアとソーシャルワーク-地域での生活を支える-」と題し、現場でベテランソーシャルワーカーとして活躍する3者に登壇いただいた。本稿は、この第2部の報告を基本としつつ、加筆修正したものである。

注2 こうした地域包括ケアシステムの構想は、2008年に厚生労働省老人保健健康増進等事業の一環として設立された「地域包括ケア研究

会（座長：田中茂：当時 慶應義塾大学大学院教授）」による研究内容に基づく予想される。同研究会が2016年3月に示した『地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業報告書<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント』は以下のサイトを参照。三菱UFJリサーチ&コンサルティング「平成27年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）」の採択案件の成果報告書の公表について）http://www.murc.jp/uploads/2016/05/koukai_160518_c1.pdf（2017.1.14 検索）なお、途中経過の年度別報告書や論点整理の報告書は、厚生労働省のサイト「地域包括ケアシステム 6. 関連情報 地域包括ケアシステムに関する主な報告書」にも掲載されている。厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/（2017.1.14. 検索）

注3 日本語定訳より。本訳は、公益財団法人日本精神保健福祉士協会ホームページより全文を読むことが可能。

<http://japsw.or.jp/international/ifsw/global-definition-of-sw-jp.pdf>（2017.1.14. 検索）

注4 全文は、厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」（2015.9.17.）「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉提供ビジョン」を参照。

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/bijon.pdf>（2017.1.14. 検索）

さらに、「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表（案）は、以下のサイトを参照のこと。厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000->

Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu - Kikakuka / 0000117426.pdf (2017.1.14.)

注5 全文は、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会ホームページより参照可能。

ソーシャルワーク教育団体連絡協議会「新福祉ビジョン特別委員会」(2016.10.30.)「ソーシャルワーカー養成教育の改革・改善の課題と論点」<最終報告>

http://www.jascsw.jp/doc/20161030shinhukushivison_last.pdf
(2017.1.14. 検索)

また、同委員会委員長の二木 立(日本社会福祉教育学校連盟会長・日本福祉大学学長(当時))による2015年11月1日時点での見解(2015年11月1日に京都にて開催された「第45回全国社会福祉教育セミナー【京都2015】ソーシャルワーク教育団体連絡協議会主催緊急企画」発題内容も参照のこと。二木 立(2016)「厚生労働省PT『福祉の提供ビジョン』をどう読むか」『日本福祉大学社会福祉論集』第134号, 1-8.)

(参考文献)

- ・「ソーシャルワーカーデー2016 in あいち」実行委員会(2016.7.10.)『ソーシャルワーカーデー2016 in あいち報告資料』
- ・二木立(2016)「厚生労働省PT『福祉の提供ビジョン』をどう読むか」『日本福祉大学社会福祉論集』第134号, 1-8.
- ・野口定久(2016)「ソーシャルワーカーデー2016 in あいち 実行委員長挨拶」『ソーシャルワーカーデー2016 in あいち報告資料』p.1
- ・公益財団法人 社会福祉振興・試験センターホームページ
<http://www.sssc.or.jp/> (2017.1.14. 検索)
- ・厚生労働省「地域包括ケアシステム」サイト
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/

- kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu／（2017.1.14. 検索）
- ・公益財団法人日本精神保健福祉士協会ホームページ
http://japsw.or.jp／（2017.1.14. 検索）
 - ・厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」
（2015.9.17.）「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉提供ビジョン」
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/bijon.pdf
（2017.1.14. 検索）
 - ・厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」
（2015.9.17.）「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉提供ビジョン」概要説明資料
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/siryoul_11.pdf
 - ・ソーシャルワーク教育団体連絡協議会「新福祉ビジョン特別委員会」
（2016.10.30.）「ソーシャルワーカー養成教育の改革・改善の課題と論点」＜最終報告＞
http://www.jascsw.jp/doc/20161030shinhukushivison_last.pdf
（2017.1.14. 検索）
 - ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「平成 27 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）」の採択案件の成果報告書の公表について）http://www.murc.jp/uploads/2016/05/koukai_160518_c1.pdf（2017.1.14 検索）

<実践報告>

地域包括ケアとソーシャルワーク

～地域での生活を支える：地域密着の実践から～

近 藤 芳 江

はじめに

ソーシャルワーカーデーにて登壇の依頼を頂いた時、ソーシャルワーカーとして何をしているのかを振り返る機会をいただいたと感じた。報告者は、介護支援専門員として、自転車で訪問可能な地域で、利用者が自宅で暮らしていただけるように相違工夫してきた。その体験を、事業所だけでなく、地域において広げたいと考え、区居他介護支援事業者連絡会幹事、名古屋市介護サービス事業者連絡会幹事、社会福祉士会理事として、名古屋市の各種委員会へ参加するなど、様々な立場で活動している。一方で、社会福祉士専門職後見人として成年後見人を受任しつつ、愛知県内での社会福祉士後見人の普及、啓発を行ってきている。活動の根本は、権利擁護の視点にたった活動だと考えている。利用者や被後見人に対して直接関わらせていただくミクロな領域から、地域のシステムへの提案をしながら、当事者である利用者やサービス事業者などとも一緒に考え行政などとも連携している。そうすることで、ミクロな支援がメゾの領域に少しでも影響を与えられるようにと考えている。今回、自身の業務や活動がソーシャルワーカーとして、本人に向かいあい、地域に働きかけるというソーシャルワークを行ってきていることをあらためて確認する機会をいただいた。

1. ミクロで本人に向かいあう環境

(1) 事業所が所在する地域

報告者は、N市にて介護支援専門員として居宅介護支援事業所に勤務し、ソーシャルワーカーとしてケアマネジメント業務をおこなっている。報告者の活動するN市は平成28年4月時点で人口229万5000人、区内人口16万7000人、高齢化率は約27.57パーセント、市内16区では2番目に高齢化が進んでおり、独居の高齢者人口は、N市で1番多い地域である。区内には、総合病院は5ヶ所、訪問診療所、居宅介護支援事業所が52ヶ所、介護サービス事業所も複数所在する在宅介護を可能とするフォーマルサービスは整っている地域である。

(2) 事業所の特徴

報告者の所属する事業所は、昭和10年代から、助産師・助産所として、開設しており、社会の変化に伴い、産後ケアから病院付き添いまで行う家政婦紹介所、訪問介護や居宅介護支援事業所を行う介護保険事業所へと事業転換してきた。そして、地域住民の方々に、最期まで、住み慣れた自宅で暮らしていただけることを目指している。

特徴として、サービス地域をすぐに駆けつけることができる自転車で概ね5分以内としている。そうすることで、訪問介護が頻回になっても、また、緊急時も、対応が可能となってくる。そして、5年以上の利用者は珍しくなく、長期間のお付き合いになる利用者が少なくない。15年以上関わらせていただく利用者も複数ある。また、事業所は、隣が食品スーパー、道路挟んで向かいはドラッグストア、3軒隣がゆうちょ銀行と日常的に買い物などに出かけることで、本人やご家族のモニタリングが可能な立地である。一方で、家政婦紹介所を営んでいたこともあり、看取りに対する抵抗感があまりなかったことも特徴といえる。

（3）介護支援専門員の仕事

居宅介護支援とは、介護保険法第7条5項に規定されている。その内容は、居宅サービス、地域密着型サービス、そのほか利用者が日常生活を送るために必要となる保険医療サービスまたは福祉サービスなどを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて、その心身の状況、おかれている環境、利用者本人や家族の希望などを考慮したうえで、利用するサービスの種類や内容、これを担当する者などを定めた計画を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者などの連絡・調整を行うことである。

（4）ソーシャルワーカーとしての視点

報告者は、ソーシャルワーカーの専門性を意識して、介護支援専門員の業務をおこなっている。その一つは、利用者の権利擁護を意識し、支援を提供している。本人の希望が「自宅で最期まで、家で死にたい」と、その人らしい生活を送ることができる権利を保障していくという積極的権利擁護を意識しているのである。そのためには、日々、利用者・家族に耳を傾け、エンパワメントに徹し、時には、代弁することで、自分らしく生きる権利を保障する支援の方法を常に模索している。また、個別の事例から、経験したことを振り返り、地域へ働きかけるということ意識して委員会などに出席し、発言している。

2. 個別事例を通して

本稿では、「ソーシャルワーカーデー in あいち」の当日報告で取り上げた5事例を取り上げたうち、3事例を取り上げる。

（1）事例1：一人暮らしでも、好きなビールを最期まで楽しんだAさん

Aさんは、90歳代の男性、一人暮らし、要介護5、高齢者日常生活自立度B、認知症日常生活自立度Ⅱa、病名は、アルツハイマー型認知症、転倒による硬膜下血腫もある。生活全般に介助が必要になってきており、

1日をベッド上で過ごしていた。好きなビールを冷蔵庫に取りに行くこと、ベッド横のポータブルトイレを使うこと、ビールを注文し、酒屋さんがビールを配達する時には、玄関までの5メートルほども鍵を開けるためになんとか歩いていた。Aさんは、「ビールが好き。テレビを見ながら、気ままな暮らしがしたい。入院はもう嫌だ」デイサービスは体験してみたが、「行きたくない」といい、利用には至らなかった。Aさんは、訪問診療、訪問看護週1回、訪問介護1日2回のサービスを利用し、隣の奥さんの訪問もあり、ゴミ出しなどの協力もあり、生活が支えられた。

支援関係者の中では、本人の意思を尊重し、好きなビールを飲みながら、気ままに暮らしており、本人らしい生活を続けていただけたと思っていたのだが、Aさんについて、某テレビ局の放映で一人暮らしの認知症高齢者で「かわいそうな人」という印象の報道がされた。最後は自宅にて、転倒しているところを朝のヘルパー訪問時に発見され、主治医に最期を看取っていただいた。

客観的には、Aさんを「ひとりで、十分な支援を受けず、かわいそうな人」と捉えられたかもしれない。しかし、親族と本人らしい生活を保障しようと、関わってきた支援者の間では「好きなビールを最後まで楽しみながら、ひとり暮らしを全うできた」と振り返っている。人それぞれ異なる価値観があり、本人に寄り添い、一緒に考えて自分の価値観を押し付けないで、チームで支援することで、Aさんの希望は叶えられたと考えている。

(2) 事例2：精神病院入院から、本人の生きる意欲を掻き立てる自宅で療養することにより、食事が摂れるようになったBさん

Bさんは、70歳代の男性、要介護5、奥さんと二人暮らしで、子供はいない。高齢者日常生活自立度C2、認知症日常生活自立度Ⅳ、60歳代からの若年性アルツハイマー認知症と診断されていた。前任のケアマネジャーの時に、デイサービスやヘルパーを利用することで、在宅生活を送ってい

た。しかし、認知症による周辺症状が悪化し、小規模多機能施設を利用することになった。しかしながら、そこでの対応が困難になり、精神病院への入院となる。約1ヶ月、本人は、口から食べることなく、点滴で栄養をなんとか摂っていた。そのため、病院から胃瘻を勧められが、妻は、胃瘻にするなら自宅で看取ってもいいという覚悟で退院し、自宅での療養看護を決意する。そのため、在宅で訪問診療を引き受けてくれる診療所や、ケアマネジャーを探され、奥さんからの依頼をうけて、ケアマネジャーとして関わらせていただくこととなった。その後、入院中の精神病院 PSW（精神科ソーシャルワーカー）、自宅での訪問診療医、訪問看護、訪問介護、福祉用具、訪問入浴、訪問歯科などの在宅サービスを調整する。経口摂取を1ヶ月もしていないため、訪問看護師による嚥下評価を行い、訪問歯科医による嚥下訓練を調整する。また、入院中入浴もしておらず、約1ヶ月の間、ベッド上だったため、訪問入浴を開始する。入院中のトラウマか、介護への抵抗もみられた。訪問介護、訪問看護では、エマニチュード（フランス生まれの新しい認知症ケアの手法）を取り入れ、介護抵抗が徐々に少なくなっていく。退院後、1ヶ月には、車椅子へ移乗し、普通食を食べ、デイサービスの利用も始まっていた。約3ヶ月後には、介助にて歩行できるようになっていた。ベッド上の生活から、椅子への生活へ、また、食事も、介助から自分で箸を使って食べられるまでになっていた。

このBさんを通じ、認知症の周辺症状の悪化により、精神病院へ入院してしまうこともあること、しかし、このまま入院生活が続いていたら、ベッド上で、最期を迎えていたかもしれない、しかしながら、家族の強い思いに動かされ、支援者がチームを組むことで、在宅での生活は可能になること、また、人間らしさがもどり、身体機能的にも改善されることを経験させていただいた。

(3) 事例3:100歳を過ぎ、寝たきり状態でも、支援を受けながら一人暮らしを希望し、最期もその自宅でヘルパーに看取られ自分の希望を全うし

たCさん

Cさんは、100歳代の女性、要介護5、高齢者日常生活自立度C2、認知症日常生活自立度IIa、狭心症、緑内障と診断されていた。7年間関わらせていただき、支援当初は、主治医から「病院受診は、一人で来ないで、誰か付き添って来るように」との言葉から、介護保険の支援が開始された。徐々にADLは低下していき、最後の約3年間は、寝たきりの状態で、一人アパートで過ごした。そのころには、生活全般に介助が必要であり、誤嚥しやすく、視力もほとんどなく、難聴で、大きな声でやっと聞こえるという状況だった。Cさんの希望は、「息子が暮らしていたこのアパートで最後まで暮らしたい」ということであった。支援体制としては、訪問診療は内科、眼科が2週間に1回、必要に訪問歯科、訪問看護は週1回、訪問介護は1日3回、訪問入浴は介護保険の限度額の関係で、2週間に1回利用した。担当者会議で、主治医から「こんな状態は、考えられない」という言葉に対し、Cさんから「救急車には乗りたくない。病院は嫌」との言葉に、主治医も、この状況を納得し、支援者はチームで対応していくことになる。最後は、食事摂取量がしだいに減少していき、主治医から「無理して食べてもらわなくてもいいよ」との連絡をいただき、家族への説明がされた。最期は、ヘルパー訪問時に、息を引き取った。その後、主治医に連絡し、嫁と一緒に死亡確認をおこなった。

この事例を通じ、本人の意向を大切にすることと支援のあるべき状況の違いとのジレンマを感じながらの支援することを体験した。このような状況で、ひとりで暮らすことが本当に本人の望むことなのか、最期の看取りがヘルパーで、親族に囲まれずに亡くなるのが幸せなのかを考えさせられた。本人の思いを全うすることは、家族や親族、支援者チームの方針が同じ方向を向いていくことで可能になること、そして、本人の希望を伝えやすい環境を整えることで、可能になることを経験することができた。

3. 介護支援専門員として、どのように考えるか

報告者は、以下のようなことを留意するケアマネジャーでありたいと考えている。

①自分の価値観を押し付けないで、利用者と一緒に考えること、しかしながら、②利用者にとって、本当に最善の利益は何なのか日々、葛藤し、問い続けること、③利用者の真の気持ちを聞くためには、教えていただけないと支援が始まらないと考えるため、言われやすく利用者に接すること、④物事には、両面の要素がある。しかし常に、ポジティブに考えるよう工夫をすること、⑤できないとすぐに諦めず、協力者を探し、周りを巻き込むことで、できないこともできる事もあること、そして、⑥利用者が遠慮無しでありのままにいられ、本人らしく暮らせるのは自宅だと考え、それが本人の縄張りであること、だが、⑦いつも利用者と一緒に揺れながらどうしたらいいのか迷うこともあること、しかし、⑧支援させていただくケアマネジャー自身が心身ともに元気でないと支援ができないため、いつも元気であること、以上8点である。

そんなケアマネジャーであるためには以下の点を心がけている。

①利用者に話していただける環境作り、緊張するような環境や信頼関係ができていないと本心を教えていただけない。②利用者のことは興味をもって聞く、その人を知りたい、一緒に考えたい、どうしたら、その人が生き生きしてもらえるか理解するには、この気持ちが必要。③今までやったこともないことも、工夫してできないか、そうすることでその方のみならず、支援が広がっていくと考える。④福祉専門職は、医療の専門家と壁があるといわれているが、一緒に話しをする、すると、利用者の支援が円滑に、また、利用者で医療の専門家の関係が良くなる。⑤つつい専門家から、例えば、「在宅生活が難しい」と助言されると、利用者は、可能性はあるのに自宅への退院を諦めてしまう。したがって、諦めなくてもいいようにエンパワメントする。⑥サービス事業者には、利用者の生活の質が向上するように、そのために、その事業所の技術が向上するよう応援する。

以上6点である。

報告者は、これから何をするか。まずは、会社において地域に根ざしたサービス提供を行うこと、次に、居宅介護支援専門員の現場実務から、発信して地域、K区の地域福祉を、そして、N市の地域福祉を考えていきたいと思っている。

最後に、報告者はミクローメゾーマクロの基点となる、利用者中心、利用者と一緒に考える、そこから出発することから地域課題を見出し、支援のあり方構築につながると考えている。そして、ソーシャルワーカーという専門職として、ミクロナ現場から、メゾレベルの地域へ、発信していくソーシャルアクションに繋がる社会福祉士を目指している。

<実践報告>

地域包括ケアとソーシャルワーク

～地域での生活を支える：個別の課題を地域課題に～

中 川 学

はじめに

報告者は、精神保健福祉士として蒲郡で仕事をはじめ12年が経つ。障害者自立支援法に相談支援事業が盛り込まれ、蒲郡市では相談支援事業を行うために平成19年に蒲郡市社会福祉協議会に相談支援事業を委託し、蒲郡市障がい者支援センターができた。当時、報告者が働いていた小規模作業所は地域活動支援センターとして、運営母体を家族会から蒲郡市社会福祉協議会へ変え、蒲郡市障がい者支援センター内の一つの事業として位置付けられた。報告者は現在、相談支援専門員として働いている。

蒲郡市障がい者支援センターで行う相談支援は、市からの委託相談の他に、指定特定相談支援事業（障害福祉サービスを利用するときに必要なサービス等利用計画を立てることが出来る）と指定一般相談支援事業（入所施設や精神科病院等から地域生活への移行を支援するために地域移行支援と地域定着支援を行う）を行っている。

また、障害をお持ちの方、またそのご家族や支援者からのご相談に他の機関とも連携・協力して応じており、個別の困りごとや課題を解決するために、必要に応じて福祉サービスの利用等を検討、サービス等利用計画を作成してのる。

日々の相談業務の中で困りごとや課題を整理し、自立支援協議会で検討し蒲郡の課題、地域課題を把握している。個々の課題の解決とともに、地

域の課題を整理・解決していくことにより、障害をお持ちの方の地域での生活を支え、障害があってもなくてもご本人らしく暮らせる街づくりに取り組んでいる。

今回の報告では、個別の相談ケースから地域課題を抽出し、仕組みづくりへとつなげるソーシャルワークについて述べたい。

1. 個別の課題を地域の課題としてとらえるための蒲郡市自立支援協議会

(1) 蒲郡市障がい者支援センター

蒲郡市障がい者支援センターを加えた、市内5つの相談事業所が市から相談支援事業を委託されている。また蒲郡市障がい者支援センターは、相談支援体制の強化のため基幹相談支援センターを委託されている。基幹相談支援センターは市内の相談支援事業所に専門的指導や助言、人材育成、連携強化の取り組みを行っている。他に障がい者虐待防止センター、自立支援協議会の事務局、地域活動支援センター、就労継続支援B型事業、夏休み等の学齢児日中一次支援事業等を行っている。

(2) 蒲郡市障害者自立支援協議会の役割と運営

蒲郡市では蒲郡市自立支援協議会を設置し、個別の相談や課題を整理している。個別の相談に対して相談支援専門員は行政やその他の関係機関と連携し課題解決に努めるが、障害福祉サービスの利用や、それまでの支援方法だけでは解決しがたい課題が出てくる。それらを共有、検討することで新たな解決策をみいだす。現行の制度や社会資源だけではどうにも解決できない課題は、ご本人の課題ではなく、地域の課題としてとらえることが出来る。協議会で検討し当面どのように対応するのか、またそれらを蓄積することで、地域の課題としてどのような社会資源や体制を作っていくか検討していくことになる。

例えば、蒲郡市障がい者支援センターで行っている夏休み等の学齢児日

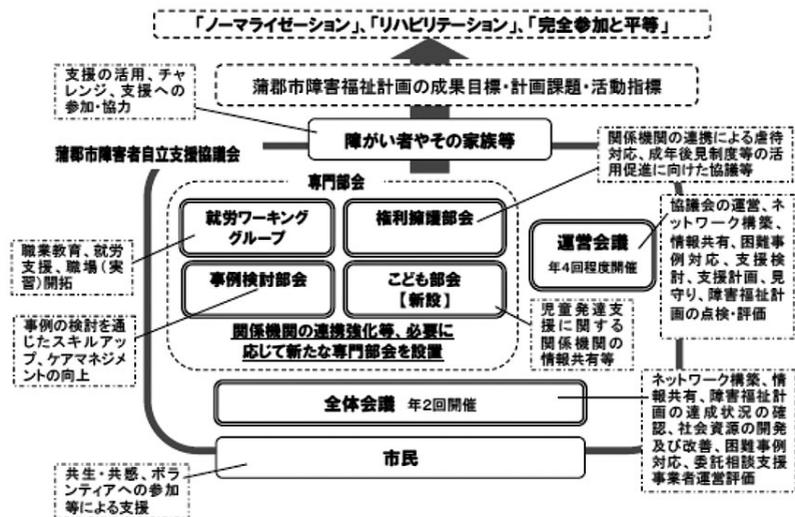
中一次支援事業は、子供の支援を行う社会資源が十分でなかった時期に、自立支援協議会で生まれた蒲郡市独自の事業である。

蒲郡市障害者自立支援協議会は大きく、全体会議、運営会議、専門部会からなっている（図1参照）。専門部会には就労ワーキンググループ、権利擁護部会、事例検討部会、子供部会がある。それぞれの専門部会で分野や目的ごとに検討を行い、具体的に個別の案件に取り組むことが多くある。また専門部会は必要に応じて新設している。

運営会議で協議会の運営を行っており、困難な事例の対応や支援検討を行う、障害福祉計画の点検や評価を行う、経過や目指すべき方向性を確認している。

相談支援専門員が相談支援を行う中で、ご本人やご家族、支援者からでた個別の困りごとや課題などがもととなり、全体会議で社会資源の開発及び改善行っている。

図1 蒲郡市障害者自立支援協議会の役割と運営のイメージ
（蒲郡市第4期障害福祉計画 概要版 平成27年3月 蒲郡市 より）



2. 個別支援のケースから

ここからは、個別支援ケースを通して、地域全体の取り組みにつながった事例について、支援プロセスに沿って記すこととする。ご本人は40代女性、統合失調症で一人暮らし、長い引きこもりから精神科病院入院となり、約一年の治療の後、地域生活へ移行し、現在は地域で支援をうけ生活を続けている。

(1) 支援のはじまり

ご家族を支援している地域包括支援センターから蒲郡市障がい者支援センターへ情報があり、関わりを開始。まったく外出しないで、ご家族が何とかご本人を支えている状態が十数年続いていた。住まいは老朽化、風呂やテレビ、冷蔵庫やエアコンなど電化製品はなく、床は抜け落ちている状態。まともな生活が送れる環境ではありません。同居の親族が亡くなり、近所に住む家族は高齢となり、ご本人をそれまで通り支えることが出来なくなっていた。ご本人は統合失調症の症状から意味不明な発言を繰り返し、夜中に奇声をあげ、近隣住民からは「どうにかしろ」「どこかへ連れて行け」などと苦情が上がっていた。

(2) 受診の支援

報告者は、まず適切な医療につなぐ事を目標に支援を開始した。ご本人は十数年の引きこもり生活から、なかなか他者を受け入れることができなかった。当時は自立支援協議会の専門部会で、どのように精神科病院受診に繋げるか、福祉サービスの利用等に繋げるかを検討した。試行錯誤がうまく行かず、本人との信頼関係を構築する事を目標に検討し、ご本人と関係を作るのに長い時間がかかった。

家庭訪問を繰り返し、ご本人とコミュニケーションが取れるようになってくると、少しずつ希望を聞くことが出来るようになる。希望を叶えるための支援のアイデアはあるのに、ご本人が支援を受け入れられない状態で

あった。病院に強い拒否があり、未治療のままで関わりを続けた。

繰り返しのやり取りでご本人が近所のコンビニ、市役所と出かけられるようになり、近所の人々がゴミ捨てを手伝ってくれるようになった。二年近くかかったが、結果的に市民病院内科への受診ができた。市民病院の対応がよかったために、受診への抵抗が無くなり、本人の希望で精神病院へ受診、結果入院する事が出来た。ご本人は「病院って怖いところだと思っていた」「入院して良かった」「味噌汁が温かくておいしい」「看護師さんがやさしくていろいろ手伝ってくれる」と話してくれました。入院時には栄養状態も悪く、歩くこともおぼつかないような状態。家族や近所の人、支援者はホッとして喜んだことを覚えている。

（3）精神科病院入院治療

ご本人は長らく未治療、乱れた生活だったため、統合失調症以外にも健康状態は良くなく、治療に時間がかかった。報告者も忘れていたわけではないが、入院して八ヶ月が経っていた。病院の精神保健福祉士から報告者へ連絡があった。担当精神保健福祉士も入院までの経過、地域の関わりを知っていたため、何とか地域生活へ戻れないかと考えてくれていたのだ。

精神保健福祉士が調整し、病院で会議が開かれ、地域の関係者を呼んでくれたのだ。会議では主治医から、病状が残っており、常に「生霊」がそばにいると感じている状態。病棟でも「生霊」に対して大きな声をだす。病識がなく、服薬の必要性感じていない。課題が多数あり、このままでは長期の入院の可能性のある事を確認した。

しかし、担当看護師から「入院当初から比べれば病状は回復している。」の発言をきっかけに、地域生活へ向けて、それぞれが支援できる事への話し合いとなった。主治医から「長期の入院も検討していたが、地域で十分な支援が得られるなら、外出、外泊など行い、その状況で退院に向けての可能性を探ってもよい。」と言ってもらえることが出来た。

(4) 地域移行支援

ご本人の「昔、友人と隣町で食べたフィッシュバーガーをもう一度食べてみたい」の希望から、初めての病院外出は、モスバーガー。地域移行支援計画を立て、退院に向けて支援をすることになった。本人の気持ちを確認し1週間に1回程度の訪問や同行を行い、その都度医療機関と事業所、家族で共有し支援を行った。

自宅の片づけ。衣類や生活に必要な物の購入。グループホームの見学・体験宿泊。B型事業所・地域活動支援センターの見学・体験利用。書類や事務手続き。相談支援専門員として、丁寧にご本人の希望を聞きながら、地域移行支援として支援を行った。病棟内では看護師と一緒に洗濯や服薬の練習。近所の人からは、新たな住まいとして近所の物件情報など提供してくださる方もいた。

ご本人と一緒に、初めて物件を見に行ったときには「きれいすぎて嫌だ。」と素直に喜ばず、本音を確認するのに苦勞を要した。

(5) 退院後の地域生活支援

地域移行支援として約3ヶ月の支援で退院となった。結果的にはグループホームに住み、送迎を利用し地域活動支援センターに通っている。精神科病院からは訪問看護に来てもらっており、一人で受診に行けるよう練習中、一度病状が悪化したこともあるがその後は安定している。買い物に出かけ、気に入った服を買うことができる。CDを買う事もできる。自分の部屋をお気に入りの小物で飾る事もできる。退院したことを家族も近所の人も喜んでくれた。グループホームへは家族だけでなく、近所の人も顔をだし、退院を喜んでくれる地域生活が実現した。

(6) ご本人の言葉

「退院して良かったにきまっとる」ご本人の退院後の感想である。一時は「入院して良かった」「ずっと入院していたい」と言っていた時期もあっ

た。

入院することが悪い事ではない。この方にとっても入院治療が必要で、治療を受けたことで健康を取り戻し、自分の希望を言えるようになった。しかし、治療が済んだら、必要が無くなったら退院するのは当然のことである。

社会から離れる時間が長くなると、ご本人や家族だけではどうにもならなくなってしまう事がある。ご本人が意欲を表現できなくなっていることもある。デリケートな調整、支援の工夫など環境を整える事で再び地域で生活できる人がいる事がわかった。

ご本人の気持ちを丁寧に確認し家族などとも共有することで、不安が安心に変わるのだ。

3. ソーシャルアクション

(1) 個別の課題から地域課題へ

蒲郡市では、相談支援、自立支援協議会が始まったばかりの頃は、精神病未治療のケースの相談が多くあった。市内には精神科クリニックはあるが、入院病床を持った精神科病院がない。当時はいかに適切な医療につながるか、医療機関と連携するかが地域課題の一つとなっていた。

医療機関や市役所、保健所と連携し受診や入院に繋ぐ、すぐに受診につながらなくてもご本人やご家族と関係性を築き、適切なタイミングで介入が出来るように準備する。受診につながるような助言が出来るような窓口対応。受診につながった後の支援。精神科病院から退院する方への支援。通院治療中断とならないよう支援の体制を整える。など自立支援協議会で検討されたことが蓄積され、支援の方法が増えている。まだまだであるが、個別のケースを通じて医療機関との連携が出来るようになった。

このご本人のように、入院中から支援を行うことで地域生活を再開できる方がいることが明らかとなった。では、他にも入院中から支援をうけたい人がいるのではないか。何人くらいいるのだろうか。どこの病院にいる

ののだろうか。その人はどのような人なのだろうか。ご本人は、どのような気持ちで入院をされているのだろうか。なぜ退院できないでいるのだろうか。様々なことが不明であることにも気づかされることとなった。

(2) 地域課題への対応

①入院患者調査

個別の課題を通して明らかとなった地域課題のうち、「受診につなぐ」という課題に対し検討がされてきた。現在は、入院治療の後、地域生活に戻れない方がいる事が課題になっている。市役所が中心となり、保健所の協力を得て入院患者の調査を行っている。今までも支援体制が整えば退院可能なかたの調査やアンケートは行われてきたが、具体的な個別の事までは把握できていなかった。そこで、蒲郡市民が入院している可能性のある精神科病院へ、入院患者の性別、生年月日、入院期間、入院形態、病名等を調査し、人数だけでなく、入院している方を個別に認識できるようにした。回答が得られた病院へ市役所、保健所とともに出向き、順次個別のお話を伺うこととし、調査を行うことで高齢の方、長期の入院になっている方が多いことが改めて明らかとなった。この方たちの個別の支援を始めれば、高齢者支援と障がい者支援との連携が課題になってくることも想像ができる。

②リーフレット作成

東三河南部圏域では各市の基幹相談支援センターが協力し、地域移行支援のリーフレットを作成した。ご本人向け、家族向け、医療機関向けに、地域が支援できる事を知ってもらうことに努めている。精神科病院は圏域にまたがってあるため、市がそれぞれで行うよりも圏域で共通したものを使用することが有効だと考えられる。入院中、ご本人から直接センターへ「退院したい。」と電話をくれた方もいます。リーフレットを活用し地域生活へ移行する支援が受けられることの周知に努めている（添付「資料1」リーフレット参照）。

③県や各専門団体との協働

県や各専門団体では地域移行に関する人材育成、体制づくりの研修が行われている。県の地域移行を考えるワーキンググループにも専門職団体の後押しをもらい関わる事が出来た。県の研修と連動する形で圏域レベルでの研修を行っている。そこにも先輩の力を借り、関わる事が出来た。先駆的に行っている地域から学び、我が町でも行えることを行う。また我が町で行っていることを発信する。地域での支援力を高め、支援体制を作り、ご本人やご家族、医療機関からご相談があった時にはしっかり受け止められるよう準備をしている。

おわりに

地域生活を支えるときに、まずはお一人お一人の生活を支えることから始まる。福祉サービスや制度などを使うことが目的ではなく、その方の生活を支える事を目的に、他機関や多職種と連携をしている。その時、個人の問題、課題で終わらせることなく、地域の課題としてとらえ、地域を作っていく必要があると気づいた。一事業所だけではどうにもならない事もある。圏域や県とも協働することが出来る事を知った。仕組みや体制、流れ、考え方など工夫や共有、発展させることが必要だと考え、現在も相談支援業務に取り組んでいる。

「資料 1」

東三河圏域 地域移行支援事業のご案内

【豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村】



豊橋市にお住まいの方

お問い合わせ先

豊川市にお住まいの方

とよはし総合相談支援センター

〒440-0055

豊橋市前畑町 115 番地 あいピア2 階

【TEL】0532-56-4111 【FAX】0532-57-2595

【メール】center@toyohashi-ssc.main.jp

豊川市障害者相談支援センター

〒442-0068

豊川市諏訪 3 丁目 242 番地 ウィズ豊川 2 階

【TEL】0533-83-8050 【FAX】0533-83-5222

【メール】shougai-shien@toyokawa-shakyo.or.jp

蒲郡市障がい者支援センター

〒443-0036

蒲郡市浜町 93 番地 浜町福祉センター内

【TEL】0533-68-3612 【FAX】0533-68-3623

【メール】g-shien@nrc.gamagori.aichi.jp

田原市障害者総合相談センター

〒441-3422

田原市赤石二丁目 2 番地 田原福祉センター内

【TEL】0531-23-3812 【FAX】0531-23-3110

【メール】shogaisha-sodan@chorus.ocn.ne.jp

蒲郡市にお住まいの方

新城市基幹相談支援センター

※H28.4～H28.9(開設準備室) 〒441-1383

新城市東入船 6-1 新城市福祉課内

※H28.10～ 〒441-1363

新城市東沖野 20-12 しんしろ福祉会館内

【TEL】0536-23-6270 【FAX】0536-23-6270

【メール】kikan-shinshiro@nijidete.com

田原市にお住まいの方

新城市・設楽町

東栄町・豊根村に

お住まいの方

<実践報告>

地域包括ケアとソーシャルワーク

～地域での生活を支える：在宅医療を支えるソーシャルワーク～

杉 戸 順 子

はじめに

医療ソーシャルワーカー（以下、MSW）の役割は、病院等の保健医療の場において、社会福祉の立場で経済的、心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図ることである（注1）。

急速な少子高齢化を背景に、病院は長期療養の場所ではなくなり、地域での在宅医療が推進されている。主に病院等で支援してきた MSW には、在宅医療の場でも、その支援が求められている。報告者も 10 年間、一般病院の MSW として療養者に寄り添ってきた。その経験を経て、現在、「一般社団法人名古屋市医師会 中区在宅医療・介護連携支援センター（以下、中区支援センター）」で在宅医療の推進に携わっている。

今回、「ソーシャルワーカーデー in あいち 2016」に登壇し、在宅医療の場で働く MSW として報告することとなり、その支援の在り方を病院での経験も踏まえながら考察した。

1. 在宅医療が推進される社会的背景

(1) 社会の現状と地域包括ケアシステム

約 800 万人の団塊の世代が、2015 年に 65 歳以上となった。この世代が後期高齢者となる 2025 年は、高齢化のピークといわれている。国は、これ以降の医療と介護の需要増加、認知症高齢者の増加を見込んで、地域包

括ケアシステムの構築を目指してきた。

地域包括ケアシステムは、「人生の最後まで、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けること」ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するシステムである。認知症高齢者の地域での生活を支えるため、また、都市部と町村部で高齢化の地域差が生じていることから、市町村や都道府県が地域の特性に基づいて主体的に作り上げていく必要がある（注2）。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

地域包括ケアシステムのなかで、一体的なサービス提供を図るためには、医療と介護の連携推進が必須である。国は、平成23年度から在宅医療提供機関を連携拠点とする「在宅医療連携拠点事業（図1）」に取り組んだ。地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指したモデル事業である。

その成果を踏まえ、平成27年度からは、「在宅医療・介護連携推進事業（図2）」が、介護保険法における地域支援事業の包括的支援事業として行われることとなった。平成30年4月からは、すべての市区町村で取り組み、事業の一部は、郡市区医師会等に委託することができる。在宅医療・介護連携推進事業の事業項目は、以下の8つである（注3）。

「在宅医療・介護連携推進事業」の事業項目

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関・介護事業者等の情報収集、リスト・マップの作成、活用

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状把握と課題抽出、対応策の検討

(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築

- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
情報共有ツールの整備、地域の医療・介護関係者間の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口の設置・運営
- (カ) 医療・介護関係者の研修
医療・介護関係者の連携を実現するための研修、医療関係者への介護・介護関係者への医療の研修等を行う
- (キ) 地域住民への普及啓発
在宅医療や介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等より、地域住民の在宅医療・介護連携への理解を促進する
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携
同一の二次医療圏内や隣接する市区町村等の広域連携が必要な事業の検討

図1 在宅医療連携拠点事業

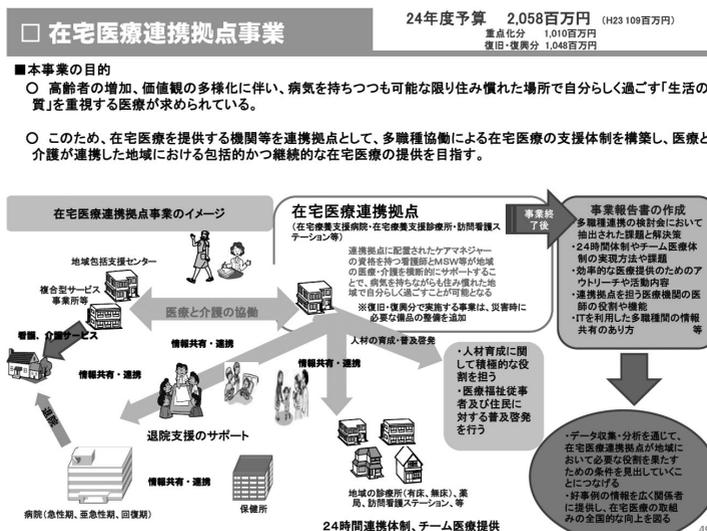


図 2 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

○在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果、それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。

○介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、都市区医師会等と連携しつつ取り組む。

○実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。

○各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。

○事業項目の一部を都市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。

○都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

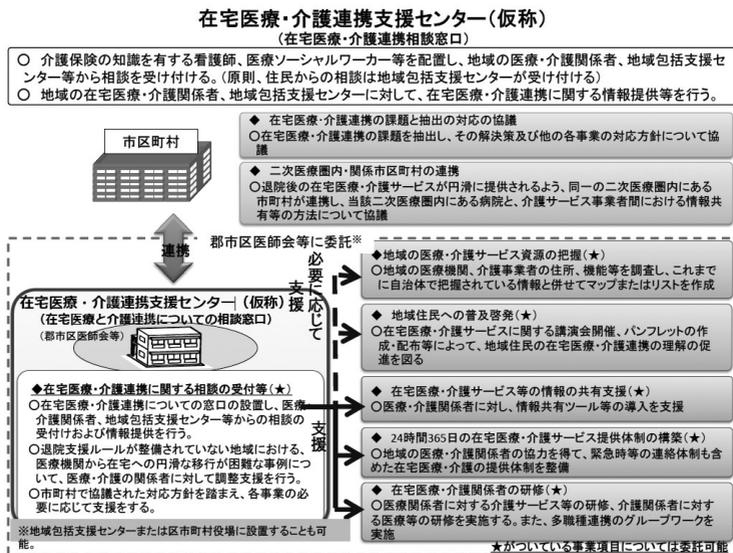
<p>(ア)地域の医療・介護の資源の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域の医療機関の分布、医療機能把握し、リスト・マップ化 ◆必要に応じて、連携に有効な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応可能な日時等）を調査 ◆結果を関係機関で共有 	<p>(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援 ◆在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用 	<p>(キ)地域住民への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催 ◆パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発 ◆在宅での看取りについての講義会の開催等 
<p>(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域の医療・介護関係者等が参加する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討 	<p>(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置、連携により、連携の取組を支援 	
<p>(ク)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進 	<p>(カ)医療・介護関係者の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実践を習得 ◆介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等 	<p>(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

出典：第2回都道府県在宅医療・介護連携担当者・アドバイザー合同会議（H26.10.09）資料1-1
在宅医療と介護連携の推進について（図2 P15）
<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000061019.pdf>

(3) 在宅医療・介護連携支援センター

国は、在宅医療・介護の連携についての相談窓口として、市区町村に「在宅医療・介護連携支援センター（仮称）」の設置を示し、介護保険の知識を有する看護師、MSW等の配置を求めた。その運営は、郡市区医師会等へ委託することができ、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの相談の受け付け、及び情報提供を行う。退院支援ルールが整備されていない地域においては、医療機関から在宅への円滑な移行が困難な事例について、医療・介護の関係者に対して調整支援も行う。市区町村で協議された対応方針を踏まえ、各事業の必要に応じて支援をする（図3）。

図3 在宅医療・介護連携支援センター（仮称）



出典：第2回都道府県在宅医療・介護連携担当者・アドバイザー合同会議（H26.10.09）資料1-1
在宅医療と介護連携の推進について（図3 P16）
<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000061019.pdf>

2. 名古屋市医師会が目指す、在宅医療・介護支援システム

(1) 在宅医療・介護支援システムの概要

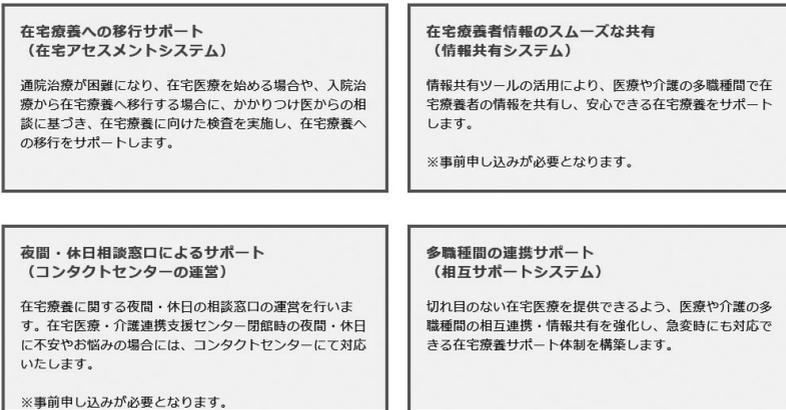
一般社団法人 名古屋市医師会では、平成27年度より、名古屋市から委託を受け「名古屋市医師会 在宅医療・介護支援システム（以下、支援システム）」の運営に取り組むため、在宅医療・介護連携室を立ち上げた。支援システムは、新規在宅医の参入促進と在宅医・多職種の負担を軽減するため、在宅療養の安心、安全、各地域の特性を踏まえた均てん化を目指している。これを支えるシステムとして、以下の4つのシステムが用意された（図4）。

在宅医療・介護支援システムを支える4つのシステム

- ① 在宅アセスメントシステム（在宅療養への移行サポート）
- ② 情報共有システム（在宅療養者情報のスムーズな共有）
- ③ コンタクトセンター（夜間、休日相談窓口によるサポート）
- ④ 相互サポートシステム（多職種間の連携サポート）

ここで、「はち丸ネットワーク」という名称で運用されている②の情報共有システムについて、少し説明を加えたい。はち丸ネットワークは、名古屋市において在宅医療・介護を必要とする療養者の関係多職種が、安全に情報を共有するシステムである。データは、認証や暗号化で管理されるネットワーク（Virtual Private Network）を通して、高いセキュリティの元でやり取りされる。関係多職種は、はち丸ネットワークを利用して、パソコンやタブレット、スマートフォン等の端末機器から、リアルタイムに必要な情報にアクセスできる。

図4 在宅医療・介護支援システムを支える4つのシステム



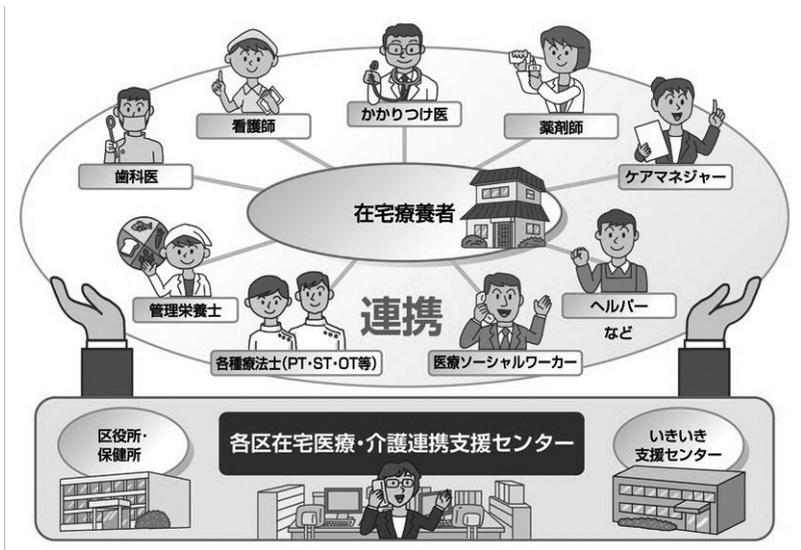
出典：（一社）名古屋市医師会 在宅医療・介護連携支援センターホームページ センター概要
<http://zaitakukaigo.nagoya/about>

(2) 名古屋市医師会 在宅医療・介護連携支援センター

一般社団法人名古屋市医師会では、平成 27 年 10 月に市内 8 区、平成 28 年 4 月には市内全 16 区に支援センターを開所した（図 5）。

支援センターでは、在宅療養に関する不安や悩みへの相談窓口の運営をはじめ、医療資源情報の提供、在宅医療・介護に関する各種講演会の開催等、在宅療養環境のサポートを行う。また、16 区の支援センターのうち 4 区は、二次医療圏ごとの中核的な支援センターとして、区を超えての連携構築等の事業を行う。

図 5 名古屋市医師会 在宅医療・介護連携支援センター イメージ図



出典：（一社）名古屋市医師会 在宅医療・介護連携支援センターホームページ センター概要
<http://zaitakukaigo.nagoya/about>

図6 名古屋市医師会 在宅医療・介護連携支援センター 配置図



出典：報告者作成

3. 在宅医療・介護連携支援センターにおける医療ソーシャルワーク

(1) 名古屋市医師会 中區在宅医療・介護連携支援センター

報告者が勤務する中區支援センターは、平成28年4月1日に名古屋市の中區部に位置する中區に開所した。9.38km²の小さな区内に、官公庁街、オフィス街、繁華街、住宅街があり、84,947人(平成28年12月1日現在)が暮らしている。都市部のため、名古屋市の中でも高齢化率は低い(表1)、中高層のビルやマンションが多く、独居者・中高層住宅居住者の孤立化が課題となっている。そのような地域の特性も踏まえた連携推進を考えたい。

中區支援センターの平成28年度の事業(予定含む)は、以下の7事業である。本稿では、ソーシャルワーカーで紹介した①の第1回多職種連携研修会に加え、②の第1回在宅医療参画研修会を紹介したい。

平成28年度名古屋市医師会 中區在宅医療・介護連携支援センター事業

- ① 平成28年度 第1回多職種連携研修会(平成28年5月12日、13日実施)
- ② 平成28年度 第1回在宅医療参画研修会(平成28年9月10日実施)

- ③ 在宅医療連携部会 第1回準備会議（平成28年10月21日実施）
- ④ 平成28年度 第2回多職種連携研修会（平成28年11月12日実施）
- ⑤ 在宅医療連携部会 第2回準備会議（平成28年12月12日実施）
- ⑥ 平成28年度在宅医療と介護 中区民のつどい *予定
- ⑦ 中区地域包括ケア推進会議 第1回在宅医療連携部会 *予定

① 平成28年度 第1回中区多職種連携研修会

開所間もない5月に介護事業者を対象とした研修会は、中区支援センターを知ってもらうことを目的に開催した。研修会では、中区支援センターの見学とはち丸ネットワークの研修を行った。介護保険事業者から「中区支援センターを一度見てみたい、はち丸ネットワークについて知りたい」との声を聴いての企画であった。平成27年度に8区で開所していた支援センターでの研修等に参加した多職種からは、新しい事業であるはち丸ネットワークへの問い合わせも多かったため、実際に操作してもらえる研修会にした。研修会では、テスト療養者の情報共有ページを使い、具体的な事例を想定しながら説明。参加者には、実際に入力等も行ってもらった。説明は、操作方法や機能のみでなく、看護師からは、画像情報の有用性等、MSWからは、療養者の生活情報を通して、その想いや考え方も共有できること、療養者の尊厳や介護従事者における代弁機能についても伝えた。研修会でのやり取りはもとより、研修会を行うまでの企画段階で多職種の意見や需要を聴くことも多職種との連携構築を深めた。研修会の企画や運営で得る気づきは、その後の事業、相談へ役立つと同時に、拠点機能とMSW自身の職能も向上できるものである。

② 平成28年度 第1回在宅医療参画研修会

9月には、平成28年度 第1回在宅医療参画研修会を行った。これは、医療機関に在宅医療の導入を促進するための研修で医師を対象とする事業である。中区支援センターでは、名古屋市中区医師会が、前年度に取り組んでいた、介護保険事業者や行政も招いての在宅医療参画セミナーを引き

継ぎ、医療・介護・行政の多職種で行った。研修会では、在宅医療をしている診療所の医師から、はち丸ネットワークを利用している症例についての報告、中区支援センターからは、システムの普及の現況やセンターで対応した相談事例についての報告を行った。医療機関へ在宅医療の導入を進めると同時に、中区の在宅医療の現状を歯科医師、薬剤師、看護師といったコメディカルや介護関係者、行政職員にも知ってもらう研修となった。

都市部である中区には、外来診療のみを行うビル内の診療所も多く、他の市区町村から通勤している医師も少なくない。孤立化が課題である中区での在宅医療には、療養者と医療を繋ぐ多職種の連携は、特に重要である。こうした地域の実状、特性、潜在的な需要を共有できる研修会の企画は、地域福祉を基盤としたソーシャルワーク実践の一つである。

今後、市民への在宅医療・介護についての啓発を目的とした⑥の講演会も予定している。

医師と音楽療法士による音楽療法の講演と実演を行い、在宅療養の一端に触れていただく。MSW は、医療機関での受診受療援助、入退院に関わった経験を活かし、市民と医療を繋ぐ架け橋とならなければならない。

表1 年齢(3区分)、区別人口及び年齢別割合(平成27年国勢調査より)

	平成27年					
	15歳未満		15~64歳		65歳以上	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合
名古屋市	282,497	12.5	1,429,795	63.3	545,210	24.2
1 名東区	23,865	14.8	104,300	64.5	33,483	20.7
2 中区	5,726	7.2	56,900	71.6	16,877	21.2
3 天白区	20,921	13.1	104,381	65.4	34,345	21.5
	(中略)					
14 中村区	12,897	9.8	82,689	62.8	36,114	27.4
15 北区	18,473	11.4	99,012	61.0	44,928	27.7
16 南区	14,991	11.0	82,244	60.4	39,018	28.6
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)

(注)割合は年齢不詳を除いて算出。

出典：名古屋市ホームページ 平成27年国勢調査 名古屋市の人口と世帯数(確定値)
<http://www.city.nagoya.jp/somu/page/0000086751.html>

（2）名古屋市医師会 中区在宅医療・介護連携支援センターにおける相談事例

本稿では、開所2か月を過ぎたばかりのソーシャルワーカーでは報告できなかった、中区支援センターでの相談事例についても触れておきたい。

中区支援センターには、区内や隣接区の医療機関や介護事業者、高齢者やその家族からの相談が寄せられる。本稿では、医療機関からの①退院時の在宅医療導入相談、②通院からの在宅医療移行相談を個人情報保護のため一部改変して紹介する。

① 退院時の在宅医療導入相談の事例

自立して生活していた高齢者が、転倒による骨折を機にベッド上での生活となり、回復期リハビリテーション病院の退院時に訪問診療が必要となった事例である。病院からは、「在宅療養は、困難。」と施設入所を勧められたが、療養者と家族の強い希望での在宅療養の選択であった。

中区支援センターから、療養者の居宅近くの在宅医へ相談。診療情報提供書、看護サマリーの情報で、褥瘡や嚥下困難等、退院カンファレンスでは、同居する家族の介護力、判断能力の不安もわかった。在宅医からは、緊急時やレスパイトも含めてのグループ構築の依頼があった。すぐに支援システムに登録している後方支援病院と連携し、はち丸ネットワークも利用してのグループ構築を支援した。在宅医療導入当初は、不安から家族が中区支援センターに電話をかけてくることもあった。そんな家族も、現在は、ゆったりとした気持で介護に取り組んでいると、在宅医から報告をいただいた。

② 通院からの在宅医療移行相談

月1回の専門科受診のみしていた重度の要介護高齢者に褥瘡が発生。在宅での処置が必要となり、訪問診療をしていない医師から、在宅医を紹介してほしいとの依頼があった。

地域包括支援センターへの連携、役所の介護保険課の協力で、介護認定

は出ているものの本人の拒否が強く介護サービスを受けていないとわかった。家族は、本人が受け入れるはずがないと入院を希望していたが、入院治療の必要性はない。介護支援専門員の訪問を経て、初めて訪問看護の導入となった。後日、介護支援専門員から本人が医療の処置ならとサービスを受け入れてくれたことの安堵と、今後の介護サービスに繋がればとの期待について連絡があった。在宅医には繋げなかったが、訪問看護を受けることで在宅での療養が続けていけることとなった事例である。この事例では、中区支援センターが直接動くことはなかったが、医師からの相談窓口があったことが、療養者と医療・介護が繋がるきっかけとなれた。

在宅医療の導入や移行の相談を紹介したが、窓口には介護の相談や制度への質問、入退院の相談も多い。中区支援センターが直接支援しない相談も、在宅医療・介護の連携構築という枠組みの中では、地域の特性、需要を把握でき、活かしていける。住民の声に耳を傾け、寄り添うことは、MSWとして、療養者とその家族、地域住民の視点に立ち続ける原点でもある。

4. 在宅医療を支える医療ソーシャルワーカー

報告者は、病院のMSWから在宅医療のMSWとなったが、病院の外來受診や入院加療の際に支援してきたのと同様に、在宅であってもその権利を擁護する。

病院の相談室で案内してきたように、在宅療養者、地域住民へ社会福祉制度を案内する。診療所へ通院する方の社会資源への橋渡しをする。1ケースであっても、ツールの普及やネットワークの構築であっても、多職種との連携の際に療養者と家族の想いが共有できるよう支援する。地域の社会資源を把握し、その提供の際は、利用できるのか、環境、療養者、家族の力をアセスメントする。行政への働きかけも、立場が変わっても、あらゆる機会で行っていくことに変わりはない。在宅医療・介護連携支援センター事業においては、在宅医療の主体が療養者本人であることを共有できるものとし、地域での在宅医療・介護連携の普及・啓発の際には、療養者と

その家族、地域住民へそれを明確にしていく役割を担っている。

MSW は、病院等の保健医療機関にあっても、在宅医療の場にあっても、療養者とその家族の望む生活を支えなければならない。療養者がどこでどのように療養するかを選択を支援し、個人の意思が尊重され、権利が守られるよう支援をしなければならない。

（注）

注1 医療ソーシャルワーカー業務指針（厚生労働省保健局長通知 平成14年11月29日）

注2 厚生労働省ホームページ 医療と介護の一体的な改革 医療と介護の連携に関する報告書等

【在宅医療・介護連携推進事業 プラン作成強化セミナー】行政説明資料（平成29年1月19日検索）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000142946.pdf>

注3 厚生労働省ホームページ 医療と介護の一体的な改革 医療と介護の連携に関する報告書等

【在宅医療・介護連携推進事業 プラン作成強化セミナー】行政説明資料（平成29年1月19日検索）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000142946.pdf>

執筆者紹介（執筆順）

加藤 晴 明	中京大学現代社会学部教授
大岡 頼 光	中京大学現代社会学部教授
芦 川 晋	中京大学現代社会学部准教授
成 元 哲	中京大学現代社会学部教授
牛 島 佳 代	愛知県立大学看護学部准教授
松 谷 満	中京大学現代社会学部准教授
伊 藤 葉 子	中京大学現代社会学部准教授
近 藤 芳 江	居宅介護支援ハートサービス近藤 主任介護支援専門員・認定社会福祉士
中 川 学	蒲郡市社会福祉協議会蒲郡市障がい者支援センター 相談支援専門員・精神保健福祉士
杉 戸 順 子	一般社団法人名古屋市医師会中区在宅医療・介護連携支援センター 医療ソーシャルワーカー

◆編集後記

今年度は本学部創立 30 周年にあたります。30 周年を記念して 2017 年 1 月 28 日に「生きる場の再構築－分断社会から脱却するつながりとは－」を開催しました。40 周年に向けて、紀要に学部の研究成果を積み重ねていきたいと思いを。

現代社会学部紀要編集委員

小 木 曾 洋 司・岡 部 真 由 美

中京大学現代社会学部紀要 第 10 卷 第 2 号 (旧) 社会学部紀要通巻第 59 号

発行日 2017 年 3 月 10 日 (2016 年度)

発行所 **中京大学現代社会学部**
〒470-0393 豊田市貝津町床立 101

発行者 **村 上 隆**
編集者 現代社会学部紀要編集委員会
印刷所 常川印刷株式会社
名古屋市中区千代田 2-18-17

CHUKYO UNIVERSITY
FACULTY OF CONTEMPORARY
SOCIOLOGY BULLETIN

Volume X, Number 2

2 0 1 6

C O N T E N T S

<Articles>

Amami, Islands of Radio:

Local Identity Redefinition Originate with Amami FM
.....Haruhiro Kato (1)

Amami Islands-the "Islands of Song"-and the Music Media Business:
Record Label of Folk Song, New Folk Song and Popular Music
.....Haruhiro Kato (71)

How did France secure financing to reverse the declining birthrate?
.....Yorimitsu Ooka (123)

Internalization of Cause-Consequence on Interactions:
The Contribution of Herbert Blumer in the History of the Chicago School
.....Shin Ashikawa (161)

"Living Reconstruction" after a Nuclear Disaster:
Life and Health of Parents and Children of Fukushima Prefecture
Nakadori Area as seen in the Responses of the 2015 Survey
..... Woncheol Sung (199)
..... Kayo Ushijima
..... Mitsuru Matsutani

<Practical Reports>

The integrated Community Care System and Social Work
Epilogue
.....Yoko Ito (269)

Community - based Practices
.....Yoshie Kondo (285)

From Individual Issues to Community Issues
.....Manabu Nakagawa (293)

Social Work in Support of Homecare
..... Junko Sugito (303)

CHUKYO UNIVERSITY
FACULTY OF CONTEMPORARY
SOCIOLOGY BULLETIN

Editorial Committee